

2010(平成 22)年度  
自己点検・自己評価報告書

奥羽大学

## 目 次

### 2010(平成 22)年度自己点検・自己評価報告書

#### I 歯学部自己点検・自己評価報告

1. 歯学部における教育全般について	2
2. 学生の成績評価表とその基準	4
3. シラバス	8
4. 授業形態と方法	9
5. F D委員会	10
6. 教育カリキュラム	11
7. 国際交流	12
8. 学生の受け入れ	14
9. 教育・研究のための人的・物的体制	17
10. 社会貢献	22
11. 学生生活	23
12. 歯学部教員の業績評価報告	31

#### II 附属病院自己点検・自己評価報告書

1. 附属病院の理念・目的と達成度	50
2. 附属病院の組織	53
3. 卒前臨床実習	55
4. 卒後臨床研修	58
5. 附属病院の施設と診療	62
6. 附属病院の地域社会との交流及び社会貢	79

#### III 大学院歯学研究科自己点検・自己評価報告書

1. 大学院歯学研究科の理念・目的	86
2. 教育研究組織	87
3. 教員・教員組織	88
4. 教育内容・方法・成果	90
5. 学生の受け入れ	98
6. 学生支援	101
7. 教育研究等環境について	102
8. 社会連携・社会貢献	114
9. 管理運営・財務について	117

10.	内部質保証について	118
-----	-----------	-----

#### IV 薬学部自己点検・自己評価報告書

1.	薬学部における教育全般について	122
2.	学生の成績評価法とその基準	123
3.	シラバス	127
4.	授業形態と方法	129
5.	FD活動	130
6.	教育カリキュラム	134
7.	学生の受け入れ	143
8.	教育・研究のための人的体制	146
9.	社会貢献	148
10.	学生生活	155
11.	薬学部教員の業績評価報告	161

#### V 図書館自己点検・自己評価報告

1.	図書館の理念・使命と目的	173
2.	図書館の沿革と概況	173
3.	図書等の収集と体系的整備	174
4.	施設・設備の整備状況	179
5.	利用者へのサービス	182
6.	図書館の社会的貢献	189
7.	電子的図書館機能の整備・学術情報へのアクセス	190
8.	図書委員会	193
9.	東日本第震災による図書館被害状況	194

#### VI 事務局自己点検・自己評価報告

1.	大学の沿革	198
2.	理念・目的	200
3.	事務組織	201
4.	施設・設備	206
5.	管理運営	214
6.	財務	222
7.	点検・評価	230
8.	情報公開・説明責任	231

# I . 歯学部自己点検・自己評価報告

# 1. 歯学部における教育全般について

## 【現状説明】

### <奥羽大学歯学部の位置づけ>

本学部は、昭和 47 年単科である「東北歯科大学」の学部として設立され、昭和 61 年に大学院歯学研究科を開設し、歯科大学としての組織を完成させた。その後、平成元年に、文学部の設置により「奥羽大学」と名称を改め、奥羽大学・歯学部として歩んできた。歯学部の教育目的は、“高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師の養成”であり、この目的を達成するためには、時代に即した教育方法やカリキュラムの整備及び教員の教育力の向上が必要となる。これら高等医療教育機関としての理念は、歯学部の『授業概要』や『大学案内』、さらに奥羽大学のホームページなどに〔建学の理念・目的〕、〔教育理念〕及び〔教育目標〕として掲げられ、教育を通して地域社会に有用な歯科医師の養成に貢献すべく努力が続けられている。

### <最近の歯学部の教育にかかわる取り組み>

- ①平成 14 年度新入生から、モデル・コア・カリキュラムに基づいた教育を開始し、現在まで毎年度改善を重ねてきている。平成 18 年度にカリキュラム委員会を立ち上げ、「6 年一貫教育」を柱とした「歯科医療人間学」「系統・統合教育」及び「診療参加型臨床実習」に重点をおいた新カリキュラムを作成し、平成 19 年度から実施している。また、臨床教育を臨床参加型としてさらに充実したものとするために、同 19 年度からは臨床実習の期間を 12 か月から 15 か月に延長した。平成 20 年度からは「総合学習」により各学年、各教科の学力向上と有意義な学生生活推進のための新カリキュラムを作成した。また、従来の 90 分 1 コマから 60 分 1 コマとし、講義の密度向上を図った。
- ②時代の要請である「自己点検・評価」は、「教育の質の向上」を目的として、平成 17 年度から本格的にスタートした。本年度も同様に、「教員業績の自己点検・評価」の結果を全教員に対してフィードバックした。さらに、総合業績評価の奮わない教員に対して、学部長が面接により改善を促した。また、教員の教育意欲と能力を高めるための研修会やワークショップを、2～5 回/年実施してきている。
- ③「医療系大学間共用試験実施評価機構」（以下「機構」という。）が実施評価する共用試験（いわゆる、CBT・OSCE）は、平成 20 年 7 月 1 日に本学も正会員としての加盟が承認され、平成 21 年から本学を会場として共用試験が実施され、平成 22 年度も恙無く行われた。
- ④教員の FD に資するため、演習、実習を除く全教員の講義のビデオ撮影を昨年度に続き本年度も実施した。
- ⑤共用試験に高得点を得ること、歯科医師国家試験に合格する確実な学力向上を図ること、この 2 点を実現するため、教員側にあつては「しっかり教育」「しっかり評価」、学生側

にあっては「しっかり学び」「しっかり合格」をスローガンとして掲げた。

### 【点検・評価、長所・問題点】

カリキュラム構成上のいくつかの新しい試み（「6年一貫教育」を柱とした「歯科医療人間学」「系統・統合教育」及び「診療参加型臨床実習」に重点をおいた新カリキュラム）を取り入れたことは、学生の歯科医師となる意欲を向上させることに意義があった。さらに、普通の教員の教育能力を高める努力と、より優れたカリキュラムによる教育の実践の試みも、大いに意義があった。

これまでに行われたカリキュラム改革の特徴は、「倫理教育の重視」と「疾患別講義」や「診療参加型臨床実習の実施」である。これらのカリキュラムに対する全教員の一体となった姿勢は、歯学部教員全体で学部改革を行うという具体的な動きとなった。現在では、より良い教育のため、カリキュラム委員会では常に講義・実習等の状況を確認することで、次なるカリキュラムの改革のための資料としている。このような組織を保有することと、活発な活動は高く評価できる。

また、本学部における歯科医学教育を充実させるために、継続して実施している「学生による授業評価」やFD活動などの様々な試みは評価できる。しかしながら、これらはアウトプット評価が主であり、その効果を検証するアウトカム評価となっていない点が指摘されてきた。そのため、昨年度から全教員の講義をビデオに撮影し、それを学部長を中心としたFD委員会で視聴し評価を行う、いわゆるピアレビューを開始した。このことは大きな改善であると評価できる。一方、教員に対しては評価結果をフィードバックすると同時に全教員に自分の講義を視聴してもらい、その自己点検・自己評価の報告を提出させた。このことは、講義の可視化を促進し、また、教員自らが自分の講義を検証する機会ともなり、高い効果があったものと評価する。

平成23年3月11日、14時46分、宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震（東日本大震災）が発生し、本学も震度6強の激しい揺れに襲われた。地震により建物損壊、教育研究機器損壊などの被害が発生した。教職員は発災以降、教育環境を第一に考えた復旧を行った。しかしながら、新学期開始時期の遅延、それに伴う講義変更等、教育研究業務に与える様々な影響が懸念される。さらには、福島第一原子力発電所の事故による風評被害により、在学生の他校への転出者、入学予定者の辞退者などがあり、原発事故が次年度に向けた学生募集上の大きな障害となることが予想される。

### 【将来の改善に向けた方策】

歯学部の教育目的である「人間性豊かな歯科医師の養成」を達成するために、「教育の方策」を次のように設定する。

- ①教員は、学生に対して「礼節」をもって臨むこと。すなわちまず教員が「言葉使い」「態度」「挨拶」などにも気を配り、学生にとってよき社会人の模範となこと。
- ②学部長がこれまで毎年行ってきた、歯科医師になるための、歯科医師として基本となる姿勢（「モラル＝態度・倫理」「安全管理への備え」「国際的にも遜色のない総合的臨床能力とは」など）の啓発を継続する。
- ③機構が実施する臨床実習開始前の共用試験に対しては、基本となる教育内容を持ったカリキュラムとして、本学部独自に立案し、教育の質を担保するものを提示して到達度が評価されるようにする。
- ④講義内容を収録したビデオによるピアレビューで要改善と指摘された教員の改善状況を、再度ビデオに収録し検証する体制を強化する。
- ⑤歯学部教育の基本方針である「しっかり教育」「しっかり評価」、「しっかり学び」「しっかり合格」の周知を図る。
- ⑥大学案内、大学HPなどにアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを詳細に掲げる。

## 2. 学生の成績評価法とその基準

### 【現状説明】

#### ①学生への対応

歯学部では学年制を採っているため、進級のための最終的な総括的学習評価は後期定期試験の結果をもとに行われている。しかし、前期のみで終了し、総括的な評価をしなければならない科目もあることから、前期終了時点で前期定期試験も実施している。全科目に適用されている前期定期試験の結果を総括的評価に用いる科目もあるが、多くの科目では形成的評価の資料として活用している。定期試験とは別に、講義の中間時点で試験を課している科目や、毎回の講義で小テストを実施し学生の到達度をその都度確認し、学生にフィードバックしている科目もある。

各学年とも学生を4～10群に分け、各群に配置したクラス担任が、普段の面接を通して勉強・生活指導を行っている。特に留年生へは「なぜ留年することになったのか」を自覚させる綿密な対応をしている。

#### ②成績評価法

講義に対する成績評価は、すべての科目でシラバスに具体的基準が明確に記載されている。評価手法としては、主として論述試験や多肢選択方式の客観試験が行われ、知識を問うことに主眼が置かれている。中には、講義終了後に定期試験を行わず、講義時間中に講義内容の中から毎回設問を提示してレポートを提出させ、後に時間内で解説を行い、総合的な成績評

価をしている科目もある。

基礎実習や模型実習では科目の特徴により違いはあるが、実習後のレポートや口頭試験による形成的評価と実習内容に関する筆記試験、実技試験、提出レポートの評価及び口頭試問による総括的評価が行われている。これらの実習では、実習内容ごとにレポートや口頭試験を課すことによって達成度を評価できるため、習熟度を観察しながら実習を進行させることができる。第3学年からの臨床歯学科目の実習では、口頭・客観試験で知識を評価し、実地試験では技能と態度について評価している。学習の達成度は、いずれの科目においても学則に則り、100点満点の60点以上を合格とし、それに満たない学生に対しては再試験を行って最終成績を出している。

臨床実習前には、CBTとOSCEを実施し、4年次から5年次の進級判定の重要な判断材料としている。平成22年度実施では、CBTの成績不振により数名が留年している。

第5学年の臨床実習では、各科の配属終了時点で、客観試験や口頭試験により知識に対する総括評価が行われている。また、平成20年度からは、第5学年を12グループに分け、4～6月の期に1グループ(8名)を基礎講座に各1週間ずつ配属して、基礎学力の養成を行っている。その期間中に1グループは1週間全て実習または演習によって基礎科目を学び、7月に入って2回に分けた客観試験により評価し、臨床実習の最終評価に反映させることにしている。

第5学年シミュレーション実習では課題ごとに実地試験を課している。臨床実習の最終合否判定は、実習終了時点で実施した実習の知識を問う総合筆記試験、技能・態度を計る総合実地試験さらには出席状況等を加味して、総合的に行われている。

卒業試験は3回実施している。卒業試験はそれ以前の進級試験と異なり、すべての授業科目内容を含んだ総合的な問題であり、それらは多肢選択形式で実施される。平成20年度から国家試験合格基準を考慮し、平均点65点以上を合格点とした。

### ③進級判定

進級判定は、成績評価結果を学年ごとに集計し、奥羽大学歯学部進級基準(「奥羽大学学則」、第37条及び第38条)に則り行われている。その基準は全ての科目で60点以上の獲得を条件としている。

### <在籍学生の進級状況>

歯学部の収容定員は600名である。過去5年間の在籍学生数は減少傾向にあり、平成22年5月1日現在の在籍学生総数は521名で、収容定員に対する在籍学生総数の比率は86.8%である。平成22年5月現在の歯学部の在籍学生数内訳を表-1に示す。

表-1 歯学部歯学科の在籍学生数の推移

歯学部	歯学科	年度 (平成)	入学定員	編入学定員	収容定員 (A)	在籍学生総数 (B)	A/B	在籍学生数											
								第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
								学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)
		18	100	—	600	617	1.03	109	2	98	13	100	9	105	5	91	0	114	14
		19	100	—	600	601	1.00	98	9	117	11	91	7	94	1	98	1	103	12
		20	100	—	600	596	0.99	104	8	98	8	109	10	84	3	94	1	107	35
		21	100	—	600	573	0.96	60	5	103	6	100	6	102	12	81	0	127	42
		22	100	—	600	521	0.87	37	5	65	6	102	5	105	12	90	0	122	41

(留年者数には休学者を含む)

#### ④ 歯科医師国家試験

卒業試験を合格した学生が、歯科医師国家試験に合格する割合は減少する傾向にあったが、近年推進した様々な教育改革が功を奏し、平成22年度（第104回歯科医師国家試験）では新卒者における合格率は上昇し、私立歯科大学17校中上位7位の結果を挙げた。

過去5年間の歯科医師国家試験の合格者状況を表-2に示す。

表-2 過去5年間の奥羽大学歯科医師国家試験の合格者状況

	新卒者			既卒者			総数			全国平均 合格率 (%)
	受験者数	合格者数	合格率 (%)	受験者数	合格者数	合格率 (%)	受験者数	合格者数	合格率 (%)	
第100回	100	67	67	51	21	41.2	151	88	58.3	74.2
第101回	90	43	47.8	61	18	29.5	151	61	40.4	68.9
第102回	72	48	66.7	84	32	38.1	156	80	51.3	67.5
第103回	82	49	59.8	68	27	39.7	150	76	50.7	69.5
第104回	77	61	79.2	73	33	45.2	150	94	62.7	71

### 【点検・評価、長所・問題点】

#### ① 学生への対応

定期試験とは別に、講義の中間時点で試験を課している科目や、毎回の講義で小テストを実施し学生の到達度をその都度確認し、学生にフィードバックして学習効果を上げよう

という方法などの試みは評価できる。

各学年ともクラス担任が、普段の面接を通して勉学・生活指導を行っている。また、各学年主任が適宜クラス担任会議を開催し、学生の学業成績等の情報を共有している。このようなきめ細かな対応は高く評価できる。特に6年生においては学年主任の強力な指導力の下、10名の教授がクラス担任となり、少人数クラスのもとで密度の濃い指導を行っていることは特筆に価する。よって、この長所をさらに伸ばすために、クラス担任能力の向上のためのFD実施を検討する必要がある。

## ②成績評価法

成績評価法は全科目においてシラバスに具体的に記載されている。このことで成績評価に対する学生からの信頼を得ていることは評価できる。

## ③在籍学生の状況

平成22年4月1日現在の在籍学生の定員に対する比率は96%であり、減少傾向にあることは憂慮される。また、留年者数に関しては、平成22年度第3、4学年において平成22年度増加が見られたが、他の学年、特に6学年における大きな変化は認められない。

## ④進級判定

1科目でも不合格であれば、進級を認めない。厳格な進級基準の策定は必要である。

## ⑤歯科医師国家試験

卒業試験を合格した学生が歯科医師国家試験に合格する割合は、国家試験の難化や相対評価制度の導入により、ここ数年減少してきた。しかしながら、本年度は転じて増加した。このことはこれまで実施した様々な改革が効果を挙げた証左であると考えられる。

## 【将来の改善に向けた方策】

成績評価方法については、論議を行ったうえでその方向性と明確性を定めなければならないが、科目の種類や性格によって相違があっても良い。

在籍学生数の状況については、入学定員を守り、留年者数を少なくする。そのためには、各科目担当者は教授方法の工夫や成績評価法の改善を行う。

留年者への対応は、平成18年度から学年主任とクラス担任が直接指導にあたり、留年の原因について話し合い、生活相談に応じるなど綿密に実施している。特に第6学年における留年者には、クラス担任10名において個別の勉学・生活指導を進めている。今後、これらの結果の分析を行い、さらなる対応策を講じていく予定でいる。そのために第6学年生に実施する各種試験問題あるいはその結果を一元管理し、学年主任、クラス担任及び学生にその情報を提供できる簡易なデータベースを構築した。

歯科医師国家試験については、これまでの進級判定などの問題点や教授方法の改善をさらに進展させること、また上述のような対応により、更なる合格率の上昇を目指す。

### 3. シラバス

#### 【現状説明】

学生に配付される『シラバス』には、学習する「科目の概要」「担当教員」「使用教科書・参考書」及び「学習内容と日程」が記載されている。学生が学習に対して積極的に取り組む姿勢を形成するには、歯学部の教育目標を新入生に明確に提示しておき、6年間の一貫教育のなかで、歯科医学・歯科医療に対する学生の自覚を丁寧に育成していく必要がある。

歯科医師となるための専門科目の配置を考慮しつつ、学生にとって分かりやすいシラバスにするための改善を逐次行ってきた。一方で、「科目担当者による授業の自己点検・評価アンケート」を実施して比較と公表を行い、教員の授業に対する改善とシラバスの改革に向けた自覚を促してきている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

歯学部のシラバスは6年分が一冊にまとまっている。このため全学生が6年間の講義内容を知ることができるため、学生にとって教育内容の全貌が掴めて良い。また、シラバスには、科目ごとに授業内容と対応する歯学教育コアモデルカリキュラムの記号を記載し、学生に分かりやすいよう配慮している。また、これまで改善を指摘された成績評価方法の記載については、曖昧な表現を排し具体的に記載させたことは評価できる。また、オフィスアワーの記載についても整備された。今後は教員の電子メールアドレスを掲載することを検討している。一方、教職員と学生にシラバスをもっと有効に活用してもらうために、構成や記載内容の見易さや理解度を向上させる必要があるという点がいまだ問題点として挙げられる。

#### 【将来の改善に向けた方策】

教員と学生のそれぞれの目的意識の改革が急務である。それと同時に、各科目間による講義内容の重複や欠如している授業項目の調整、教員間の相互理解を深めるための議論の時間を設ける。平成19年度からスタートした「歯科医療人間学」「系統教育」及び「統合教育」では、コーディネーターの指導でそれらの項目別内容や配分について配慮して計画が立てられ、担当者に説明会を行って相互理解を深め、充実した講義形態を整えつつある。これらの科目の評価を行い、学生にとってよりよい科目にしていく。

また、学生・教職員におけるシラバスの活用を更に促進するよう啓発する。

## 4. 授業形態と方法

### 【現状説明】

歯学部における授業形態は、講義、演習、実習が主体となっている。特に第1学年における「歯科医学概論」「社会歯科学」「生命基礎科学Ⅰ」と、第2学年における「医療経営学」「医療管理学」の講義及び「生命基礎科学Ⅱ」の導入は、歯科医師育成機関として「6年間一貫教育」という方針の実現の一環でもある。多くの「一般教養科目」では、1学年を2～3のグループに分けた小人数体制をとることで、教員と学生の交流を深め、それが学習効果の向上につながっている。第2学年以降に開講される専門科目の多くは、学年全員を一括した講義・実習の授業形態で授業されているが、「臨床総合演習」や「総合臨床実習」では、小人数のグループで行われている。第5学年の「臨床実習」では、8名ずつローテーションによって各科目を週単位で学んでおり、実効を上げている。

平成22年度のカリキュラムでは、昨年度同様、第1学年の「総合学習Ⅰ」で、高校レベルの理科を中心に復習させ、高等学校における理系科目の未履修範囲を補うという試みを行った。また、2～4年の総合学習では授業内容を復習するという「繰り返し学習」として位置づけている。各学年で半期終了ごとに学習を繰り返す機会を設けて、学生の学力向上につなげようという試みである。また、第2学年と第3学年にかけて教養系の「物理」「化学」と専門科目の「歯科材料、生体材料学」「歯科放射線学」「保存修復学」を統合させた「歯科臨床基礎学Ⅰ・Ⅱ」を設置した。さらに、統合科目にシミュレーション実習（デントシム）を導入し、う蝕の発生から治療法までを座学と実習を通して教育する方法を導入した。

### 【点検・評価、長所・問題点】

入学試験において、理科3科目から1科目を選択としていることから、入学時の学生には必ずしも自然科学の最低限の基礎知識が備わっているわけではない。自然科学系の科目である生物学、物理学、化学は、基礎歯科医学への橋渡しの役割を果たすことから、基礎知識の学習を充実させる必要がある。そこで、自然科学の基礎知識の確認と、高等学校で修得しなかった科目の履修の意味から、総合学習でその内容を教授していることは評価できる。

基礎歯科科目の基礎実習と臨床歯科医学科目の模型実習においては、1学年を10数人のグループに分けて、テーマごとに同一の教員が指導にあたるため、学生の知識、技能のレベルを把握しやすく、学生の能力に適した指導がされており、評価できる。また、平成20年度から統合科目にシミュレーション実習を取り入れたことは評価できる。特にコンピュータを用いたデントシムは教育効果向上に大きく貢献している。

各学年の全体講義の中で、一部私語や居眠りなどの怠惰な学生が認められた。特に、私語は他の学生の迷惑となる事態であるが、これを毅然として注意喚起しない教員が少なからず

存在することは問題である。より興味を引く講義を実施することで、怠惰な態度を学生に取らせないという努力が、教員側に求められる。

### 【将来の改善に向けた方策】

教員の意識の改革に向けて、FD委員会が「研修会」などのプランを練っている。特に学生教育の主な手段である講義については、講義撮影ビデオを活用し、改善が必要な教員に対しては指導を行う。

## 5. FD委員会

### 【現状説明】

平成13年に「FD委員会」が組織された。平成14年度からこれまでに、歯学部的全教員を対象に教育講演を25回、ワークショップを36回開催し、教育に対する教員の取り組み方等についての「教員研修講演会」としての役割を果たしている。また、学生による講義と実習の授業評価が実施され、特に評価の低い科目の教員に対しては、歯学部長が中心となって指導を行っている。FD委員会が作成した案件は教授会で承認のうえで実施されるため、教授全員にFD活動の方針が理解され協力が得られている。これまでFD委員会により実施されてきた「学生による授業評価」は、アンケート方式により集計分析され、その結果を科目担当者に通知することにより、教育水準の向上に役立っている。平成22年度のFDによる研修内容を表-3に示す。

表-3 平成22年度の歯学部教員研修講演会開催一覧

回	開催日	講師	テーマ
第24回	H22. 11. 25	FD委員会 奥羽大学歯学部	平成23年度カリキュラムについて
第25回	H23. 2. 18	FD委員会 奥羽大学歯学部	シンポジウム 今、奥羽大学に求められるもの

### 【点検・評価、長所・問題点】

これまで行った研修講演会の参加者数は毎回120名以上で欠席者は少数であり、教育者ワークショップなどでは、毎回定員を上回る参加申し込みがある。FD活動が教員の関

心事となっていることは評価できる。

「学生による授業評価」の有効性を図るため、平成 18 年度からは「学生による授業評価」の低い科目に対しては、歯学部長他 2 名の同僚が授業参観し、問題点を科目担当者にフィードバックしている。さらに昨年度からは講義ビデオ撮影を行い、FD 委員会においてピアレビューを行い、その結果を全教員にフィードバックするとともに、望ましい例を研修講演会で提示したことは、高く評価できる。

### 【将来の改善に向けた方策】

本学の教育理念及び学部等の教育目標に基づいて、教員が授業改善を主体的に行えるよう、教育方法の研究、工夫を積極的に推進する FD 委員会活動計画を立てる。具体的には、「学生による授業評価アンケート」の改善、「教員相互の授業参観」の実施とその対応策、「授業方法についての研究会」や「新任教員研修会」等を開催し、セミナー及びワークショップによって実質的に効果のあるものとする。

## 6. 教育カリキュラム

### 【現状説明】

平成 18 年度になって、学部長のもとに「カリキュラム委員会」が設置され、平成 19 年度に向けて新カリキュラムが作成され実施の運びとなった。その後、学部内でカリキュラム説明会や新科目のコーディネーターが活発に論議を行ってきており、平成 20 年度からは授業時間を 60 分とした時間割で、「繰り返し学習（総合学習）」を導入し、実の上がる教育活動を進めている。

### 《平成 22 年度カリキュラムについて》

#### ①カリキュラムの基本方針

21 世紀に入り、各歯科大学や歯学部においてはそれぞれ特色あるカリキュラムを編成し、6 年一貫教育の拡大枠の中で新しいカリキュラムを実施するようになった。本学においても平成 19 年度からカリキュラムの新たな編成を目指し、実行してきた。平成 22 年度のカリキュラムの基本方針は、①授業内容の充実 ②学力向上 ③教授要綱並びにコア・カリキュラム改訂内容の包含④I. C. T. 教育の拡大、以上の 4 点である。これらの基本方針を基に奥羽大学歯学部の教育理念である「人間性豊かな歯科医師の養成」を反映させ、本学の特色あるカリキュラムを目指した。具体的な内容としては、60 分授業の採用、スパイラル（繰り返し授業）の採用、モデル・コア・カリキュラムの完全実施と「6 年一貫教育」という

観点から行う統合科目の増設、15ヶ月間の臨床実習内容の見直し、診療参加型の教育内容の充実、ITを用いた授業、人間性を育むための「歯科医療人間学」の中心となる態度教育とコミュニケーション教育の授業内容の強化を図った。また、科目間のつながりを理解させるためとして、系統講義の他に統合講義を各学年で行った。

### 【点検・評価、長所・問題点】

これまで、モデル・コア・カリキュラムに沿ったシラバスを作成することでカリキュラムの改善を行ってきたが、授業科目の横のつながりについては論議されてこなかった。平成16年度にモデル・コア・カリキュラムに記載されている項目が、本学部においてどのように、あるいはどの程度に授業されているのかについて調査が行われた。その結果は、全ての項目が授業により網羅されていた。しかしながら、科目間において相当数の同じ内容の重複と偏りが見受けられ、科目間の教授内容の調整がほとんど行われていなかったことは問題であったが、新規に、横の科目間のつながりを理解させる統合科目が設置されたことは適切である。しかし、統合科目を担当する教員間の連絡不足が否めないのは問題である。

### 【将来の改善に向けた方策】

2007（平成19）年版の「歯科医学教授要綱」と平成19年度「歯学教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—」に基づいて、カリキュラム編成を見直し、効率的に機能させる。また、カリキュラムは枠にとらわれないで継続的に見直しながら改善していく。また、統合科目については、コーディネーターの資質を向上させるためのワークショップの開催あるいは同様のワークショップへの派遣を行う。

## 7. 国際交流

### 【現状説明】

大学において養成すべき歯科医師像は、「国際水準の知識・技能と倫理観を持ち、世界中の人々とコミュニケーションのできる歯科医師」とされている。平成14年よりモデル・コア・カリキュラムに沿った国際社会で活躍できる歯科医師の養成のために、少人数制による授業時間割として第1学年での英会話と「歯科医療人間学」の中で「医学英語教育」を第1学年から第4学年の4年間実施し、歯科医学英語力の向上に努めてきた。

国際交流の一環として、本学では昭和50年10月に韓国「慶熙大学」、平成元年6月には米国「ロマリンダ大学」と姉妹校協定を結んでいる。韓国・慶熙大学とは隔年持ち回りです

スポーツ及び教員間の交流が行われている。平成 22 年 8 月には本学にて第 14 回学生スポーツ交流及び教員交流が行われた。この交流のさらなる発展のために、学生及び教員の交換プログラム（単位相互認定プログラム）の前準備の話し合いが持たれた。

その他の国際交流としては、国際学会に参加・発表あるいは個人的なつながりのある海外の大学での講演など、数名の教員が行ったのみであった。

しかし、平成 18 年度に「奥羽大学教員の海外留学に関する規程」の改訂が行われ、平成 19 年度には「奥羽大学特別研究期間（サバティカル・リープ）に関する規程」が定められた。海外留学を行う環境が整い、今後は積極的な海外留学が期待される。

### **【点検・評価、長所・問題点】**

平成 19 年度までの経過と比較すると、韓国・慶熙大学との交換プログラム規程の整備が整いつつあり、国際交流の推進がより一層明確になったことは評価されてよい。本学における国際研究交流は、これまでの学部・講座内の個人レベルの活動から脱却する方向にある。今後は大学としての教育研究・診療を含めた大きな交流の進捗状況を見守る必要がある。

### **【将来の改善に向けた方策】**

平成 20 年度のモデル・コア・カリキュラムは、6 年間一貫教育としての「歯科医療人間学」が 3 年目を迎え、国際感覚及び海外で活躍できる歯科医師の養成として「医学英語教育」を組み入れている。この一貫した教育の中で「医学英語教育」の最終的な到達度の設定及び各学年での到達度の検証方法の検討に入る必要性がある。

また、学生に海外の医・歯科界の現状を認識させるために、韓国・慶熙大学との交換プログラムの立案・実施に向けた両校での協議の検討が望まれる。

## 8. 学生の受け入れ

### 【現状説明】

#### 新学費制度の導入

本学では多くの歯科医師希望の若者の就学機会付与のため、また、本学が開学以来精力的に進めてきた施設の充実が図られてきたことから、2011年度から入学時納付金のうち歯学教育充実費 550 万円を廃止した。

#### アドミッションポリシー

本学は、将来の医療を担う人材を育成するために、次のような学生を求めている。

- ・好奇心旺盛で研究心のある学生
- ・医療を通して社会に貢献する情熱を持つ学生
- ・地域医療を支える意識を強く持つ学生
- ・医療現場に立つものに相応しい倫理観を持つ学生

学生募集活動は、学事部入試広報担当が入試委員会との連携により企画立案を行っている。活動内容は、高等学校及び受験者への入試要項、各種案内通知、高校訪問、進学相談会、ラジオ CM、電車・バス車内の広告などを行っている。

また、本学をより良く知ってもらうためにオープンキャンパスを企画している。平成 22 年度は 6 月から翌 1 月までに計 6 回開催した。オープンキャンパス参加者の多くが本学を受験していることから開催の効果は認められた。

入学選抜の方法は、推薦入学試験、一般選抜入学試験区分を設け、以下のような選抜を行っている。

- ①推薦入学試験は、出身校等の学校長の推薦書と出身高等学校からの調査書、小論文及び面接試験を行い、それぞれ点数化して評価することにより選抜している。特に小論文は 4 人の入試委員が評価し、学力試験では測れない思考・展開表現能力等を評価している。
- ②一般選抜入学試験における学力試験は、「理科」「数学」「英語」及び「小論文」を課し、理科は「物理」「化学」「生物」のうちから 1 科目を選択する方式を採っている。歯科医学は自然科学を主体としているため、理科系科目の学力の評価に重点を置いている。また、面接試験により歯科医師になることへの意思確認を行い、評価している。
- ③帰国子女特別入学試験は、調査書、小論文、面接試験、学力試験の結果を総合的に評価し合否を判定している。しかし、平成 22 年度の帰国子女の受験者は 0 名であった。
- ④本学の編入学制度がようやく浸透してきたことから平成 22 年度は 5 名の編入者があった。
- ⑤表-4 に過去 5 年の入学状況の推移を示す。

表-4 歯学部歯学科の入学状況

		年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
歯学部 歯学科	一般入試	志願者	639	488	312	96	68
		合格者	132	130	126	55	63
		入学者	68	67	64	23	17
		募集人員	71	66	66	61	56
	推薦入試	志願者	76	55	45	34	15
		合格者	30	32	35	32	15
		入学者	30	29	32	30	15
		募集人員	25	30	30	35	40
	合 計	志願者	715	543	357	130	83
		合格者	162	162	161	87	78
		入学者	95	98	96	53	32
		募集人員	96	96	96	96	96

### 【点検・評価】

入学者選抜方法として、一般選抜入学試験は、受験生の基礎学力を直接評価できるという点で、有効である。また、推薦入学試験及び一般選抜入学試験で面接試験を実施することは、受験生が歯科医師になることへの強い意志や意欲、歯科医師になるための適性、人間性、社会性などの評価ができ、適切である。

平成 20 年度にスタートした「高大連携公開講座」は、地域社会に対して大学の教育研究内容の実際を紹介しており、大学の理解を求めらるうえで有効であると考えられる。

新たに開始した新学費制度は、本学歯学部進学の手機を拡大する可能性があるものとして評価。さらに本年度は 5 名の編入学者があり、これまで実施してきた本制度に対する広報が浸透してきたことは評価できる。

### 【改善方策】

広報活動は、目的を明確にすることが重要である。「大学名を知ってもらう」⇒「大学に興味関心を持ってもらう」⇒「大学に行きたいという欲求を持ってもらう」というステップを積み重ねることで受験生の獲得に結び付けたいと考えている。受験生や高校生などを対象にした直接的な活動のほか、小・中学生や地域住民に本学の魅力を伝えるなど、大学祭なども活用した戦略を練っていく努力も必要であると思われる。

#### ①大学名を知ってもらうための方策

1) 将来を見据え、県内や隣接県の小・中学生まで視野を広げ、早い時期から地域の大学として認識してもらう。

- ・オープンキャンパスでサイエンスショーなどのイベントを開催
- ・小・中学校へ出張講義

2) 地域の大学として一般市民と交流を持つ。

- ・公開講座の充実

3) 高校生に本学に対する興味や良いイメージのインパクトを与える。

- ・FM ラジオ等を利用した高校生に向けた情報発信

#### ②本学に興味関心を持ってもらうための方策

1) 本学ホームページは、これまで外部業者に委託して作成してきたが、教務課職員が作成することで、受験生と大学の距離をより近くにすることができた。これを機会として

- ・入試情報のほか、写真や動画を掲載して学生生活の様子を発信する。
- ・一方通行の情報提供ではなく、メールで質問等を受け付け、Q&A の形で答える。
- ・携帯電話からアクセスできるようにする。

2) 資料請求者へメールマガジンを発信する。

- ・資料請求者と継続的なコミュニケーションを保つ。

#### ③本学に入学したいという気持ちを持ってもらうための方策

1) オープンキャンパスの充実

- ・受験生や高校生が、気軽に相談できるような雰囲気をつくり上げ、在学生の支援参加を促す。
- ・受験生や高校生から出された相談内容を今後の広報活動の参考とする。
- ・利便性を考慮したキャンパス見学会やオープンキャンパスを開催する。

2) 新入生へのアンケート

本学を選んだ理由について調査を行い、今後の広報活動に役立てる。これまでの募集活動・広報活動で足りなかった「学内の連携」を強化する。イベント時に各部署からの担当者を出すなど、全学的な協力体制を整えて、職員の学生確保の意識を高め、総合的に取り組むことが必要である。現在までに実施したことを項目に分けて、それぞれを検証し今後の対応をする。

#### ④新学費制度の周知

本学の学納金の優位性を更に広報する。

#### ⑤編入学生の獲得

不況や就職難とは無縁な歯科医師の優位性と将来性を広報する。

## 9. 教育・研究のための人的・物的体制

### 【現状説明】

#### ①教員組織

本学部の基本組織は、歯学部、附属病院及び共同研究施設（電子顕微鏡及び X 線微小部分析研究施設、放射性同位元素共同研究施設、組み換え DNA 実験室、動物実験研究施設）から成っている。

歯学部には、基礎系 5 講座（9 分野）と臨床系 6 講座（10 分野）の計 11 講座（19 分野）の教員と、「教養科目」と「総合臨床医学科目」を担当する教員が在籍する。講座はさらに分野（旧講座）別に分かれている。1 分野の教員の定員は概ね基礎講座では 4 名（教授 1 名、准教授 1 名及び助教または助手 2 名）、臨床講座では 5 名（教授 1 名、准教授 1 名及び助教または助手 3 名）で、専任教員の総数は 159 名である（表-5）。

表-5 歯学部教員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

職名	教授	准教授	講師	助教	助手	客員教授	非常勤講師
人数	28	20	33	27	51	10	63
計	159					73	

客員教授には、全国の大学の中から本学部の学生にとって是非とも必要な歯科医学を教授できる有識者を採用している。非常勤講師は、本学の教育研究の補助者として採用している。

平成 19 年度から本学では教員の任期制を導入するとともに、「学校教育法の一部を改正する法律」の「大学等の教員組織の整備」の改正規定（平成 19 年度の 4 月 1 日より施行）に基づいて、本学でも職名の変更を行った。助教授については“准教授”とし、助手の中で博士の学位を取得している者については、学生を教授できる“助教”とした。なお、講師については、原則として基礎系の教員には適用せず、指導歯科医などの関係で臨床系教員のみ適用することとした。教員の募集は、全国国公立の歯学部を有する大学に公募するとともに、その内容を本学ホームページに掲載している。教員の任用については、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に定めている。教員の選考は、奥羽大学教員資格審査委員会の審査を経て教授会が行う。委員会は、歯学部にあつては、学部長・大学院研究科長又は病院長・事務局長によって構成されている。各教員の資格については、本学では次のように規定されている。

### 1) 教授又は准教授

- ・専門に関する教育歴、研究歴が10年以上で、その資格にふさわしい研究業績のある者
- ・博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者。
- ・教授又は准教授としての人格、識見を有する者。

### 2) 講師又は助教

- ・専門に関する教育歴が5年以上、又は教育歴と研究歴（大学院）の合算が5年以上で、その資格にふさわしい研究業績のある者。
- ・博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者。

### 3) 助手

- ・4年制の大学を卒業した者。
- ・歯科大学、大学歯学部又は医科大学、大学医学部を卒業した者。ただし、歯科医師又は医師の資格を取得した者。

教員の職と任期については、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に定め、任用期間は5年間としている。任用後5年間の業績評価により再任され、助手・助教の場合の任用期間は3～5年、講師・准教授・教授は5年間となっている。

## ②研究体制

### 1) 研究費

法人より支給される研究費は、1講座あたり平均して年額165万円であり、研究費、備品費、旅費等の研究に関わる費用を支出することになっている。この他に、個人研究費として、教授・准教授に対して40万円/年、講師には30万円/年がある。

### 2) 研究室の整備

本学部の研究室は、教授室、講座研究室、大学院研究室で構成され、各研究室には学内LANが敷かれている。教員は主として自講座の研究室で実験等の研究活動を行っている。

### 3) 共同研究施設

#### i) 組換えDNA実験室

組換えDNA実験室は、平成3年に本学の共同研究施設として開設されて以来、P2レベルの組換えDNA実験室として、実験設備、機器の整備が進められ、組換えDNAの手法を伴う最先端の遺伝子研究に利用されている。

現在のところ、当実験室には、クラスII安全キャビネット、超遠心機、CO<sub>2</sub>インキュベーター、位相差顕微鏡、冷凍・冷蔵庫、オートクレーブなどが設置されている。平成18年度から、P2レベルの組換えDNA実験室は従来の歯学部施設内の実験室に加えて、薬学部施設内にも新設した。

本学では、組換えDNAの手法を用いた研究を行おうとする研究グループは年度ごとに組換えDNA実験計画書を提出し、組換えDNA実験安全委員会による承認を受けるこ

ととなっている。そして、承認された計画書に届け出がされている研究者が、利用登録者として、必要に応じて、当実験室を利用している。平成 22 年度は、歯学部と薬学部で合計 8 件の実験計画が承認され、利用登録者は 18 名となっている。実験計画件数及び利用登録者数は年々増加している。

当実験室は、登録されている研究者により、細胞培養並びに細胞への遺伝子導入、組換えプラスミド DNA や RNA の抽出・精製などに活発に利用されている。現有機器の使用頻度も高く、共同研究施設として効率的に運営されており、先端的基礎医学研究を行うための施設として、高い利用価値がある。さらに、利用者の平素からの心がけにより、実験室内は整理・整頓が確実に行われ、常に清潔な研究環境が保持されている。

## ii) 放射性同位元素共同研究施設 (R I)

歯学部及び薬学部からなる本学では、生命現象の解析の研究及び薬学部の学生実習において放射性同位元素が利用されている。

近年の生命科学の発展に伴い、生命現象の解明（特に、微量な物質の解析）にあたっては、放射性同位元素の使用が必須となることが多い。しかし、放射性同位元素はその物性上多くの規制を受けるので放射性同位元素を用いない代替技術が工夫されつつあるが、感度などの種々の問題点から放射性同位元素の有用性には至らず、一部の技術を除いてほとんど普及していないのが現状である。このため、放射性同位元素の使用は、本学における教育・研究活動においても必須の項目となっている。

放射性同位元素を生命科学の実験に用いるためには、ほとんどの場合非密封の状態では扱う必要が生じる。本学の当施設はこの目的のために、昭和 52 年に当時の科学技術庁から許可を受けた、非密封放射性同位元素を使用するための法定基準を満たした施設である。当施設で利用可能な核種は  $^3\text{H}$ 、 $^{14}\text{C}$ 、 $^{32}\text{P}$ 、 $^{35}\text{S}$ 、 $^{45}\text{Ca}$ 、 $^{51}\text{Cr}$ 、 $^{59}\text{Fe}$  及び  $^{125}\text{I}$  の 8 種類のみである。

### (イ) 施設の管理・運営

当施設は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法：昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）の規定に基づいて策定された、本学規定集の放射線障害予防規定に基づいて運営されている。施設の管理には主に放射線取扱主任者、放射線管理責任者（いずれも兼任）があたり、施設長を委員長とする放射線安全委員会が施設の管理・運営に関する事項を企画・審議している。

当施設では使用時以外は施設が義務付けられており、許可を受けて一時的に立ち入る者を除いて、使用登録を申請し、さらに規定の健康診断及び教育訓練を受けた者（業務従事者）以外は立ち入りが認められていない。また規定により当施設では、放射線量及び汚染の測定を毎月 1 回、施設の保守点検並びに定期自主点検を年 2 回ずつ行い、施設の維持及び安全管理に努めている。

#### (ロ)施設の利用状況

当施設には、同時に3～4人程度の業務従事者が実験を行える実験室が3室ある。使用登録を受けた当施設の業務従事者数（学生実習の学生数は除く）は、平成22年度現在20人で、この5年間で大きな増減はない。

#### (ハ)個人被ばくの管理及び健康診断

放射線による個人被ばくを管理するために、業務従事者は放射性同位元素取扱作業時にフィルムバッジを装着することが義務付けられている。これにより、1ヵ月の被ばく線量を算定することで個人の外部被ばく線量を管理している。

また、放射線障害防止法及び労働安全衛生法に基づき、業務従事者に対し所定の項目に関する健康診断を年2回行っている。健康診断は健康管理責任者である医師が行っている。

#### (ニ)教育訓練

放射線障害防止法に基づき、業務従事者に対する教育訓練を年1回5月に行っている。新規登録者は所定の項目に関し所定の時間の教育訓練を受講することが義務付けられているので、新規登録者と継続登録者に分けて行っている。

#### (ホ)施設内の機器

当施設には液体シンチレーションカウンター（LS6500、ベックマン社製）、ガンマカウンター（コブラ5002、パーキンエルマー社製）などの大型機器が装備されている。また、規定の液体シンチレーション廃液を焼却できる焼却設備もある。ただし、研究目的で使用するその他の小型機器等は、原則として各講座で準備して搬入し、使用後は汚染のないことを確認した後搬出するようにしている。

#### iii)動物実験研究施設

「奥羽大学動物実験規定」「奥羽大学動物実験委員会規定」及び「奥羽大学動物実験研究施設施行規則」が平成4年度に定められた。平成19年度には、遺伝子組換え動物の使用についての法律改正により、「動物実験計画書」「動物実験研究施設利用申込書・搬入届」を改訂し、それら改訂書式書類の提出を平成20年度から利用者に求めている。

「動物実験計画書」の提出数は毎年増加しており、平成17年度で22件であったものが22年度では54件と増加している。

#### iv)電子顕微鏡施設及びX線微小部分分析研究施設

「奥羽大学電子顕微鏡施設及びX線微小部分研究施設施行規則」が定められており、これまでに特に問題なく運営されている。しかし利用状況は、それほど多くはない。

現在のところ、当施設には、透過型電子顕微鏡、走査型電子顕微鏡、エネルギー分散型X線微小部分分析装置、及び試料作製のためカーボン蒸着器、イオンコーター等が設置されている。当施設は届け出が出された研究者が利用登録者として利用している。表-6に過去5年分の電子顕微鏡施設の使用状況（延べ人数）を示す。SEMに関しては、ここ数年間は年間20～30人であったが、近年、薬学部の利用が増加したこともあり本年度では40件台に

なっている。SEMの場合、比較的試料作製が容易であるのに対して、TEMの利用は、かなり熟練や知識の専門性を要することもあり例年のことであるが少ない。

表-6 電子顕微鏡施設使用状況（延べ人数）

使用年	SEM	TEM
平成18年度	33	1
平成19年度	30	0
平成20年度	42	2
平成21年度	57	2
平成22年度	48	2

### 【点検・評価、長所・問題点】

#### ①教員組織

学則を改め、講座を再編し、従来の枠組みとは異なる分野の科目を組み合わせる新たな科目としたことは、6年一貫教育を実現するうえで有効である。

教員の選考、任用、昇任に対する基準と手続きは、日本の歯科大学で広く実施されている標準的なものである。現在では、多くの大学における任用、昇任に係る内規では公表論文の数のみならずインパクトファクターのような論文の質をその基準として採用している。そこで、本学でも内規として一定の基準を定める必要がある。

公募制は、有能な教員の採用には有効で、大学の教育研究を高めることになる。公募による教員の採用は、様々な異なった考え方や技術を持つ人材を選択できるという長所をもつ。ただし、選考にあたっては模擬授業の実施や厳正な面接によって、建学の理念を具現化することができる教員であるかを見極める必要がある。

#### ②研究体制

現在、研究内容の高度化が進んでおり、斬新な研究を続けるには、研究費の確保は重要である。高価な研究機器の購入や学会出張に多額な費用が掛かる現状では、現行の学内研究費では十分ではない。また、研究費配分は、研究の活性度に応じたものとはなっていない。一方で、大学内の予算で十分な研究費を確保できるはずだと考えるのは過去のことであり、外部からの競争的資金の獲得は必須である。そのためには学内の研究費を有効に利用し、研究の基盤となるデータを整え、とにかく論文として公表することを継続する。これが、外部からの研究資金の獲得につながるものであることを教員に周知する必要がある。

共同研究施設に関しては、施設を利用して遂行された研究の成果は、数多くが国際的専門誌に論文として発表されている。共同研究施設のスペースに、もう少しゆとりが欲しいという希望はあるものの、現時点においては、各研究者による利用や施設の運営・管理の面から見て、特別に取り上げるべき問題点はないと考えられる。今後も、これらの施設は、本学で

の先端的基礎医学研究において、重要な役割を果たしていくことが期待される。

### 【将来の改善に向けた方策】

- ①研究の活性化と国際的研究を推進し、その成果を上げるため、学内の研究費の効率的使用と学外の研究費補助金の獲得を進める。具体的には、各省庁の研究助成金あるいは民間の研究助成金への申請を鼓舞し、応募数を増やす。
- ②学会発表だけに終始せず、必ず論文として公表するよう努力させる。それが外部資金獲得や研究の活性化につながる。
- ③臨床系科目を担当する教員の研究推進(特に若手)のために基礎系講座との連携を推進し、幅広い研究が行えるようにする必要がある。
- ④共同研究施設には、老朽化した機器もあり、大学全体で年次計画を立てて順次更新していく必要がある。また、同時に外部資金を獲得することで機器の更新に寄与できる研究を支援する。

## 10. 社会貢献

### 【現状説明】

本学は、地域社会に開かれた大学として様々な取り組みを行っている。

- ①本学は、医療施設である附属病院を有した歯学部と薬学部からなる教育機関であることから、地域社会において多くの理解を得ている。
- ②県や市などの自治体から各種委員の委嘱を受け、協力を行っている。
- ③学生が主催する大学祭「奥羽祭」を年一回開催し、大学を一般市民に開放している。
- ④「高大連携公開講座」を開設し、県内の中学校・高等学校に教員が出向き、自己の研究テーマに関する最先端の研究について講座を設けている。平成 22 年度は以下のテーマで計 10 講座を開設した。

1) 「体の不思議とそのしくみ」	3 講座
2) 「よく耳にするけど、知らないこと」	2 講座
3) 「口と歯は健康を左右する」	5 講座
- ⑤平成元年より地域住民の生涯学習の一環として、「奥羽大学公開講座」を開設している。歯学部は平成 17 年度から薬学部と連携して毎年 4 回開催している。市民の参加状況は「健康」に対して興味を持つ 60 歳代、70 歳代が多く、毎回 30～40 人の参加を得ている。  
平成 18 年度：テーマ「高齢化社会を健康に過ごすために」

平成 19 年度：テーマ「奥羽大学健康宣言 2007」

平成 20 年度：テーマ「生活に潤いを！心と頭脳に栄養を！」

平成 21 年度：テーマ「歯科医学と薬学から健康について考えてみませんか」

平成 22 年度：テーマ「健康を保つための知識を得て、日々の生活に活かしましょう」

### 【点検・評価、長所・問題点】

本学は、地域社会に開かれた大学を目指すため、県内の行政機関、医療機関等に積極的に人材を派遣している。さらに、学部の特性により、民間からの研究委託、各種研修会・セミナー等への講師派遣、中・高校生の職業体験の受入れなど、様々な形で地域社会に貢献していることは適切である。

「大学祭」は全学をあげて開催されている。企画・立案の段階から地域住民と学生の交流が見られ、その輪は年々拡がりをみせている。

高大連携公開講座ではパンフレットを作成し、福島県内の全ての高等学校に送付している。この高大連携公開講座の情報については、ホームページにも掲載している。今後も開催の実績が上がることを期待できる。

「奥羽大学公開講座」はアンケートを実施して、できるだけ参加者の要望と期待に応えるよう努めている。平成元年から継続して開催されていることは評価できる。

### 【将来の改善に向けた方策】

本学の教員が専門的学識を活かして、今後さらに各自治体の政策形成に寄与していく。

公開講座は、開設の時期・内容及び広報の方法等、全学的に検討する必要がある。高齢者ばかりではなく、幅広い年齢層の受講者にも参加してもらえるようなテーマづくりを検討する。開催会場も学内施設ばかりでなく、公共施設の利用も視野に入れ、参加者の増員を図る。また、内容も歯学、薬学に関連したもの以外にも、広く自然科学の面白さを伝えるようなものを行うことで、聴衆の対象を広げ、本学の名を周知する努力が必要と考える。

## 1 1. 学生生活

### 【現状説明】

#### ①奨学金

##### 1) 奥羽大学影山晴川育英奨学基金

成績・人物などの優れている学生が選考され、奨学金が授与される。歯学部では、入

学时 1～2 名(1 名につき給付額 50 万円)、2・3・4 年の終了時に各学年から 1～2 名(1 名につき給付額 20 万円)に授与されるものがある。年度ごと計 4～8 名の学生が推薦されている。

## 2) 日本学生支援機構奨学金

「日本学生支援機構奨学規程」に定められた基準に従って選考し、大学として推薦する。希望者全員が奨学金を受給できる状況にある。表-7 は、歯学部学生の過去 5 年間の受給者の推移である。

表-7 歯学部の日本学生支援機構からの受給者数の推移

年 度	一 種	二 種	計
平成 18 年度	28 (4)	82 (13)	110 (17)
平成 19 年度	19 (3)	58 (7)	77 (10)
平成 20 年度	19 (1)	63 (12)	82 (13)
平成 21 年度	12 (0)	55 (12)	67 (12)
平成 22 年度	13 (1)	55 (10)	68 (11)

( ) 内の数値は新規受給者

## 3) 地方自治体奨学生

地方自治体より貸与される奨学金は、平成 22 年度歯学部学生には該当者がいない。

## 4) 奥羽大学歯学部父兄会共済基金

歯学部父兄会は、歯学部学生が経済的な困窮の理由により就学継続が不可能とならないように、所定の金額を無利子で貸与し救済する共済基金を設けている。貸与金は学生一人当たり 350 万円(年間授業料相当額)を限度とし、卒業後 2 年目より貸与時の返済計画に従って返済することになっている。平成 22 年度歯学部在学中の貸与学生数は 2 名で、これまでの貸与学生総数は、昭和 50 年から現在まで 184 名となっている。

## ②保険制度

歯学部父兄会が負担し、(財)内外学生センターが運営する以下の保険に加入している。

### ・学生教育災害保険

この保険は、正課中、学校行事中、課外活動中または通学中等に、不慮の事故により障害を受けた場合、保険金の給付が受けられる。歯学部全学生が加入している。

### ・医学生教育研究賠償責任保険

歯学部第 5 学年が臨床実習を行う際に、不慮の事故により他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償責任を補償する。

### ・教育資金の融資優遇制度協定

保険制度とは異なるが、本学では、平成 20 年 3 月に地元金融機関(大東銀行・東邦銀行)と本学学生に対する教育資金の融資優遇制度協定を結んでいる。

### ③生活相談と健康管理

本学には全学共通のカウンセリング室があり、臨床心理士資格を有するカウンセラーが常駐し学生の相談を受けている。生活相談のためにカウンセリング室を訪れる学生の数は年度を追うごとに増加している(表-8)。その他、学年主任とクラス担任が、個々の学生の学業を含む学生生活全般についての指導や相談に携わっている。なお、平成20年度以降、来訪学生数が大きく増加したのは、カウンセラーの常駐により、学生がより相談し易くなったことが一因となっている。

表-8 カウンセリング室来訪学生数

(延数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
119名	139名	232名	231名	251名

学生の健康管理のために以下の対応を執っている。

- ・附属病院には内科、外科、歯科の診療室があり、学生の日常の健康相談に応じるとともに病気や怪我の手当てを行っている。
- ・疾病の早期発見を目的として、「学校保健安全法」の定めにより定期健康診断(毎年実施)を歯学部全学生に受診を義務付けている。
- ・「奥羽大学歯学部父兄会附属病院医療費助成制度」を設け、歯学部学生が、本学歯学部附属病院で受信した際の初診費用を助成している。
- ・感染症対策として、毎年歯学部第4、5、6学年の学生に対し、HBs抗原抗体検査を実施し、第5学年時の臨床実習に備えて第4学年学生にはB型肝炎ワクチンの接種を勧めている。

### ④進路指導

歯学部では、学外からの研修医を含む歯科医師募集や大学院入学の案内は、学生用掲示板に掲示しているが、学生の就職活動を支援する独立した組織は設けていない。しかし、個々の学生からの就職・進学相談には全ての職員が対応している。第6学年学生を対象に、病院の研修プログラム委員会と学生部が協力して臨床研修マッチングの指導を行っている。また、歯科医師臨床研修終了後の就職活動には、臨床研修専任教員が組織的にサポートしている。

### ⑤課外活動

学生が相互の課外活動を通じて、自主性を涵養し、豊かな学生生活をおくるとともに、大学の発展に寄与することを目的として「学友会」が置かれている。

「学友会」は、学生が主体的に組織し、代表を決めて課外活動を運営している。体育会系

クラブ 18 団体と文化系クラブ 4 団体が加入しており、1 団体ごとに教員(教授、准教授、講師)1 名が顧問となり、指導・支援をしている。

#### ⑥交通安全講習会

大学周辺の道路事情や公共交通機関の不足状況により、通学的手段として自家用車を用いる学生が多い。自家用車で通学する学生は、許可制で学内駐車場の利用ができる。学内駐車場を利用する学生は、本学主催の交通安全講習会(毎年 6 月開催)を受講することを義務づけている。

#### ⑦薬物乱用防止講習会

昨今、首都圏の大学を中心に大麻等の薬物汚染が報じられていることを受け、平成 20 年度より歯学部・薬学部学生と大学院生を対象に麻薬乱用防止講演会を開催している。講師には、保健所より専門官を招聘し、麻薬・覚せい剤使用の危険性・違法性について、途中でビデオ上映を挟んだ講演を行っている。特に違法性については、歯学部・薬学部ともに歯科医師、薬剤師の欠格事由に関連していること等に触れ、自覚と責任感のある医療人の育成に努めている。また、学内には本学オリジナル・デザインによる薬物乱用防止ポスターを作製し掲示している。

#### ⑧ハラスメント防止対策

本学では「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程」「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止委員会規程」及び「奥羽大学セクシャル・ハラスメント調査委員会規程」が整備され、さらにパワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどの防止のために「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」「奥羽大学ハラスメント調査委員会規程」及び「奥羽大学ハラスメント防止委員会規程」が整備されている。

学生には、年度初めの新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス時に、セクシャル・ハラスメント防止のパンフレットを配布し説明を行っている。

教職員には、奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止委員会作成の「セクシャル・ハラスメント・ガイドライン」を配付し、その防止と啓蒙を行っている。

セクシャル・ハラスメントに関する相談は平成 21 年度 0 件であった。

セクシャル・ハラスメント防止のポスターは大学構内 10 カ所の掲示板に掲示しているほか、「奥羽大学報」に防止委員会委員長が毎年寄稿し注意を促している。

### 【点検・評価】

#### ①奨学金

「日本学生支援機構奨学金」の取扱い事務は適切に行われ、希望者全員が奨学金を受給でき

る状況にある。「歯学部父兄会共済基金」は例年 2～3 名の学生が保護者の経済状況の変化等により貸与を希望し、希望者全員が 1 年間の授業料全額の貸与が認められている。これらの制度の設置は、学生の勉学意欲を鼓舞するとともに、就学継続を可能としている。また、「奥羽大学影山晴川育英奨学基金」は成績優秀者に与えられ、学生の勉学意欲に寄与している点で高く評価できる。

## ②保険制度

複数の保険制度により学生が安心して学業に専念できる体勢が整備されていることは評価できる。また、保険制度ではないが、大学と金融機関が提携し、低金利での融資を受ける制度があることも評価できる。

## ③生活相談と健康管理

学年主任やクラス担任によるきめ細やかな対応により、学生が抱える日常の問題については概ね解決できている。学生のカウンセリングについては、2名のスクールカウンセラーが専任で常駐し精神的な問題を抱える学生に専門的な立場から対応できる体制がとれていることは評価できる。

奥羽大学歯学部父兄会附属病院医療費補助制度は、学生の医療費負担が軽減されており、安心して勉学や課外活動に専念できる環境が整備されている。

## ④進路指導

現在、歯科医師卒後臨床研修制度が必修であるため、第 6 学年を対象に臨床研修マッチング指導を十分に行っている。また、臨床研修終了後の就職支援のための情報提供も十分であり、適切に対応している。

## ⑤課外活動

クラブ活動などの課外活動に対して、大学が組織的に支援していることは適切である。

学生が相互の課外活動を通じて、自主性を涵養し、豊かな学生生活をおくるとともに、大学の発展に寄与することを目的として、「学友会」が置かれている。

「学友会」には、体育会系クラブ 18 団体、文化系クラブ 4 団体が加入しており、各団体に対し教員（教授、准教授、講師）が顧問として指導、支援を行っている。

「学友会」は会費及び父兄会からの助成金を基に運営され、実務は学生代表の手にゆだねられている。春季、秋季 2 回の定期総会において予算が審議され、会計報告が行われている。

## ⑥交通安全講習会

本学では、車両を所有する学生が自動車で通学する場合、大学へ届け出て許可を得ることを義務づけている。さらに、通学のために学内駐車場を利用する者には「車両運転通学許可

証」を提出し許可を受けること並びに大学が主催する交通安全講習会（毎年 6 月開催）を受講することを義務づけている。毎年 1 回開催される交通安全講習会は、警察署より係官を招いて講演を行っており、受講者の交通事故への認識を新たにする上で効果的である。

#### ⑦ 麻薬乱用防止講演会

本学では平成 20 年より、歯学部・薬学部学生と大学院生を対象に麻薬乱用防止講演会を開催している。講師には、保健所より専門官を招聘し、麻薬・薬物使用の危険性、違法性について、途中にビデオ上映を挟んだ講演を行っている。特に違法性については、歯学部・薬学部ともに歯科医師、薬剤師の欠格事項に関連していること等についてふれ、自覚と責任感のある医療人の育成に努めている。また、学内には、本学オリジナル・デザインによる、薬物乱用防止ポスターを作成し掲示している。さらに平成 22 年度は、新入生に対して麻薬乱用防止講演会を別個実施した。

#### ⑧ ハラスメント防止対策

本学としてセクシャル・ハラスメント防止に関する諸規程「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程」「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止委員会規程」及び「奥羽大学セクシャル・ハラスメント調査委員会規程」が整備され、学生には、年度初めのオリエンテーションにおいて「セクシャル・ハラスメント防止」について必ず説明している。

平成 17 年度には、セクシャル・ハラスメント防止のパンフレットが全学生に配付され、平成 18 年度からは毎年、第 1 学年の学生のみに配付されている。

さらに、平成 19 年度には、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどの防止のために「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」「奥羽大学ハラスメント調査委員会規程」及び「奥羽大学ハラスメント防止委員会規程」が整備され、公正で安全な環境を保障できるようになった。

また、平成 18 年 8 月 30 日には、財団法人「21 世紀職業財団」の従業員研修専任講師を招いて、全学的に「職場のセクシャル・ハラスメントの防止のために」というタイトルで講演会が開催され、全職員の 99%が参加した。その際「職場のセクシャル・ハラスメントの防止のために」という財団法人 21 世紀職業財団のパンフレット（管理職用）が全員に配付されている。さらに、全職員には、奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止委員会作成の「セクシャル・ハラスメント・ガイドライン」も配付された。

## 【長所・問題点】

### ①奨学金

「奥羽大学影山晴川育英奨学基金」は成績優秀者に与えられ、褒賞金としての性格を有し、学生の勉学意欲の向上に寄与している。「日本学生支援機構奨学金」は、希望者全員が奨学金を受給できる状況にある。「歯学部父兄会共済基金」は例年2～3名の学生が貸与を希望し、希望者全員が貸与を認められている。いずれも学生の勉学意欲を鼓舞するとともに、就学継続を可能にしており、有意義なシステムと考えられる。

「歯学部父兄会共済基金」は、1年間の授業料全額が貸与されるため、保護者の経済状況の変化により、授業料の納付が困難となった学生の救済に効果を発揮しており今後も制度を維持する。

### ②保険制度

保険制度は充足しているのでこの体勢を維持する。

### ③生活相談と健康管理

学年主任やクラス担任によるきめ細やかな対応は、問題点を事前に検出できる利点があるが学生の精神面までに立ち入るような問題については限界がある。一方、カウンセリングシステムは、精神的問題を含む専門的な対応が可能な反面、相談する側の自発性に委ねられているため、問題が見逃される懸念がある。学年主任とカウンセラーが同席する学生部委員会は定期的で開催され、その意思疎通に問題はないが、さらにクラス担任とカウンセラーとのミーティングを開催する必要がある。尚、臨床心理士の資格を持つ教員が平成22年度からカウンセラーとして稼働を開始し、その対応が充実された。

### ④進路指導

平成18年から歯科医師卒後臨床研修が必修化され、また、歯科医師過剰時代の到来に伴う状況の変化があるものの、現在の本学部は適切に対応している。

### ⑤課外活動

これまでのところ「学友会」の運営は順調で、学生の自己啓発に貢献している。部活動は、加入学生数が減少する傾向にあり、クラブによってそのアクティビティに差が見られるのは残念である。しかしながら、毎年開催される全日本歯科学学生総合体育大会には積極的に参加している。

全学で行われる「奥羽祭」は、学生のみならず教職員及び一般市民も参加して開催されており、大学全体及び大学と地域社会の連帯意識の高揚に貢献している。また姉妹校である東北歯科専門学校学生も大学際に参加しており、将来のパラデンタルスタッフとのコミュニケ

ーションの場としても有効に活用されている。また、恒例の著名芸能人を招いてのアトラクションには大勢の地域住民が参集し盛況である。

#### ⑥交通安全講習会

地域開発による大学周辺における飛躍的な交通量の増大から、今後学生が絡む重大な事故発生危険性が高まりつつあり、講演会では、大学周辺の交通事故の発生状況や、危険箇所、防止策を福島県郡山北警察署から係官を招き重点的に指導してもらっているが、さらに実効性のある手立てを講じる必要がある。

#### ⑦麻薬乱用防止講演会

歯学部・薬学部学生と大学院生を対象にした麻薬乱用防止講演会の開催、学内には、本学オリジナル・デザインによる薬物乱用防止ポスターの学内掲示は今後も継続して実施すべきことである。また、新入生に対しても、入学時に麻薬乱用防止講演会を開催していることは効果的であると考えるのでさらに内容の充実が求められる。さらに、今後は禁煙指導にも努めて行く必要がある。

#### ⑧ハラスメント防止対策

現在まで、学生からセクシャル・ハラスメントに関する訴えや相談は正式にはない。しかしながら、個別に非公式な訴えをする学生もいて、現実はこのセクシャル・ハラスメント防止の対策はきわめて難しい。しかし、「職場のセクシャル・ハラスメントの防止のために」というタイトルで講演会が開催され、全職員の99%が参加し、セクシャル・ハラスメントに対する職員の意識が高揚している。

### 【将来の改善に向けた方策】

昨今の社会情勢から、経済的事情により就学を断念せざるを得ない事態に陥る学生が増えることが予想され、そのような学生をできるだけ救済する必要がある。よって、現行とは別の型での奨学金制度や猶予制度を充実させる必要がある。学生の経済支援については、今後さらに多くの金融機関と提携し、学生が便宜上供与を受けられるような措置を講じていく。

薬物乱用防止・禁煙指導では、講演会にとどまらず、関連講義の中でも指導している。尚、本学は既に全敷地内禁煙としている。禁煙を支援するために附属病院に禁煙支援外来を設置しているので有効な活用が求められる。

セクシャル・ハラスメントは、生起する原因と背景、さらに様態が様々であることから極めて対応が難しい。まず、第一にはハラスメントに対する学生と教員の認識である。このことを学生に年度初めのオリエンテーションの際に周知させている。

## 1 2. 歯学部教員の業績評価報告

### (1) これまでの自己点検・自己評価の経緯

平成 16 年 4 月に制定された奥羽大学自己点検・自己評価委員会規定に従い、歯学部でも歯学部自己点検・評価委員会を組織し、継続して総合的な教員の業績調査と評価を実施している。ここから得られた結果は、授業方法の改善、カリキュラムの改正、施設・設備の整備に活用される。

これまでの経緯を示すと、平成 18 年度には教員の業績評価（教育・研究・診療・学内運営活動・社会貢献）を過去 5 年間に遡って調査し（ただし、平成 18 年度は 6 月までの実績）、学外の委員による「外部評価」と併せて、歯学部教授会の承認を経て、本学独自の『奥羽大学自己点検・評価報告書（歯学部・大学院歯学研究科）』として公表した。

平成 19 年 6 月には、「大学基準協会」からの指摘事項に従って、種々の制度を見直して、規程を改めるとともに、社会から理解と支持を得られるよう情報公開を推進した。これらをまとめて「指摘事項報告書」として「大学基準協会」に提出して認証を受けた。その結果、平成 20 年 4 月 1 日をもって「大学基準協会」への加盟が認可され、平成 22 年 4 月 1 日には平成 29 年までの大学基準適合認定を受けた。

### (2) 歯学部教員の自己点検・評価について

#### 【到達目標設定】

これまで実施してきた「教員の業績自己点検・自己評価」は、講座の改変やカリキュラムの整備及び歯学部教育目標の設定の資料として、間接的にしか取り扱っていなかったが、平成 20 年度からは、特に教育評価に具体的に取り組むために、科目担当責任者に毎年授業科目の開始時に「目標設定」を行い、授業科目の終了時に「達成度」についてそれぞれ自己点検・評価を行うとともに、書面にて「歯学部自己点検・自己評価委員会」に提出することを義務付けた。さらに平成 21 年度からは講義のビデオ撮影を行い、「学生による授業評価」とあわせ、講義担当者の次年度へ向けた改善への努力目標を設定したものを報告徴収した。平成 22 年度にあっても同様の対応を行った。

#### 【現状説明】

歯学部教員の業績にかかわる自己点検・評価は、①教育②研究③社会貢献④学内運営⑤診療の 5 項目について実施した。

#### ①教員の業績自己点検・評価の方法

各調査年度の評価点の合計点をもとに、以下の方法で 5 段階評価を行った。教員は、①基

礎系教授②臨床系教授③基礎系准教授④臨床系准教授・講師⑤基礎系助教・助手⑥臨床系助教・助手⑦一般教養系教員⑧病院職員である臨床講師・助手の8つに職位区分し、各職位区分における平均点と標準偏差から偏差値を求め、職掌による差異を是正することにより評価した。

## ②学生による授業評価

教育業績評価の一環として、「学生による授業評価」を平成13年度から実施してきた。その結果を基に、教員個々に対しフィードバックを実施した。なお、平成22年度の評価結果は冊子として公表する予定である。

## ③同僚による評価

FDの一環として、ビデオ収録した講義をピアレビューし、その結果を教員に対しフィードバックした。これに基づき、改善を求められた教員にはさらなる教育内容の向上を目指すよう指導した。

### 【点検・評価、長所・問題点】

歯学部の教員評価は、教育・研究・診療・社会貢献・学内活動の5項目について実施した。この「自己点検・評価」は単独ではなく「学生による授業評価」や「同僚による評価」とともに、総合的な評価として分析し、フィードバックする予定である。このように、多方面から点検・評価するシステムになっていることは、大きく評価できる。なお、職掌により調査対象項目ごとに重要度が異なっているので、その点は考慮した。これらの教員の活動は、大学が教育研究機関として社会に役割を果たしている以上は、アカウンタビリティを果たさねばならず、公表することは不可欠となる。

### 【将来の改善に向けた方策】

歯学部の自己点検・自己評価は順調にその報告を重ねている。これは歯学部全教員が期日までに個人の点検評価報告書を提出していることが大きな力となっている。このように歯学部全教員の自己点検・自己評価に対する意識は高いものがある。今後も教職員が協力する体制を整え、不断の点検・評価を実のある制度として定着させたいと考えている。

## (1)教育業績評価

### 【現状説明】

歯学部では、「教育」がまず大学の根幹であるという位置付けから、教員が実践している教育活動の効果が十分であるか否かを判定し、その結果を教員にフィードバックして向上を求めている。すなわち、教育に関する業績を自己点検して自省することにより、自らがより良い教育のあり方を思考・実践することをもって、本学の教育の向上に寄与するものと位置付けている。

今回の教員の教育に対する自己点検・評価は、平成 18 年度に制定したもので、同様の方法で実施されるのはこれで 5 回目となり、調査方法や分析方法も改良され定着してきた。

教員に対する「自己点検・評価」の調査項目は、①担当科目のコマ数②教材などの作成③講義補助④共用試験特別実施への参加⑤FD 活動への参加⑥学内試験の出題・監督など⑦学生の研究支援⑧学生の指導（学年主任、課外活動など）などの状況で、平成 22 年度の単年度について調査した。なお、今回の調査から、単独の教員で教育を行うものと複数員数の教員で行うものと、評価点数に差を付けた。

### 【点検・評価、長所・問題点】

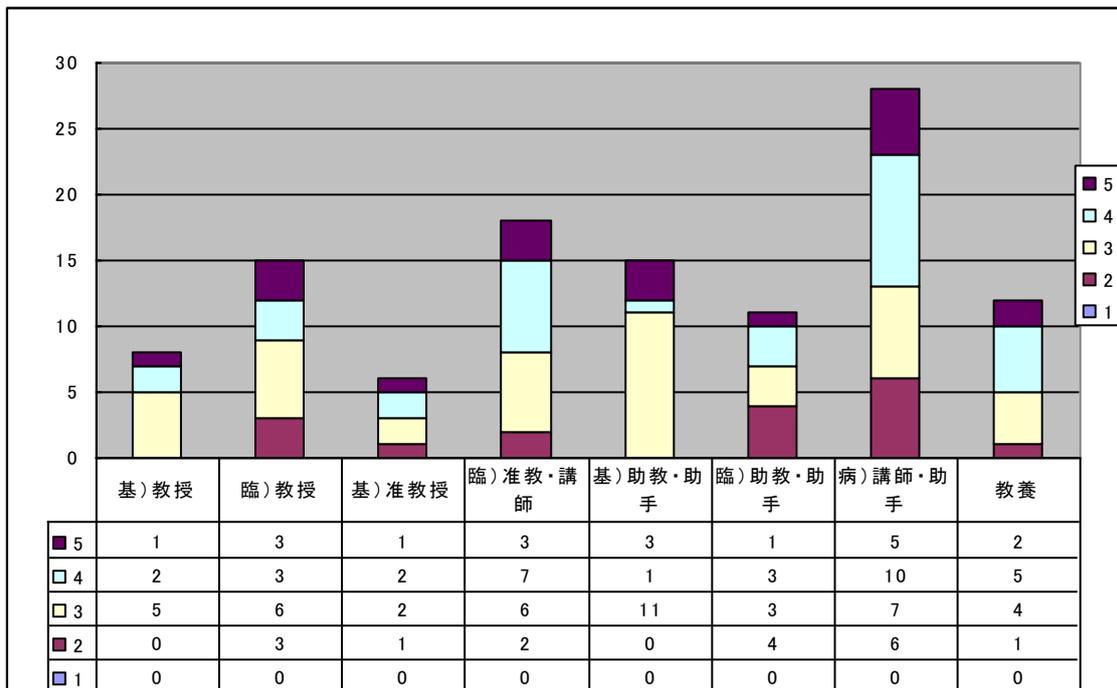
平成 22 年度の評価対象となった教員に対しては自己点検・自己評価票の提出を求めたが、全教員が期限内に所定の評価票を提出した。このことは、自己点検・自己評価に対する教員の真摯な態度の表れとして高く評価できる。

評価票に計上された得点をみると、同一職位の中でも約 3 倍程度の開きが見られた。これは、講座（分野）におけるカリキュラム上の配当時間数や、複数の科目を担当することなどに起因する。しかしながら、特定の教員に負担過重となっている現状は是正されるべきである。さらには、平成 21 年度にも指摘のあった、診療が本来業務であるはずの病院職員である臨床講師・助手の一部に教育を本来業務とする臨床系教育職員たる教授～助手の得点を凌駕している状況が平成 22 年度においても同様の状況であることは問題である。この傾向は特定の講座・分野に顕著に認められる。

一方、各職位の平均得点に大きな差はなく、あらゆる職位の教員が一丸となって教育に力を注いでいること示すものとして評価できる。

教育評価の対象として大きなポイントとなる担当コマ数は、科目間格差や科目担当責任者の裁量により差異があり、今後これを補正する評価法の導入が待たれる。一方、これまで同列で評価してきた複数員数で行う講義と 1 人で行う講義については、評価点数に差をつけた。このことは、講義実施はもちろんであるが、その準備にかける貢献をより公平に評価することができたものとして評価する。

図-1 教育業績の職種別の評価の分布



**【将来の改善に向けた方策】**

①特定教員の過重負担の是正

各職位における得点格差は3倍程度存在するが、とりわけ講師、助教クラスにおいてはその個人差が顕著である。よって、教員の教育負担の平滑化を視野に入れた教員運用が必要である。なぜならば、講師、助教クラスは研究に力をより注ぐべき時期と考えるからである。また、病院職員である臨床講師、助手の運用については再考の余地がある。

②アウトプット評価からアウトカム評価への転換

教育評価の得点はいわゆる出来高（アウトプット）評価であり、行った教育がどのような成果を挙げたか（アウトカム）評価するものではない。確かに、教育にかけた時間を正しく評価することは大切であるが、その中身を反映できない評価では確実なフィードバックは行えない。よって、学生の授業アンケートの結果はもちろんのこと、共用試験や国家試験での各科目の得点なども評価の対象として考慮する必要があると考える。

## (2) 研究業績評価

### 【現状説明】

研究は、教育と並んで教員の業績評価の重要な柱であるばかりでなく、教育の向上には不可欠な基盤として位置づけられる。研究に対する評価については論文発表が基本であるが、それに付随した活動も評価対象となる。客観的に5段階評価を行うにあたり、図-2に示す基準をもとに算定した。基本的には平成21年度の基準を踏襲しつつ、外部資金獲得の評価について若干の改定を行った。一競争的外部資金獲得は研究拡充に必要であるが、最近の採択傾向をみると、定期的に原著論文を発表しているほど採択されやすい傾向にある。研究費という投資に対しての担保としての意味合いが強いように解釈できる。このことから、外部資金の獲得項目において、文科省／日本学術振興会などによる科研費などの競争的資金と企業による試験研究費等を分離し、獲得ポイントに差をつけた。また、23年度からは科研費の基金化が施行され、今後単年度の獲得額に対する評価が困難になることが予想される。そこで22年度評価からは、「外部資金額200万円以上に対する20点の加算」を廃止した。21年度に引き続き、職階ごとの評価基準を設けず、一律に評価した。

図-2 評価基準

<b>1 著書(但し学内向けのマニュアル等は除外)</b>	
・単著または単行本の編者	20点/編
・共著者	5点/編
<b>2 総説・原著論文・症例報告</b>	
①国際誌(Peer Review Systemの確立しているもの)	
・第一著者	25点/編
・共著者	10点/編
・Corresponding Author(第一及び共著と重複禁止)	20点/編
・Impact Factorの年度合計(IF加算)	IF × 10点
①-2)国際誌(Peer Review Systemのないもの)	
・第一著者	7点/編
・共著者	3点/編
②国内誌(査読制度を有する専門学会等発行のもの)	
1)使用言語が英語のもの	
・第一著者	10点/編
・共著者	5点/編
2)使用言語が日本語のもの	
・第一著者	7点/編
・共著者	3点/編
③商業誌、学内誌、紀要(報告書は除外)	
1)使用言語が英語のもの	
・第一著者	4点/編
・共著者	2点/編
2)使用言語が日本語のもの	
・第一著者	3点/編
・共著者	1点/編

<b>3 学会発表</b>		
・発表者		1点/報
・共同発表者		0.5点/報
・特別講演・シンポジスト		5点/報
<b>4 外部資金獲得</b>		
1) 文部科学省科学研究補助金		
・研究活動スタート支援、若手研究(B)、基盤研究(C)、 挑戦的萌芽研究の研究代表者		30点/採択
・上記以外の種目の研究代表者		50点/採択
・すべての種目の研究分担者(連携協力者を除く)		10点/採択
2) 上記以外の競争的外部資金		
・研究代表者		50点/採択
・研究分担者(分担金受給者のみ)		10点/採択
3) 企業からの試験研究費		20点/採択
<b>5 アワード</b>		
・国際学会		100点/受賞
・国内専門学会		50点/受賞
・学内学会・奥羽大学歯学部同窓会学術奨励賞		10点/受賞
<b>6 科学研究費審査員</b>		20点/業務有

平成22年度も、昨年度に引き続き、教授、准教授、講師、助教、助手、臨床教員（臨床教授、臨床講師、臨床助手）の6群に分けて、上記のポイントから5段階評価を行った。表-9に評価結果を人数で示す。また、図-3に評価結果の人数分布を、図-4に職階ごとの平均点を示す。

表-9 平成22年度の研究評価基準と評価結果

5段階評価	1点		2点		3点		4点		5点	
	<1.5		≥1.5, <4.0		≥4.0, <6.5		≥6.5, <23		≥24	
調査年度	21	22	21	22	21	22	21	22	21	22
教授	3	3	1	1	3	0	7	7	12	14
准教授	9	8	2	1	2	2	5	5	2	3
講師	2	7	2	0	2	4	10	2	1	2
助教	3	5	6	4	5	0	6	5	6	6
助手	2	3	1	1	1	1	1	1	0	1
臨床教員	24	18	10	7	4	4	4	2	2	0
合計	43	44	22	14	17	11	33	22	23	26

図-3 研究業績の職階別の5段階評価の分布

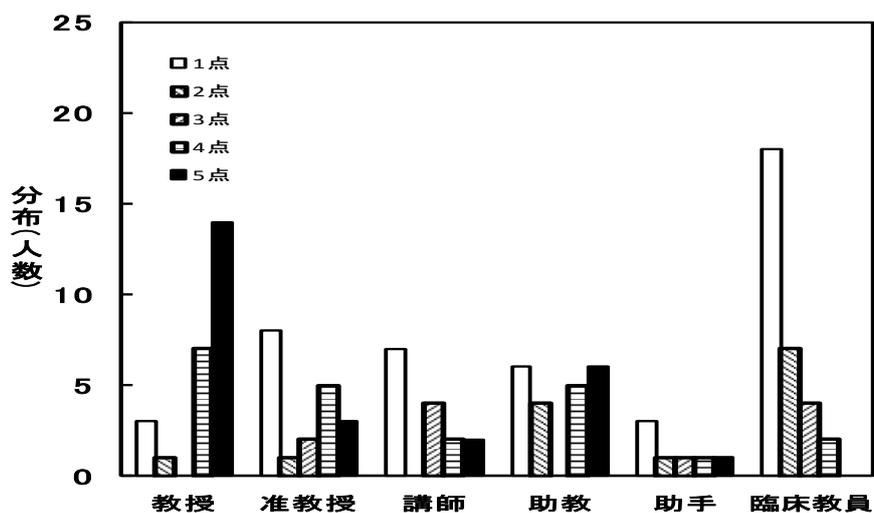


図-4 職階別の平均点

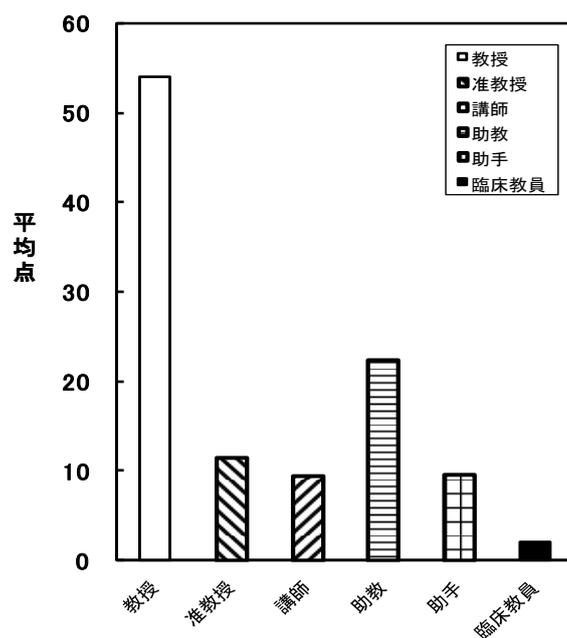


表-10 IFのある学術雑誌への掲載数とIFの合計

年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
基礎系	論文数	11	13	14	10	14	10	5
(10分野)	IF合計	81.984	38.591	29.343	26.656	36.460	35.063	9.778
臨床系	論文数	5	3	3	6	4	5	6
(11分野)	IF合計	7.538	6.531	5.623	11.114	5.322	7.585	12.174

## 【点検・評価、長所・問題点】

職階ごとの評価点を見ると、教授の平均点が高く、昨年実績よりも若干の上昇結果となった点は評価される。また、研究の実務を担当する助教の平均点および、評価点5を獲得した者の数も教授に次ぐ数となった。これについても評価されるべきである。一方で、講師、准教授ともに高得点者の数が少なく、前年との比較において、評価点1となった人数が上昇している。この原因には、職位が上がるにつれ、教育における責任ある立場が増加し、それとともに研究に配分される時間が減少していることが原因と推測される。研究は研究グループとしての実績を残すものであるから、多くの場合、1つの論文に参加した教員が名を連ねることになるはずである。教授と助教の高評価点を獲得している人数が多いのに対して准教授や講師の高評価点の獲得者が低迷しているのは、これらの職階の教員が、研究グループに参加していない可能性も原因として考えられる。一方で、各職位において、1点しか獲得していない教員が存在している。特に職位が高いにもかかわらず業績が低迷していることは、大学教員の責務として憂慮すべきことである。臨床教員とは、病院業務専属の教員であるから、業績ポイントが低いことは理解できるが、症例報告など与えられた職務範囲内であっても業績を伸ばす手段は存在する。今後の努力が望まれる。

インパクトファクター（IF）の付く雑誌への論文掲載についてしてみると、総数11編（基礎系5編、臨床系6）で、特に基礎系の業績が編数、インパクトファクター総計ともに低下した。これは、大学基礎系教員の義務である教育と研究の2本柱の1本が不十分である結果を示している。また、歯学部全体としてIFの付与された論文数は、11編とはきわめて少ない。しかしながら、Pub Med にインデックスされながら、インパクトファクターが付与されていないとの理由により、国際誌1に分類されなかった論文のうち、創刊が間もないものなども含まれており、何れはインパクトファクターが付与される可能性のある雑誌もある。また、PubMed Central の電子ジャーナルも同様にインパクトファクターが付与されていないものもあり、雑誌総数から除外されている。これらを含めば、基礎系では4編加算され総数9編で、臨床系は3編加算され、総数9編となる。従って、論文生産数全体としては、微増といえる。

外部資金獲得状況であるが、競争的資金獲得として科研費の採択は、基盤研究費（C）5件、若手研究（B）3件であり、試験研究・受託研究費等は10件であった。採択率の高い若手研究（B）の獲得者が少ないのは問題であり、獲得に向けた努力が必要である。

## 【将来の改善に向けた方策】

学会報告の数に対して論文生産率が低いことは、研究目標を学会発表で終わらせてしまっており、論文にまとめる意識の低さが原因と考えられる。外部資金の獲得状況は多

いとはいえないが、大学から支給される講座研究費や講師以上に配分される研究費などから見た場合、劣悪な環境にあるわけではない。個人研究費の支給されない助教の得点が准教授や講師を上回っていることから、業績の低迷を、研究資金獲得を理由にすべきではない。研究環境において、本学は、他校と比較しても遜色はないにも関わらず、本学から発表された論文数は、Pub-Med や Google-Scholar などヒットする件数を比較すると、他の歯科大学、歯学部よりも相変わらず低迷している。

これらを克服するためには、各教員の意識の改革をすべきと 21 年度の自己点検・自己評価の講評としたが、22 年度の実績を見ても教員各自の意識改革は広まっていないのが現状である。教員個人の力量に応じ、各自がワンステップアップをしようという目標は、決して高くなく、向上心があれば必ず克服できる目標と考える。学会発表のみの経験者であれば、日本語の論文を書いてみる。日本語しか書いたことが無いのであれば、次は英語で書いてみる。日本の学会誌に英語で発表したことがあるのなら、次は、国際誌に投稿してみるなど、各自がそれぞれの力量に応じて、毎年ワンステップアップを目指せば、本学の業績の向上は、それ程困難なことではない筈である。また、外部資金の獲得は、論文発表による業績が蓄積されることが、採択の重要な要因と考えられることから、論文生産率が上昇すれば、自ずと採択率は上昇するであろう。

あるテーマに対して研究プロジェクトチームを作り、研究を行うことを考慮すべきである。私学助成金の一環として、ハイテクリサーチセンター整備事業など、大学との折半ではあるが高額の補助金を獲得することができる。各研究者がオーバーラップできるキーワードを見つけ出し、積極的に応募することは、本学の研究の質の向上のために最善の方法と考える。

各自が現況に甘んじるのではなく、常にワンランク上を目指して、各自の一層の努力が望まれる。

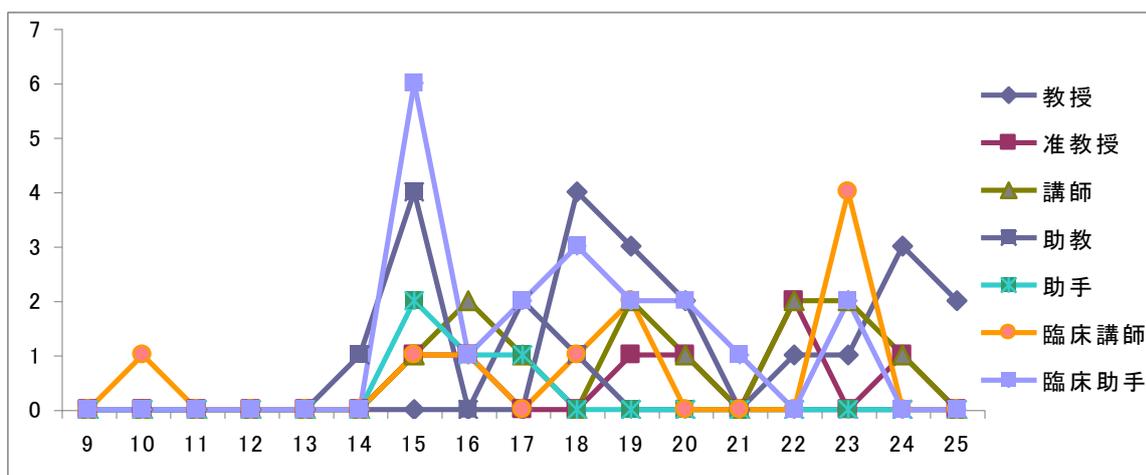
### **(3) 診療評価**

#### **【現状説明】**

「診療」は臨床系の教員にとって大きな日常業務の一つである。しかし、診療活動の評価は客観的な数値として表わしにくく、また何を基準として教員の活動の一つとして評価するのは難しいところである。今回の「教員の自己点検・評価」における「診療」の領域については平成 22 年度の 12 か月を対象として調査を実施した。

調査は、以下の 5 項目の実績について歯学部臨床系講座所属の全教員が、自己点検・評価を実施した。評価基準はポイントの算出に基づいて（図 5）、5 段階評価基準を定め（表 1 1）職種別に評価を行った（図 6）。

図5 診療評価のためのポイントの算出



	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
教授		0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	2	0	1	1	3	2
准教授	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	2	0	1	0
講師	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	2	1	0	2	2	1	0
助教	0	0	0	0	0	1	4	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
助手	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床講師	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	2	0	0	0	4	0	0
臨床助手	0	0	0	0	0	0	6	1	2	3	2	2	1	0	2	0	0

(人)

表11 5段階評価の基準

	1	2	3	4	5
教授	9以下	10-13	14-17	18-21	22-25
准教授	9以下	10-13	14-17	18-21	22-25
講師	9以下	10-13	14-17	18-21	22-25
助教	9以下	10-13	14-17	18-21	22-25
助手	8以下	9-12	13-16	17-20	21以上

例：教授の場合、9以下に点数がある場合、1ポイントとする。22-25である場合、5ポイントとする。

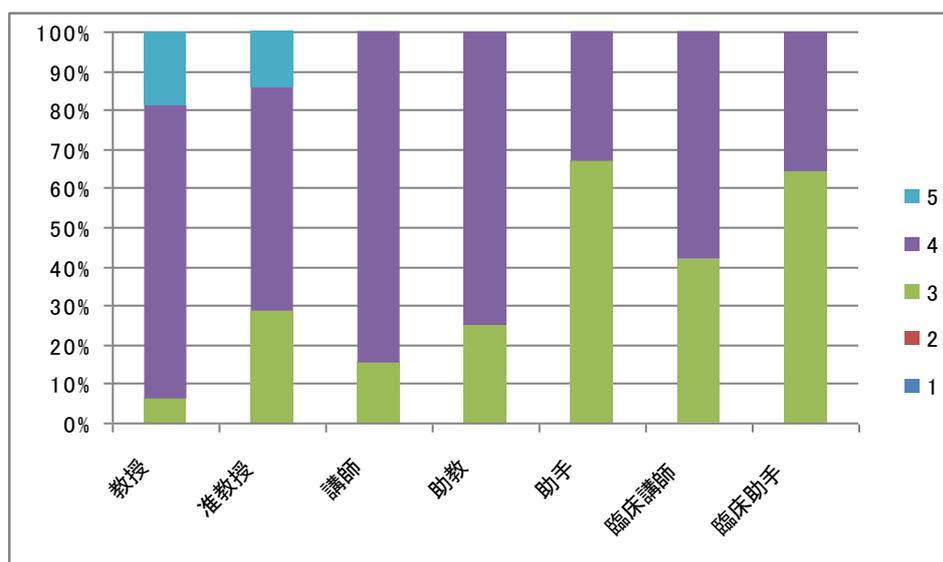
教授と同様

教授と同様

教授と同様

例：助手の場合、8以下に点数がある場合、1ポイントとする。21以上である場合、5ポイントとする。

図6 職位別5段階評価



(5段階評価と職位の内訳)

	1	2	3	4	5
教授	0	0	1	12	3
准教授	0	0	2	4	1
講師	0	0	2	11	0
助教	0	0	2	6	0
助手	0	0	4	2	0
臨床講師	0	0	5	7	0
臨床助手	0	0	20	11	0

平成22年度診療評価報告書の記入

①診療実績

- ・診療件数：過去1年間に診療した件数（延べ患者数）を12で割り、1か月あたりの平均値として記入する。
- ・エフォート：過去1年間における勤務時間に対する診療に携わった時間数の割合を%で記入する。
- ・紹介患者数：過去1年間で担当した患者のうち、院外から自分宛てに紹介があった患者数を記入する。
- ・その他の特記事項：手術件数、麻酔件数、特殊な疾患や難症例の患者数などを記入する。

②診療能力

- ・それぞれの項目について1（非常に劣っている）から5（非常に優れている）までの5段階評価で自己採点する。

- ・専門学会で認められた専門医・指導医・認定医などの資格を有していれば、その名称を記入する。

### ③診療態度

- ・それぞれの項目について 1（非常に劣っている）から 5（非常に優れている）までの 5 段階評価で自己採点する。
- ・時間の正確さ：予約時間にきちんと診療室で待機しているかどうかで判断する。診療時間が長引いて、次の患者を待たせることが多い場合は診療能力（一回あたりの診療時間）の項目に記入する。

### ④診療における工夫および成果の普及活動

- ・診療での工夫事項：診療で取り入れている新しい技術や材料（先端医療を含む）、診療効率を上げるために自分で工夫した方法などについて記入する。
- ・学外での講演会・診療・歯科検診：歯科医師会、同窓会、スタディーグループなどで行った講演会、大学からの派遣で行った学外診療、歯科検診などについて場所（会の名称）と時間を記入する。

### ⑤臨床教育活動

- ・臨床実習で学生を指導した時間：過去 1 年間に臨床実習で学生を指導した時間数を 12 で割り（セミナーやオフィスアワー、正規の勤務時間外も含む）1 か月平均値として記入する。
- ・臨床研修医を指導した時間：過去一年間に臨床研修医を指導した時間数を 12 で割り（正規の勤務時間外も含む）1 か月平均値として記入する。

## 【点検・評価、長所・問題点】

全体として評価が「3～5」に分布している。教授も、多忙な合間をぬって診療している姿が想像されるが、役職が高い方が高得点を獲得する傾向がある。

自己採点の点数においても、同様の傾向が見られた。つまり、若手は自分に低い点数をつける傾向が顕著であるということである。若手の医師が、あえて低い点数を自分に付けることで自らを高めようとする姿勢の表われであろうか。あるいは、高い点数を自らにつけることへの躊躇もあるのではないだろうか。しかしこの点は仕方のないことである。今後の成長を期待したい。

一方、臨床業務が日常業務の大半となっている若手教員には、高得点を自らにつけている場合も散見された。この教員たちには、是非とも若手医師や研修医、学生の模範となるような診療技術・態度を構築願いたい。また、研究面などへの参加も積極的に行っていただきたいものだと感じる。

## 【将来の改善に向けた方策】

臨床系の中堅スタッフを公募により確保し、大学の方針を周知させて病院の体制を整備することが重要である。加えて、地域医療に対する大学の貢献度の更なる向上が望まれる。平成22年度は、東日本大震災の影響も有り、大学の社会貢献はかなりの周知がなされたものと思われるが、そのような災害のない場合においても、大学名が市民に知れ渡るような活動を積極的に行う。

また、若手医師の診療技術の向上のためには外来患者を増加させる方策を具体的に検討する必要があると考えられる。

## (4) 社会活動

### 【現状説明】

社会活動を通じた社会貢献は大学に課された役割の一つである。そこで大学での教育・研究・臨床の成果を社会活動に活かし反映しているか検討するために8項目の自己点検自己評価を行った。内訳は、全国規模の学会活動への貢献、国際学会活動、地域規模の学会活動、学術雑誌の編集活動、国や地方自治体の審議会活動、地域保健や地域医療への貢献、国際交流への貢献、公開講座や出張講義、講演会活動である。

全国的に歯学部志願者が減少している。本学歯学部の志願者も同様の傾向にあり、過去3年に渡り入学者の定員割れが続いている。本来歯学部および歯学部附属病院は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する教育と、研究成果に基づく質の高い医療を目指すべきものでなければならない。本学としての理念と目的に変わりはないが、現時点での課題と問題点を重視せざるを得ない。すなわち本学志願者および入学者の確保を目的とした広報活動と国家試験の合格率をふまえた学生教育のエフォートが高くなっている。

研究や学術要素の多い社会活動の評価項目は、学生教育や広報活動に直接関連付けることは難しい。したがって対外的な学術活動や地域社会への貢献、国際交流に携われない教員も多く、すべての職種で5段階評価（図-7、8）の平均が低い結果となっている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

人数の多い講座での教授・准教授の実績は高く、人数の少ない講座や個人の実績は低い傾向にある。本学ではほとんどの職員がいずれかの講座に所属し数人以上の体制をとっており、対外的な社会活動の実績を上げやすいと言える。しかし、一人で全てこなさなければならない職員や小人数の講座では、学外に出向または出張することが多い社会活動の評価点を上げることは難しい。

一方、人数の多い講座に所属する職員の実績には、共同・協力者として携わった部分の実績が出てこない問題がある。5段階評価では講座の体制、人数、他の点検項目とのエフォートを相対的に評価する必要があるため、今回の5段階評価では全く活動をしていない結果となる「1」の評価対象者はいない。

人数の少ない講座や個人であっても論文査読やレフリー、学会準備において高い実績を上げている職員もいる。インターネットや電子媒体の普及によるところが大きいと推測できる。すなわち本学として学生教育と広報活動を重視しながらも論文査読や審査などで、これまで以上に効率よく成果を上げられる可能性があるといえる。

### 【将来の改善に向けた方策】

学内でのネット回線の整備、情報処理能力の向上と比例して、社会活動の中でも学術雑誌の編集活動や対外的な審議会活動などの実績は向上が期待できる。すなわち、学内LANやメール、ネットを活用した会議や電子媒体による活動が日常的に行われている現状から、時間の短縮、媒体の軽量化や簡略化できる部分も多い。

歯学部の現状と背景を考慮し、本学の現状を考えると志願者および入学者の確保が最大の目的になってしまう。しかし、これらは全国的な問題でもある。したがって本学としても全国規模の学会活動への貢献、国際学会活動、地域規模の学会活動、地域保健や地域医療への貢献、国際交流への貢献、公開講座や出張講義を通じて積極的な活動を行わなければならない。これが間接的、直接的に広報活動になることを個人個人が認識し、自己点検、自己評価すべきである。最大の目的が歯科医学の活性化であり、その結果に歯学部志願者の増加があることを再認識すべきである。

図-7 職種別5段階評価（割合）

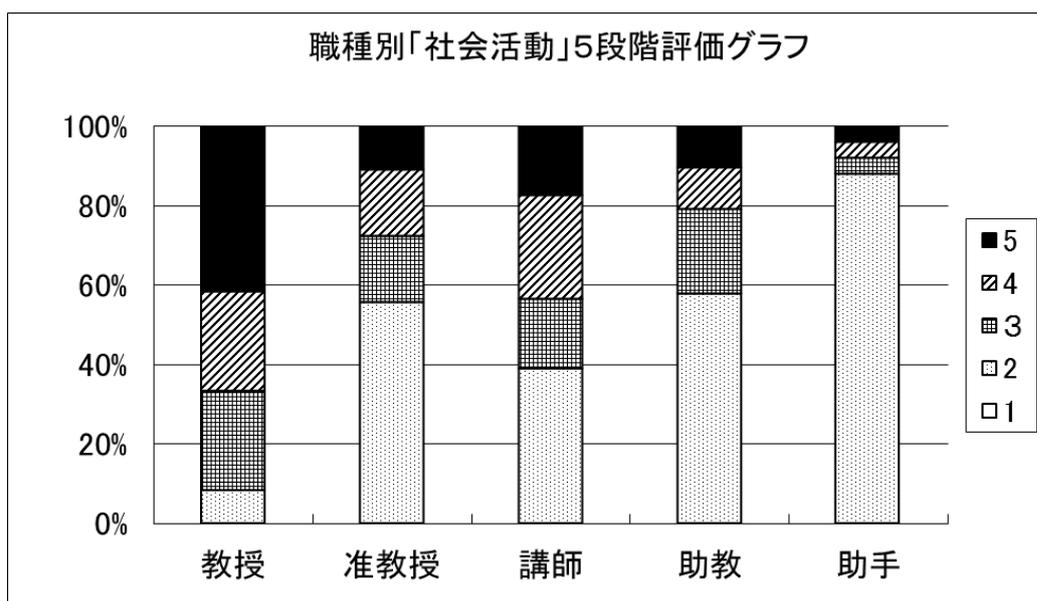
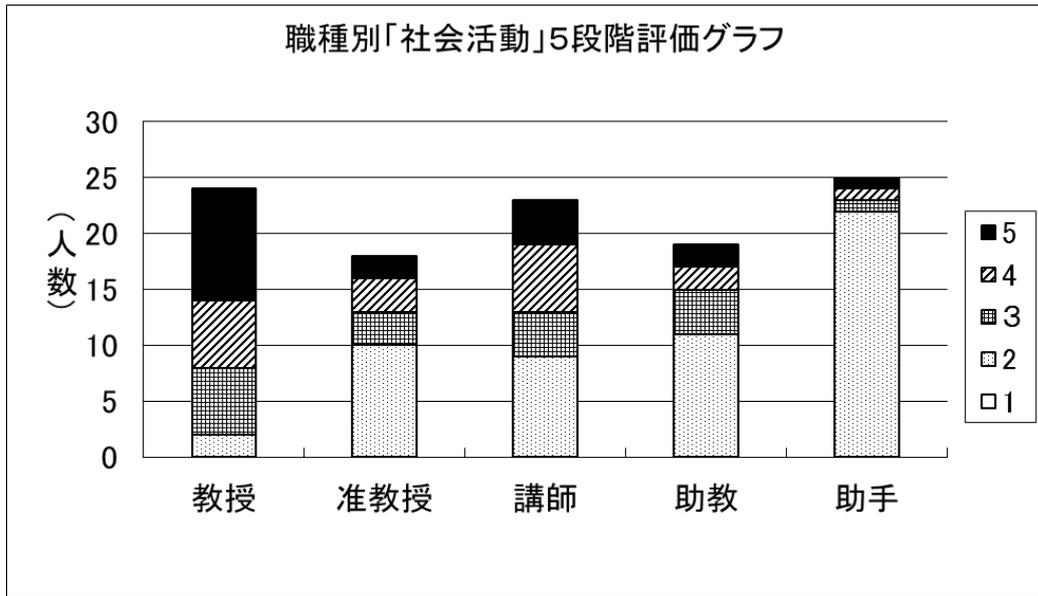


図-8 職種別 5 段階評価 (人数)



## (5) 学内の運営

### 【現状説明】

組織の管理運営にあつて、効率的でかつ効果的な運営が必要であることは言うまでもない。歯学部の運営上の特徴として、学部はもちろんのこと附属病院においても学生教育を中心に多くの運営がなされている。教育及び臨床においては、効率の追求だけでは達成できない非能率的なことがあるため、評価尺度設定が困難なことが多いことも事実である。一定の評価尺度設定が困難であっても、教育には一貫した方向性が必要で、教員の学内の管理運営にかかわる業績も評価し、機能させる必要がある。

大学運営活動評価は、平成 21 年度から次のような大項目に対して行った。、平成 22 年度は若干の委員会の廃止や改変もあるが、各種委員会や小委員会及び連絡会なども含めた評価対象とした。

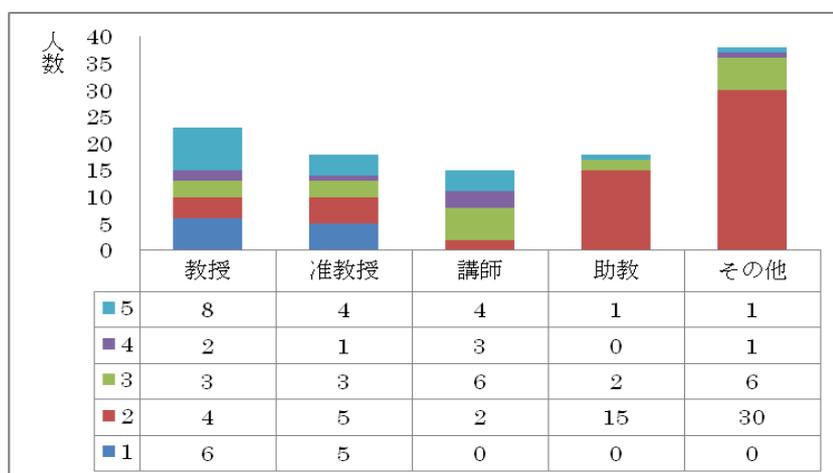
- ・ 大学運営にかかわる委員会活動：歯学部長，附属病院長，学生部長，研究科長，図書館長および講座主任の役職にかかわる活動
- ・ 歯学部運営にかかわる委員会活動：教務関連，自己点検・評価関連，倫理審査委員会，情報セキュリティ委員会，ハラスメント防止委員会，ティーチング・アシスタント選考委員会，入学試験委員会，学術・学会・交流関連・共用試験，附属病院関連の委員会・小委員会・連絡会
- ・ 共同研究施設にかかわる委員会活動：各施設長および各委員会
- ・ その他の大学運営活動：ワークショップおよびブラッシュアップ委員会など

評価基準は、教授のうち学部長や病院長などの役職部分の評価点を除いた全教授の平均評

評価点を算出し、平均評価点のマイナス標準偏差の 1/2 までを 3、さらにマイナス標準偏差の 1/2 までを 2、それ以下を 1 とし、平均評価点のプラス標準偏差の 1/2 までを 4、それ以上を 5 とした。准教授は教授の平均評価点の 4 を 5 とし、講師・助教・その他は准教授の 4 を 5 としとして順次 5 から 1 へとスライドさせた。

評価結果は、図-9 に示すように、当然ながら教授・准教授・講師に評価の高い者が多い。図中の「その他」は、在籍年数が少なく、歯学部運営に参与しない助教・助手及び附属病院において臨床に従事する歯科医師の評価である。

図-9 「学内の運営」 5段階評価の職種別分布



### 【点検・評価、長所・問題点】

学内の運営には、教授・准教授がかかわることが多いのはやむを得ないことである。そのため、助教・その他の多くは評価が低い結果となった。しかし、教授・准教授・講師においても低い評価の者が点在することは問題である。平成 22 年度は、学内運営の委員会の定義を共用試験関連、小委員会、連絡会なども含めた評価項目としたが、各評価段階分布は平成 21 年度と同様な傾向であった。学内運営のために助教やその他の教員の積極的に参加させることを考える必要がある。

歯学部が共通認識の元にさらなる一丸となった業績についても評価する必要があるので評価の方法を変える必要がある。

### 【将来の改善に向けた方策】

学内運営の委員会の多くは、臨床における各種委員会である。教養や基礎にあっても学生教育に関連する意見交換や統合学習や実習に関する委員会が実施されていない。きめ細かな学生指導のための臨床実習委員会の他に模型実習委員会や教養基礎委員会などの活動が必要である。

その方策として教員と職員の連携強化、学内諸規程の整備による会議体の統合・簡素化と運営の効率化を促すことが肝要である。また、助教や助手の意見を聴取し、運營業務に反映させて、職場・生活環境を充実させ、職務の遂行成果を向上させる必要がある。

さらに学生と教職員が共通の目標達成のための機会をより多く作るべきと考える。

## Ⅱ. 歯学部附属病院 自己点検・自己評価報告書

## 序 章

歯科医療や奥羽大学附属病院を取り巻く環境は、歯科医師数の需給問題に端を発して教育の質や仕事としての歯科医療の将来性を疑問視させるような社会現象を引き起こし、受験生の減少や新規参入歯科医師数を抑制するような施策とも呼応して変革している。医育病院としての本学附属病院は安全で安心な歯科医療に基づいた地域貢献を柱に、人間性豊かな歯科医師を養成し、多数の有益な人材を社会に送り出すべく臨床教育に地道に取り組んでいる。

本報告書は平成 18 年度から平成 22 年度までの附属病院の活動を自己点検・自己評価したものである。特に、平成 20 年度以降の、本附属病院の基本方針にも掲示しているように、「患者中心の安全で安心できる医療の提供」のさらなる向上を目指し、医療の安全を確保するための体制整備と病棟を中心とした生命に直結する機器の新規購入と新機種への更新に努力した。さらに臨床実習と臨床研修の新たな教育方略を立案し、臨床教育効果の向上を図った。また、本学の位置する郡山市は福島県のほぼ中央に位置し、交通、流通、経済の中心都市にあることから、本附属病院は歯科の医育機関として地域社会との交流・貢献が重視され、平成 22 年度も引き続き地域社会との交流を活発化し社会に貢献するよう努めた。

本報告書は平成 22 年度に取り組んだ事項と活動を中心に自己点検・自己評価したものであり、各部署の現状が把握できる。また、点検項目ごとに改善すべき事項を浮き彫りにし、改善するための具体的方略を記載した。22 年度の終期に起こった東日本大震災と福島第一原子力発電所事故は、本附属病院の安心・安全な歯科医療を冷静に見直す機会となった。

本報告書をもとに、本附属病院における歯科医療と臨床教育のさらなる充実を図るとともに、研究で培った有益な知恵を社会に発信し、地域社会の文化的生活の向上に寄与し、併せて本学の理念である「人間性豊かな歯科医師の養成する」を実践し、奥羽大学のより一層の発展に尽力したいと考えている。

## 1. 附属病院の理念・目的と達成度

### 【現状説明】

附属病院は、歯科医師不足にあえぐ東北地方の窮状を救おうとした創立者影山晴川先生により、東北歯科大学の附属病院として昭和47年に設立された。当時、東北地方の歯科医師数は全国平均を大きく下回り、東北地方の人々は高度で良質な歯科医療を受けることができない医療環境におかれていた。このような状況を改善すべく、東北歯科大学は「歯学に関する高度な知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師の育成」を建学の精神として掲げ創立された。そして、「人として広く知識を養うとともに、深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与する」ことのできる歯科医師の育成を行ってきた。平成元年に大学名を奥羽大学と名称変更したことに伴い、附属病院も奥羽大学歯学部附属病院と名称を変更したが、建学の精神は変わる事無く、教職員・学生の心に受け継がれ、附属病院における歯学教育、歯科医療の大きな柱となっている。附属病院の理念・目的は、知育・徳育を包含した質の高い臨床教育を通じてこの建学の精神を具現化し、さらに、高度先進医療の実践、最新医療情報の発信を通じて、地域歯科医療・地域社会へ貢献することである。この理念・目的の達成のために、附属病院は卒前臨床実習、卒直後臨床研修などの臨床教育を通じて、学生・研修歯科医の知育と人間性の涵養に努めてきた。さらに、地域歯科医療の中核病院としての診療体制を整えるとともに、附属病院としての様々な社会活動を通じて、地域歯科医療・地域社会に貢献してきた。

過去5年間、附属病院の理念・目的達成のために教職員は一丸となって努力を重ねてきたが、平成23年3月11日、東日本大震災が附属病院を襲った。附属病院は地震によって大きな損傷を受け、平常の診療ができない状態に追い込まれた。総合診療科では歯科医師が歯科衛生士とともに、崩れ落ちる設備から患者を守り、附属病院の外に避難させた。同じ頃、4階にある口腔外科病棟では地震の揺れはさらに大きく、立っていることさえままならない状況の中で、歯科医師は看護師とともに入院患者の避難にあたった。附属病院は激しく続く余震に揺さぶられ、天井が、壁が崩れ落ちる中での避難は困難を極めた。矯正歯科、小児歯科、放射線科、病院事務部、診療支援部門など、附属病院のすべての部門が大きな困難に見舞われた。このような危機的状況の中、附属病院の教職員は一致団結し、自らの判断を頼りに、すべての患者と教職員の避難を安全に成し遂げた。現在、附属病院の教職員は無傷で残った僅かな設備で診療を継続しながら、附属病院の復旧に全力を傾注している。

## 【点検・評価、長所・問題点】

これまで附属病院は理念・目的の達成のために、三つの基本方針を立て、附属病院内に明示するとともに、これを着実に実行してきた。第一の基本方針は「患者中心の安全で安心できる医療を提供する」である。この方針の下、診療の中心に患者を置き、患者の立場に立った歯科医療の提供を心がけて、附属病院の運営を行ってきた。診療科長会をはじめとする各種委員会では、常に患者の立場に立った情報の共有と診療体制の見直しがなされてきた。特に平成18年度から設置された医療安全管理委員会は、安全で安心な医療の提供に向けて、院内各部署間の緊密な連携に大きな役割を果たしており、附属病院における総合的・機動的な安全管理体制の司令塔として機能している。さらに、厚生労働省令に基づいて開催されている医療安全管理研修会は、附属病院教職員の安全管理意識を著明に向上させた。卒前臨床実習、卒直後臨床研修などの臨床教育もこの方針の下で行われ、次世代を担う歯科医師育成の大きな柱となっている。平成22年度までの過去5年間の振り返った時、附属病院はヒューマンエラーを未然に防ぐシステムの構築と運用を通じて、患者中心の安全で安心できる医療を提供してきたと評価してよい。

第二の基本方針は「地域社会の健康増進ならびに福祉向上に貢献する」である。附属病院は、これまで、歯学部学生、研修歯科医、東北歯科専門学校生の臨床教育を行ってきたが、平成22年度からは薬学部学生の実務実習も行い、多くの有能な医療人を地域社会へ送り出してきた。附属病院で臨床教育を受けた歯科医師をはじめとする卒業生達は地域医療に真剣に取り組む、患者中心の安全で安心できる医療を提供し、住民の健康増進と福祉の向上に貢献している。また、多様な専門性を持った多数の歯科医療従事者と先進的な設備を有し、歯科学に関する最新の情報にいち早く接することが可能なことから、これらのマンパワーと情報を活用した地域社会への貢献が求められている。これまで附属病院は、救急医療、病診連携推進事業、口腔健康診査事業、そして教育機関が実施する歯科検診などへの協力を通じて、地方自治体、歯科医師会などとともに地域歯科医療体制の整備を行ってきた。

附属病院はその医育機関としての機能を活用し、附属病院で教育を受けた多くの歯科医師を通して、地域社会の健康増進ならびに福祉向上に貢献するという目的を達成してきた。さらに、地域の医療機関としての特性を活かし、高度先進医療、最新医療情報の提供を行い、地域歯科医療の発展と地域社会の健康増進、福祉の向上に貢献してきた。附属病院が地域社会への貢献のために行ってきた過去5年間の努力は高い評価に値する。

第三の基本方針は「高度な歯科医療技術を実践する」である。附属病院はマンパワーとその設備、最新の医学情報を活用した高度な歯科医療技術の実践が常に求められている。このために、総合歯科、口腔外科など従来からある診療科に加えて、審美歯科、歯周外科・組織再生外来、障害者歯科外来などの専門外来を開設し、患者のニーズに応じた高度な歯科医療を展開してきた。増加する高齢者、有病者に対する歯科医療の提供を

通じて、高度な歯科医療技術を実践してきた。研究を通じて得られた知見を基に、最先端医療技術の開発と導入を怠らず、常に変化する医療環境に対処してきた。このような附属病院教職員の真摯な努力は高く評価してよい。

最後に、平成 22 年度の終わりに発生した東日本大震災への附属病院の対応について点検・評価する。震災後の福島県では、物流は途絶え、ガソリン不足のため、車は動かなくなった。さらに、放射能に汚染された郡山で、安全な水と食料の確保さえままならない状況に附属病院の教職員は追い込まれた。このような過酷な環境の中にあっても、附属病院は歯科医師を福島県沿岸部に派遣し、身元不明遺体の検死に取り組んできた。その過酷な任務の中で、附属病院歯科医師の心の中にあっただのは、「歯学に関する高度な知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師」としての義務感であった。日本全国から奥羽大学の学び舎に集い、苦楽を共にし、建学の精神の薫陶を受け、この福島の地におろした歯科医師達は、自らの職務を冷静沈着に行った。さらに、震災後の困難な状況下にあっても、奥羽大学の建学の精神に立ち、僅かに残された設備を最大限に活用し、附属病院の三つの基本方針の実現に邁進してきた。震災により大きな打撃を受けた附属病院は、地域医療を守るため、教職員の総力をあげ、復旧活動を行った。多くの医療設備は損害を受けたが、目の前の歯科医療を求める福島県民の切実な姿に対し、かろうじて震災の影響を逃れた施設を用いて救急診療を行った。看護師、歯科衛生士、そして事務職員のすべてが歯科医師とともに力をあわせ、心を一つにして、附属病院の復旧と診療にあたった。このような困難な時期にあっても、地域医療に誠心誠意貢献した附属病院教職員の姿勢は高く評価されてよい。

### 【将来の改善に向けた方策】

東日本大震災発生までの 5 年間、附属病院の教職員は建学の精神に則り、三つの基本方針の実現に向け、全力を尽くしてきた。そして、歯学に関する高度な知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師とそれを支える医療スタッフを育成し、地域歯科医療と福祉の向上に貢献してきた。このすばらしい伝統を次世代に引き継ぐためにも、後継者の育成に励むことが、附属病院のすべての教職員に課せられた使命である。

東日本大震災によって附属病院の設備は大きな損傷を受けたが、幸いなことに、教職員の人的被害は無かった。地域社会の人々は、附属病院の一刻も早い復旧を待ち望んでおり、この期待に応えるべく、復旧・復興に全力を尽くすことが、附属病院のすべての構成員にとっての喫緊の課題である。

## 2. 附属病院の組織

### 【現状説明】

奥羽大学歯学部附属病院組織規程では、附属病院に病院長を置き、その下に診療部門、事務部、看護部の三部門が置かれていたが、平成 22 年度より病院長の下に診療支援部門が新たに設置され、他の三部門とともに病院業務を遂行している。

診療部門は、総合歯科（保存科および補綴科）、口腔外科、歯科麻酔科、放射線科、矯正歯科、小児歯科、医科（内科および外科）、予診科で構成されている。各診療科は、診療および臨床実習の指導に関することに加えて、歯学・医学の向上発展に必要な研究および医学的検査などの業務を行っている。各診療科には教授がその任に当る診療科長と准教授または講師がその任に当る医局長が置かれている。診療科長の業務は病院長の補佐に加えて、診療科の管理運営、医局員・研修歯科医の指導・教育、臨床実習時の学生教育、学術研究の実施、診療記録などの整備、施設設備・器具器材・医薬品・消耗品の整備、院内感染防止、災害発生の防止ならびに発生時の対策などである。医局長は診療科長を補佐し、医局内ならびに他の組織との連絡調整や管理運営の実務面を担当している。

事務部には事務長を置き、その下に医事課と庶務課が設置され、さらに庶務課には材料室が所属している。事務部は文書の收受・発送および保存、診療収入金の出納、物品の購入・保管・出納および検収、入院患者の給食、病院の収支などの統計、災害対策、医療廃棄物の処理、病院諸規程の制定および改廃、診療収入の請求および再審査請求、診療録の保管など附属病院に関する幅広い業務を担当している。

看護部には看護課を設置し、看護課長を置いて、患者の看護および介助、診療の補助、患者の保健衛生の相談、看護部に所属する看護師・歯科衛生士の教育訓練、看護諸記録の保管整備などの業務を行っている。

診療支援部門は薬局、放射線室、臨床検査室、栄養室、技工室から成り、専門資格を持った職員により構成され業務を行っている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

附属病院は各種委員会と専門外来を設置し、その運営を行ってきた。ここでは、附属病院に設置された組織が適切かつ効率的に運営されてきたかを、平成 22 年度までの過去 5 年間について点検・評価する。

附属病院は組織の円滑な運営を行うために規程を作成し、附属病院運営会議、附属病院衛生委員会、院内感染予防対策委員会、診療録整備委員会、診療用器材及び医薬品等検討委員会、医療ガス安全管理委員会、附属病院給食委員会、附属病院高度先進医療専

門委員会、附属病院治験審査委員会の各委員会を設置している。さらに、よりきめ細やかな病院運営を行うために、診療科長会、総合歯科運営協議会、矯正・小児歯科運営協議会、臨床実習実務者委員会、臨床研修プログラム委員会、臨床研修指導歯科医連絡会、臨床実習委員会、臨床研修委員会、障害児・者歯科診療担当者連絡会、電子カルテ実施委員会、医療安全管理室、医療安全管理委員会、医療安全推進委員会、医療安全情報管理委員会、BLS/ACLS 委員会、個人情報保護管理委員会の各委員会を、奥羽大学歯学部附属病院組織規程に基づき病院長が設置している。平成 22 年度までの過去 5 年間、これらの委員会は必要に応じて設置または廃止されてきたが、いずれの委員会も定期的に開催され、附属病院の構成員間の意思疎通の場として有効に機能し、附属病院の基本方針の達成に大きく寄与してきた。患者中心の安全で安心できる医療の提供、地域社会の健康増進ならびに福祉向上への貢献、高度な歯科医療技術の実践の三つの基本方針の達成に向け、これらの委員会が行ってきた活動は高く評価されてよい。

歯科医療の進歩と社会の要請に応えるべく、附属病院は疾患・症状に応じた専門外来を開設してきた。これまでに、審美歯科外来、歯周外科・組織再生外来、口臭外来、噛み合わせ外来、顎顔面補綴外来、スポーツ外傷予防外来、顎関節症外来、口腔アレルギー外来、いびきと歯ぎしりの外来、口唇・口蓋裂外来、味覚・舌痛症外来、顎顔面変形症外来、歯科ペインクリニック、有病者歯科外来、障害児・者歯科外来、レーザー歯科治療外来、口唇麻痺外来、予防歯科外来、口腔悪性腫瘍外来、禁煙支援外来などの専門外来を開設して診療にあたってきた。これらの専門外来では診療科の垣根を取り払い、疾患・症状に応じて各診療科の専門医を集め、患者中心の高度で良質な歯科医療の実践をめざしてきた。専門外来の中で、口腔インプラント外来を廃止し、口腔インプラント科の名称で診療科として独立させたが、このような組織の改変に取り組む姿勢は評価できる。しかし、以前から指摘してきたように、現時点でも専門外来の数が多すぎるのが問題点としてあげられる。

これまで、薬局、放射線室、臨床検査室、栄養室、技工室は病院事務部に所属し、業務を遂行してきたが、スピード感を持った病院運営という観点から見た時、今回の組織改変により、診療の支援を行う部門を独立させ、病院長の下で、より機動的に遂行できる体制を確立したことは高く評価してよい。

### 【将来の改善に向けた方策】

これまでも指摘してきたように、現在設置されている専門外来については、その数の多さが、必ずしも患者の利便性の向上につながってはいないと考えられる。疾患あるいは症状に対応した必要な専門外来の取捨選択を行い、専門外来数を適切な数に絞り込む必要がある。附属病院組織の点検・評価の結果、改善しなければならない事項である。

附属病院の理念・目的の達成のためには、歯科医療の進歩と社会の要求に柔軟に対応

できる病院組織が必要である。各種委員会や専門外来については、その活動状況を分析し、必要性を検証する作業を怠ってはならない。病院長をはじめとする附属病院の構成員には、今後とも、惰性におちいり、形骸化することなく病院組織の改編・改廃作業を継続することが求められる。

### 3. 卒前臨床実習

#### 【現状説明】【点検・評価、長所・問題点】

##### ①臨床実習の目的と教育目標の適切性

臨床実習の目的は、「奥羽大学歯学部臨床実習規程」に記されているとおり、臨床実習を行う学生（以下、「臨床実習生」という）が、診療に関する知識及び技能を修得するとともに、医療における人間関係、特に患者との関係についての理解に努め、併せて医の倫理を体得することによって資質の向上をはかることにある。その教育目標は、講義および模型実習で修得した知識と技能を指導者の下で実際の臨床に応用することにより、基本的疾患に対する的確な診断ならびに歯科治療技能を修得することに加え、患者の全人的理解、患者に対する責任感、歯科医師としての倫理観、さらに科学的思考能力と問題解決能力を養うことにある。これは、「人間性豊かな歯科医師を養成し、地域の歯科医療の発展と向上に貢献する」という歯学部の教育理念を実践する観点から適切と考える。

##### ②臨床実習における教育内容と教育方法の適切性

前述の教育目標を達成するためには、平成13年3月に医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議が報告した「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について」に述べられている診療参加型臨床実習を実施することが必須と考える。

臨床実習の期間を12か月から15か月に延長したことにより、平成18年度からは、プレクリニック12週と診療参加型臨床実習44週となり、特に診療参加型臨床実習を充実させることができるようになっている。さらに平成19年度には、一口腔単位の患者実習を推進するためにシステムの変更を行った。患者実習の主体は、保存系、補綴系の複数科からなる総合歯科の一口腔実習であり、保存治療は保存系講座のインストラクターが、補綴治療は補綴系講座のインストラクターが担当した。また、平成19年度までの臨床実習生では、一口腔実習として学年全体が同時に動いているため、臨床実習生の動向が把握しにくいことが欠点であった。平成20年度は科目単位で臨床実習生8名を担当する制度に変更し、1日に6回の出席確認を行なうなど、細かな管理を行ったことから、遅刻や欠席率が減少した。このことは、毎日の履修態度に効果が現

われ、教育方法の適切性を示す制度であると判断している。

平成 20 年度の臨床実習は、卒後臨床研修の入り口と位置づけ、診療参加型臨床実習を重視するとともに、態度教育の充実に力を注いだ。実習期間の 15 ヶ月のうち、第 5 学年の 4 月から 3 ヶ月間はプレクリニックとして、診療参加型臨床実習に備えた基本的事項の修得に向けた。この期間の効率的教育を行なうため、臨床実習生を 8 名程度の小グループ制とし、各科目に 1 週間単位で配属させた。第 5 学年の 7 月から開始した診療参加型実習期間は、保存系と補綴系の総合歯科臨床実習と口腔外科、歯科麻酔科、矯正歯科、小児歯科、放射線科からなる専科実習に分けて、小グループでローテーションする形式を採用した。その結果、効率的に実習が行われることが確認されたものの、長期間にわたり実施した参加型臨床実習で履修した内容をまとめ、整理するプログラムが必要であることが提案された。

平成 21 年度の臨床実習は、プレクリニックの期間を約 1 ヶ月に縮減し、参加型臨床実習の最後に、実習内容の整理・統合のためのプログラムを設定しました。また、5 月から開始した診療参加型実習では、積極的に患者実習に参加し、診療の器具や術式を確実に修得することに重点を置いた。これらの教育方法を取り入れることにより、医療面接、診査、診断、治療、予後といった歯科診療の一連の流れを学習するとともに、各科の専門的な深い知識を学習するという二本柱の体制とした。患者実習のほかに、シミュレーション実習、問題解決型学習（PBL）を導入した。問題解決型学習（PBL）では、チューターが提示した資料に基づき、基本的症例の診断、治療方針・治療計画の立案に関わる理論的背景を教育し、グループ討議の後に全体会でプレゼンテーションを行い、質疑を通して基本的症例に対する歯科診療の考え方を教育した。

平成 21 年度の臨床実習は、終了期である 3 月に選択実習を導入・実施した。臨床実習の仕上げとして、学習者である臨床実習生に自分の欠点や長所を自覚させ、自助努力の目標設定の対策として、臨床各科目は教育可能な受け入れ人数と行動目標および実習内容を提示し、さらに不得意科目履修ができるように対応した。評価は、教育者のみが行うのではなく、学習者自らが行うことにも意義があると考えポートフォリオの記載とした。

平成 22 年度臨床実習は、平成 20 年度からの体制である「配属」と「一口腔単位実習」の形態を継続しながら、科目ごとの特性を考慮して実習期間配分の見直しを実施した。すなわち、総合歯科の補綴系は継続的診療内容を理解するため、実習期間を連続した 9 週間に増加し、保存系の保存修復学、歯内療法学、歯周病学と診療科学を 3 週間とした。口腔外科は学習内容の量を勘案し、3 週間ずつの実習を 2 回設定し、小児歯科、矯正歯科、放射線科、歯科麻酔科をそれぞれ 2 週間とした。

なお、平成 21 年度臨床実習から導入した選択実習は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のためポートフォリオの記載および回収を含め、やむを得ず中断、自宅学習に移行させた。第 6 学年での平成 23 年度臨床演習へ継続させた。したがって 22

年度の教育内容と教育方法は、平成 21 年度までに行ってきた実習形態を進化、改善させたものであり適切であると考えている。

### ③臨床実習における教育効果の測定法とその適切性

臨床実習の教育効果を測定するため、各診療科単位で評価方法を設定し、授業概要（シラバス）に掲載するとともに、臨床実習生の臨床実習記録ノートに記載して公表し、実習開始時のオリエンテーションにおいて詳細に説明し臨床実習生の理解を得ている。各診療科では一般目標を具現化するための到達目標を設定し、履修項目や履修症例ケースおよび評価方法を掲示している。具体的には、実習中にレポートや口頭試問で形成的評価を行い、臨床実習の最終週に実施される臨床総合試験と実技試験および各科目（保存修復学、歯内療法学、歯周病学、冠橋義歯学、有床義歯学、診療科学、口腔外科学、小児歯科学、矯正歯科学、歯科放射線学、歯科麻酔学）の到達目標に対する評価点を総合的に測定している。臨床総合試験と各科目の評価点をそれぞれ 50% とし、合計 100% の総合点に対して 60% 以上を臨床実習修了の条件としている。臨床実習の総合判定は臨床実習委員会で行い、進級に係わる可否は教授会で判定している。評価方法を授業概要（シラバス）に明記した上で、臨床実習期間で修得した知識、技能、態度を評価できる点で、この測定法は適切であるといえる。また、23 年 3 月の臨床実習を含めたモデルコアカリキュラムの一部改訂を見据えた評価法を 23 年度において構築する方向性は確立できたと考える。

### ④将来の改善に向けた方策

診療参加型臨床実習を充実するために、平成 20 年度からは科目単位のローテートと一口腔単位診療に基づく診療参加型臨床実習を採用した。前年度までと比較すると臨床実習生の行動把握が確実となり、科目ごとの教育効果がみられた。また、総合歯科における一口腔単位の患者実習にあたり、POS を取り入れた SOAP 形式の診療録記載を実施している。これにより、プロブレムリスト作成やトリートメントプランニング能力の向上が図られ、幅広い知識が得られるシステムが構築されていることは長所と考える。

しかし、臨床実習のさらなる充実を図るためには、一口腔単位の患者実習に携わる機会を増加させることが必要であり、そのためには、科目単位のローテートと一口腔単位臨床実習の期間配分等を含めたカリキュラムの改変が望まれる。多くのインストラクターが関与する患者実習を円滑に実施するため、指導方針や指導方法におけるインストラクター間の差を縮めるとともに、指導者の質的向上を図る必要がある。その一環として平成 21 年度は、総合歯科セミナーを毎月 1 科目ずつ開催し、教育方法の統一化を図り、臨床実習生が均質な指導を受けられることができる環境を整えることを試みた。

さらに 22 年度においては指導体制の強化と効率化を図るべく、学年主任と 3 名のクラス担任に加え、若手教員から選抜した 13 名のチューターを配置し、きめ細かな学習および生活指導を実施した。今後もインストラクターの指導能力、臨床能力を向上させる取り組みを続けることが重要であると考えます。

## 4. 卒後臨床研修

### 【現状説明】

新歯科医師臨床研修は、歯科医師としての基盤形成の時期に、①患者中心の全人的医療を理解する、②総合的な診療能力（態度・知識・技能）を修得する、③歯科医師としての人格を涵養する、④生涯研修の第一歩とすることを目的としている。

本附属病院では平成 18 年度から 2 つの臨床研修プログラムを準備して研修歯科医の要望に応じてきた。その 1 つは、単独型臨床研修として 1 年間本院で研修を行うプログラムであり、定められた指導歯科医のもとで基本的臨床能力を高める方法である。もう 1 つは、本院が管理型臨床研修施設となり協力型臨床研修施設および研修協力施設と共同で行う地域医療臨床研修プログラムである。このプログラムは地域歯科医療の現場で 4 か月または 8 か月の間に研修を積む方法であり、本附属病院以上に多様な症例を経験できる方法である。必修化されて 5 年目となる平成 22 年度は、先に記載した臨床研修の目的のほかに、社会人としての心構え、特に「報告・連絡・相談」の重要性を強調し、時間の厳守を目標とした。

この目的と目標を達成するために、研修期間を 4 月から 6 月までの 3 か月間と 7 月以降の 9 か月間に分け、それぞれの期間における計画に沿って研修を進めた。まず、4 月から 6 月までの期間は、相互実習やシミュレーション実習等による技能訓練に充てた。保険医登録が済む 5 月からは診療室で見学と介助をしながら徐々に実際の診療に参加させた。7 月以降は保存系、補綴系診療科である総合歯科で行う研修を中心に、口腔外科、小児歯科、矯正歯科、放射線科および歯科麻酔科に当番制で出向して研修する方式を採用した。研修内容は、厚生労働省医療関係者審議会歯科医師臨床研修部会で提示している具体的目標を基準とし、平成 22 年度は表 1 に示すように、各診療科で独自に作成した研修項目と達成目標症例数を課した。研修プログラムは、歯科医師にとって必要な診療態度と基本的知識の習得ならびに基本的治療手技の習熟を目指し、指導医のもとで研修医自らが行う臨床（診療）研修を基本とし、さらに多様な歯科疾患に対応する能力を涵養するために研修セミナーを実施した。研修セミナーは歯科医療の基本的事項を習得する期間と臨床に即したテーマを研修する期間に分け、後者は地域歯科医師会の会員も参加できるよう公開セミナーとした（表 2）。平成 22 年度の研修セミナーはセミナー、講

演および症例報告会からなり、毎週木曜日の午後 5 時 40 分から 1 時間程度で実施した。セミナーと講演は医科歯科系と社会系からなり年間約 30 回実施した。また、症例報告会は研修後期において、研修歯科医が診療した症例を考察し、プレゼンテーションを行った。この症例報告会の内容は、『症例報告会抄録集』として編纂し、CD に記録して全研修歯科医と指導歯科医に配付した。後半の研修セミナーは福島県歯科医師会と奥羽大学同窓会の会員に公開し、日歯生涯研修の対象ともなっている。ただし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、研修セミナーの 2 回が中止となった。

表 1. 平成 22 年度 臨床研修の目標症例数と必須症例数

系	番号	研修項目	症例数 (目標)	症例数 (必須)
初期診断・社会系	1	初診患者への問診・診察 (含、医療面接)	9	9
	2	検査 (血液生化学検査を含む)	3	0
	3	単純撮影歯科 X 線撮影	10	10
	4	パノラマ断層撮影	1	1
	5	パノラマ断層以外の特殊撮影 (顎関節)	1	0
	6	治療計画立案とインフォームドコンセント	9	9
	7	他機関との連携 (診療情報提供)	1	1
小児歯科系	1	予防充填 (第一大臼歯または乳臼歯)	1	1
	2	フッ素塗布 (乳歯または幼若永久歯)	1	0
	3	成形充填 (乳歯)	2	2
	4	断髄 (乳歯)	1	0
	5	抜歯 (乳歯)	1	1
矯正系	1	結紮線の除去	1	1
	2	ワイヤーの装着	1	1
	3	矯正患者のブラッシング	1	1
	4	インフォームドコンセント	1	1
保存系	1	硬組織疾患診査	3	3
	2	成形修復	14	7
	3	インレー	3	1
	4	歯髄診査 (E P T)	2	2
	5	鎮静処置	2	2
	6	直接覆髄	0	0
	7	抜髄	2	2
	8	感染根管治療	3	3
	9	根管充填	4	4
	10	歯周検査	3	1
	11	歯周縁上管理	3	1
	12	歯周縁下管理	3	1
	13	メンテナンス	1	0
補綴系	1	メタルコア	5	1
	2	全部鑄造冠	5	1
	3	前装鑄造冠	2	2
	4	ブリッジ	1	1
	5	部分床義歯	1	1

	6	全部床義歯	1	0
	7	義歯修理	2	2
	8	義歯調整	5	5
	9	リライニングとリベース	1	0
口腔外科系	1	伝達麻酔	1	1
	2	抜歯（簡単な永久歯）	8	8
	3	外来小手術	1	1
	4	全身麻酔・精神鎮静・モニター管理	1	1

表2. 平成22年度研修セミナー

回	月 日	演 題 名	担 当 者
1	4月8日	保険診療の基礎知識（1）保険診療とは	清野 晃孝 臨床教授
2	15日	保険診療の基礎知識（2）診療報酬請求の実際	清野 晃孝 臨床教授
3	22日	歯科治療における説明と同意および接遇との関連について	車田 文雄 准教授
4	5月6日	患者の権利とプライバシーおよび医療倫理との関わり	清野 晃孝 臨床教授
5	13日	◎医療安全管理研修会（1）患者の安全確保	医療安全推進委員会
6	20日	◎医療安全管理研修会（2）院内の感染の実際と予防及び対策	医療安全推進委員会
7	27日	◎医療安全管理研修会（3）歯科治療に関わる投薬の注意点	医療安全推進委員会
8	6月3日	地域医療における歯科医師の社会的役割	歯学部同窓会福島県支部
9	10日	※歯科治療の偶発症と救急蘇生	川合 宏仁 准教授
10	17日	※奥羽大学における医療連携の実際	高田 訓 教授
11	24日	※インプラント治療における炭酸ガスレーザーの応用	横瀬 敏志 教授
12	7月1日	※実体顕微鏡について	今井 啓全 講師
13	8日	※患者教育とプラークコントロールについて	山口 英久 臨床講師
14	15日	※新しいポンティックの考え方	竹内 操 講師
15	22日	※顎機能異常の診断と補綴的対応	山森 徹雄 教授
16	29日	※歯科治療時のポジショニングについて	釜田 朗 講師
17	8月5日	※口腔インプラント治療における外科的アプローチ	金 秀樹 准教授
18	19日	※歯科治療時の緊急事態に備えるために	川合 宏仁 准教授
19	26日	※歯科における矯正治療の役割	松山 仁昭 講師
20	9月2日	※矯正歯科におけるカリエスリスクの重要性	大植 一樹 助教
21	9日	※小児の咬合誘導の実際 -診断と処置-	鈴木 康生 教授
22	16日	※パノラマ写真で見られる頸動脈石灰化	原田 卓哉 准教授
23	30日	症例報告会（1）（説明会）	
24	10月7日	特別講演会	歯学部同窓会
25	14日	症例報告会（2）	
26	21日	症例報告会（3）	
27	28日	症例報告会（4）	
28	11月4日	修了後の進路について（講座説明会）	専任教員・各科目担当
29	11日	◎医療安全管理研修会（4）	医療安全推進委員会
30	18日	症例報告会（5）	
31	25日	症例報告会（6）	
32	12月2日	特別講演会	社団法人福島県歯科医師会
33	9日	症例報告会（7）	
34	1月13日	症例報告会（8）	

35	20日	症例報告会（9）	
36	27日	◎医療安全管理研修会（5）	医療安全推進委員会
37	2月3日	症例報告会（10）	
38	10日	症例報告会（11）	
39	17日	症例報告会（12）	
40	24日	◎医療安全管理研修会（6）	医療安全推進委員会
41	3月3日	ニッケル・チタン製ファイルによる根管拡大・形成	木村 裕一 教授
42	10日	症例報告会（13）	
43	17日	症例報告会（14）	（震災により中止）
44	24日	就職に当たっての心構え	（震災により中止） 専任教員

◎は厚生労働省令で規定される医療安全管理のための職員研修で、附属病院関係者全員参加です。

※は福島県歯科医師会会員・奥羽大学歯学部同窓会への公開セミナーです

次に、協力型臨床研修施設における研修の現状について述べる。平成22年度の地域医療臨床研修プログラムには17名の研修歯科医が在籍した。短期研修プログラム（4ヶ月）の前期の派遣先は9施設で、その内訳は、北海道1、秋田県1、山形県1、福島県3、栃木県1、東京都1、鳥取県1であった。後期の派遣先は7施設で、福島県1、茨城県1、栃木県2、千葉県1、埼玉県1、長野県1であった。長期研修プログラム（1ヶ月）の派遣先は宮城県1であった。派遣中の研修歯科医は日報を記載し、研修内容とともに生活状況の報告を義務付けた。毎週郵送されてくる日報を臨床研修専任教員が目を通し、次週には返信を必ず差し出すこととしました。このことは臨床上の悩みを解決できたことだけでなく、精神的ストレスの早期発見につながりメンタルケアに役立っている。この日報を採用した平成18年度には精神的理由でノイローゼになりかけた研修歯科医がいたが、早期に協力型臨床研修施設と話し合いを持つことができたため、大事には至らなかった。

協力型臨床研修施設におけるケースの仕上がりは順調で、多様な疾患に接することができ、技能と態度学習にとっては効果的であった。協力型臨床研修施設における4か月または8か月の研修を終えて帰学した研修歯科医は本附属病院のみで研修していた者と比較し、技能のみならず精神的にも著しい成長がみられた。

### 【点検・評価、長所・問題点】

平成18年度の新歯科医師臨床研修の指導体制は、研修歯科医が希望する指導歯科医とマンツーマンで1年間の指導を受ける方式とした。その結果、指導歯科医と研修歯科医の良好な関係を築き上げることはできたが、指導歯科医の専門とするケースのみが増加し、ケース数に偏りが生じるという事態に陥った。臨床研修の目的である「高頻度疾患の治療」を実践するためには、専門性に偏らない指導方式への変更が必要となった。ま

た、研修評価については、できるだけ客観的な評価ができる仕組みを取り入れたが、指導歯科医の主観による判定箇所もあるため、指導歯科医の在籍する講座間で差異が生じた。そこで、平成 19 年度からは、ケースに偏りが生じないよう保存系と補綴系の指導歯科医からなるグループに研修歯科医を配置した。その結果、ケースの偏りが無くなったほか、評価においても主観が少なく、より客観的になったことは評価できる。

しかし、グループによる指導体制を継続するためには、指導歯科医と研修歯科医の関係が良好に保たれることが求められる。特に、人間関係において精神的ストレスが生じることが問題点として挙げられる。また、指導歯科医の多くは講座と兼任しているため、臨床研修に割く時間に制限があることも問題点として挙げられる。

### 【将来の改善・改革に向けた方策】

指導体制と研修評価が改善すべき課題である。指導体制に関しては、指導歯科医のマンパワーを補うことと、グループの指導体制を精神的ストレスの生じない環境にすることが求められる。そこで、次年度からは、まずプログラム責任者と副プログラム責任者に研修歯科医を配属し、研修の進行状況の把握やメンタルケアを行うことが必要と考える。次に、指導歯科医として臨床研修専任教員のほか、本学独自の教員組織である臨床講師を重点的に起用し、グループの指導体制を整える。この方法によりマンパワーを補うとともに精神的ストレスの生じにくい環境を整える。

研修評価は、研修歯科医が本附属病院において研修を修了したことを社会に宣言することになるので、より慎重にかつ、より客観的に実施されなければならない。これまでも客観性の高い方法を採用しているが、最終的な総括的評価は 5 段階で行っている。そこで、より客観性を高めるため、さらに OSCE に多くの時間を割き、十分な技能評価ができる体制を整えることが必要と考える。

## 5. 附属病院の施設と診療

### (1) 附属病院の目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

#### 【現状説明】

附属病院の目的を実現するために、診療部門では 8 診療科と 21 の専門外来を設け、歯科診療用ユニット 135 台、病室 9 室 22 床、手術室 2 室、技工室 2 室・技工台 116 台を設置している。平成 19 年度には病院の改修工事に着手し、矯正・小児歯科診療室、総合歯科第 1、第 2 診療室および総合受付、医事課、庶務課、薬局を改修、平成 20 年度は総合歯科第 3 診療室、口腔外科診療室、病棟を改修し、最新の設備と医療機能を整え、臨床

教育と地域医療の充実を図った。

平成 21 年度には、病院棟 2 階南側スロープおよび病院正面玄関階段改修工事を施工し、工事期間中は 2 階病院玄関の閉鎖に伴い 1 階玄関を使用したことを機に、従来の来院患者および来訪者のスリッパへの履き替えは、原則廃止とした。改修工事完工後は、2 階病院玄関西側に車両 5 台分、病院正面玄関階段 1 階西側に同じく 5 台分の身障者および高齢者用の駐車スペースを設置し、工事終了後も来院患者および来訪者のスリッパへの履き替えの原則廃止を継続し 1 階および 2 階のどちらの玄関からも入出可能としてバリアフリー化の拡大を図り、災害発生時の緊急避難誘導等の際の安全性を向上させた。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の際には、このバリアフリー化が功を奏し、患者さん、実習生、職員全員が階段を使つての移動そして屋外への避難をスムーズに行う事が出来た。

総合歯科は旧保存科と旧補綴科が平成 11 年に統合したもので、第 1 診療室に 32 台、第 2 診療室に 35 台、第 3 診療室に 18 台の合計 85 台の歯科診療用ユニットを設置している。総合歯科は臨床実習、臨床研修の主体をなし、専門的歯科医療と先進医療の中心的役割をなすための設備は充実させている。

口腔外科は外来と病棟を有し、種々な顎口腔疾患に対応できる設備を有している。この中には、有病者歯科とペインクリニック関連の設備も含まれている。手術室は 2 室あり、顎口腔外科手術のほか口腔インプラントの埋入手術および障害児・者診療など、全身麻酔を必要とする手術や歯科医療に必要な機器と設備を配備している。平成 20 年度の改修工事により、口腔外科外来診療室を第 1、2、3 とし、診療室 1、2 には 9 台ずつの歯科診療用ユニットを設置した。また、口腔外科外来第 3 診療室は歯科診療用ユニット 2 台と全身麻酔器を完備し、日帰り全身麻酔による小手術や精神鎮静による歯科治療等が可能な施設とした。この診療室は口腔外科のみならず総合歯科や障害児・者歯科外来の診療にも使用されている。また病棟は、病室病床を従来の 13 室 43 床から 9 室 22 床に縮小し、1 床当たりの床面積の拡大を図るとともに、4 人部屋でも個室感覚で入院できるように設計した。病棟内には集中治療室、処置室、検査室、相談室を設置し、病棟における診療の充実が図られた。

矯正・小児歯科診療室は、矯正歯科と小児歯科の合同診療室として 26 台の歯科診療用ユニットを配置している。矯正歯科と小児歯科を統合したことにより、受診者の利便性が高められるとともに、臨床実習、臨床研修の臨床教育においても学習効果の向上がみられた。また、診療科スタッフの業務の効率化の点においても有利となった。

放射線科には、歯科用 X 線撮影装置、デジタル X 線撮影装置（総合歯科に設置）、頭部 X 線規格撮影装置、顎関節撮影装置、断層撮影装置、CT 撮影装置、およびマイクロ CT 撮影装置が配備されている。

臨床検査室は一般検査、血液学的検査、生化学的検査、免疫学的検査、病理学的検査に必要な設備が設置されている。病理学的検査は歯学部口腔病理学の検査室で標本を作

製しているが、一部は外注している。微生物学的検査と内分泌学的検査については外注で処理している。

機能検査室にはシールドルームと遮音室があり、ポリグラフ、発音機能検査装置および三次元下顎運動計測装置が設置され、主として総合歯科と矯正歯科における顎機能検査を実施している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

臨床実習、臨床研修、専門的・先進医療および地域歯科医療への貢献という附属病院の目的を達成するための設備は適切に整っている。近年の医療で必須のMRIは高額な割には使用頻度が低いため歯学部附属病院としての設置が困難であることから、近接する総合病院と提携して撮影を行っている。患者の送迎と予約に少し難があるが、頻度が少ないため現状では特に不都合はない。

### 【将来の改善に向けた方策】

現代の歯科医療に対応できる機器・設備は整備されており、日常診療を遅滞なく施行する環境にある。一方、歯科医療技術の進歩に伴い、新技術を先駆けて導入することは附属病院としての使命である。そこで、口腔インプラント、CAD/CAMによるオールセラミッククラウン、レーザーを用いた歯科治療等のさらなる促進に努めるとともに、職員の講習会への派遣等を含めて、技術向上を図るとともに、現有設備に対しても、機器・設備を最適な条件で使用できるように定期的点検と整備を行い、医療技術と医療機器の進歩に伴い新機種への更新を円滑に行える体制を整えることにしている。

## (2) 附属病院における医療に係わる安全管理確保の状況

### 【現状説明】

附属病院の基本方針である、「安全で安心な歯科医療を提供する」ためには、医療安全にかかわる体制が整備されていることが必須の条件となる。

医療安全管理に対しては、医療のみならず病院全体の安全管理が求められることから、診療科教授、病棟代表者、事務代表者、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器保守管理責任者からなる医療安全管理委員会を設置し、毎月1回以上開催される委員会を通して、安全体制の確保を行っている。また、医療安全管理委員会の決定事項を実践する部会として、各部署のリスクマネージャーからなる医療安全推進委員会を設置し、院内におけるヒヤリ・ハット事例、医療事故報告の情報を収集・分析するとともに、対応策を検討している。これらの分析結果と医療安全への対応については、全部署にポ

スターを掲示するとともに、年に2回以上の医療安全管理研修会を開催して、情報の共有化を図っている。また、『医療事故防止マニュアル』を作成し、全教職員、研修歯科医および臨床実習生に配布し周知徹底を図っている。その結果、平成14年度以降に報告された重大なアクシデントは1件のみで、医療安全に関する体制の効果が発揮されていると考える。

病院全体の安全管理に関しては、平成18年1月に外部から侵入した窃盗犯により病院棟内の教授室、学部長室、病院長室が物色されたが、入院患者や職員への人的被害はなくて済んだ。この事件を受け、病院棟全体の警備体制を見直し、警備会社の協力を得て、病院玄関、非常口の入出者の監視を強化するなど、厳重な警備体制を整えた。

### 【点検・評価、長所・問題点】

平成23年3月11日（金）14時46分に発生した東日本大震災の際には、教職員、実習生、患者さんの誰もが初めての体験であり、幸い地震発生時および病院棟前患者駐車場に避難する際にも受傷された方はありませんでした。毎年、消防訓練は確実に実施しておりますが、今後は、震災発生時の避難訓練の実施と防災対策マニュアルの整備が課題となりました。

### 【将来の改善に向けた方策】

院内感染予防対策については、毎月開催される院内感染予防対策委員会で、福島県内の感染症サーベイランス情報の報告、院内の細菌検査・MRSA検査結果の報告、入院患者の感染症情報、および血液・体液曝露事故事例の報告を行い、情報の共有化を図っています。また、院内生と全病院職員のHBs抗原・抗体検査を実施しているほか、病院感染対策マニュアルを全医療従事者に配布するとともに、院内感染予防対策研修会を年2回以上開催し、院内感染予防に係わる啓蒙を図ることとした。

## (3) 地域医療における附属病院の役割と活動状況

### 【現状説明】

附属病院は地域歯科医療の中心的役割を担っていることもあり、地域における歯科診療所との連携を構築する使命がある。医療連携の基本原則は、良質で効果的、継続的医療の提供を目的として医療情報の開示と共有化を行うことにある。本院では地域における歯科医療機関の核として、患者の医療情報を共有するネットワークを構築するため、医療連携係を設置して地域の要望に答えている。また、エックス線撮影装置、CT画像撮影装置などの設備・機器を開放し、歯科診療所が必要とする患者の情報を提供するよ

う努めている。これらの附属病院の取り組みは『医療連携マニュアル』に掲載し、全教職員と地域歯科医師会会員に配布し、医療連携の啓蒙を図っている。エックス線撮影依頼受託件数については、表3に示す通り年々増加傾向にある。

### 【点検・評価、長所・問題点】

医療連携の達成度は紹介率および診療情報提供書に元づく紹介患者数で測定することができる。本院の紹介率は、平成18年度が32.9%、平成19年度が34.1%、平成20年度が30.4%、平成21年度が29.5%と平成19年度を頂点として一見下降気味ではあるが、紹介率は初診料の算定件数に対する紹介の割合であり、診療情報提供書に元づく紹介患者数は、平成18年度が1,444人、平成19年度が1,457人、平成20年度が1,433人、平成21年度が1,485人と毎年1,400人以上1日平均5人以上の紹介患者を確保しており、年々増加傾向にある。これは、医療連携の考え方が普及したことと、『医療連携マニュアル』が地域歯科医師会や関連医療機関に配布され、紹介しやすい環境が整ったことの現れであると考えている。また、平成22年度の各数値については、いずれも前年度と比較し減少しているが、この理由は3月11日の東日本大震災以降、年度内休診状態となったためであり、2月末日までの数値で比較するといずれも増加傾向にある。

### 【将来の改善に向けた方策】

より完成度の高い医療連携を構築するためには、これまで以上の相互理解と協力が必要なことから、地域医療機関との交流をさらに深めていくこととした。

## (4)円滑な運営を図るためのマニュアルの作成状況

### 【現状説明】

附属病院の円滑な運営を図るためには、全教職員が情報を共有し、共通認識のもとで医療に携わることが要求される。そこで、附属病院では各種のマニュアルを作成して対応しているので、その概要を記載する。

#### ①医療事故防止マニュアル

『医療事故防止マニュアル』は平成12年に厚生労働省が示した「リスクマネジメントマニュアル作成指針」に基づき、平成14年に初版が発刊された。その後、厚生労働省令第111号（平成14年8月30日公布）の医療法施行規則一部改正に則り改定が行われた。本マニュアルは「人間はミスをするもの」という観点に立ち、医療事故の起因を究明し、それを如何に改善して共有するかを主眼とし、患者の信頼を得るために医療サー

ビスの提供と医療の質の向上を求めていくことを基本指針としたものである。また、平成 19 年 4 月の医療法の改正により、医療安全管理指針等の策定、医療安全管理体制等の確保、医療安全等の職員研修が義務付けられたことに伴い、平成 20 年度に『医療事故防止マニュアル』を改訂した。

#### ②病院感染対策マニュアル

病院感染予防の基本は、バリアテクニックとバリアコントロールを徹底して院内感染を未然に防ぐことである。昭和 62 年に設置された「院内感染予防対策委員会」は、研修セミナーを定期的に開催して院内感染予防を啓蒙してきたが、針刺し事故が問題視されたことから「針刺し事故などの予防と処置」のリーフレットを作成して注意を呼びかけてきた。これを一歩すすめて、平成 16 年に発刊されたのが『病院感染対策マニュアル』である。本院における治療はスタンダードプレコーションを基盤とし、部署に応じてユニバーサルプレコーションを取り入れている。本マニュアルは、全職員が共通の認識のもとで院内感染予防に対する意識の向上をめざしたものである。また、『病院感染対策マニュアル』も『医療事故防止マニュアル』と同様に医療法の改正に則したマニュアルを平成 20 年 9 月に第 2 版を発行した。

#### ③医療連携マニュアル

附属病院の施設・設備や診療機能を地域医療機関が有効利用することを目的に、平成 13 年 4 月に『病診連携マニュアル』が発刊された。その後、医療連携への関心が高まるなか、平成 18 年 4 月に保険制度の一部改定が行われたことを契機に、名称を変更し『医療連携マニュアル』として同年 12 月に改訂版を発行した。本マニュアルは、病診連携、病病連携を網羅し、医療連携をさらに円滑化することにより、住民が地域で継続性のある適切な医療を受けられるようにすることを目指したものである。

#### ④病棟・手術室看護業務マニュアル

安全で安心な医療を提供する根本として、煩雑化する業務内容をマニュアル化して共通認識を持つことが求められている。特に、病棟や手術室では医療安全と院内感染予防の点からマニュアルの存在は事故を未然に防ぐ手段といえる。この観点から平成 13 年 1 月に『病棟・手術室看護業務マニュアル』の初版が発刊された。その後、医療の高度化に伴い、医療機器、医療技術の進歩とともに使用薬剤や記載文書の煩雑化が増したため初版の見直しが行われ、平成 18 年 3 月に第 2 版が発刊された。本マニュアルは看護の倫理から看護の実際や疾患別看護、事故防止、そして帳票・伝票記載など多岐にわたる内容を網羅したもので、安全で安心な医療を提供するうえで欠かせないものとなっている。

#### ⑤当直・時間外診療マニュアル

附属病院は地域における夜間診療の後送病院としての機能をも担っており、病棟における入院患者とともに診療時間外の急患への対応も大きな役割である。本マニュアルは、当直・日直医および看護師が遵守すべき事項、火災や災害時への対応、常備薬など、当直・日直を担う歯科医師と看護師の業務内容をマニュアル化したものであり、平成20年10月に第3版が発刊された。

#### ⑥院内医薬品集

附属病院で使用される薬剤は多岐にわたるとともに、新薬が次々と開発されているなか、的確な使用法を周知する必要性から『院内医薬品集』が刊行された。これは、既存の『歯科領域で使用される薬剤』という手引書を基にしたもので、汎用医薬品集、処方箋の仕方、処方箋の記載方法等をまとめて『院内医薬品集』と名称を変更して平成12年12月に初刊が出版された。その後、新薬の出現が続いたことと衛生用品を追加する必要があったことから定期的に改訂し、平成15年3月に第2版が、平成19年4月に第3版が発刊された。本マニュアルは全職員と臨床実習の院内生に配布され、処方に際して活用されており、医療事故防止にも役立っている。

### (5)附属病院における各種委員会の役割とその活動状況

#### 【現状説明】

附属病院には、「附属病院の組織」で述べた委員会が設置されているので、それぞれの委員会につき、附属病院における役割と活動状況を以下に記載する。

#### ① 附属病院運営会議

附属病院の管理・運営の適正化を図るため、病院長が招集し、診療科長、臨床教授、病院事務長及び看護課長をもって構成される。病院長は、必要に応じ他の職員を随時参加させることができ、以下の事項について審議している。

- 1) 病院機能の維持増進に関する事項
  - 2) 病院の管理、運営に関する規程の制定、改廃に関する事
  - 3) 病院の予算の執行に関する事
  - 4) 器械及び備品等の利用に関する事項
  - 5) 病院の秩序に関する事項
  - 6) 学部その他の機関との連絡調整に関する事項
  - 7) 診療科相互の連絡調整に関する事
- 運営会議は、定期又は随時開催される。

## ② 診療科長会

附属病院の運営に関する最高の決議機関であり、総合歯科、口腔外科、矯正・小児歯科、医科の診療科長、各診療科の主任と、臨床研修専任教員、事務部、看護部の各代表から構成されている。委員会は月に1回の定期で病院長が招集し、以下の事項を審議している。

### 1) 審議事項

- i) 年度予算の立案
- ii) 月間患者数・診療件数・稼動額等の調査・分析
- iii) その他、病院運営に関わる諸事項

### 2) 報告事項

- i) 各種委員会の報告
- ii) 臨床実習、臨床研修の実施報告
- iii) その他、必要な事項の報告

## ③ 総合歯科運営協議会

診療科長が委員長となり、診療科を構成する臨床学科目の実務代表者、歯科衛生士、歯科技工士、歯科材料室、事務部から構成され、月に1回、定期的で開催している。診療科長会からの諮問事項や診療科の運営に関する諸事項を審議し、歯科保存学、歯科補綴学、診療科学の各講座員のほか研修歯科医に伝達、実施指導を行う役割を担っている。運営協議会の決定事項は部署ごとのほか、月に1回、総合歯科を構成する全教職員の会合を開催し、末端まで伝達する体制を整えている。

## ④ 矯正・小児歯科運営協議会

診療科長が委員長となり、成長発達歯科学講座（矯正歯科学、小児歯科学）の実務代表者、歯科衛生士、材料室、事務部から構成され、月に1回、定期的で開催している。また、その運営方針を関連する診療科に伝達し、理解を求めめるために、関連する口腔外科の代表者がオブザーバーとして出席している。診療科長会からの諮問事項や診療科の運営に関する諸事項を審議し、矯正歯科、小児歯科の各教員に伝達、実施指導を行う役割を担っている。

## ⑤ 障害児・者歯科診療担当者連絡会

障害者歯科学を担当する教員が召集し、障害児・者施設の訪問歯科健診、本附属病院における外来診療あるいは日帰り全身麻酔による歯科心療、入院による歯科診療等に関わる事項を審議するとともに、実際の診療に従事する診療グループを構成し、指導している。連絡会の開催は不定期だが、年度初期、歯科健診時等に年間4回程度開催している。

#### ⑥ 病棟・手術室等運営連絡会

入院患者の対応、手術等が円滑に遂行されるよう相互の連携を保つことを目的に、病棟・手術室を共用する診療科（口腔外科、歯科麻酔科、小児歯科、総合歯科、矯正歯科、放射線科）から推薦された代表者、臨床検査室、薬局、栄養室、看護課および事務部が、毎年3回（4月、7月、12月）に定例会を開催し、以下の事項を協議している。

- 1) 病棟の運営に関する事
- 2) 手術室の運営に関する事
- 3) 病棟及び手術室等の整備に関する事
- 4) 臨床検査、放射線業務に関する事
- 5) 医事業務に関する事
- 6) その他必要な事項

#### ⑦ 口腔インプラント管理運営委員会

口腔インプラント治療に携わる医療チームから提出された症例に対して、倫理的に、専門的に審査し、治療の是非を決定する委員会であり、毎月1回、定期的で開催している。下部組織として口腔インプラント連絡会を開催し、症例のカンファレンスや医療チーム間の連絡を行なっている。

#### ⑧ 事務部・看護部連絡会

事務長が召集し、事務部・看護部の各部署の代表から構成されている。奥羽大学部課長会議、診療科長会等の決定事項を伝達するほか、各部署からの提案、意見を汲み取り、事務部・看護部の円滑な運営に関わっており、毎月1回、定期的で開催している。

#### ⑨ 医療安全管理委員会

病院長が委員長となり、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器保守管理責任者、医療安全推進委員会が推薦する者、院内感染予防対策委員会が推薦する者、病院長の指名による診療科の教授、看護部の代表、事務部の代表、その他病院長が指名する者で構成されている。毎月1回、定期的で開催し、以下の事項を協議している。

- 1) 医療事故の分析及び再発防止策の検討
- 2) 医療事故防、院内感染防止対策および改善策の立案
- 3) 防止策、改善策の実施状況の調査及び見直し
- 4) 医療安全管理指針の改定
- 5) 各種マニュアルの作成、点検、見直し
- 6) 医療機器の保守管理計画の策定
- 7) 医療安全管理のための職員研修の企画立案
- 8) 医療安全管理の検討及び研究、その他医療安全管理に関する事

#### ⑩ 院内感染予防対策委員会

病院長が委員長になり、産業医、衛生管理者、教授、准教授又は講師のうちから病院長が指名した者、病院事務長、病院長が指名した者により構成され、附属病院におけるHB ウィルス、AIDS ウィルス及びMRSA等のほか、すべての感染症に関連する院内感染の予防対策のため、以下の事項を調査・審議・指導している。

- 1) 予防対策に必要な施策に関する事
- 2) 予防対策実施の監視と指導に関する事
- 3) 予防対策に必要な教育に関する事
- 4) 院内感染に関連する事故等が発生した場合における緊急対策に関する事
- 5) 院内感染に関連する健康管理に関する事
- 6) その他感染予防に監視必要と認める事項

委員会は毎月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時開催している。

#### ⑪ 医療安全推進委員会

附属病院内の安全管理体制の強化を図り、医療事故防止のための情報収集と対策指針を作成し管理委員会に提案することを目的に設置され、医療安全管理者、医薬品安全管理者、医療機器保守管理責任者、診療科の推薦による者、看護部の推薦による者、事務部の推薦による者、その他病院長が指名する者で構成されている。委員長は病院長が指名し、委員会は毎月1回開催し、以下の事項を所掌している。

- 1) 医療安全に関する現場の情報収集及び実態調査
- 2) マニュアルの作成及び点検並びに見直しの提言等
- 3) ヒヤリ・ハット事例、医療事故報告の収集、保管、分析、分析結果の現場へのフィードバック、具体的な改善策の提案・推進とその評価
- 4) 医療安全に関する最新情報の把握と職員への周知
- 5) 医療安全に関する職員への啓発、広報
- 6) 医療安全に関する教育研修の企画、運営
- 7) 医療安全対策ネットワーク整備事業に関する報告
- 8) 医療安全管理に係る連絡調整

委員はリスクマネージャーとなり、各部署で医療事故防止のための対策や医療体制の改善方法について提言するとともに、インシデント・アクシデントレポートの積極的提出を呼びかけ、医療事故防止の啓発を行っている。

#### ⑫ 医療安全情報管理委員会

医療安全の情報収集、分析、管理を行う委員会、医療安全推進委員会の委員長、副委員長、医療安全管理者および医療安全推進委員会委員長が指名した委員若干名から構成されている。委員長は医療安全推進委員会の委員長が担い、毎月1回、定期的で開催

している。本委員会の協議事項は医療安全推進委員会で再協議し、決定事項は医療安全管理委員会に上申される。

#### ⑬ 診療用器材及び医薬品等検討委員会

病院長が委員長となり、診療科の教授、薬剤師、病院事務長のほか病院長の指名による者で構成され、院内において診療に供する器材および医薬品等の選定、購入、配布等に関して審議する。委員会は必要に応じて委員長が召集し以下の事項を審議している。

- 1) 診療用器材及び医薬品の新規採用又は購入に関すること
- 2) 診療用器材及び試供医薬品の取扱いに関すること
- 3) 診療用器材及び医薬品の副作用等の情報に関すること

#### ⑭ BLS/ACLS 委員会

本附属病院業務に従事する全ての教職員、研修歯科医、臨床実習生が基本的救急蘇生を実施できる体制を整えることを目的に BLS/ACLS 講習会を開催する。日本救急医学会認定 ICLS 講習会で指導的立場にある本学教職員が中心となっており、毎年講習会を開催している。平成 19 年度からは、受講者を附属病院業務従事者のほか、大学事務職員、薬学部教員にも拡大した。

#### ⑮ 医療ガス安全管理委員会

医療ガス設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的とする委員会で、病院長を委員長として、歯科麻酔科教授、歯科麻酔科実務担当者、口腔外科、内科、外科の教授、准教授、講師のなかから病院長が指名した者、薬剤師、看護課長、病院事務長、医療ガスに関する知識と技術を有する者の中から病院長が指名した者およびその他病院長が指名した者で構成され、以下の事項を審議している。

- 1) 医療ガスの安全点検に係わる業務の監督責任者及び実施責任者の選任に関すること
- 2) 医療ガスの保守点検業務の実施内容及び方法に関すること
- 3) 医療ガス設備に係わる新設、増設工事及び修理等施行監督に関すること
- 4) 前号の設備の機能試験及び検査等安全確認の実施に関すること
- 5) その他医療ガスに関して必要と認める事項

委員会は 4 月に開催し、病院長が必要と認めたときは臨時に開催している。

#### ⑯ 個人情報保護管理委員会

附属病院が保有する全ての個人情報を保護・管理する委員会で、臨床科目の代表者と看護部、事務部の代表者で構成されている。個人情報の保護・管理に係る事項を審議するほか、年に 2 回以上の講習会を開催し個人情報に係る啓蒙を行なっている。委員長は病院長が指名する。

#### ⑰ 診療録整備委員会

病院長が指名した者、診療科からの推薦による者、事務部から推薦による者で構成され、委員長は病院長が指名する。毎月1回以上開催し、以下の業務を行っている。

##### 1) 保険診療等に関すること

- i) 診療録の点検、是正、指導等に関すること
- ii) 診療報酬明細書の内部審査に関すること
- iii) 診療報酬請求の遅延防止に関すること
- iv) 保険外診療との関連に関すること
- v) 保険診療等に関する院内生の指導に関すること

##### 2) 審査機関の審査に対する対策等に関すること

- i) 審査結果の検討及び対策等に関すること
- ii) 再審査の請求に関すること

##### 3) 情報の収集に関すること

##### 4) 新医局員（保険医）、臨床実習生等に対する講習会、研修会等の実施に関すること

##### 5) 社会保険各法の研究、調査等に関すること

- i) 疑義事項の照会等に関すること

##### 6) 社会保険に関する講習会、研修会等への出席に関すること

##### 7) 医療事故防止に関すること

##### 8) その他委員会が必要と認める事項

委員会で審議した事項については、各臨床講座に通達され、社会保険各法による指定医療機関並びに指定医の責務を全うするとともに、診療録の整備を適切に行う役割を果たしている。

#### ⑱ 電子カルテ実施委員会

レセプトのオンライン実施に向けて、レセプトの発生源入力を推進するための委員会で、不定期ではあるが必要に応じて開催している。平成20年度は他大学の視察を行い、平成21年度には全教職員を対象に発生源入力の実習機会を設け、年度内に発生源入力可能な体制を整えることを計画している。

#### ⑲ 臨床実習委員会

病院長が委員長となり、臨床講座の教授と委員会が必要と認める者で構成され、卒前臨床実習の教育目標、方策を立てカリキュラムを作成し、総括的評価を行って臨床実習を総括する役割を担っている。毎月1回、定期的に開催しているが、カリキュラムや進級判定の協議等のため、必要に応じて臨時に開催している。

#### ⑳ 臨床実習実務者委員会

臨床実習の学科目間の連携を蜜にし、円滑な臨床実習を遂行するための委員会で、第5学年の学年主任が委員長となり、各学科目の代表である実務者により構成されている。毎月1回、定期的開催されるほか、必要に応じて臨時に開催している。委員会で協議された事項については各部署で伝達するほか、臨床実習委員会に報告するとともに、必要に応じて提案や意見を上申している。

#### ㉑ 臨床研修委員会

病院長が委員長となり、臨床講座の教授と委員会が必要と認める者で構成され、本附属病院内における卒後臨床研修の教育目標、方策、総括的評価を行っている。毎月1回、定期的開催していますが、必要に応じて臨時に開催している。

#### ㉒ 臨床研修プログラム委員会

臨床研修プログラム責任者と副責任者で構成され、本附属病院が担当する臨床研修プログラムを検討、作成するとともに、研修歯科医の研修進捗状況や種々の指導を行なう委員会である。毎月1回、定期的開催しているが、研修開始期や修了期の評価等の時期には臨時に開催している。

#### ㉓ 臨床研修指導歯科医連絡会

臨床研修プログラム委員会の委員長が召集し、歯学部学科目単位の指導歯科医の代表が委員を構成しています。臨床研修の進捗状況の把握、研修歯科医のメンタルケアに必要な情報の収集等、臨床研修が円滑に遂行されるように学科目の連絡を蜜にするための委員会であり、毎月1回、定期的開催している。

#### ㉔ 附属病院衛生委員会

病院における業務の実施を統括管理する者、又はこれに準ずる者のうちから病院長が指名した者1名、産業医のうちから病院長が指名した者、衛生管理者のうちから病院長は指名した者、および衛生に関し経験を有する者のうちから病院長が指名した者で構成される。委員会は附属病院の衛生に関する事項を調査審議し、病院長に対して意見を述べるとともに、病院長の諮問事項について調査審議し、意見を答申するため、以下の事項について調査審議している。

- 1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 2) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に関すること
- 3) 衛生に関する規定の作成に関すること
- 4) 衛生教育の実施計画の作成に関すること
- 5) 定期に行われる健康診断の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること

- 6) 新規に採用する機械等又は原材料に係わる健康障害の防止に関すること
  - 7) その他の衛生に関すること
- 委員会は臨時開催している。

#### ㊤ 栄養管理委員会

病院長が委員長となり、栄養担当歯科医師、栄養士、病院事務長、看護課長、看護師主任、庶務課担当者および病院長が必要と認めた者から構成され、毎年3回（5月、10月、12月）の定例会と必要な時に臨時会を開催し、以下の事項を協議している。

- 1) 食事療養業務の実施および調査に関すること
- 2) 食事の改善に関すること
- 3) 食品衛生に関すること
- 4) 栄養指導に関すること
- 5) 栄養室の施設整備に関すること
- 6) その他の食事療養に関すること

#### 【点検・評価、長所・問題点】

以上のように、本附属病院を運営するに足りる委員会は網羅されており、委員会によって提言された事項は、各部署に確実に伝達され、実行されているところをみると、各委員会の活動は活発であると評価できる。また、委員会の構成メンバーが同一である委員会が多数みられることから、委員会の横の連携を取りやすいことは長所といえる。しかし、このことは病院運営が限られた職員の判断に基づくことを意味しており、広い視野に立って物事を判断する能力が低下していくことが危惧され、それ故に、将来の改善・改革に向けた方策が必要となる。

#### 【将来の改善に向けた方策】

社会が附属病院に要求する内容が変化・多様化しつつある今日、旧来の委員会活動のままでは社会に十分に貢献できるとは限らない。社会の要求に応じて委員会の在り方、活動内容を検討するとともに、必要に応じて新たな委員会を設立することを考えておかなければならない。また、委員会を構成するメンバーが多数の委員会に重複することがないように配慮するとともに、若手の人材を多数登用して、広い視野に立脚した活発な委員会活動ができる体制を整える必要がある。この観点から、平成21年度には、委員会組織の再編と各種委員会への若手の人材登用を実施しているが、今後も継続して推進する予定ある。

## (6) 附属病院の診療実績

### 【現状説明】

本附属病院における平成 22 年 4 月現在の歯科医師保険医登録数は教員が 113 名、研修歯科医が 42 名である。内科・外科は常勤医師 3 名、非常勤医師 2 名が従事している。診療にかかわるスタッフは、看護師・准看護師 16 名、薬剤師常勤 3 名、非常勤 6 名、診療放射線技師 3 名、臨床検査技師 2 名、栄養士 1 名、歯科衛生士 24 名、歯科技工士 3 名、事務職員 14 名である。平成 18 年度から平成 22 年度までの診療実績を以下にまとめた。

外来延べ患者数は平成 18 年度に 101,820 人であったものが平成 21 年度には 101,460 人と一見減少したような数値ではあるが、これは診療実日数の違いによるもので、1 日平均患者数を比較すると平成 18 年度は 391.6 人で平成 21 年度は 395.6 人であり 1 日平均で 4 人ずつ増加している。平成 22 年度の外来患者延べ数は 97,676 人で 1 日平均 377.9 人であり大幅に減少している。この理由は震災により 3 月 12 日以降休診となったためである。仮に診療実日数を 3 月 11 日までの 244.0 日として計算すると、1 日平均患者数は 400.3 人となり、前年度と比較しても大幅に増加していることが見てとれる。紹介率は、平成 18 年度の 32.9% から平成 20 年度に至るまで 30% 以上を確保しているが、平成 21 年度は 29.5%、平成 22 年度が 28.5% と僅かあるが紹介率 30% を下回った。しかしながら、21 年度の紹介患者総数は 1,485 名、22 年度は震災当日までの数値でありながらも 1,419 人であり月平均 100 名以上の紹介患者を確保している。入院患者数は平成 19 年度の 2,485 人に対して平成 20 年度が 2,002 人とやや減少し、平成 21 年度は 1,838 人とさらに減少しているが、平成 20 年度からの減少は口腔外科外来診療室および病棟処置室、病室の改修工事を施工したことによるものであり、今後の入院患者増を図るためである。また、平成 22 年度は 1,966 人となっているが、これも震災により 3 月 11 日以降入院診療が行えなくなったためであり、実日数を 3 月 11 日までの 345 日としますと 1 日平均患者数は 5.7 人となり、20 年度および 21 年度と比較して増加していると言える。その他の実績については表 3 に示したが、平成 22 年度の数値が前年度等と比較して下回っているのは、3 月 11 日の震災発生以降休診状態となったためである。

表3：診療実績（平成18年度～平成22年度：医事課調べ）

（1）患者数等

年 度 項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
診療実日数	260.0日	285.0日	257.5日	256.5日	258.5日 *244.0日
外来延べ患者数	101,820人	98,503人	101,601人	101,460人	97,676人
1日平均患者数	391.6人	345.6人	394.6人	395.6人	377.9人 *400.3人
年間新患者数	3,612人	3,465人	3,585人	3,752人	3,559人
1日平均新患者数	13.9人	12.2人	13.9人	14.6人	13.8人 *14.6人
診療情報提供書に 元づく年間紹介患者数	1,444人	1,457人	1,443人	1,485人	1,419人
初診料年間算定件数	4,388件	4,268件	4,746件	5,042件	4,972人
紹介率	32.9%	34.1%	30.4%	29.5%	28.5%
1日平均紹介患者数	5.6人	5.1人	5.6人	5.8人	5.5人 *5.8人
当院から他医療機関 への紹介件数	1,020件	1,117件	1,256件	1,219件	1,131件
年間入院患者数	2,415人	2,485人	2,002人	1,838人	1,966人
1日平均入院患者数	6.6人	6.8人	5.5人	5.0人	5.4人 *345:5.7人
院内処方箋数	15,204件	15,046件	14,886件	15,510件	15,112件

（2）臨床検査件数

年 度 項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一 般 検 査	6,407件	7,339件	5,896件	5,385件	4,211件
血液学的検査	11,924件	11,755件	11,329件	11,304件	10,912件
生化学的検査	21,923件	25,388件	21,610件	21,213件	20,823件
内分泌学的検査	108件	97件	59件	70件	43件
免疫学的検査	5,904件	6,026件	6,047件	7,078件	6,288件
微生物学的検査	116件	110件	135件	139件	114件
病理学的検査	238件	274件	256件	301件	316件

### (3) エックス線撮影件数

年 度 項 目	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
歯	8,856 件	8,877 件	9,647 件	9,480 件	9,653 件
骨	4,160 件	4,465 件	4,999 件	5,206 件	5,221 件
呼 吸 器	829 件	574 件	476 件	410 件	368 件
消 化 器	7 件	10 件	7 件	0 件	2 件
X線CT	579 件	621 件	671 件	796 件	749 件
エックス線撮影依頼受託件数	137 件	156 件	184 件	209 件	227 件

#### 【点検・評価、長所・問題点】

附属病院は、歯科医師養成機関として臨床実習と臨床研修に多くの時間を費やしており、一般診療や高度医療に携わることのできる時間的配分も少なくはない。また、人口約30余万人の地方都市であること、市の郊外に位置していることなどの立地条件もあり、附属病院を訪れる患者数は決して多いとは言えない。現時点では、教育に必要な患者数は確保できているが、歯科医師養成機関として相応しい多くの患者を確保することは急務である。当院は地域に根ざした中核病院であることから、一般診療に加えて、地域歯科医療を担っている歯科医院からの紹介患者、急患、時間外急患および感染症患者や障害児・者の歯科治療を行う機会が多くなっている。これらの歯科治療には複数の歯科医師と歯科衛生士、歯科麻酔医等の多くのスタッフを必要としている。したがって、本附属病院の運営を考えるとときには、教育機関としての立場と先進医療を実践する立場の両者から検討する必要がある。

#### 【将来の改善に向けた方策】

附属病院を訪れる患者数の増加を図るため、社会に開かれた附属病院をめざして次項に述べる種々な取り組みをしている。しかし、附属病院から市民への一方的な情報伝達等の取り組みでは、興味を持たせることはできたとしても、それが直接的に患者の増加に結びつくとは限らない。そこで、本附属病院としては、患者の信頼を得ることを第一に考え、根拠に基づいた確実で高度な歯科医療を、思いやりの心をもって実践することにより、少しずつ市民の理解を求めていく方針をとっている。この方針を具現化するため、教職員の医療技術向上を目指して各種講習会、研究会への参加を積極的に推進している。また、教職員の接遇教育を実践するとともに、地域に出向いて歯科医療と口腔保健に関する講演や口腔衛生指導を実践し、地域に密着した活動を行っている。

## 6. 附属病院の地域社会との交流および社会貢献

### 【現状説明】

本附属病院の位置する郡山市は地方都市であるため、一般の歯科医療機関に留まらず、地域社会へのかかわりが重視されることから、以下に記すような地域社会との交流を通して社会に貢献している。

#### ①地域歯科医療の支援

地域歯科医療の支援を目的に、心身障害者施設や保健施設を有する福島県内の医療機関（福島県立矢吹病院、福島県太陽の国病院、医療法人篤人会富士病院、磐梯町医療センター）から委託を受けて、歯科医師と歯科衛生士の派遣を行い、診療業務を遂行している。

#### ②休日・夜間等時間外の歯科急患の受け入れ

郡山市休日・夜間急病センターおよび県内の歯科医療機関の後方支援として、また、消防署からの救急依頼として、時間外の歯科急患を受け入れている。これには「当直・時間外診療マニュアル」を作成し、当直医、看護師および守衛室警備員等の全スタッフが協力する体制を整えている。

#### ③口腔健康診査事業の実施協力

財団法人福島県保健衛生協会が実施していた県民の健康診断事業の1つである口腔健康診査事業に対して、平成12年度から診療担当歯科医師、歯科用パノラマX線画像の読影業務に協力してきたが、平成21年3月で事業が全て終了した。

#### ④歯科検診の実施協力

幼稚園、保育所、小学校および障害者施設からの依頼を受け、主に、小児歯科、総合歯科、歯科麻酔科および口腔衛生学講座がスタッフとなって、歯科検診の実施協力をしている。平成22年度の実績は、検診を実施した施設数が38ヶ所、延べ検診者数が3,467人であった。

#### ⑤大学祭の参加

毎年10月に行われている大学祭である奥羽祭に、附属病院を県民・市民に公開し、歯科検診、受診相談、歯磨き指導、医療機器の展示、病院見学等を行っている。

#### ⑥附属病院研修セミナー

研修歯科医と附属病院職員等の研修を目的に、平成9年度から開始されたセミナーである。セミナーのテーマは各診療科の代表的な疾患や症状の診断、治療法の解説を中心として、時には時局講演等を交えて地域歯科医療の在り方等について研修している。こ

のセミナーは公開で、福島県歯科医師会、奥羽大学歯学部同窓会等に案内を送付するほか、セミナー内容は、ホームページで公表している。

#### ⑦各種研修会への講師派遣

福島県下の保健所、教育委員会、歯科医師会、歯科衛生士会、地域公民館等からの依頼を受け、テーマに相応しい歯科医師および附属病院職員を派遣し、地域歯科医療の向上に対して積極的に協力している。

#### ⑧諸団体との交流・提携

地域歯科医療の発展に寄与するため、諸団体に加入して連携を強化している。現在、加盟している団体は、医療関係では福島県歯科医師会準会員として附属病院の常勤歯科医師全員が加入しているほか、福島県病院協会、全日本病院協会、福島県診療録管理研究会および福島県病院医事研究会の会員として活動している。医療関係以外では、福島県国際交流協会の賛助会員として外国語で受診できる病院として登録しているほか、海外研修生の受け入れも行っている。また、郡山商工会議所会員、タウン誌「街こおりやま」の会員として、歯科に関係する記事の募集・掲載を行っている。

#### ⑨職業体験学習、インターンシップの受け入れ

福島県内の小・中学校、高等学校、商工会議所からの依頼により、職業体験学習やインターンシップの場を提供している。対象職種としては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、看護師、診療放射線技師、栄養士、医療事務である。

#### ⑩広報紙「ニュースレター」の発行

日常の医療活動やトピックなどについて記載した広報誌「ニュースレター」を、来院患者や附属病院の関係団体に配付し、歯科保健および歯科医療への関心を高めるように努めている。

#### ⑪マニュアルおよびリーフレットの配付

当院で作成したマニュアルやリーフレットは福島県内の歯科医療機関をはじめ関係諸団体の医療関係者に提供し、本附属病院の医療情報を地域に還元し、地域医療の向上に貢献している。これまでに提供したマニュアルは、『医療連携マニュアル』、『医療事故防止マニュアル』、『当直・時間外診療マニュアル』、『病院感染対策マニュアル』、『病棟・手術室看護業務マニュアル』で、リーフレットは「障害児・者、有病者歯科ご案内」、「スポーツ外傷予防 マウスガード」、「歯周病の原因と治療法」「専門外来診療のご案内」である。

#### ⑫「歯っぴい健口川柳」大会の開催

国民の歯科に対する関心が高まることを目的に、歯科に関連するテーマの川柳を月刊「川柳マガジン」を通して毎月全国公募し、月ごとに川柳の専門家が審査して、表彰を

行っている。これまでの応募者は小学生から高齢者まで広い年齢層に及び、地域も全国的となっており、学校教育の一環として応募して来ることもある。

#### ⑬新聞・情報誌への寄稿

新聞社、情報雑誌発行所からの依頼により、歯科医療に関係する記事を寄稿している。これまで寄稿した新聞・情報誌は、福島県老人クラブ連合会情報誌の『元輝新報』、地元のタウン誌『街こおりやま』、地域タウン新聞等である。

#### ⑭特設ギャラリーの開放

附属病院の待合室に特設ギャラリーを設置し、学校のクラブ活動や同好会の作品発表の場として、地域の文化活動やサークルの作品展示、東北歯科専門学校歯科衛生士科、歯科技工士科の作品展示の場として利用され、病院施設の一部を社会に開放している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

これまで社会との交流を通して社会に貢献してきたが、これらの支援や企画は本附属病院における年間の目標としている事業であることから、職員が一致団結して積極的に取り組んでいることは評価できる。また、本附属病院の取り組みが、地域の歯科医師会、小、中、高等学校および県民・市民に広く受け入れられていることから、適切に運用され社会に貢献しているといえる。

### 【将来の改善に向けた方策】

本附属病院は、市民に信頼され、愛され、親しまれる病院として地域社会との交流を深める努力をしている。地域社会との交流は、日常業務のなかから発生し、大切に育てることにより発展していくと考えているので、附属病院職員全員の意識向上を図るとともに、実施内容の見直しと企画担当の後継者養成を常に心がけている。日常業務と平行して実施するため職員の負担は増加するが、歯科保健・医療を通して教育・文化およびスポーツ等の分野に対して支援・協力し、本附属病院が情報発信の地として多くの市民が集う場として、今後も地域社会に貢献するよう努力する所存である。

## 終 章

本報告書には、平成 18 年度から平成 22 年度までの附属病院の運営方針と活動実績に対する「現状認識」、「問題点の抽出」、「改善に向けた方略」が具体的に記載されている。なかでも、本附属病院の基本方針である「医療の安全」に対しては、附属病院の改修の時を同じくして、生命にかかわる検査機器、診療機器の新規購入及び最新機種への更新が述べられ、真摯に取り組んだ様子が記載されている。併せて医療事故防止、病院感染予防等のマニュアルの改訂など、教職員のすべてが共有できる体制整備に引き続き鋭意努力していることが窺える。臨床教育に関しては、診療参加型臨床実習の質的向上を目指した新たな方略の実践により教育効果が上がっていることが報告されている。また、地域社会に対しては、歯科保健指導への講師派遣がみられ、自治体や教育委員会及び医療にかかわる団体との関係が強固に保たれていることが窺え、高等教育機関として、また医療機関としての使命を果たしていることが報告されている。

その一方で、多くの改善すべき点も指摘されており、附属病院組織に関しては組織としての硬直化を防ぐ努力の一つとして専門外来を患者の利便性に合わせた整理統合の準備の端について記載されている。臨床研修では臨床技能評価法を改善することが求められた。地域社会への貢献に関しては、教職員の意識改革と企画担当の後継者養成が求められ、東日本大震災時の福島県・郡山市歯科医師会と協調した対応は大きな効果を本学附属病院にもたらした。

このような指摘された改善点については、各部署の意見を汲み取り、部署間の敷居を取り外して全員が一致した見解を共有するよう努め、地方行政、自治体、民間団体、地域歯科医師会、歯科衛生士会等との交流をさらに深めて、社会に信頼され、親しまれる附属病院の構築に努力を続ける必要を認識している。

本報告書で指摘された数々の改善点を教職員が一体となって解決し、よりよい医療環境構築に向けた戦略を練り、着実に改革が進むことを念願し結びとする。



附 2 : 専門外来掲示診療科および外来長

診療科	専門外来名称	外来長
予診科	禁煙支援外来	齋藤 高弘 教授
総合歯科第 1	歯周外科・組織再生外来	高橋 慶壮 教授
	レーザー歯科治療外来	横瀬 敏志 教授
総合歯科第 2	障害者歯科外来	齋藤 高弘 教授
	審美歯科外来	鎌田 政善 教授
	噛み合わせ外来	山森 徹雄 教授
	顎顔面補綴外来	清野 和夫 教授
総合歯科第 3	口腔インプラント科 (*診療科として独立)	山森 徹雄 教授
口腔外科	口腔悪性腫瘍 (口腔がん) 外来	金 秀樹 准教授
	顎関節症外来	濱田 智弘 講師
	味覚・舌痛症外来	高田 訓 教授
	口臭外来	高田 訓 教授
	口腔アレルギー外来	高田 訓 教授
	口唇・口蓋裂外来	高田 訓 教授
	口唇麻痺外来	洪澤 洋子 講師
	いびきと歯ぎしりの外来	高田 訓 教授
	スポーツ外傷予防外来	高田 訓 教授
歯科麻酔科	歯科ペインクリニック	山崎 信也 教授
	有病者・障害者歯科外来	川合 宏仁 准教授
矯正歯科	顎顔面変形症外来	福井 和徳 教授
小児歯科	障害児歯科外来	島村 和宏 准教授
	予防歯科外来 (小児)	島村 和宏 准教授

### Ⅲ. 大学院歯学研究科 自己点検・自己評価報告

## 1. 大学院歯学研究科の理念・目的

### 【現状説明】

大学院歯学研究科は、本学の理念である“人間性豊かな人材の育成”を目指しつつ、「奥羽大学大学院学則」第1章第1条に示しているように、「歯学及び歯学に関連する学術において深く理論応用を教授かつ研究し、その奥義を究め、歯学の進歩と社会福祉並びに文化の発展に寄与するとともに、有為な研究指導者を育成すること」を目的としている。すなわち、大学院は高度な研究能力とその基盤となる学識及び人間性を備えた優れた歯科医学者を育成することを目的とする。具体的には歯科医学及び歯科医療にかかわる諸問題に対して、自立して研究することにより、問題を解決に導く能力を有する人材を養成することである。さらに、研究活動を通じて育成された問題解決能力を基に、歯学部及び大学院の学生教育に携わることのできる人材を養成することも目標に置いている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

近年の遺伝子工学や再生医療の発展は、歯科医学にも大きな影響を及ぼしている。また、疾病構造の変化に伴って、生活習慣病や全身疾患を伴う高齢者や障害児・者への歯科的対応も要求されるようになった。このような歯科医学における研究の高度化と内容の変化に対応するため、平成17年度から本学大学院の専攻科は4領域に統合され、専攻科の再編が行われた。これによって、臨床系と基礎系の双方の専攻科がより緊密に連携して大学院生の研究指導を担当する体制が構築された。また、平成19年度からは社会のニーズに応じて社会人特別選抜制度を導入しており、より広い層の学生の入学が可能となった。さらに平成22年度からは本学の臨床系教員も社会人大学院生として入学することが可能となり、教員の教育研究能力の向上にも寄与している。これらの改革により、大学院は歯科医学の発展に貢献する人材を育成するという目的を達成しつつある。また、大学院教員に対する教育研究業績の評価を年度ごとに厳格に行っており、研究活動の高度化と大学院の教育内容の向上を目指している。さらに、優れた研究業績のある教員を採用することで研究の質的向上が図られると共に他の教員に大きな刺激を与えている。また、国際的な学術雑誌への大学院教員の原著論文の掲載も増加している。これらのことから、大学院における研究活動を活性化させる努力が実を結んでいると考えられる。しかし、大学院生の入学者が増加して充足率が改善傾向にあるものの、定員を満たしていない現状は問題である。また、国際的な学術雑誌への論文投稿は積極的に行われているが、受理された論文数は充分ではない。

## 【将来の改善に向けた方策】

大学院の現状は改善されつつあるが、より一層の改善を行うために以下のような方策を実施する。

- ①大学院教員の教育・研究評価を研究科の自己点検・自己評価委員会が厳格に行うと共にその結果を各教員にフィードバックさせることで、各自の努力目標を明確化させる。
- ②大学院入学希望者の門戸を広げるために「社会人特別選抜制度」が採られているが、より多くの大学院生を確保する。さらに本学教員の中で学位を取得していない者を社会人大学院生として入学するよう積極的に働きかける。
- ③特に優れた研究業績のある大学院教員をリーダーとした研究チームを組織化することで、研究活動の高度化を図る。
- ④大学院専任教員を配置したことで研究科組織の活動が活性化したが、大学院生への教育と研究指導を一層充実させていくために、カリキュラムの効率的な運用を探る。
- ⑤大学院歯学研究科全体として、国内外の研究者との交流を推進し、国際的なレベルを目指した高度な研究活動を進めていく。

## 2. 教育研究組織

### (1)教育研究上の組織

#### 【現状説明】

大学院歯学研究科（博士課程）の組織機構は、平成17年度に「奥羽大学大学院学則」を改正し、これまでの歯学部教育に倣った旧来の講座制を撤廃し、新たに4領域19の専攻科目を設けた。なお、現在は口腔生理学と口腔生化学を統合して口腔生理・生化学とし、18の専攻科で編成されている。組織機構は、表-1に示した。

表-1 大学院研究科の組織

領域	専攻科目		
口腔機能学	口腔機能解剖学 顎顔面口腔矯正学	口腔生理・生化学 生体管理学	口腔機能回復学
口腔病態学	口腔病理学 放射線診断学	口腔感染症学 顎口腔外科学	歯科薬理学
口腔健康科学	口腔保健学 咬合機能修復学	生体材料・医用工学	保存修復学
加齢口腔科学	口腔組織構造生物学 高齢者・有病者歯科学	小児歯科学	歯内・歯周療法学

4つの各領域にはそれぞれ関連した基礎系歯学・臨床系歯学・社会歯科系の専門科目が配置され、以前の講座の枠を超えて学際的研究が可能な研究協力体制を整えた。

こうした組織機構の改革により領域内の関連科目を中心とした大学院教員の協力のもと、大学院生が幅広い知識の修得と、自立して研究活動を行う上で欠かせない研究能力の獲得、さらには歯科医学に対する指導力の育成に努めてきた。また、歯学部講座にはない独自の専攻科目も複数設置し、大学院専攻希望者の要望に応えられる体制を構築した。さらに、平成19年度からは、大学院専任教員の配置と一部の専攻科で担当者の配置変更を行い、大学院の活性化に努めている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

大学院入学後、大学院生は専攻科主任の指導の下で研究を行うが、組織機構の改革によって従来以上に臨床系及び基礎系などの専攻科の枠を超えた教員の指導を受けることが可能となり、研究活動の活性化に結びついた。特に、臨床系大学院生が基礎系教員からも研究指導を受けることが多くなったことは評価できる。

平成19年度から配置した大学院専任教員は、大学院生の研究経過発表会等における大学院生の研究の掌握、助言等の役割を果たした。組織機構改革は、学際的研究の進展に結び付くと考えられる。改革のさらなる推進のためには、すべての大学院教員の積極的な協力と共に専攻科主任の指導力が要請される。

#### 【将来の改善に向けた方策】

従来の学部講座制を撤廃し、領域・専攻科としての再編成を行ったが、大学院独自の専攻科目の設定など組織機構をさらに充実する必要がある。平成19年度からの教員配置では、一部の専攻科において教員の配置換えや新任教員を配置することを行った。

2名の大学院専任教員は、「基礎歯科学主任」と「臨床歯科学主任」として配置した。その目的は、それぞれが基礎系および臨床系の大学院生に対する研究指導を総括することと専攻科の枠を超えた研究プロジェクトの企画に努めることである。専任教員は、大学院における研究の活性化に向けた共同研究体制を立案することが求められる。

### 3. 教員・教員組織

#### 【現状説明】

本大学院の教員は、大学院生の定員72名に対して、大学院専任教員2名と大学院専攻科主任18名、専攻科担当教員18名で、総員38名となっている。専門別の構成は、口腔機能学11名、口腔病態学9名、口腔健康科学8名、加齢口腔科学8名のほか、基礎歯科学・臨床歯

科学主任各 1 名となっている。学生数に対する現在の指導教員数は、大学院の理念・目的に沿って教育・研究指導を行うには適切な人的体制であると思われる。大学院歯学研究科では、学長、歯学部長、研究科長、大学院専任教員及び各専攻科の主任をもって大学院研究科委員会が組織され、(i) 大学院教員の選考に関する事項 (ii) 研究指導及び授業科目に関する事項 (iii) 入学、転学、退学及び除籍に関する事項 (iv) 賞罰に関する事項 (v) 試験及び履修単位に関する事項 (vi) 学位論文の審査及び試問に関する事項 (vii) その他研究科に関する重要な事項、を審議している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

教員組織は、1 学年 18 名の大学院生を指導するものとして問題はないと考える。しかし、専攻科ごとの指導体制であるため、歯科医学の発展に伴う新たな学問領域の研究指導を行う必要が求められることも予想される。その際は、大学院教員の数や教員の適正配置なども検討していかななくてはならない。

本大学院歯学研究科の教員は、その大部分が歯学部教員を兼任しており、専任教員は基礎歯科学、臨床歯科学各 1 名である。「奥羽大学大学院学則」第 36 条には、「大学院学生の授業及び研究指導には大学院専任教員がこれに当たる。ただし、必要ある場合には兼任教員がこれに協力するものとする」と規定されている。大学院教員の募集、任免、昇任の基準は、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」第 5 条、第 6 条、第 7 条に準じ、専攻科主任は大学院専攻科に連動する歯学部講座の教授が兼任し、専攻科担当教員は大学院生の教育・研究指導の能力があると認められる歯学部の教授、准教授、講師、助教を大学院歯学研究科委員会に諮り任用している。専攻科主任及び担当教員の任期は 1 年間とし、年度ごとに大学院研究科委員会の承諾を受けることになっている。

本大学院の教員の任期は 1 年間であり、同一教員が継続するケースが多いが、一部の専攻科では入れ替えが行われている。大学院教員の任免、昇任にかかわる基準や手続きについては、本学の規程に基づいて行われており、適切に運用されている。

大学院教員は歯学部教員と兼任しているため、本学歯学部を卒業した学生に対しては、歯学部から一貫した教育が行われており、学生の気質や能力に応じた指導が可能であるという長所がある。しかし、一方では、歯学部の教育に費やす時間の割合が多くなる。特に臨床系では、大学院学生への研究指導を学部学生の教育が終了した時間帯や曜日に行われなければならないといった欠点がある。

### 【将来の改善に向けた方策】

他大学及び他大学院との人的交流は、研究分野ごとに積極的に行われている。また大学院「特別セミナー」には外部の大学院等の教員を招聘して、先端的な研究の紹介や実

験技術指導を大学院生が受ける機会を提供している。今後はさらに拡充させて、より多くの外部教員によるセミナーの実施を行っていく。

大学院教員の教育能力及び研究能力の評価は従来から行ってきたが、大学院の活性化を図るためにはより優れた評価基準、評価方法を確立しなければならない。これらに関しては大学院自己点検・自己評価委員会による実施とその後のフィードバックを行い、必要な場合には改善を促した。そのことによって、新たな大学院生の獲得や論文数の増加に繋がる場合も認められている。

大学院教員評価の実施に際しては、平成 20 年度、21 年度の評価の際に従来の評価項目や基準の見直しを行い、22 年度も実施した。このことは、大学院教員としての適正に優れた者を教員として配置することに貢献している。また、各教員に改善すべき点などがあれば、より明確に指摘できるようになった。今後もより積極的に厳正な教員評価を推進していく。

## 4. 教育内容・方法・成果

### (1)教育内容

#### 【現状説明】

大学院歯学研究科では、現在、歯学の 1 専攻科目で、4 領域、18 の専門的研究分野（専攻科目）を置いている。教育課程については、講座制を採っていた際の教育内容・方法の大幅な見直しを行い、平成 16 年度から新しいカリキュラムを策定し、履修単位の修得方法も改正して教育の充実を図った。従来の所属専攻科の科目に偏重した教育カリキュラムを改め、大学院本来の目的や研究の多様化に対応できるカリキュラムを策定した。これにより、大学院生に共通して必要となる事項や研究活動の基礎となる研究手法・技術、専攻に関連した研究内容などを包括した講義・演習が履修できるようにし、教育内容の充実を図った（表-2）。

また、平成 19 年度から一般選抜入学に加えて、社会人特別選抜入学制度を導入した。これは、研究意欲に燃えて博士の学位を取得することを希望する社会人への対応であり、時代の要請とも合致している。

こうした新しい制度の導入に伴って教育課程においては、昼夜開講制度を導入した。また、一般選抜者の教育・履修においては、1～2 年次に修了に必要な所定の単位の大部分を修得できるようなこれまでの教育体系を踏襲するが、社会人特別選抜入学者では、4 年間で修了に必要な所定の単位を習得できるように配慮したカリキュラム編成を行った。

これに伴ってカリキュラムの名称も整合性を持たせ、従来の 1～2 年次科目を「専門カリキュラム」、3～4 年次科目を「歯学特論」とした（表-2）。

一般選抜者におけるカリキュラムは、1～2 年次において必修である専攻科目の「講義」「実

習」が 20 単位、また年間を通して行う「講義」「定例セミナー」並びに 2 年間で 1 クールとして開講する「コア・カリキュラム」「専門カリキュラム」から選択必修単位として 10 単位以上、計 30 単位以上の修得を義務付け、2 年次までに 30 単位以上の履修ができる授業計画が組まれている。3 年次以降は、各自の研究テーマに沿った活動を本格的に進め、研究に専念できるよう配慮している。「コア・カリキュラム」は 14 科目、「専門カリキュラム」は 23 科目を設定し、2 年間で 1 クールとして各年度での開講科目を決めている。その他、選択科目として、3～4 年次履修の「歯学臨床特論」から 2 単位、学外（国内外）の研究者を招聘して行う特別セミナーに対しては 4 年間に 4 単位修得できる履修計画が組まれている（表-3）。

社会人特別選抜者では、単位修得期間を 4 年間に広げることで各人の状況に合わせて無理なく履修できるよう配慮するとともに、夏季集中講義も設定した（表-3 と表-4）。

なお、単位履修等については、各年度 4 月にオリエンテーションを実施し、きめ細かい説明・指導を行っている。

表-2 科目一覧

<p>コア・カリキュラム 【選択必修科目】 14 科目設定</p>	<p>1) 統計処理の基礎    2) 統計処理の演習 3) 硬組織の細胞生物学    4) 歯の形態形成と微細構造 5) 分子生命科学    6) 薬物動態学    7) 感染・免疫学 8) 病因・病態学    9) 生体材料応用学    10) 感覚・運動生理学 11) 顎関節症の基礎と臨床研究    12) 研究の進め方&lt;1&gt; 13) 研究の進め方&lt;2&gt;    14) 研究の進め方&lt;3&gt;</p>
<p>専門カリキュラム 【選択必修科目】 23 科目設定</p>	<p>1) 電子顕微鏡の基礎    2) 細胞培養と器官培養の実際 3) 実験動物学    4) 電気生理学の基礎と応用    5) 生化学実験法 6) 形態病理学    7) 生体医用工学    8) 予防歯科・疫学(1) 9) 予防歯科・疫学(2)    10) 口腔加齢現象論    11) 齶蝕治療論 12) 咬合 発達学    13) 下顎運動と咬合器    14) 生体機能工学 15) 歯内治療学    16) 口腔インプラント学    17) 顎口腔機能評価学特論 18) 包括矯正歯科治療学    19) 顎口腔外科学    20) 有病者歯科学 21) 放射線診断・治療学    22) 生体管理の基礎と臨床    23) 歯周病学</p>
<p>歯学特論 【選択科目】 5 科目設定</p>	<p>1) 顎口腔機能再建学特論    2) 機能的顎顔面整形治療学特論、 3) 疾患画像評価法の基礎と実際    4) 小児歯科学特論、 5) 感染症特論</p>

表-3 歯学研究科履修表

一般選抜入学者用

	専攻科目		必修科目				選択科目				合計
	講義	実習	大学院講義	定例セミナー	コア・カリキュラム (選択必修)	専門カリキュラム (選択必修)	コア・カリキュラム	専門カリキュラム	歯学特論	特別セミナー	
1～2年次	8	12	4	2	2	2	2	2		(4)	34
3～4年次									2		2
合計	8	12	4	2	2	2	2	2	2	(4)	36(4)単位

社会人特別選抜入学者用

	専攻科目		必修科目				選択科目				合計
	講義	実習	大学院講義	定例セミナー	コア・カリキュラム (選択必修)	専門カリキュラム (選択必修)	コア・カリキュラム	専門カリキュラム	歯学特論	特別セミナー	
1～4年次	8	12	4	2	2	2	2	2	2	(4)	36(4)単位

表-4 授業時間

時 限	授 業 時 間	
1	9:00～10:30	通常の授業時間帯
2	10:45～12:15	
3	13:15～14:45	
4	15:00～16:30	
5	18:00～19:30	夜間の授業時間帯 (社会人特別選抜)
6	19:45～21:15	

※社会人特別選抜入学者は昼間の講義を受講することもできる。

**【点検・評価、長所・問題点】**

平成16年度から新カリキュラムのもとで、教育の充実を図ってきた。2年間で1クールの編成を採っている「コア・カリキュラム」「専門カリキュラム」「歯学特論」は平成18年度・19年度の終了時に開講科目を見直し、一部科目の追加・充実を図った。本研究科の教育課程

は専門分野の自立的研究活動を行っていくうえで、専攻科目の教育に加えて種々の関連教科目を広く履修することができる。このことは、研究活動の活性化に役立っていると考えている。また、平成20年度には「コア・カリキュラム」の中に大学院専任教員が担当する研究の進め方に関する3科目（研究の進め方<1、2、3>）を新たに設定した。

年度ごとの開講科目の設定と大学院生の選択履修制度は、教員の教育・研究活動に対する熱意の向上に寄与することとなった。一方で、授業を受ける大学院生の研究意欲の向上にどの程度結びついているかの検証は、継続的に行っていく必要がある。

なお、平成22年度からはシラバスを全面的に改訂した。新たなシラバスでは各授業科目について『1. 概要、2. 一般目標、3. 到達目標、4. 方法、5. 評価、6 教科書・参考書』を記載している。

### 【将来の改善に向けた方策】

授業科目の設定については、研究の高度化・国際化に対応し、時代の要請に応えた先端的・先進的研究や知識・技術を教授する新分野の導入など、教科目の見直しや追加の検討が必要である。充実した教育課程の構築に向けて新しいシラバス（授業計画）の内容の検証を継続して行うとともに、授業科目の新設、改組も含めたカリキュラム編成に取り組んでいく。

## (2)教育方法等

### 【現状説明】

大学院の入学試験は各年度Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の3回実施し、試験は語学試験（英語）と口頭試問を行い、60%以上の成績をもって合格と判定する。なお、実施した語学試験問題は研究科委員会で公表している。

入学した大学院生は、選択必修科目である「コア・カリキュラム」「専門カリキュラム」の授業科目の選択にあたり、専攻科の専任教員と協議して履修科目を決める。年度初めに履修科目を決めて履修届を研究科長に提出する。成績は年度末に優、良、可、不可の評価で評定する。

なお、専攻科目の講義・実習は担当教員にゆだねられており、これまでも特に問題なく柔軟に対応されてきた。各専攻科目においては、講義・実習に加えて学会発表や教室での抄読会・セミナー参加等の諸活動も履修科目として組み入れて年度末に単位認定を行っている。

一般選抜入学者にあっては1～2年次で修了に必要な授業科目の履修をほぼ終え、1～4年次を通して研究指導が行われている。なお、従来問題となっていた大学院生の臨床研修については、平成17年度から歯科医師臨床研修が義務化されたことから、それ以降の入学者は臨床研修を修了しており、臨床系専攻科を専攻した大学院生は基本的臨床能力を身に付けた状況での大学院教育が行われている。

大学院生の診療については、平成 19 年度に、「大学院の課程においては、歯科医療についての広く深い知識と技術を基に研究を進展させるために、本学附属病院で臨床実習を行うことがある」という位置付けを研究科委員会で確認し、平成 20 年度から実施した。

また、カリキュラム策定により年間の授業計画が示されたことで、1～2 年次における専攻科目での臨床（診療）や自主的研究活動の時間的保証も図られている。

従来の所属専攻科中心の大学院教育は専攻する教科の教育に偏重する傾向があったが、現在施行されている新カリキュラムでは、学生が研究者として自立して研究活動が行えるように、専攻科目だけでなく歯学に関連する学術を深く理論応用する能力を身に付けられるように、広範囲の分野に渡る科目を多数設定し、これらを選択して履修できる教育方策を採っている。

学生は歯学研究科が主催する「2 年次研究計画発表会」及び「3 年次研究経過発表会」での発表が義務付けられ、実施されてきた。この発表会には大学院教員、大学院生だけでなく、学部教員を含め多数の教員が参加し、活発な討論が行われている。日常の指導を受けている教員だけでなく、さまざまな研究経験を持ち、実験方法に精通した他領域の教員からの貴重な助言やコメントは、より良質な研究活動と学位論文作成遂行に欠かせないものとなっている。また、2 年次の早い時期から予備実験や研究のフレームワークづくり等に取り組むことは、学生にとっては研究意識・意欲の向上と早期からの具体的研究計画・研究着手のきっかけとなり、研究活動を活性化させる効果も挙げている。さらに、指導教員の指導力も問われることから、教員に良い意味での緊張感を持たせることができる。

学位論文の審査申請に当たっては、年 2 回開催される「奥羽大学歯学会」においてその概要を発表することが義務付けられている。大学院教員のみならず、学部教員や病院教員を含めた教員全体が参加する場での研究報告は活発な質疑応答を伴うことで、研究の質的向上をもたらしている。

学位論文の作成指導に当たっては、専攻科主任の指導の下、2 年次から具体的研究テーマの設定や研究準備、実験等への取り組みに着手し、3 年次から 4 年次にかけて本格的研究により研究成果を出せるような体制を採っている。また、最近では専攻した学生の実地的指導に関連する専攻科目の教員が当たることもある。特に、臨床系専攻科に在籍する大学院生の研究指導は、基礎系専攻科の教員が実際の指導に当たる事例も少なくない。こうして 1～4 年次での一貫性をもった教育・研究指導体制が構築されている。

なお、社会人特別選抜者にあっては、上記「研究計画発表会」「研究経過発表会」は研究の進捗状況に応じて行うこととして、社会人に配慮した指導体制となっている。

### **【点検・評価、長所・問題点】**

カリキュラムの策定に基づき、学生にとって必要で興味ある教科目の選択が可能な体制が整備され、教育の充実が図られた。一方で、必修の大学院講義・定例セミナーや選択必修の

教科目において、授業中の質疑や教員との議論などでは積極性を欠いた大学院生がいることも事実である。これについては、授業の進め方や内容についての検証が必要である。また、学位論文の作成指導に対する教員の資質向上も求められる。新たな専攻科の設置や統合、あるいは適正な教員の配置も必要となる。

これまでの所属専攻科中心のカリキュラムから、大学院生として必要となる幅広い知識や技術の習得ができる科目選択による履修方法に改めたことで、より高い教育効果が得られた。また、「2年次研究計画発表会」と「3年次研究経過発表会」は研究への動機付け、意欲の向上に有効と言える。こうした取り組みも教員、大学院生の間で定着してきた。

学生による授業評価等は平成17年度、18年度にアンケート調査として実施された。平成21年度には、FD委員会で「大学院生の授業評価に関する取り決め」を策定し、本格的な「大学院生による授業評価」を実施した。平成22年度は、「大学院講義・セミナー」、「歯学特論」、「コアカリキュラム・専門カリキュラム」および「大学院特別セミナー」についてアンケート調査を行った。その結果、アンケート項目の中では「アカデミックな専門的知識が得られた」（全体の75～100%）、「今後の臨床研究に役立つ」（全体の85%）、「興味が持てる」（全体の85%）などが高い評価を得た。これらのことから、大学院教員は強い意欲を持って教育を行っていると共に大学院生も強い関心を持って積極的に受講していることが伺えた。アンケート結果は、教員に対して積極的にフィードバックしており、大学院全体としてより優れた授業を目指して真摯に取り組んでいることは評価できる。

### 【将来の改善に向けた方策】

現在の教育・研究体制については、十分機能している。また大学院生の授業評価からも大学院で行われているさまざまな講義・セミナーは一定の評価を得ていると考えられる。授業評価は今後も毎年度実施し、その結果を担当教員にフィードバックを行うことで授業内容やその方法の一層の改善に努めて行く。

研究指導に際しては、基礎系と臨床系の連携強化を図り、専攻科教員だけでなく領域内の専攻科と他領域の専攻科教員も含めた協力支援体制の充実を図る。

## (3) 教育成果

### 【現状説明】

本大学院における博士課程における学位は、歯学研究科に4年以上在籍し、規定の単位を修得し、奥羽大学歯学会において学位研究の発表を行い、学位論文を提出して論文審査に合格した者に授与されるものと「奥羽大学大学院学則」に規程されている。なお、学位論文の受付は各年度4月、7月、9月、11月、12月である。

平成17年度に「奥羽大学学位規程」を改正し、現状に則した規程の整備を行うことによって研究活動の活性化、研究内容の質の向上を図った。従来、博士の学位論文は学位申請者の

単著であることと定められていたが、これを平成17年度に改正して「論文提出者が筆頭著者の原著であることを要する」とした。これによって指導教員だけでなく、共同研究者や研究指導に携わった他科の教員も共著者となることができ、研究指導の現実に則した対応が行われるようになった。

学位授与が申請された時は、提出された論文及び関係書類の適切性を研究科委員会で審査のうえ、受理の是非を決定し申請者に通知される。研究科委員会に付された学位審査は、指導教員によって論文内容が説明された後、3～5名以内の審査委員を投票により選出し、審査委員会を設ける。従来、指導教授が自動的に審査委員会での主査を務める形式を採っていたが、平成18年度から審査委員の選出方法と主査の選任方法を改め、投票で選出された審査委員の互選で論文内容に適した主査を選出することとした。さらに、指導教員は主査にならないことも研究科委員会で定められた。これによって審査の公平性を確保し、学位論文の質の向上にもつながることになった。

審査委員会では論文審査及び口頭試問による最終試験を行い、その結果を主査が研究科委員会に報告する。研究科委員会では投票によって過半数が合格と判定した大学院生について課程修了とみなし、博士（歯学）の学位を授与する。

また、学位論文の公表は従来、本学の『奥羽大学歯学誌』に掲載が義務付けられていたが、平成17年度に「奥羽大学学位規程」を改正し、「学位論文を学術雑誌に印刷公表しなければならない」と改め、学内雑誌だけでなく、各々の専門分野における学術雑誌にも掲載できるようになった。レフリー制度をとる学術雑誌への掲載は、研究内容の質の向上だけでなく、専門分野での公表の機会を得ることとなった。平成18年度と平成19年度はそれぞれ2編が、平成20年度は1編の学位論文が専門学会誌などに掲載された。

なお、専攻生・学部教員の学位授与においては、申請者は所定の期間研究に従事し、博士の学位論文の審査と最終試験（英語と専攻科目試験）に合格した場合に授与される。研究科委員会での審査方法は課程博士の場合と同様の手続きのもとに行われる。

大学院歯学研究科（課程博士）及び論文博士の学位授与状況を表-5と表-6に示す。

表-5 大学院歯学研究科（課程博士）及び論文博士の学位授与状況

（年 度）		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	合 計	
学位授与数	課程博士	学位取得者	3	6	11	3	5	28
	論文博士	専攻生	5	6	0	1	3	15
		教 員	0	1	0	3	1	5
学 位 取 得 総 数		8	13	11	7	9	48	

表-6 専攻分野別の学位授与の状況

領 域	専 攻 科 目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	合 計
口腔機能学	口腔機能解剖学	0	0	0	0	0	0
	口腔生理学	0	2	0	0	0	2
	口腔機能回復学	2	2	1	1	1	7
	顎顔面口腔矯正学	2	1	1	1	1	6
	生体管理学	0	0	2	0	0	2
口腔病態学	口腔病理学	1	0	0	1	1	3
	口腔感染症学	0	0	0	0	0	0
	歯科薬理学	0	0	0	1	0	1
	放射線診断学	0	0	0	0	0	0
	顎口腔外科学	0	1	2	0	0	3
口腔健康科学	口腔保健学	0	0	0	0	0	0
	生体材料・医用工学	1	1	0	0	1	3
	保存修復学	0	0	3	1	3	7
	咬合機能修復学	0	2	1	0	1	4
加齢口腔科学	口腔生化学	0	1	0	0	0	1
	口腔組織構造生物学	1	2	0	0	0	3
	小児歯科学	0	1	0	0	1	2
	歯内・歯周療法学	1	0	1	2	0	4
	高齢者・有病者歯科学	0	0	0	0	0	0

**【点検・評価、長所・問題点】**

研究科委員会における審査委員の選出方法を改善した。これによって学位審査の公平性を高めることができた。また、「奥羽大学学位規程」の改正を行い、『奥羽大学歯学誌』だけでなく、専門分野の学術雑誌にも公表できることになり、平成18年度には2篇の学位論文が各々の専門雑誌に掲載された。また、平成19年度には1篇の学位論文が専門雑誌に、2篇の学位論文が海外の専門学術雑誌に掲載された。また、共著を認めたことで実際に指導を担当した教員の研究意欲の向上と指導体制の強化に寄与することとなった。なお、平成18年度の学位論文全8編、19年度の学位論文全13編中10編、20年度の学位論文全11編中4篇、21年度は学位論文全3編中2編が、22年度は学位論文全9編中6編が、複数著者による論文となった。

学位論文の審査に当たっての主査・副査の選出方法の改善が行われ、指導教員が主査から

外れることが明文化されて、公平性・透明性の高い厳正な論文審査の形態が保証された。

学位論文申請者の所属専攻科数を見ると、専攻科の間でかなりばらつきが見られる。なお、臨床系に比べて基礎系に在籍する者の申請・学位授与数は少数であるが、実際の研究は基礎系専攻科で行われ、指導教員も基礎系教員である場合が多い。しかし、基礎系専攻科在籍大学院生を増加させることは、今後の課題である。

### 【将来の改善に向けた方策】

基礎系・臨床系専攻科相互の共同研究並びに支援体制強化によって、大学院生の研究活動を一層促進すべきである。特に優れた研究能力を有する教員をリーダーとした研究組織の下で大学院生を指導できる体制を作る必要がある。また、社会人大大学院生については基礎・臨床を問わず積極的に受け入れる体制をとり、その状況に配慮した指導環境を構築していく必要がある。

## 5. 学生の受け入れ

### (1) 学生募集と入学者選抜

#### 【現状説明】

本大学院歯学研究科で作成した学生募集要項を学内に掲示するとともに、すべての大学院教員が臨床研修歯科医及び本学歯学部第6学年全員に積極的な広報活動を行っている。また、本学附属病院の臨床研修歯科医師に対する大学院入学に関する説明会を毎年度ごとに開催している。さらに学生募集要項は、歯学部を有する全国の大学に送付すると共に本学のホームページを通じて学外関係者にも本学大学院の存在を知らせるための努力を行っている。また、平成19年度より実施している社会人特別選抜入学制度については、同窓会や歯科医師会を通じて開業医等への広報活動を行ってきた。

社会人特別選抜入学制度の拡充については、本学の病院教員も受け入れることが研究科委員会で決められ、平成22年度から受け入れることとなった。その結果、平成22年度は1名の臨床系教員が社会人大大学院生として入学した。

出願資格は、(i) 歯科大学又は大学歯学部を卒業した者 (ii) 外国において学校教育における18年の課程(歯学または医学)を修了し、前号と同等以上の学力があると認められた者 (iii) 文部科学大臣の指定したものとなっている。学生募集は4領域18専攻科目にわたり、1学年の定員は18名(社会人特別選抜を含む)である。入学願書の受け付けは、入学試験期日に対応して設定している。現在、入学試験は年3回で、第1期が8月、第2期が12月、第3期が2月に行われている。学生募集要項は前述のように広く公表し、門戸を開放すると

ともに、入学試験を3期に分けることによって出願者が適切な時期に受験できる措置をとっている。

入学者の選抜は、調査書、成績証明書等の書類審査と語学試験及び専攻分野の口頭試問の結果を総合して行い、合否の結果は出願者に文書で通知している。語学試験は英語の筆記試験を課しており、合否判定を行う大学院研究科委員会の席上で試験問題を公表し、各委員の合否判断の参考資料としている。合否判定基準は、語学試験と口頭試問のそれぞれの点数が60%以上を獲得した者を合格としている。ただし、語学試験の成績は入学試験時に60%未満であっても入学を認め、学位論文提出時まで60%以上になるようにするという申し合わせを研究科委員会で行っている。

なお、平成19年度入学者10名中社会人選抜者は6名であった。また、20年度入学者13名中社会人選抜者は1名、21年度入学者9名中社会人選抜者は4名、22年度入学者8名中社会人選抜者は4名(1名が本学附属病院教員)であった。

### 【点検・評価、長所・問題点】

本大学院の学生募集要項は全国の歯学部へ送付すると共に、本学のホームページにも掲載している。本学の大学院に他大学の歯学部から入学した者は、平成17年度入学者12名中の2名、19年度入学者10名中の2名、21年度入学者9名中の2名であった。今後は広報活動の一層の充実を図って、他大学からの入学者を増加するようにすべきである。また、社会人入学者に対する授業計画・単位履修方法などをさらに配慮する必要がある。

入学者の選抜方法では、英語に関する試験の重要性が平成19年度の大学院研究科委員会で議論された。平成20年度実施の入学試験からは、語学(英語)試験の成績が一定の水準に達していることが必要であるという認識で合意し、「入学試験における語学(英語)試験の成績が60%以上に達していない場合には、入学後、学位論文提出までに語学試験に合格していること」という申し合わせを行い、実施されている。また、語学試験合格者には合格証書を発行している。

### 【将来の改善に向けた方策】

臨床研修歯科医師に対する勧誘をさらに積極的に進める。具体的には、従来の大学院の説明会をさらに拡充して、各専攻科で行われている研究内容や大学院生活の実際や学位取得後の進路などを説明する。修学に伴うさまざまな相談にも対応するようにしていく。

社会人特別選抜に関しては、平成22年度からは本学の教員で学位未取得者を社会人枠で受け入れることとした。地域の歯科医師会、本学同窓会との連携をさらに強めて入学

者の増加を図るため、大学院入学案内を福島県及び近隣の歯科医師会員や同窓会員に送付する。また、大学院セミナーを地域歯科医師会の会員にも公開していくことで、大学院への関心を高めるようにする。

## (2) 学生収容定員と在籍学生数の適切性

### 【現状説明】

過去5年間の入学者数と充足率は平成18年度入学者は3名(31.9%)、19年度入学者は10名(41.7%)、20年度入学者は13名(51.4%)、21年度入学者は9名(48.6%)、22年度入学者は8名(55.6%)である。大学院生の在籍状況は表-7に示した。

表-7 在籍状況

項目	入学者数 (内社会人数)	在籍者数			収容定員に対する充足率(%)
		基礎系	臨床系	計	
*平成18年度	3	0	23	23	31.9
平成19年度	10(6)	3	27	30	41.7
平成20年度	13(1)	4	33	37	51.4
平成21年度	9(4)	5	30	35	48.6
平成22年度	8(4)	6	34	40	55.6

\*臨床研修義務化の年度

### 【点検・評価、長所・問題点】

平成18年度の臨床研修義務化による入学者減少を除いて、平成19年度以降は充足率が40%を超えており、22年度は55.6%に達している。これは大学院教員が充足率を向上するために、大学院生への積極的な勧誘などの努力を行っていることと社会人大学院生の受け入れによるものである。

これまでの大学院生は、臨床系の専攻科を希望する者が多くみられたが、制度化された臨床研修がスタートしたことにより、大学院の基礎系専攻科への志願者はさらに少なくなる傾向にある。このような状況に対して、研究科長が基礎系専攻科の主任に、研究科委員会の場で繰り返し積極的に入学者を募るように要請してきた。そのため、社会人特別選抜者の中から基礎系専攻科を希望する者が少なからず出たことは歓迎すべきことである。しかし、収容定員充足率向上と特定の専攻科に偏らない大学院生の受け入れに向けて、教員の努力が求められている。

### 【将来の改善に向けた方策】

入学者が増加してきたことで大学院が活性化し、学部生や臨床研修歯科医への働きかけに

好影響をもたらすと考えている。

また、入学者の門戸を広く開放するために実施した本学病院教員に対して社会人大学院生になることを勧め、病院教員としての業務と大学院生としての教育・研究活動が無理なく遂行できるような配慮も必要である。

## 6. 学生支援

### 【現状説明】

大学院生の生活実態を調査したところ、学費と生活費の多くを保護者からの仕送りとアルバイトによっていると回答した学生が多かった。日本学生支援機構などの公的な奨学金制度の活用については学生に伝達するとともに、説明会も開催しているが、応募者は少ない。将来の返還義務が、応募に躊躇する理由の一つとして考えられる。平成19年度からティーチング・アシスタント制度を導入した。この制度は、大学院生を歯学部の講義や実習のアシスタントにすることによって、経済的に支援する役割を担うものである。また、アシスタントとして教育の場を経験することで、大学教員を自身の職業選択の一つとして捉えやすくなるものと考えられる。ティーチング・アシスタント制度による実績は表-7の通りである。

大学院におけるハラスメント防止の取り組みは、ハラスメントに関する諸規程が大学院学生、教員に対しても歯学部と同様に適応されている。また教員に対する啓蒙の研修会も歯学部と共に開催されている。大学院では毎年度4月のオリエンテーションの場で1～4学年生全員を対象に、セクシュアルハラスメント防止についてのパンフレットを配布して防止に努めている。また、アカデミックハラスメントなどの他のハラスメントについても相談窓口の案内も含めて説明を行ってきた。また大学として設置されている「カウンセリング室」の紹介も行ってきた。

表-8 平成19年度から21年度までのティーチング・アシスタントの実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学院生	6名	7名	7名
教科目数	6教科	11教科	11教科
のべ時間数	243時間	517時間	491時間

### 【点検・評価、長所・問題点】

大学院生が研究活動に意欲的に取り組み、優れた研究成果を出すためには生活面での心配を可能な限り取り除くようにしなければならない。公的な奨学金制度の活用に関して積極的な広報を行っていることは評価できる。

ハラスメント防止対策については、研究科委員会での報告や毎年度 4 月のオリエンテーションに大学院を含めた大学としての防止策と対応方法を詳しく説明していることは評価できる。

### 【将来の改善に向けた方策】

現行のティーチング・アシスタント制度の拡充を図る。特に歯学部の基礎系科目の実習への支援要請が多いことから、こうした要望に応えられる応募の取り決めをしていく。

各種ハラスメント防止のための学内の相談窓口や「カウンセリング室」の利用の具体的方法等についての説明や紹介を行い、学生の支援に当たる。

## 7. 教育研究等環境について

### (1) 教育の環境

#### 【現状説明】

大学院の教育目標を達成するためには、多くの施設・設備を必要とするが、本大学院の施設・設備は学部と共用しているものが多い。基礎医学研究棟には教授室 8 室、研究室 8 室、大学院演習室、解剖学棟には教授室、研究室、実習室さらに病院棟には教授室 15 室、研究室 6 室が配置されている。研究施設としては、電子顕微鏡研究施設、放射性同位元素共同研究施設、組換え DNA 実験室、動物実験研究施設などがあり、現行の研究を実行するうえでは支障のない程度の施設・設備は整備されている。大学院専用の施設・設備としては、大学院研究室と大学院演習室がある。しかし、現有の施設・設備を学部と共用することにより、学部教員の研究意欲を醸成することができることと、大学院学生が大学院教員のみならず、学部教員と共同で研究する機会も生じる等の利点も多い。

研究施設・設備の運営に関しては、施設ごとに委員会を設置して運営を行っている。電子顕微鏡研究施設には電子顕微鏡研究施設運営委員会を設置し、電子顕微鏡研究施設長が委員長となり、利用講座において選任した研究者を委員として電子顕微鏡と共焦点レーザー顕微鏡の運営及び維持・管理に当たっている。放射性同位元素共同研究施設に対しては放射線安全委員会を設置して、放射線同位元素共同研究施設長が委員長となり、放射線取り扱い責任者、放射線管理責任者、健康管理責任者及び事務職員を加え、運営と維持・管理に当たっている。組換え DNA 実験室に対しては組換え DNA 実験安全委員会を設置し、組換え DNA 安全主任者が委員長となり、組換え DNA 研究者のほか、微生物・疫学・免疫学研究者、人文科学・社会科学研究者、健康管理者及び事務職員を加えて組織し、運営と維持・管理に当たっている。動物実験研究施設では、動物実験委員会を設置し動物実験指針が適正に運用されている。

ことを確認しながら、動物実験研究施設運営委員会が実質的な運営と維持・管理に務めている。このように、各研究施設・設備を維持・管理するための学内的な責任体制は確立しており、日常の研究活動に支障が無いように運営されている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

研究設備はほぼ整っており、質の高い研究を遂行することができる。研究施設・設備の運営に関しては、施設ごとに委員会を設置して維持・管理を行っているため、円滑に運営されている。しかしながら、施設・設備の老朽化もみられ、順次更新の必要もある。

### 【将来の改善に向けた方策】

旧式となった機器類の更新は順次行われているが、今後も持続的に行っていかなければならない。

## (2) 研究環境

### a. 研究費

#### 【現状説明】

大学院専攻科は学部の講座に対応している。専攻科で使用できる研究費は、学部講座としての研究費、担当教員の個人研究費と大学院専攻科目としての研究費がある。学部における講座の各分野別研究費は年額 75～100 万円であり、研究費、機器・備品費、助教や助手の出張旅費等の教室運営に関するすべての費用に支出できる。教授、准教授、講師には個人研究費が支給されており、研究費や学会出張費に充てられている。大学院専攻科としての研究費は、所属する大学院生の数によって分配され、大学院生 1 人当たりの授業料の 70%の額（42 万円）が支給されている。これらの研究費は講座各分野の教授が管理し、研究の進行状態や研究発表に応じて、教授の判断によりその都度、支出するシステムになっている。そのため、個人で使用し得る研究費の額は各教員によって異なる。また、学会出張費は、交通費と宿泊費の領収証をもとに計算される実費支出となっている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

研究内容の高度化に伴って、研究器材の購入に多額な費用が必要となっている。大型機器については、予算枠があり必要に応じて認められ購入されている。また、海外学会出張の際は、大学から支給された研究費からの実費相応の支出が認められている。

しかし、高度化する研究を遂行するためには、大学内の予算に頼るだけでは十分ではない。

したがって、「学術振興会の科学研究費補助金」などの外部研究資金の導入を積極的に進める必要がある。

### **【将来の改善に向けた方策】**

科学研究費補助金などの外部研究費をさらに獲得することは、ぜひ実行されなければならない。そのためには、外部から評価される質の高い高度な研究を行う必要がある。大学院教員は、これらの遂行のために努力している。

#### **b. 教員研究室の整備状況と教員の研究時間**

##### **【現状説明】**

研究室は、教授室、講座研究室、大学院研究室・演習室などで構成されている。教授には個室が確保されている。教員の研究室は各専攻科ごとに確保されており、教員は主として自身の研究室で実験等の研究活動を行うことになっている。臨床系の専攻科では研究機器の使用にあたって、基礎医学研究棟の基礎系研究室に依存することもある。大学院生は、大学院教員のみでなく、学部講座の教員とも同一研究室で研究を行っている。このことは、多くの教員と学生の間には緊密な人間関係が生まれ、研究の動機付けや意欲を引き出すのに効果がある。

大学院教員は専任教員の2名を除いて、学部教員を兼任している関係上、学部教育に多くの時間を割かれている。基礎系専攻科では、学部教育における講義・実習は曜日が固定されていることもあり、大学院教育に充てる時間の確保は十分に可能である。しかし、臨床系専攻科では、学部教育における講義・実習は曜日が固定されているものの、年間を通じて臨床実習が実施され、さらに教員自身も診療を行っていることから、勤務時間内に大学院教育のための時間を確保するのが困難な状況にあった。しかし、現在は臨床実習の時間配分を再検討することによって時間の余裕が生じたため、臨床系大学院教員も研究時間を確保することが実現しつつある。

##### **【点検・評価、長所・問題点】**

基礎系大学院教員は、研究に充てる時間がほぼ確保されている。また、臨床系大学院教員については研究時間の確保に努める必要がある。

### **【将来の改善に向けた方策】**

臨床系大学院教員の勤務時間の配分を再検討し、さらなる研究時間を確保する必要がある。

### (3)倫理面からの研究条件の整備

#### 【現状説明】

研究を倫理面から監視・監督するために、ヒトを用いた研究に関しては、倫理委員会を、動物を使用する研究には動物実験委員会をそれぞれ設置している。倫理委員会は学外者を含め医師、歯科医師、薬剤師、歯科臨床研究者、歯科基礎研究者、薬学研究者、人文・社会科学系の専門家や法律家から構成されている。提出された研究計画は毎月開催される学内部会で事前に審査され、問題がないと判断されたものが年4回開催される倫理審査委員会に諮られる。これらの研究計画は「臨床研究に関する倫理指針」（厚生労働省平成20年7月31日全部改正）に準拠して厳重に審査され、倫理的に問題のない研究についてのみ研究遂行の許可を与えている。

平成18年度から平成22年度までの申請状況を以下に示す。

- ・平成18年度  
歯学部2件（承認2件）、薬学部4件（承認3件・保留1件）、合計6件
- ・平成19年度  
歯学部9件（取り下げ1件・承認8件）、薬学部4件（承認4件）、合計13件
- ・平成20年度  
歯学部10件（承認9件・条件付1件）、薬学部1件（承認1件）、合計11件
- ・平成21年度  
歯学部12件（承認12件）、薬学部4件（承認3件）、合計16件
- ・平成22年度  
歯学部7件（承認7件）、薬学部1件（承認1件）、合計8件

動物を用いた研究については、研究者が動物実験計画書を動物実験委員会に提出する。動物実験委員会が動物実験計画書を審査し、適正と認めた動物実験のみが行われている。平成18年度20件、19年度45件、20年度44件、21年度62件、22年度62件の動物実験計画書が許可されている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

ヒトを用いた研究に関しては、倫理委員会がそれぞれの研究計画の点検・評価を行っている。研究計画を変更する時は、その変更点を倫理委員会に提出して承認を受けることとなっている。また、研究計画が長期間に及ぶ研究については、1年ごとに研究計画書を「倫理委員会」に提出し、研究の適切性について審査を受けている。動物実験についても「動物実験委員会」が実験の適切性を確認して、動物の虐待など倫理面から問題が生じた場合は、研究を中止させることにしている。提出された実験計画数は、臨床研究を主体としたヒトを用いた実験及び動物実験ともに年度ごとに増加しており、本学に

おける研究の活性化を裏付けるものである。その理由として、教員各自の研究意欲の高揚と薬学部教員が参画したことによる研究の広がりの結果が考えられる。したがって、研究の活性化は年々高まりをみせているものと判断できる。

#### 【将来の改善に向けた方策】

ヒトを用いた実験及び動物を用いた実験では、現在まで倫理面から逸脱する実験は行われていない。しかし、今後は時代の趨勢も考慮して「倫理委員会」の委員と「動物実験委員会」の委員の研修活動を充実させる必要がある。具体的には、委員会メンバーは研究に関する倫理審査や動物実験の倫理に関連した講習会に参加し研修を積まなくてはならない。その成果は学内での講習会を積極的に開催することで還元させていかなければならない。大学院教員と大学院生の倫理観の向上を図り、質の高い研究を行えるようにする。

#### (4) 大学院の研究活動

##### 【現状説明】

本大学院の各専攻科では、下記のような研究テーマで研究活動を行っている。大学院の教員が作成した論文は各学会の専門雑誌や国際的な学術雑誌に掲載している。従来、大学院の学生が作成した学位論文は、『奥羽大学歯学誌』に掲載し、公表しなければならないこととなっていた。しかし、学内誌に限定することは適切とは言えない。平成17年度からは、「奥羽大学学位規程」を改正して、新たな規程に変更した。すなわち「奥羽大学学位規程」第15条は、「博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその学位論文を学術雑誌に印刷公表しなければならない。ただし、学位論文を授与される前に学術雑誌に既に印刷公表したときは、この限りではない。」と改めた。『奥羽大学歯学誌』以外に掲載された学位論文は、その要旨を『奥羽大学歯学誌』に掲載することが義務付けられている。『奥羽大学歯学誌』は学位審査の行われる時期に対応して年4回発行している。また、学位審査内容の要旨を年1回掲載し、学位審査に透明性を持たせている。各専攻科の大学院教員の研究活動は、教育活動、社会的活動とともに年1回教育研究業績報告書として提出することになっており、報告書に基づいた教員評価も実施されている。

#### <大学院研究領域と専攻科目の研究テーマ>

##### ① 口腔機能学領域

口腔機能解剖学

- ・顎顔面の成長発育に関する研究

- ・口腔周囲器官の局所解剖学、特に舌、軟口蓋、口腔底の構造と機能
- ・歯の比較解剖学的研究、特にセメント質の分布と発生について
- ・頭蓋縫合の形態と機能に関する組織学的研究
- ・舌骨下筋の破格に関する解剖学的研究
- ・18型コラーゲン(エンドスタチン)の血管新生に及ぼす影響、機能に関する研究
- ・メカニカルストレスの骨形成に与える影響に関する研究
- ・Pkd1欠損による歯牙形成異常の原因に関する研究

#### 口腔生理・生化学

- ・味覚の受容機構を分子レベルで明らかにする
- ・味質に対する神経応答による情報解析
- ・味受容体のクローニングなどによる分子レベルでの機能タンパク質の同定
- ・咬合力発現に関与する頸筋群の役割について
- ・ビデオ映像解析法による顎口腔機能時における頭頸部運動の解析
- ・筋電図法による顎反射の神経筋機構の解析

#### 口腔機能回復学

- ・ストレスに伴い唾液中苦味関連タンパク質は変化するか
- ・義歯装着後の経過に伴い咀嚼能率が向上するのは何故か
- ・義歯における人工臼歯列の狭窄は発語に影響を及ぼすか
- ・噛みしめ訓練により義歯装着後の咬合力と咀嚼能力は向上するか
- ・口腔インプラントに関する生体力学的検討
- ・口腔インプラントに関する組織学的検討
- ・歯科材料の研磨に関する研究
- ・部分床義歯の支台歯の挙動

#### 顎顔面口腔矯正学

- ・顎変形症患者の術後評価
- ・唇顎口蓋裂患者の術後評価
- ・機能的顎矯正装置の治療効果
- ・矯正治療後における咬合評価
- ・矯正治療前後の口腔衛生評価
- ・顎変形症患者の自己顔イメージの認知
- ・歯列弓形状の解析
- ・機能的顎整形治療
- ・個人に適したアーチワイヤーフォームの開発

- ・ 口腔周囲筋の機能的評価

#### 生体管理学

- ・ 顎骨注水の局所麻酔効果の解析
- ・ 抑制下強制開口での低酸素症発現の解析
- ・ 旅客機高度変化での低酸素症発現の解析
- ・ 高濃度セボフルレン全身麻酔導入の解析
- ・ 歯科治療での心肺停止報告の解析
- ・ 全身麻酔と静脈内鎮静の回復の解析
- ・ 薬剤活性による白血球遊走能の解析
- ・ 歯科における精神鎮静法の解析
- ・ 経鼻挿管における各種チューブの検討
- ・ 経鼻挿管時の鼻腔清掃に関する細菌学的検討
- ・ 日帰り全身麻酔に関する多角的な解析
- ・ 障害者の全身麻酔に関する多角的な解析
- ・ 歯科局所麻酔薬の多角的な解析

## ② 口腔病態学領域

#### 口腔病理学

- ・ 生検材料の臨床病理学的研究
- ・ 大理石骨病マウスを用いた骨代謝、とくに破骨細胞分化、機能発現に関する研究
- ・ BMP を用いた異所性骨形成に関する研究
- ・ 口腔癌伸展に伴う顎骨吸収過程の解明
- ・ 病的骨吸収時に発現する骨関連遺伝子の探究
- ・ 口腔癌発生過程における遺伝子変化の解明
- ・ 頭頸部疾患の外科病理学
- ・ 組織切片上における遺伝子解析技術の改良

#### 口腔感染症学

- ・ 口腔微生物による嚥下性肺炎発症メカニズムの分子生物学的研究
- ・ 口腔微生物のバイオフィーム形成の阻止に関する分子生物学的研究
- ・ 歯周組織構成細胞の菌体成分に対する応答
- ・ 歯周病原細菌の宿主細胞侵入機構に関する分子生物学的研究

#### 歯科薬理学

- ・ 創傷治癒に対するキトサンオリゴ糖の影響

- ・カテキンの口腔細菌抑制効果
- ・セラックの歯科分野への応用

#### 放射線診断学

- ・CTによる硬組織ミネラル量の定量計測
- ・X線写真における境界認識の定量化に関する研究
- ・歯科用ポータブルX線撮影システムの開発
- ・歯科用立体X線撮影装置
- ・X線装置の被曝軽減に関する研究
- ・在宅診療におけるX線防護
- ・歯科領域光学干渉性断層撮影
- ・顎関節機能障害に関する診断と治療
- ・エックス線透過度と骨塩量の検討
- ・歯科領域疾患の画像診断
- ・唾液腺疾患の診断と治療
- ・歯科疾患と全身疾患の関係

#### 顎口腔外科学

- ・各種骨補填材による骨増成に関する実験的研究
- ・多血小板血漿を用いた骨再生過程に関する実験的研究
- ・顎口腔領域における神経損傷後の再生過程に関する実験的研究
- ・嚥下・咀嚼・睡眠時における各種顎口腔領域の筋機能について
- ・顎口腔領域の各種骨格筋損傷後の形態的・機能的回復に関する研究
- ・加齢や損傷に伴う運動神経及び知覚神経の形態的・機能的変化

### ③口腔健康科学領域

#### 口腔保健学

- ・歯周病原性細菌線毛に関する研究
- ・口腔における自然免疫に関する研究
- ・血管内皮細胞に対する歯周病原性細菌の作用
- ・遠隔歯科医療コンサルテーションシステムの効果検証
- ・働き盛りを支援する口腔保健プログラムの開発
- ・8020達成者に関する疫学研究
- ・地域歯科保健対策事業の評価及び歯科保健情報システムの構築
- ・学校保健による食教育に関する研究

#### 生体材料・医用工学

- ・チタンと顎骨との接着メカニズムに関する X 線学的解析
- ・膨張性仮封材の開発
- ・CAD/CAM による修復物の適合精度向上に関する研究
- ・接着性修復材の臨床的接着耐久性評価
- ・仮着材の開発
- ・コンポジットレジンとボンディング材の接着性と諸性質に関する研究
- ・歯科材料の保管環境と性能劣化に関する研究

#### 保存修復学

- ・歯髓組織の幹細胞と遺伝子導入を利用した vital pulp therapy の開発のための基礎及び臨床的研究
- ・口腔組織に対して各種レーザーが及ぼす作用を分子生物学的に検索し、再生療法への応用法を確立するための研究
- ・歯科材料が細胞機能に及ぼす作用を分子生物学的に解析する研究
- ・歯科用接着材、接着修復材料及び仮封材の性質に関する研究
- ・物理的刺激による骨増成に関する研究
- ・歯の漂白と歯質保護に関する研究

#### 咬合機能修復学

- ・高齢者義歯装着者のデンチャープラーク (*Candida albicans*) に関する研究
- ・唇顎口蓋裂患者の永久保定装置に関する研究
- ・FRP を応用した支台築造に関する研究
- ・歯の色調選択に関する研究
- ・ポンティック基底面の粘膜への接触に関する研究
- ・テンポラリーレストレーション用常温重合型レジンに関する研究
- ・障害者の口腔管理に関する研究

#### ④加齢口腔科学領域

##### 口腔生化学

- ・骨芽細胞分化の制御機構
- ・スタチンの骨代謝調節作用
- ・ビタミン D 活性化に対するレプチンの作用
- ・骨粗鬆治療薬の開発に関する基礎的研究
- ・脂肪細胞と骨芽細胞分化の調節
- ・副甲状腺ホルモンによる骨形成機構とそれに関与するシグナル導入経路の研究

- ・副甲状腺ホルモン受容体発現調節機構の研究

#### 口腔組織構造生物学

- ・骨芽細胞、破骨細胞の細胞骨格についての分子生物学的研究
- ・活性酸素及びフリーラジカル関連酵素遺伝子のノックアウトマウスにおける骨芽細胞の細胞分子生物学的動態
- ・口腔組織各種細胞における活性酸素とフリーラジカルの発現検索
- ・歯および口腔周囲組織の成長発育に関する形態的研究
- ・歯の形成に関与する因子の同定と局在の検索
- ・培養血管内皮細胞の分化過程での増殖因子、接着分子及び遺伝子発現の解析

#### 小児歯科学

- ・乳歯、永久歯の発育・萌出並びに歯槽骨、顎骨の発育変化についての X 線 CT による解析
- ・X 線 CT の画像解析及び解像度に関する基礎的研究
- ・歯列の発育及び第一大臼歯咬合確立の三次元的研究
- ・乳歯・幼若永久歯に対する新しい歯冠修復材料の検討
- ・小児の顎顔面頭蓋の成長発育変化に関する研究
- ・小児のう蝕罹患性予測に関する細菌学的研究
- ・小児、障害児の歯科治療中の呼吸及び循環動態の変化に関する研究
- ・小児口腔疾患の疫学的研究

#### 歯内・歯周療法学

- ・レーザーの歯科保存学領域への応用
- ・ニッケル・チタンファイルの根管拡大への応用
- ・逆根管充填における根尖封鎖に関する研究
- ・垂直性破折歯の保存的治療に関する研究
- ・フォトダイナミックセラピー (PDT) の歯内療法学領域への応用
- ・歯周病病態の細菌学的、病理学的、炎症学的、免疫学的及び分子生物学的研究
- ・侵襲性歯周炎患者の病態研究
- ・歯周組織再生療法の基礎的及び臨床的研究
- ・歯周病患者における口腔インプラント治療の有効性と予後に関する研究

#### 高齢者・有病者歯科学

- ・歯科医療と自律神経動態
- ・障害児・者歯科治療の行動管理
- ・障害児・者の口腔予防管理

- ・高齢者の口腔内分離 *Candida albicans* の病原性の検討
- ・ *Candida albicans* による実験的嚥下性肺炎
- ・ PBL チュートリアルの効果と課題

### 【点検・評価、長所・問題点】

本大学院における研究活動の成果は、各専攻科で差が認められる。しかし、最近はインパクトファクターのある国際誌に掲載される論文数と専攻科数は増加傾向にある。平成 17 年度以降、優れた研究業績を有する大学院担当教員が数名加わったため、大学院生の研究指導体制は整いつつある。したがって、大学院教員の研究意欲は高揚していると考えられる。また、「科学研究費補助金」も毎年獲得されている。しかし、その獲得件数と金額は高いものとは言えない。平成 18 年度から 22 年度までの歯学部教員の科学研究費補助金の採択件数と交付額を以下に示す。

平成 18 年度	12 件	16,600 千円
平成 19 年度	12 件	15,320 千円
平成 20 年度	8 件	10,205 千円
平成 21 年度	8 件	12,600 千円
平成 22 年度	8 件	9,100 千円

学位論文は『奥羽大学歯学誌』に掲載しなければならなかったが、論文の掲載誌を学内誌に限定することの適切性が運営委員会と研究科委員会で協議された。その結果、学位論文の質的向上を目指した「奥羽大学学位規程」を改正し、国際誌や専門学会誌に掲載された原著論文も学位論文として認めることとした。平成 18 年度と 19 年度はそれぞれ 2 編が、20 年度と 21 年度ではともに 1 編が専門学会誌などに掲載された。

### 【将来の改善に向けた方策】

研究内容の国際化と高度化への努力はさらに進めていかなければならない。大学院教員各自が自己研鑽に励み、科学研究費などの外部からの研究費をより多く獲得することを目指す。また、優秀な大学院生を獲得することも必要である。さらに、大学院教員の業績評価を厳格化すると共にそのフィードバックを行うことで、教員の研究教育能力の向上に資する。

## (5) 国内外研究者招聘による教育・研究交流

### 【現状説明】

最新の研究の動向および実情の把握は、国際的視野に立った研究活動の遂行に必要である。平成 12 年度から学外講師による「特別セミナー」を企画・開催し、平成 16 年度からは履

修科目の一つとして単位認定して、年度計画のもと積極的に取り組んできた。学外講師による専門的で高度な研究内容やその成果に関する講演は、大学院生だけでなく教員に対しても研究の示唆を与え、研究の活性化につながっている。なお、学外からの講師による「特別セミナー」は、最近では年間4回～9回開催している。

また、国外の研究者を招聘しての「特別セミナー」は、平成17年度から実施している。平成17年度には米国ロマリンダ大学歯学部矯正歯科の Raymond M. Sugiyama 教授による「Achieving Orthodontic Excellence Through a Teamwork Approach」と題した講演が行われた。また、平成18年度には米国オハイオ州立大学歯学部麻酔学講座の Steven Ganzberg 教授による「Clinical and Research Ambulatory Anesthesia in Ohio State University College of Dentistry」、22年度にはイタリアのトリノ大学歯学部歯科矯正科の Andrea Deregibus 教授による「Do the Functional Appliances work?」と題した講演が行われた。国外の研究者を招聘してのセミナーは、大学院生と大学院教員が国際水準の研究を行うためのモチベーションになる。

特別セミナーには大学院生、大学院教員や学部教員も多数参加している。最新の先端的な研究成果を基にした講演は、参加者に感銘を与え、研究意欲の高揚に寄与している。また、セミナーの講師とは互いの大学の教育の実情や研究等についての意見交換も行い、有意義な交流が行われている。特別セミナーの開催回数は、表-9のとおりである。

表-9 特別セミナー開催回数状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
学外研究者	8	4	7	4	4
国外研究者	1	0	0	0	1

### 【点検・評価、長所・問題点】

特別セミナーは、本学教員による講義だけでは得られない分野も含めた広範囲の研究成果等を修得できる場として有意義であった。しかし、従来は特定の分野に偏ることもあったので、昨年度からは講師が特定の専門分野に偏在しないように考慮した運営を行っている。今後も年間計画の下に、さまざまな分野のより多くの学外研究者の招聘を行い、研究活動の活性化につなげていく。

### 【将来の改善に向けた方策】

大学院生が興味をもつ課題を募り、国内外の大学や研究機関の研究者を招聘して「特別セミナー」を今後も開催していく。特に国外研究者の招聘は積極的に行って、大学院生および大学院教員が海外の先端的研究状況に触れる機会を増やすようにする。

## (6) 国際学会参加等

### 【現状説明】

平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間における国際学会への参加と発表件数を表-6 に示した。平成 21 年度が極端に少ないのは、インフルエンザの国際的な流行の影響である。国際的なレベルで研究活動を行うことの重要性は、大学院教員がよく認識している。

また、海外での研究活動を推進するための制度的問題についてはこれまで懸案事項となっていたが、平成 19 年度に新たに「奥羽大学特別研究期間（サバティカル・リープ）に関する規程」が制定され、所定の勤務年数を経た中堅教員が、一定期間海外での研究活動に従事できる体制が整備された。

表-10 国際学会参加と研究発表の状況

項 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
国際学会参加人数	24	31	20	6	9
学会発表演題数	16	14	15	5	9

### 【点検・評価、長所・問題点】

国際学会への参加は、平成 22 年度は 20 年度以前に比較して減少している。今後は、国際学会への参加を通じた国際交流を積極的に推奨する必要がある。平成 19 年度に「サバティカルリープ制度」が制定されたことは、国外の研究機関との共同研究や大学院教員の行う研究の国際化を促すものと期待できる。

### 【将来の改善に向けた方策】

大学院教員が、国際学会に参加できる体制の整備が急がれる。各専攻科の教員は学部教員を兼務していることから、学部における学生教育、研究や診療に多くの時間が費やされるのも事実であり、歯学部教員の拡充も必要と言える。また、「サバティカルリープ制度」を実効性のある制度として定着させる必要がある。

## 8. 社会連携・社会貢献

### (1) 社会への還元

#### 【現状説明】

本大学院研究科において行われた研究成果は、さまざまな形で社会に還元されている。具体的には、「産学協同による研究成果の実用化の促進と特許の申請」「地域企業や病院及び

他の医療教育研究機関などからの専門知識や専門技術に関する問い合わせの受付」、さらに「大学院教員の歯学部主催及び本学附属病院主催セミナーでの講演」がある。

#### ①産学協同による企業との共同研究

平成 18 年度から平成 22 年度までの間に各種企業との共同研究を 18 件行った。大学院における研究活動の高まりと共に企業との連携が強まる傾向が伺える。内容は、新規の抗菌物質の開発や歯科医療器具の改良などが多い。

#### ②地域企業及び医療機関に対する研究成果の還元

『福島県研究者データブック』に大学院の研究活動を掲載することなどを通じて地域の企業に産学協同の窓口を開いており、企業からの専門的な質問にも対応するようにしている。さらに、他の医療機関の関係者からの専門的な質問にも大学院教員がその知識と技術を活かして積極的に応じている。

#### ③医学系研究教育機関からの研究依頼及び協力要請への対応

最近では口腔内の状態が、全身の健康に大きく影響することが広く認識されるようになってきた。それに伴って、国内の医学系研究教育機関から共同研究や研究依頼が多く寄せられるようになってきた。特に嚥下性肺炎の予防のための基礎及び臨床研究への協力依頼や研究方法の教示を依頼されることが多い。これらの要請にも大学院教員は積極的に協力しており、研究成果が広く社会に還元されるように努めている。

#### ④大学院教員の歯学部主催及び本学附属病院主催セミナーでの講演

本学では地域住民を対象とした奥羽大学公開講座を開催し、地域住民の知的好奇心に応えるようにしている。この講座の多くの部分は、大学院教員が担当している。大学院教員は研究で得られた最新の医学知識と先端的な医療技術を分かりやすく地域住民に解説している。このことは住民の口腔保健意識の向上に寄与するとともに、知的好奇心を満たすものである。テレビや新聞等のマスコミを利用した研究成果の紹介も行っている。

また、本学附属病院も病院セミナーを開催し、地域の歯科医療関係者に参加を促している。このセミナーは地域の歯科医療水準の向上にも貢献しており、臨床系大学院教員の多くがこのセミナーを担当している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

大学院教員は、産学協同、特許の申請、地域企業及び医療機関に対する研究成果の還元、医学系研究機関からの研究依頼及び協力要請への対応や地域住民への貢献などの社会貢献に取り組んでいることは評価できる。平成 18 年度から平成 22 年度までの産学共同による共同研究は、18 件となっている。しかし、地域の医療関係者や住民に対する大学院教員によるセミナーも学部や附属病院のセミナーの講師としての参加に留まっている。これだけでは不十分であり、大学院セミナーを地域の医療関係者に公開するなどの大学院独自としての取り組みも必要である。

## 【将来への改善に向けた方策】

① 研究成果の社会への還元の一つとして産学共同研究はかなり進展している。共同研究は、18件となっている。今後、さらにこれを発展させるには、企業関係者に対して積極的な広報活動を行う必要がある。大学のホームページを活用して研究内容をさらに知らせ、種々の学会に積極的に参加する必要がある。実際に、企業との共同研究は、学会の場で企業関係者から申し込まれることが多い。歯科医療の発展に寄与できる優れた研究の推進も行う必要がある。産学協同研究のための窓口は大学に設けられているが、より積極的に産学協同研究を推進するための制度を立ち上げるようにしなければならない。

②学部による公開講座や附属病院セミナーに大学院教員は講師として積極的に参加しなければならないが、大学院の特性を生かした独自のセミナーも行っていく必要がある。

## (2)情報公開

### 【現状説明】

本学のホームページを通じて、インターネット上に各専攻科の主要な研究テーマ、発表論文や産学協同研究の公開を行っている。また、大学院セミナーについては、ホームページや『福島県歯科医師会広報』を通じて地域の歯科医師にも聴講を呼びかけている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

インターネット上での情報公開は現代社会において効果的であるが、定期的なホームページの更新を行わなくてはならない。そのため、ホームページの充実を図っている。また、大学院セミナーなどの学外者に対する広報活動はまだ開始して間もないが、今後さらに他のマスメディアも利用して拡充していく。

### 【将来の改善に向けた方策】

情報公開をさらに進めていくために、大学院運営委員が中心となった広報活動を積極的に展開していく。大学院特別講義やセミナーなどへの学外者の参加を増やすために、講義やセミナーの内容をさらに魅力あるものにしていく必要がある。聴講者からのアンケート調査を行うと共に担当教員間で講義及びセミナーの充実を目指した検討会を開催する。

## 9. 管理運営・財務について

### 【現状説明】

大学院歯学研究科の管理運営体制については、「大学院運営委員会」（以下、「運営委員会」と言う）と「大学院研究科委員会」（以下、「研究科委員会」と言う）によって行われている。「運営委員会」は、学長、歯学部長、大学院研究科長及び研究科の教員若干名で構成され、(1) 大学院に関する重要な規則の制定改廃に関すること (2) 大学院の予算の方針に関すること (3) 大学院学生の定員に関すること (4) 大学院と歯学部その他の機関との連絡調整に関すること (5) その他、大学院の運営に関する重要な事項を審議する組織である。この委員会は、毎月の研究科委員会に先立って定期的で開催され、研究科委員会での議題整理の役目も果たしており、研究科委員会における報告事項や審議事項について事前に協議を行い、研究科委員会の運営を円滑に進める役割を果たしている。この5年間だけでも、運営委員会は、「奥羽大学大学院学則」及び「奥羽大学学位規程」の一部改正並びにカリキュラム作成、学位論文審査委員の選出方法の改善、社会人特別選抜制度導入に向けた議案など数多くを策定し、研究科委員会に諮り実績を上げている。

「研究科委員会」は、学長、歯学部長、大学院研究科長、大学院専任教員及び研究科の各専攻科主任によって構成され、毎月1回定期的で開催している。さまざまな議案の審議が出席教員によって活発に討議されている。教学上の管理運営組織の活動は健全で、組織構成は適切であると言える。

大学院の審議機関である大学院研究科委員会は、歯学部教授会とは独立しており、学部教授会との密な連絡はない。ただし、大学院の審議機関には歯学部長もその構成員となっていることや、多くの研究科委員会のメンバーが歯学部教授会のメンバーでもあることから、歯学部との協議が必要な事項については遺漏なく対応されている。

なお、大学院研究科長の選任については、従来、「学校法人晴川学舎寄付行為施行細則」第3条に、「あらかじめ教授会の意見を聴き、理事会が任命又は解任する」とあったものを、平成17年度に、「あらかじめ大学院研究科委員会の意見を聴き、理事会が決定し、理事長が任命する」と定められた。

### 【点検・評価、長所・問題点】

組織機構については問題なく、適切に諸活動が行われている。この5年間、大学院研究科が抱える諸問題・諸課題について改革・改善に積極的に取り組んできた。「奥羽大学大学院学則」「奥羽大学学位規程」の改正、カリキュラム策定、社会人の受け入れなど、大学院の活性化を進める上での端緒となったといえる。

## 【将来の改善に向けた方策】

今後も現行の組織機構ばかりでなく、カリキュラム、シラバスや学位授与システムなどの点検・評価活動を積極的に推進し、大学院歯学研究科として本学の研究の活性化を図るために、より一層の改革を進め、研究業績の向上を実現していく。

## 10. 内部質保証について

### 【現状説明】

平成18年度から大学院研究科内に「大学院研究科自己点検・自己評価委員会」を設置して、大学院教員の教育業績、研究業績について自己点検・自己評価を行っている。具体的には教育業績に関する評価は、大学院生に対する研究指導並びに学位論文の指導実績、講義・セミナーの実施時間や学位審査に携わった回数などを基本とした。研究業績に関しては、日常の研究活動と国際的な評価を得ている学術雑誌に掲載された論文数などを基本とした。特に平成20年度からは、より優れた評価基準と評価方法を確立するために従来の評価項目や基準の見直しを行った。このことは、大学院教員としての適正に優れた者を教員として配置することに繋がるものである。また、各教員に改善すべき点などがあれば、より明確に指摘できることになった。

### 【点検・評価、長所・問題点】

大学院教員の教育・研究業績の評価に当っては、歯学部で行う評価とは内容が異なるため、これまでも大学院独自に評価基準を定めて行ってきた。今回、大学院自己点検自己評価委員会で定めた『基準』を基に、これまでの5年間（平成18年度～22年度）の評価と平成22年度のみでの評価も行った。

平成21年度に新たに定めた評価基準では、教育評価は①大学院生の指導数、②講義・セミナー等の教育活動状況などを基に1から5までの段階評価とした。また、研究評価は①原著論文数（Impact factorの有無も含む）や著書等、②学会発表活動などを基に1から5までの段階評価をした。

この基準に基づいて、平成18年度から22年度までの5年間と22年度単独の大学院教員評価を行った。その結果は図-1に示した。平成18年度から22年度までの5年間でそれ以前に比較すると、教育業績と研究業績は共に上昇していることが認められた。教育業績に関しては、大学院生の研究指導を行った教員数が増加している。大学院生が指導を受けている専攻科数は平成21年度、22年度共に全18専攻科中の15専攻科で、平成

20年度の全19専攻科中の12専攻科に比較して増加している。これは大学院生数が増加したことによるが、学生数の増加は大学院における研究指導の充実が大きくかかわっていると考えられる。特に教員の側が大学院教育の重要性をよく認識し、教育活動が活発化したことが要因の一つである。また、各専攻科にはそれぞれ2名の大学院教員がいるが、所属した大学院生に対する実験手技など直接の研究指導や論文作成指導を両者からも受けられる体制にある。また、大学院生が在籍していない専攻科の教員は日常の教育に対する評価点が加味されないことから、概して評価は低くなる。なお、大学院で設定されている講義及びセミナーはすべての大学院教員が携わるよう授業予定を組んでいる。これによって、大学院生は所属専攻科以外の大学院教員の講義も受けられる機会を持ち、各専門領域の研究に接することで、研究意欲の向上や広い視野に立脚した研究心を養うことができる。過去5年間を総合した教育評価については、最低の「1」から最高の「5」までの中で、評価を受けた34名中「5」が4名、「4」が7名、「3」が11名、「2」が12名、「1」が0名であった。平成22年度単独の評価では、評価を受けた34名中「5」が6名、「4」が6名、「3」が12名、「2」が10名、「1」が0名であった。

次に研究面においては、まず各専門分野の学術雑誌に論文を掲載し、原著論文数増加をさせることを目標とした。その結果、研究業績が極めて少ない教員数は大幅に減少した。さらに国際的なレベルの研究活動を行うことの重要性を全大学院教員が認識して、研究活動が以前よりも活発に行われるようになってきた。インパクトファクターを有する国際誌に平成20年度は8編、平成21年度は9編の論文を大学院教員が発表している。特に平成21年度は9編中の8編がcorresponding authorが本学大学院教員であり、本学大学院で国際水準に達した研究が広く行われるようになった一つの証明となっている。また、その著者も基礎系から臨床系まで多くの専攻科にまたがっており、大学院教員全体の研究意欲の向上が裏付けられるものである。過去5年間を総合した研究評価については、最低の「1」から最高の「5」までの中で、評価を受けた34名中「5」が1名、「4」が7名、「3」が25名、「2」が1名、「1」が0名であった。平成22年度単独の評価では、評価を受けた34名中「5」が3名、「4」が4名、「3」が20名、「2」が7名、「1」が0名であった。

今後改善しなければならない問題は次のようなことである。まず、『教育評価』が「2」であった者は指導大学院生が居ないために低い評価となった。大学院生を受け入れるための積極的な勧誘が不十分であったためと考えられる。大学院生として行う学位研究が将来有為な歯科医師として活躍するための基盤となることを学部生や臨床研修歯科医師などに広くアピールする必要があると考える。

また、『研究評価』をみると「3」の割合が最も大きい。これは原著論文等が複数編あるものの、インパクトファクターを有する国際誌にfirst authorやcorresponding authorとしての論文が無いことによる。今後は、国際的な学術雑誌への投稿を積極的に行うシ

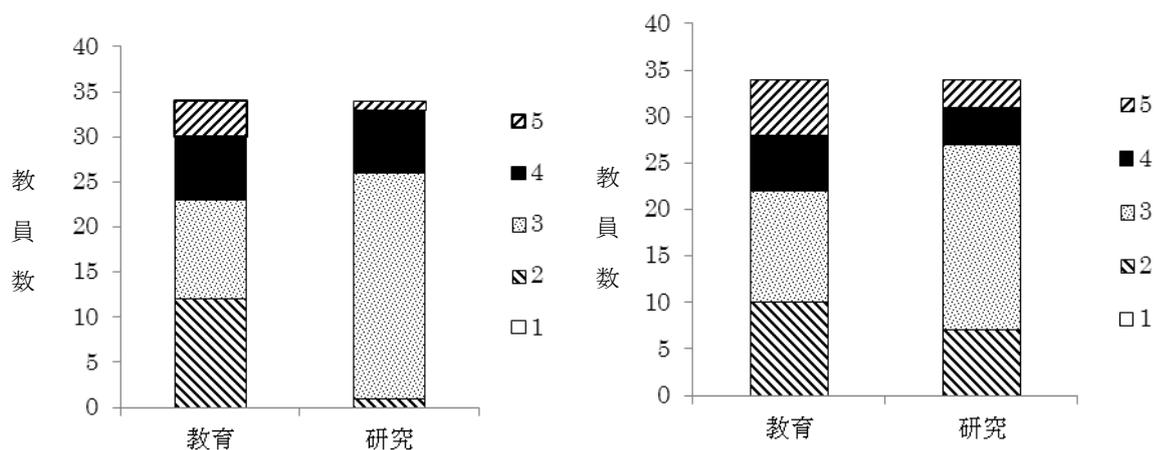
システム作りが必要と考える。また、「5」の評価を研究部門で得る教員をさらに増やすことができるような研究環境を整えることが必要である。

### 【将来の改善に向けた方策】

大学院教員の教育研究能力の向上のために、以下のようなことを行う。

- ①毎年度に全大学院教員の教育及び研究評価を行っているが、そのフィードバックを一層有効なものとする。そのために、それぞれの評価結果を踏まえて、改善すべき点及び今後の目標を各教員に提示して、それに対してどのようなことを当該教員が行っていくかを具体的に申告し、年度末にそれがどのように達成されたかの報告を行わせるようにする。
- ②国際的なレベルの研究を目指して、学内で行われている共同研究をさらに活発化する。すでに国際的な学術雑誌に掲載された多くの論文を持つ研究者をリーダーとした研究チームを作ることで、国際的に通用する先端的な研究を大学院全体で行えるようにしていく。

図-1



<平成 18 年度～22 年度評価結果>

評価点	教育(人数)	研究(人数)
5	4	1
4	7	7
3	11	25
2	12	1
1	0	0

<平成 22 年度評価結果>

評価点	教育(人数)	研究(人数)
5	6	3
4	6	4
3	12	20
2	10	7
1	0	0

## IV. 薬学部自己点検・自己評価報告

## 1. 薬学部における教育全般について

### 【到達目標】

薬学部の教育理念は「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成する」である。この理念を達成するためのカリキュラムを編成するとともに、学生全員が最終的に薬剤師国家試験に合格することを目標とする。

### 【現状説明】

本学部は平成 17 年に 4 年制薬学部として認可・設置された。翌 18 年には薬学部 6 年制への移行に伴い、6 年制薬学部としての認可を受けた。平成 22 年 4 月現在、4 年制学生は第 4 学年に 3 名在籍し、6 年制の入学生は第 5 学年以下となっている。

本学の薬学部設置の趣旨は、(1) 本学が位置する福島県に、薬剤師養成機関が皆無であること (2) 地域の強い要請があること (3) 本学既存の歯学部と連携して公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって地域住民の健康と福祉の向上に貢献したいこと、などである。薬学部の教育理念及びそのための教育目標は、本学ホームページや大学案内に掲げられている。

教育理念並びに教育目標、その達成のための教育課程の編成方針は「設置認可申請書」に掲載し、留意事項なしに認可された。申請書に記載した講義・実習はすべて計画どおり実施され、実施状況については毎年、文部科学省に「設置計画履行状況報告書」を提出している。

4 年制学生は平成 21 年 3 月に 147 名が、平成 22 年 3 月に 83 名が、平成 23 年 3 月に 3 名が卒業した。

6 年制教育では新しい制度である計 22 週間の長期実務実習が第 5 学年に設定されている。この長期実務実習に参加するためには、全国共用試験としての OSCE 並びに CBT に合格する必要がある。平成 21 年度は 140 名が合格した。長期実務実習を実施するにあたっては、実習先の病院・薬局の確保が必要であり、「病院・薬局実務実習東北地区調整機構」のメンバーとして、実習先の確保に努めた。その結果、病院 61 施設、薬局 99 施設でⅠ期(平成 22 年 5 月 17 日～7 月 30 日)、Ⅱ期(平成 22 年 9 月 6 日～11 月 19 日)、Ⅲ期(平成 23 年 1 月 11 日～3 月 25 日)に分けて実施することができた。長期実習中には学生の生活・健康管理が必要となる。この対策として実習期間中に 3 回の訪問指導を行い(1 回目、3 回目は研究室配属先の指導教員、2 回目は実務実習担当教員が訪問)、学生の生活・健康管理状況の把握に努めた。4 年生学生に対してもこの実務実習に向け、110 コマの事前学習も滞りなく終了できた。また、共用試験も薬学共用試験センターの指導の下にトライアルを繰り返し、平成 23 年 1 月 21 日に CBT を、平成 22 年 12 月 19 日に OSCE を実施した。

平成 22 年度には 5 年生学生は病院・薬局実習を行うと同時に、各研究室に配属され、特別実習（卒業研究）を開始した。特別実習では 4 年制時より高度で、深い学識及びその応用能力等を身に付けられるよう、各指導教員が研究テーマを設定し実施している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

4 年制薬学部の薬学教育専門科目は、薬剤師国家試験出題基準をカバーするように設定され、平成 21 年 4 月～12 月（6 月、9 月を除く）に総合薬学演習として、さらなる講義を行い、5 回にわたる確認試験を実施した。

6 年制の実務実習は全国の薬学部も初めて経験であり、種々検討しながら対策を進めてきた。実務実習は 22 週間と長期間になるため、病院・薬局の確保については早い段階から「東北地区調整機構」とともに調整に当たり、幸い東北地区では他地区より学生数が少ないこともあり、前年度中には必要数の実習先の確保ができた。

長期実務実習を行うにあたって、学生の実習希望先・希望時期と病院・薬局の希望とのマッチングを行っているが、この過程で適切な実習先を決定するための努力をする必要があり、そのためにはさらに余裕のある実習先の確保に努める必要がある。また、長期実務実習中の学生の生活・健康管理が必要となる。この対策は実務実習担当教員が主として当たるが、実務実習担当教員が少ないために、支援教員を含めた全教員による指導のあり方について現在、検討を進めている。

## 2. 学生の成績評価法とその基準

### 【到達目標】

- ①シラバスに成績評価の方法と基準を明確に示すことにより、公正な成績評価を行う。
- ②進級判定基準並びに卒業判定基準を明確に示し、ガイダンス等においても丁寧に説明することにより、公正な進級並びに卒業判定を行う。

### 【現状説明】

#### ①「学年制を加味した単位制」について

本学部における学修は、「学年制を加味した単位制」によって行われている。したがって、在学期間中に各授業科目を履修し、所定の試験またはそれに代わるものに合格することにより、その授業科目に割り当てられている単位を修得し、卒業に必要な単位を修得しなければならない。この場合、学年制を加味していることから、当該学年において開講さ

れる履修科目のなかに不合格科目がある場合でも、その総欠単位数を考慮した進級判定基準により進級の可否が決定される（次ページの「4）進級判定」の項を参照）。したがって、本制度においても「学年制」と同様に、各学生は毎年度留年する可能性があることになる。本学部においては6か年（平成17年度入学生は4か年）以上在学し、所定の単位数を修得することによって卒業が認定される。

## ②成績評価法

成績評価は優・良・可・不可の4段階に分け、優・良・可を合格、不可を不合格としている。各科目担当教員の評価方針に基づき、前期及び後期あるいは通年の成績評価は、それぞれの成績報告期間内に0～100点の素点で教務課へ報告をすることになっている。点数と評価との関係は、100～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、そして59点以下は不可としている。成績評価は、主に前期及び後期学期末に行われる定期試験やレポートによって行われているが、これに出席状況や小テスト結果を加味することもあり、どのような評価方法を取るかは各教員の裁量に任せており、全ての科目について、『シラバス』に評価方法を明記している。なお、当該科目について欠席が多い時には（授業時間数の3分の2以上の出席がない場合）、その授業科目の定期試験の受験資格は与えられない。この場合、追再試験の対象事由に該当しないため、その科目は次年度に再履修しなければならず、自動的に留年が決定する。一方、病気や不慮の事故など特別な理由により定期試験を受験できなかった学生に対しては、追試験が受けられるように配慮している。

## ③在籍学生の状況

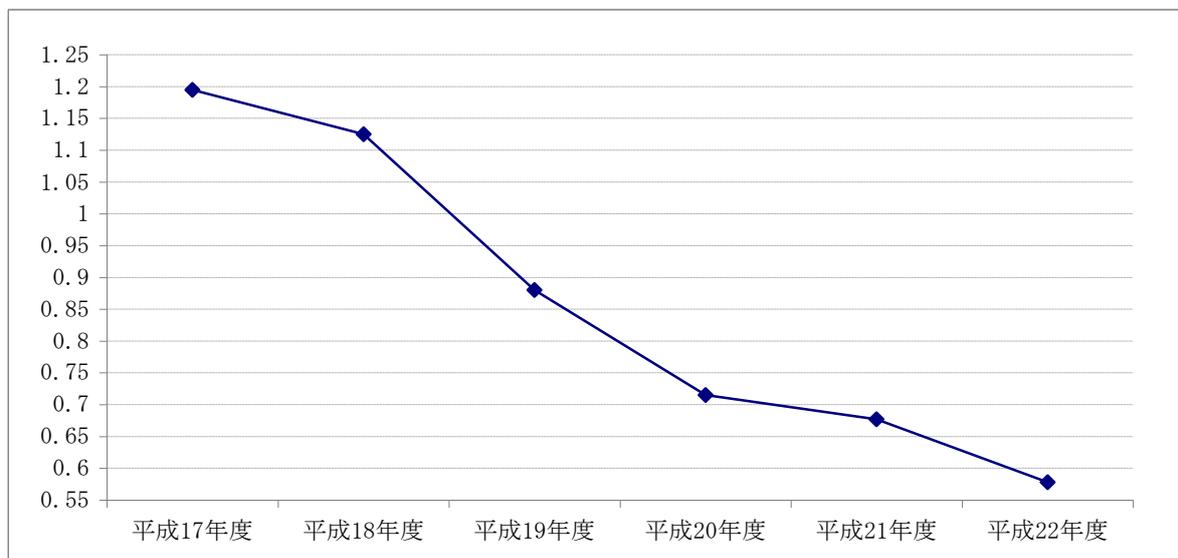
薬学6年制教育が開始されて5年目の平成22年度の入学者数は103名であった（入学定員140名に対する充足率は73.6%）。平成22年度における在籍学生総数は509名であり、5学年までの総入学定員880名に対する充足率は57.8%である（表-1と図-1を参照）。

表-1 薬学部薬学科の在籍学生数の推移

薬学部	薬学科	年度(平成)	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生総数	総入学定員に対する割合	在籍学生数									
								第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年	
								学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)
		17	200	—	800	239	1.195	239		—		—		—			
		18	200	—	1200	450	1.125	216	(4)	234		—		—			
		19	200	—	1200	528	0.880	97	(11)	202	(5)	229		—			
		20	200	—	1200	572	0.715	71	(16)	116	(41)	165	(9)	220			
		21	140	—	1140	501	0.677	99	(14)	77	(23)	95	(6)	230	(7)		
		22	140	—	1080	509	0.578	111	(8)	102	(18)	60	(6)	96	(7)	140	(0)

- ・平成18年度入学生から修業年限を4年制から6年制に変更したため、収容定員は800名から1,200名に変更になった。また、平成21年度入学生から入学定員を140名に変更したため、平成22年度の収容定員は1,080名であり、総入学定員は880名である。
- ・留年者数には、休学による者を含む。

図-1 総入学定員に対する割合の推移



#### ④進級判定

単位制ではあるが学年制を加味しているため、毎年度末の教授会で進級判定を行い、学生の進級の可否を決定している。進級は、本学部教授会の“進級基準申し合わせ”（第19回、第65回及び第134回教授会承認）により判定している。その判定基準は、“1) 該当学年に配当されている全ての実習科目の単位を修得していること 2) 該当学年の前学年に配当されていた単位を全て修得していること 3) 該当学年に配当されている実習科目を除く必修科目及び選択必修科目の単位につき次の第3項に掲げる基準（進級要件単位数一覧の演習・講義科目欄）を満たすこと”となっており、その基準は該当学年配当科目（実習科目を除く）のおおむね90%として、具体的な単位数を決定している。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

##### ①「学年制を加味した単位制」について

基本は「単位制」であるので、一旦合格した科目の単位は就学中を通して有効である。「学年制」を加味しているため、各学年における最低の修得単位数等の進級要件が薬学部教授会の“申し合わせ”により決められている。毎年度初めの授業開始前に、各学年のガイダンスで「学年制を加味した単位制」についての説明を行っている。しかし、必ずしも学生全員がその内容を十分に理解しているとは言いがたい。一般に「学年制」においては、留年が決定すると一旦修得した科目の単位が取り消されてしまう。合格した科目を取り消し、再度あらためて履修させることは成績評価の一貫性を欠くことになるだけでなく、学生の勉学意欲を極端に低下させる恐れがある。その観点からすれば、本制度では、修得した科目の単位が取り消されることはなく、成績評価の原則が守られることになる。しかし一方で、不足単位を補充するだけの1年間の留年期間は、学生にとってもその保護者にとっても、授業料に見合うだけの教育機会が与えられないのではないかという不安を抱かせるものである。クラス担任が再履修科目の授業日程を考慮して適切な履修計画を立てるように指導しているが、学生の勉学意欲を低下させないための方策が必要である。

##### ②成績評価法

公正な成績評価を行うために、『シラバス』にその方法を明記している点は評価できる。あらかじめシラバスにおいて明示することは、教育効果を高めるうえでも重要である。その評価方法が科目担当者によって異なることは、大学教育の理念に照らし合わせて妥当であると考えられる。しかしこの場合、「出席点、定期試験、レポート等の成績を総合的に加味して評価する」などというような曖昧なものではなく、成績評価にかかわるそれぞれの項目の比率、たとえば、「出席点30%、定期試験50%、レポート20%」というようにより明確にするべきであろう。

### ③在籍学生の状況

平成22年度の新入学生数は103名であり、入学定員140名に対する充足率は73.6%であった。5学年全体の在籍総数は、総入学定員(880名)の57.8%であり、定員数を満たすことができなかったことは極めて深刻な問題であると認識している。しかしながら、平成20年度以降、新入学者数が若干ながら増加していることは、積極的な広報活動や入試制度改革の成果が徐々に現れている結果であると考えている。大学の魅力を外部にどのようにアピールするかは、入学者を増やすための重要な課題であり、今後更なる全学的な努力を必要としている。

### ④進級判定

「学年制を加味した単位制」のため、本学部教授会の“進級基準申し合わせ”(第19回、第65回及び第134回教授会承認)により判定している。その判定基準を毎年度初めの学年ごとのガイダンスにおいて学生に説明し、周知させている。その際、申し合わせの“3) 該当学年に配当されている実習科目を除く必修科目及び選択必修科目の単位につき、次の第3項に掲げる基準(進級要件単位数一覧の演習・講義科目欄)を満たすこと”となっている。第3項においては、該当学年配当科目のおおむね90%以上の修得を目途にする、との説明にとどめ、具体的な単位数については明示していない。公正な進級並びに卒業判定をするためには、その判定基準をあらかじめ明確に示す必要がある。不合格科目の扱いについて、留年になると次年度に全て再履修となるが、進級が認められると進級した学年で“欠単位科目に対する再試験”が実施される。この再試験に合格しないとそれだけで留年が決定するので、当該学生にとってはかなりの重圧になっているが、同時にその科目担当教員にとっても成績判定は重圧になっている。

## 3. シラバス

### 【到達目標】

授業・実習の基盤となる内容は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」並びに「実務実習モデル・コアカリキュラム」に沿った形で6年制一貫教育の中で学生の理解度を考慮しながら配置する。科目ごとに、内容・日程の他、一般目標、行動目標、評価方法を具体的に明示し、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師教育、薬学教育を目指す。

### 【現状説明】

学生・教職員に前期授業開始前に配付されるシラバスには、授業科目名、授業区分、担当

教員、オフィスアワーの他に、1. 科目の概要 2. 一般目標 3. 行動目標 4. 準備学習、5. 評価 6. 教科書・参考書 7. 授業内容と日程が記載されている。これらは、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に掲載された一般目標、到達目標が土台となっている。早期に薬学、薬剤師の職能に対する学生の意識を高めるために、第1学年前期の「薬学概論」では早期体験学習が組み込まれ、本学歯学部附属病院および同薬局見学が行われている。また、推薦入学者に対する「物理」、「化学」、「生物」の入学前教育は従来より実施しているところであるが、入学者学力の多様化に対応して前年度より、高校理科科目未履修者を対象として、基礎化学、基礎物理学、基礎生物学を開講した。一方、開設初年度よりアンケートを基にした「学生による授業評価」を行い、その結果を個々の教員にフィードバックすることで講義とシラバスの改善を促している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

シラバスをとおして、第1学年から第6学年までの積み上げ方式で、教養科目、外国語科目、基礎科目、薬学専門科目および薬学応用科目が効率的に配置されており、講義内容にも目標に合わせた具体性がある。また、科目名は、その内容を直截的に示す名称となっているのが特徴である。しかし、内容を掴みやすい具体的な科目名は、一方で、科目間のつながりや「薬学教育モデル・コアカリキュラム」、国家試験受験科目名との整合性という面で、整理した方が学生にとって有益である。例えば、「衛生化学」「食品衛生学」「環境衛生学」「保健衛生学」「環境毒性学」「医薬品毒性学」…等は、「衛生薬学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」（あるいは「衛生化学Ⅰ、Ⅱ」「環境衛生学」）、「毒性学」にまとめるとコアカリキュラム、薬剤師国家試験科目、教科書選定のうえでも好都合となろう。

本学部では、学生のモチベーションを高めるための早期体験学習を単位化せず、「薬学概論」の一部として実施してきた。しかし、「薬学概論」講義内だけでは対応が不十分であることから、平成21年度より、介護施設見学、薬局・病院見学を単位外ではあるが全員出席で実施し、レポート提出やSGDを行っている。

モデル・コアカリキュラムを完全実施するには、各学年におけるSGDの実施などが必須であるが、現行シラバスの記載では実際に行われているかどうかは必ずしも明らかではなく、外部評価ではこの点が指摘される可能性が高い。

### 【将来の改善に向けた方策】

「薬学教育モデル・コアカリキュラム」「実務実習モデル・コアカリキュラム」並びに「新薬剤師国家試験出題基準」に基づいて、再度、授業内容の欠落・重複がないかどうか、あるいは授業科目と実習科目を見直し、薬学教育、薬剤師教育の全体としてのバランスに配慮しつつ、学生にとって学びやすく、かつ、教育効果のある、統一された新しい講義を「新カリ

キュラム策定委員会」で検討する。本年度は、モデル・コアカリキュラム実施状況を把握するため、SBOsの内容に対応する教科名、実習名と担当者を調査すると共に、講義並びに実習を実際に行っているか否か明確にする。この調査結果は、来年度以降のシラバス再構築ならびに新カリキュラム策定および編成の基となり、6年制教育の充実を図る。一方、個々の教員は「学生による授業評価」に呼応し、より理解しやすく目的意識を喚起させる講義授業を目指して、FD活動等を通じてさらなる授業方略の自己研鑽に励む。

## 4. 授業形態と方法

### 【到達目標】

学生が十分に内容を理解できる授業を実施する。

### 【現状説明】

薬学部における授業形態は、90分を1コマとした講義・演習と、2コマ単位の実習が主体となっている。授業は原則1学年を1クラスとして実施しているが、語学に関してはより丁寧な指導ができるよう2分割、あるいは4分割で実施している。第2、3学年では専門科目の実習が多く、実習はそれぞれの実習規模に応じて、各分野の教員・助手2ないし6名で担当することによって、効果的な実習としている。多くの講義室・実習室にはOA機器が設置され、必要に応じてパワーポイントや資料投影による講義を実施している。また、第5学年の学生については、特別実習生として5名～6名ずつ各教員の研究室に配属することにより、きめ細やかな指導を行っている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

薬学部が6年制となって以来、薬学志望学生が減少し、本学でも入学者の基礎学力の低下がみられる。そのために第1学年での専門基礎科目の段階で、既に躓く学生が出現している。

平成21年度から、高校の理科の復習教科として「基礎化学」（2単位）を第1学年の選択科目として新設した。既に設けている「基礎生物学」、「基礎物理学」と共に、選択科目を選ぶ際に、不得意な科目を選択履修する制度とした。さらに「化学」（2単位）の授業の中に「化学演習」を組み入れ、実質の講義時間を延長して、化学の基礎を理解できるように改善した。

平成22年度からは、学力の底上げを目的に、第1学年から第4学年の全ての科目において、定期試験の結果が一定水準に満たない学生を対象に補講を行い、その補講受講者のみに再試験受験資格を与える方式を導入した。また、授業の欠席者を減らすため、全学年の全ての授

業において日付印を押した出席カード等を直接手配りする方式を導入し、出席確認をより厳密に行うよう改善した。欠席が多い学生に対しては、クラス担任、アドバイザーあるいは配属研究室の教員から指導を行うことを徹底した。

### 【将来の改善に向けた方策】

基本的な学力の改善について、一部対策を実施しているが、授業についていけない学生に対して、補講、質問対応、アドバイザー制度などをより有効に機能させて、学生の理解度並びに勉学意欲を高めるようにする。また、教員側もFD委員会と連携するなどして、学生がより興味を引くような、分かりやすく、より質の高い授業が行えるよう努める。

## 5. FD活動

### 【到達目標】

FD (Faculty Development) とは、「教員が、授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称」を示すもので、本学では、教員の教育・研究活動を中心とする薬の専門家として社会に貢献しうる人材を養成する質の高い教育を学生に提供する必要がある。そのために、多様な学生のニーズにこたえられる理解しやすい授業内容を目指し、教員個々の教育内容や授業方法の改善のため、学部としての取り組みを行う。また、学内外の薬剤師と教育研究交流を深め、教員の資質の向上を目指す。

### 【現状説明】

大学生の学習能力の低下に対応する必要がある。そのためには教員側の意識改革が行われなくてはならない。今や大学教育の主体が教員から学生へと移行しており、「学習共同体」としての営みを深化させることが重要となっている。本学薬学部では、平成17年度から学部教授会に属する委員会として「教育研修・講演会委員会」が設置され、平成17年10月より薬学部の全教員及び近隣病院・保険薬局の薬剤師を対象とした「薬学部公開セミナー」を月2回開催し、助手以上の全教員が講師となり、各教員の研究に基づいたテーマで講演を行っている。また、年2回程度を目安として学外から講師を招き、教育、研究のトピックスについての講演を開催している。セミナーの趣旨としては本学部の薬学研究の内容を広く学内外に発信することを目的としており、本学ホームページに開催日時、講演者及び演題名を掲載し、県薬剤師会、病院薬剤師会にも案内し、近隣病院の薬剤師及び保険薬局の薬剤師が数名参加している。学部教員と質疑応答することにより、学部内の研究活動の振興を図り、

教員間の共同研究を促進することを目指し、実際に教員間の共同研究が行われ、成果をあげている。平成 20 年 3 月には、本学の F D 活動の一環として教員評価制度について学外より講師を招き、講演会が開催され、本学部からも助手を含む教員が参加した。なお、平成 20 年 4 月から、教育研修・講演会委員会は、正式に F D を担当することとなった。平成 22 年 10 月には、県薬剤師会及び病院薬剤師会から学外講師を招き講演会を開催した。また、同年 8 月には 4 年生に対する学生生活実態調査の結果を基に、全職員によるワークショップを開催した。

教員授業内容の改善のために、学生による「授業評価アンケート」を平成 17 年度より開始し、平成 17 年度は第 1 学年の全科目、18 年度は第 1、2 学年の後期全科目、19 年度は第 1 学年後期の全科目と第 3 学年前期の全科目について実施した。アンケート用紙については講義科目及び実習科目の 2 種類を準備し、それぞれ授業期間の終了間際実施し、回収を行った。講義科目のアンケートの質問事項は以下のとおりである。

- ①授業はよく準備がなされていた（準備状況）。
- ②授業はシラバスに沿って、系統だてで行われた（計画性）。
- ③授業は理解しやすいように工夫されていた（教育の工夫）。
- ④教員の話し方は聴き取りやすかった（教員の話し方）。
- ⑤教員は効果的に学生の参加（教育、作業）を促した（授業参加への促進）。
- ⑥教員の授業に対する熱意を感じた（教員の熱意度）。
- ⑦知的好奇心が刺激され、興味を高めてくれた（興味の高揚）。
- ⑧教員は重要事項やポイントを強調して、明らかにしてくれた（重要事項の協調性）。
- ⑨教員は質問に対して的確に分かりやすく答えてくれた（質問の対応）。
- ⑩この分野の関連分野に関心を持つことができた（内容の興味度）。

また、実習科目のアンケートの質問事項は以下のとおりである。

- ①実習の目的を理解することができた（目的・概要説明）。
- ②実習内容に興味を持つことができた（興味の高揚）。
- ③講義内容との関連性が示されていた（講義との関連性）。
- ④実習書や配布資料は、実習内容を理解するのに役立った（テキスト等の適切性）。
- ⑤教員の実習に対する熱意を感じた（教員の熱意度）。
- ⑥困った時に必要な説明や指導を受けることができた（助言・指導の適切性）。
- ⑦教員は、学生を指導するのに十分な知識と技能を有していた（教員の知識・技能）。
- ⑧教員間で、指導内容に統一性がみられた（教員間の統一性）。
- ⑨時間（期間）内で終了するのに適切な内容であった（内容の適切性）。
- ⑩安全、事故に対する配慮（危険防止に対する事前注意など）がなされていた（安全・事故に対する配慮）。

以上の質問の評価としては5段階評価することにより教員側の総合評価を数値化した。

すなわち、

- 5 そう思う
- 4 少しそう思う
- 3 普通
- 2 あまりそう思わない
- 1 そう思わない

本アンケートの結果は、各評価項目についての5段階評価の平均値を算出し、各教員に送付した。「学生による授業評価アンケート」の結果を各教員が分析して自らの授業を再検討し、今後の授業の改善点などを教員から学生へ伝えることを目的として、2008年度から「授業評価報告書」を作成している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

教育研修・講演会委員会による「薬学部公開セミナー」は、本学部からの薬学研究の成果を広く学外に発信するという目的のために開催されており、学部内での情報の共有及びさらなる研究の推進、共同研究の着手という点からは一定の成果をあげている。しかしながら、学外への情報の発信という点からは、学外からの講師による年1回の特別講演以外は学外からの参加者が数名という状況であり、まだまだ十分とは言いがたい。さらなる発展のためには、広報活動も現状よりも多彩に行う必要があると考えられる。また、学生にも広く開放し、授業の一環としての位置づけも考慮することが必要であろう。

4年生に対する学生生活実態調査の結果を基に、全職員によるワークショップを開催したところ、「どうすれば学生が教員に相談しやすい状況になるのか」及び「どうすれば学生が理解しやすい授業になるのか」が最重要課題になることが判明した。上述の問題点の解決が今後の課題となる。

授業評価アンケートの結果については、おおむね妥当であるとの評価を受けた教員がほとんどであるが、中には学生の評価が低い教員も若干おり、当該教員に対しては学部長が注意を喚起し、授業内容改善に向け話し合いを行った。学生による授業評価の結果は平成20年度授業の自己評価報告書が発刊され、この授業の自己評価を真摯に受け止め、さらに改善点を見出し、学部教育を充実させて社会に送り出すよう教員が努力することを願う。さらには、学生による授業評価アンケートの結果のみでは学生の主観により左右されることも時として起こるため、学部長・学生部長による授業参観を含めた相互点検システムについても考慮する必要があると考える。

## 【将来の改善に向けた方策】

質の向上を目指す魅力ある大学は、組織的な研究及び研修、教員の教授能力の開発並びに向上、すなわち、教員の全てに対し、一層の充実が必要とされる。学生への授業内容や授業方法の不断の改善、向上が求められ、それに対する大学としての組織的な取り組みが必須とされる。大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方向について」（1998年10月）では、「学部段階の教育については、一般に教員は研究重視の意識は強いが教育活動に対する責任意識が十分でなく、授業では教員から学生への一方通行型の講義が行われている。授業時間外の学習指導は行われず、学期末の試験のみで成績評価が行われている。成績評価が甘く安易な進級・卒業認定が行われ、教養教育が軽視されているのではないかと危惧がある。専門分野の教育が狭い領域に限定されてしまう傾向があるなど、教育内容と教育方法の両面にわたり多くの問題点が厳しく指摘されている。また、学生によっては、授業に出席しない、授業中に質問をしない、授業時間外の学習が不十分で、議論ができないなど、学習態度とその成果の両面について問題点が指摘されている」としている。また、「大学設置基準」（最終改正平成18年3月31日文科科学省令第11号）では、その第25条の2に「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない」としている。

また、その基本理念として、

- i) 課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上
- ii) 教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保
- iii) 責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備
- iv) 多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善

をあげている。

この観点から、将来の方策について検討する必要がある。まず、学生の授業評価アンケートについては、従来の一部の授業についてではなく、各期の全教科についてアンケートをとる必要があると考える。また、集計結果は各教員に知らせるのみならず、大学ホームページ上での公開や、冊子の形態にして公表することを考える。それにより、教員に授業内容改善について一層の奮起を促すものとする。また、教員相互の授業内容評価を取り入れる。具体的には教員による授業参観及び授業内容についてのアンケート調査を行い、改善点についてのみきめ細かいチェックを行うものとする。さらにはFD研修を定期的で開催し、授業方法の向上を図る。

「薬学部公開セミナー」については、各教員の研究業績に立脚した話題や研究内容の講演を定期的で開催し、要旨をホームページ上に掲載する。これにより、本学部の教育・研究の現状を公開するものとする。また、授業方法についての講演や更にワークショップを通じて不断の向上を図るものとする。

## 6. 教育カリキュラム

### 【到達目標】

本学薬学部は、その理念である“高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成する”に沿って、薬の専門家として社会に貢献しうる人材を育成する。そのためには、本学薬学部に入學した全ての学生が薬剤師国家試験に合格することを第一の目標とする。

### 【現状説明】

#### < 4年制薬学部の教育課程について >

本学薬学部は平成17年に開設された。現在、授業は文部科学省に提出した「薬学部設置認可申請書」に記載された教育カリキュラムに基づいて行われている。すなわち、その教育カリキュラムは、「豊かな人間性及び医療人としての倫理観と使命感を培うための科目群」としての「基礎教育科目」（一般教養科目と外国語科目）と「自然科学の基礎教育、薬学の基礎・基本の教育から薬剤師として必要な、高度な専門知識と技術までを学ぶ科目群」としての「専門教育科目」の二つの区分によって編成されている。すでに4年制学生は全て第4学年に在学しているので当該学年についてのみ述べる。

#### ①基礎教育科目

「大学設置基準」第19条にある「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」に鑑み、教養的教育を重視し、教養科目と外国語科目からなる基礎教育科目を開設した。

##### 1)外国語科目

薬剤師には国際的に広く情報を収集する能力とともに、国際的なコミュニケーション能力が求められる。そこで、薬学部では第1学年～第3学年まで各学年2科目、合計6科目の英語関連科目を履修する。すなわち、必修科目として第1学年に「英語Ⅰ」、第2学年に「英語Ⅱ」を履修し、選択必修科目として第1学年に「英語A」または「英語B」のどちらかを、第2学年に「英会話A」または「英会話B」のどちらかを選択し履修する。さらに、継続的に英語を学べるよう第3学年においても、選択必修科目として「薬学英语A」または「薬学英语B」のどちらかを、「薬学文献講読A」または「薬学文献講読B」のどちらか一つを選択し併せて2科目を履修する。

#### ②専門教育科目

薬剤師としての専門教育を行うため、薬学部では「専門教育科目」を「基礎科目」「薬学専

門科目「薬学応用科目」の 3 区分にして教育を行う。「基礎科目」は低学年に配置し、第 1 学年から第 4 学年にかけて、徐々に応用的要素の強い科目の履修となるよう授業科目を配置した。

#### 1) 基礎科目

薬学教育モデル・コアカリキュラムの薬学準備教育ガイドライン (F) を網羅する自然科学の基礎となる諸科目である。

#### 2) 薬学専門科目

薬学教育のコアを形成する授業科目であり、有機化学系、物理化学系、生物科学系、医療薬学系の 4 分野からなる。

有機化学系分野は第 1 学年から第 2 学年前期に「有機化学 I、II、III」を学び、有機化学の基本を修得する。次に第 2 学年に「有機合成化学」と「生薬学」、第 3 学年に「薬品製造化学」と「天然物化学」と、順を追って学ぶことで、化学物質 (薬) としての性質や製造法を構造式から判断できる知識を修得する。

物理化学系分野は第 1 学年後期から第 2 学年前期に「物理化学 I、II」と「薬品分析化学 I、II」を学び、分析化学や物理化学の基礎を修得させ、それらの応用科目への理解が容易に進むよう配置した。その後、第 2 学年で「放射化学」「機器分析化学」、第 3 学年「臨床検査学」、第 4 学年「日本薬局方」を学ぶことで、各種機器による分析技術等を修得する。

授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		配 当 年 次				履 修 方 法 等	
		必 修	選 択	1 年	2 年	3 年	4 年		
基 礎 教 育 科 目	教 養 科 目	(薬学部 薬学科)						A～Dからそれぞれ2単位以上を選択必修	
		倫理学	2		2				
		心理学	2		2				
		医療と法	2		2				
		心の科学		2	2				
		医学史		2	2				A
		科学と哲学		2	2				
		現代経済論		2	2				
		医療概論		2	2				B
		法学		2	2				
		現代社会論		2	2				合計14単位以上の修得が必要
		西欧文化論		2	2				C
	くすりと法		2	2					
	医療社会論		2	2					
	日本語表現論		2	2			D		
	医療と哲学		2	2					
	外 国 語 科 目	目	英語 I	2		2			A～Dからそれぞれ1単位以上を選択必修 合計8単位の修得が必要
			英語 II	2			2		
			英語 A		1	1			
英語 B				1	1			B	
英会話 A				1		1			
英会話 B				1		1			
薬学英語 A				1			1	C	
薬学英語 B				1			1		
薬学文献講読 A				1			1	D	
薬学文献講読 B		1			1				
専 門 教 育 科 目	基 礎 科 目	化学	2		2				
		物理学	2		2				
		数学 I	2		2				
		数学 II	1		1				
		生物学	2		2				
		統計学	1			1			
		情報科学	1		1				
		情報科学実習	1		1				
		薬学概論	2		2				
	薬用植物学	1		1					
	薬 学 専 門 科 目	目	有機化学 I	2		2			
			有機化学 II	2		2			
			有機化学 III	2			2		
			有機合成化学	2			2		
			薬品製造学	2					2
			生薬学	2			2		
			天然物化学	2					2
			薬化学実習	1					1
			薬品製造学実習	1					1
生薬学実習			1				1		
物理化学 I	2		2						
物理化学 II	1			1					
放射化学	1			1					
薬品分析化学 I	2		2						
薬品分析化学 II	1		1						
機器分析学	2		2						
日本薬局方	1				1				
物理化学実習	1			1					
放射化学実習	0.5			0.5					
薬品分析化学実習	1			1					
機能形態学	2		2						

授業科目の名称		単位数		配当年次			
		必修	選択	1年	2年	3年	4年
専 門 教 育 科 目	生化学Ⅰ	2		2			
	生化学Ⅱ	2			2		
	分子生物学	1				1	
	病原微生物学	2			2		
	基礎免疫学	1				1	
	衛生化学	1				1	
	環境衛生学	1					1
	食品衛生学	1				1	
	環境毒性学	1				1	
	保健衛生学	1					1
	生化学実習	1			1		
	微生物学実習	1				1	
	衛生化学実習	1				1	
	基礎薬理学	2			2		
	疾患薬理学Ⅰ	1			1		
	疾患薬理学Ⅱ	1				1	
	疾患薬理学Ⅲ	1				1	
	薬物治療学	2				2	
	医薬品毒性学	1					1
	内分泌学	1				1	
	臨床免疫学	1				1	
	臨床検査学	1				1	
	薬物代謝学	1				1	
	臨床医学総論	1					1
	臨床生理学	1			1		
	医療薬学総論	1			1		
	医療薬剤学	2				2	
	生物薬剤学	2				2	
	物理薬剤学	1			1		
	製剤学	1				1	
	薬事関係法規	2					2
	薬理学実習	1				1	
薬剤学実習	1				1		
調剤学実習	0.5				0.5		
薬 学 応 用 科 目	医薬品化学		1				1
	化粧品科学		1				1
	薬物送達システム概論		1				1
	医療心理学		1			1	
	漢方薬学概論		1			1	
	ゲノム創薬概論		1			1	
	薬局管理学		1			1	
	臨床内科学概論		1			1	
	新薬概論		1			1	
	分子薬理学		1			1	
	病院・薬局実務実習	7					7
基礎薬学演習	2			2			
総合薬学演習	3					4	
特別実習	6					6	
単位計		116	42				

(卒業要件)  
基礎教育科目の  
教養科目を14単位  
以上、外国語科目  
を8単位以上、専門  
教育科目の基礎科  
目15単位以上、薬  
学専門科目73単位  
以上、薬学応用科  
目4単位以上選択  
必修及び18単位必  
修合計132単位以  
上を修得するこ  
と。

○卒業要件単位数

大区分	小区分	必修	選択必修	卒業要件単位
基礎教育科目	教養科目	6	8	14単位以上
	外国語科目	4	4	8単位以上
専門教育科目	基礎科目	15	0	15単位以上
	薬学専門科目	73	0	73単位以上
	薬学応用科目	18	4	22単位以上
合計		116	16	132単位以上

生物科学系分野は、第1学年後期から専門科目が開講される。薬が作用する生体の営みを理解するために「機能形態学」「生化学Ⅰ、Ⅱ」「分子生物学」が順次開講される。また、体が健康を保持するための機構を「基礎免疫学」「内分泌学」「臨床免疫学」で学び、病気の状態を「臨床

生理学」で学ぶ。また、予防医学や感染症の基礎として第2学年に「病原微生物学」を学び、応用学問である衛生化学の分野においては第3学年に「衛生化学」「食品衛生学」と「環境毒性学」、第4学年に「環境衛生学」と「保健衛生学」を学び、各系と同様に各領域が系統立てて修得できるよう工夫されている。

医療薬学系分野は、第2学年から専門科目が開講される。「基礎薬理学」に始まり、後期に「医療薬学総論」「疾患薬理学Ⅰ」「物理薬剤学」、第3学年には「疾患薬理学Ⅱ、Ⅲ」「薬物治療学」「薬物代謝学」「生物薬剤学」「製剤学」「医療薬剤学」、第4学年に「医薬品毒性学」と「臨床医学総論」、さらに「薬事関係法規」を学び、薬剤師としての基本的知識を系統立てて修得する。

### ③薬学応用科目

薬学専門科目を修得した後、さらに薬学を深く理解し、より広い視野に立った知識を得るために配置した。薬学応用科目の講義科目は10科目(各1単位で、第3学年に7科目、第4学年に3科目)が開講され、第3学年に3科目、第4学年に1科目の計4科目を選択履修とした。また、広い範囲に及ぶ薬学教育の統合を果たすとともに教育効果を高めるために、第4学年に「総合薬学演習」を必修科目として開講する。さらに、第4学年に「病院・薬局実務実習」と卒業研究として「特別実習」を行う。

「病院・薬局実務実習」は薬剤師の実務を体験し、医療人としての使命感と倫理観を養うために、薬学部では4年制教育の第3学年の3月及び第4学年の8月に、病院実務実習4週間と保険薬局実務実習2週間の計6週間の実習を行うこととしている。

## <6年制薬学部の教育課程について>

本学薬学部は平成18年4月より6年制の薬学部となった。それに伴い、平成18年度入学生からは文部科学省に提出した6年制薬学部の設置認可申請書にある教育カリキュラムに基づいて行われている。

### <4年制から6年制に教育を変更する際の教育課程の編成>

#### ①基礎教育科目

基礎教育科目の外国語科目は6年制に変更しても10科目のままとした。一方、教養科目は選択科目12科目に「基礎生物学」「基礎物理学」「日本文化論」「スポーツと健康」「日本古典文学」「自己表現論」の6科目を加え18科目を6グループに分け、各グループから1科目を選択履修させる、選択必修とした。

#### ②専門教育科目

薬学専門科目は、「機能形態学」を「機能形態学Ⅰ」・「機能形態学Ⅱ」として1科目を加え、生化学に「生化学Ⅲ」を加え、「病原微生物学」を「微生物学Ⅰ」・「微生物学Ⅱ」として1科目を加え、「薬事関係法規」を「薬事関係法規Ⅰ」・「薬事関係法規Ⅱ」として1科目を加え59

科目とした。薬学応用科目では、「臨床コミュニケーション論」「臨床治験コーディネーター総論」「医薬品情報学」「口腔疾患と健康」「在宅医療・介護概論」「看護概論」「薬局経営論」「MR実践論」「医療経済学」の9科目を加え、「総合薬学演習」と「病院・薬局実務実習」は、それぞれ「総合薬学演習Ⅰ」・「総合薬学演習Ⅱ」と「病院・薬局実務実習」・「病院・薬局事前実習」として各1科目を加え、6年制では25科目を増やすこととしている。薬学応用科目の選択科目については、第4学年で4単位(6科目開講)、第6学年で6単位(9科目開講)を選択履修する。

4年制教育課程で認可を受けた科目の中で、授業時間数を加えることにより内容の充実を図った科目は17科目17単位あり、6年制教育課程への変更に際して新たに加えられた科目は21科目48単位であり、加算単位合計は65単位である。この教育課程の授業科目は日本薬学会「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の一般目標に示されている項目の全てに対応したものとなっている。これらの編成から本学薬学部学生には、基礎教育ではより広い基礎知識を付し、専門教育では基礎科目と薬学専門科目でより深く、内容の濃い専門的学力を、薬学応用科目では実践的・応用的知識を修得させるよう配慮した。

6年制薬学部の教育カリキュラムの実施にあたり、年次配当科目の妥当性並びに薬剤師教育のさらなる充実を目的として薬学部に「6年制科目配当検討委員会」が平成17年10月に設置され、平成18年12月までに7回の委員会を開き、一部の科目の配当年次変更案が薬学部長に提出された。その結果、次のように変更することが決まった。

#### 第2学年配当科目について

- ・「微生物学Ⅱ」は第3学年に配当

「医療薬学総論」は内容を充実させ、第4学年に配当

#### 第4学年配当科目について

- ・「日本薬局方」は第3学年に配当

#### 選択科目について

- ・第6学年配当の「薬局管理学」は第4学年に配当
- ・第4学年配当の「薬物送達システム概論」は第6学年に配当

さらに、第6学年配当選択科目のうち実際にどの科目をどのような内容で開講するのが6年制新国家試験に向けて最も相応しいかを学生部委員会で繰り返し検討した結果、「薬物送達システム概論」「在宅医療・介護概論」「MR実践論」を前期Ⅰに、「ゲノム創薬概論」「薬局経営論」「新薬概論」を前期Ⅱに開講する予定で、その具体的内容とともに時間割編成を進めている。なお、6年次選択科目のうち「口腔疾患と健康」と「医療経済学」は平成23年度は開講しないことになった。

6年制カリキュラム一覧

基礎教育科目(教養科目・外国語科目)

授業科目の名称		単位数		配当年次						履修方法等		
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
基礎教育科目	教養科目	倫理学	2		2						6単位必修	
		心理学	2		2							
		医療と法	2		2							
		心の科学		2	2						A	
		医学史		2	2							
		科学と哲学		2	2							
		現代経済論		2	2							B
		医療概論		2	2							
		法学		2	2							
		現代社会論		2	2						C	
		西欧文化論		2	2							
		くすりと法		2	2							
		臨床の実際		2	2						D	
		日本語表現論		2	2							
		医療と哲学		2	2							
	基礎物理学		2	2						E		
	日本文化論		2	2								
	スポーツと健康		2	2								
	日本古典文学		2	2						F		
	自己表現論		2	2								
基礎生物学		2	2									
外国語科目	英語Ⅰ	2		2						4単位必修		
	英語Ⅱ	2			2							
	英語A		1	1						A		
	英語B		1	1								
	英会話A		1		1					B		
	英会話B		1		1							
	薬学英语A		1			1				C		
	薬学英语B		1			1						
薬学文献講読A		1			1				D			
薬学文献講読B		1			1							
専門教育科目	基礎科目	化学	2		2						15単位必修	
		物理学	2		2							
		数学Ⅰ	2		2							
		数学Ⅱ	1		1							
		生物学	2		2							
		統計学	1			1						
		情報科学	1		1							
		情報科学実習	1		1							
		薬学概論	2		2							
薬用植物学	1		1									

授業科目の名称	単位数		配当年次						履修方法等		
	必修	選択	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
専門教育科目 薬学専科	有機化学Ⅰ	2		2						有機化学系	94 単位必修
	有機化学Ⅱ	2		2							
	有機化学Ⅲ	2			2						
	有機合成化学	2			2						
	薬品製造学	2				2					
	生薬学	2									
	天然物化学	2				2					
	薬化学実習	1			1						
	薬品製造学実習	1			1						
	生薬学実習	1				1					
	物理化学Ⅰ	2		2						物理化学系	
	物理化学Ⅱ	2			2						
	放射化学	1			1						
	薬品分析化学Ⅰ	2		2							
	薬品分析化学Ⅱ	2			2						
	機器分析学	2			2						
	日本薬局方	1				1					
	物理化学実習	1			1						
	放射化学実習	0.5			0.5						
	薬品分析化学実習	1			1						
	機能形態学Ⅰ	2		2						生物系	
	機能形態学Ⅱ	1		1							
	生化学Ⅰ	2		2							
	生化学Ⅱ	2			2						
	生化学Ⅲ	1			1						
	分子生物学	1				1					
	微生物学Ⅰ	2			2						
	微生物学Ⅱ	1				1					
	基礎免疫学	1				2					
	衛生化学	2				2					
	環境衛生学	1					1				
	食品衛生学	2				2					
	環境毒性学	1				1					
	保健衛生学	2					2				
生化学実習	1			1							
微生物学実習	1				1						
衛生化学実習	1				1						
基礎薬理学	2			2					医療薬学系		
疾患薬理学Ⅰ	2			2							
疾患薬理学Ⅱ	2				2						
疾患薬理学Ⅲ	2				2						
薬物治療学	2				2						
医薬品毒性学	2					2					
内分泌学	2				2						
臨床免疫学	2				2						
臨床検査学	1				1						
薬物代謝学	2				2						
臨床医学総論	1					1					
臨床生理学	2			2							
医療薬学総論	2					2					
医療薬剤学	2				2						
生物薬剤学	2				2						
物理薬剤学	2			2							
製剤学	2				2						
薬事関係法規Ⅰ	2					2					
薬事関係法規Ⅱ	2						2				
薬理学実習	1				1						
薬剤学実習	1				1						
調剤学実習	0.5					0.5					

授業科目の名称		単位数		配当年次						履修方法等	
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
専 門 教 育 科 目	薬 学 応 用 科 目	在宅医療・介護概論	1							1	10 単位以上を選択 必修
		口腔疾患と保健	1							1	
		看護概論	1					1			
		薬局経営論	1							1	
		MR実践論	1							1	
		医療経済学	1							1	
		化粧品科学	1							1	
		薬物送達システム概論	1							1	
		医療心理学	1					1			
		漢方薬学概論	1								
		ゲノム創薬概論	1							1	
		薬局管理学	1					1			
		臨床内科学概論	1					1			
		新薬概論	1							1	
		分子薬理学	1					1			
	臨床コミュニケーション論	1					1				
	臨床治験コーディネーター総論	1							1		
	医薬品情報学	1					1				
	医薬品化学	2					2				
	病院・薬局事前実習	4						4			
病院・薬局実務実習	20						20				
基礎薬学演習	2		2								
総合薬学演習Ⅰ	4					4					
総合薬学演習Ⅱ	4							4			
特別実習	6							←6→			
									45 単位必修		
									合計 55 単位以上の 修得が必要		

このカリキュラムは変更する場合があります。

※ 卒業に必要な単位数

部 門		選択必修	卒業要件単位数
基礎 教育	教養科目	12	18 単位以上
	外国語科目	4	8 単位以上
専門 教育	基礎科目	0	15 単位以上
	薬学専門科目	0	94 単位以上
	薬学応用科目	10	55 単位以上
合 計		26	190 単位以上

## 【点検・評価、長所・問題点】

薬学部一期生は4年制の薬学部学生であり、平成21年3月に第4学年を修了し、卒業した。また、本学部2期生は6年制の薬学部学生であり、第4学年を修了したところである。本学部では第2学年後期に「基礎薬学演習」を開講している。この演習により、薬学教育のコアを形成する基礎系薬学専門科目について、さらに理解を深めるとともに、各科目を統合して理解する力を学び得ると考える。また、薬剤師国家試験の合格を目指すにあたり、学生は自らの基礎系薬学専門科目の理解度の状態を把握でき、よき教育効果を果たしていると考えられる。

平成18年4月からの入学者は、6年制の薬学部学生であり、多くは高校新課程の一期生でもある。薬学部はこれに対応して、高校の教育課程において「生物」と「物理」を履修していない学生に対して第1学年選択科目の「基礎生物学」並びに「基礎物理学」の履修を勧めてきた。平成21年度入学生より入試科目のうち理科が3科目（化学・生物・物理）からの一科目選択制に変更になったことから、昨年度より「基礎化学」を開講したところである。ただし、これら3つの基礎科目の追加により新入生から他の教養科目の選択肢が大幅に狭まったとの不満が聞かれた。単位数・時間割の見直しが求められる。

## 7. 学生の受け入れ

### 【到達目標】

本学建学の精神・理念を理解し科学的思考のできる学生を選抜し、届出定員を充足する人数を受け入れる。

### 【現状説明】

入学者選抜の適正並びに入試試験の円滑な実施を期するため、学長のもとに「薬学部入試委員会」が置かれている。委員会は学長を委員長、学部長を副委員長とし、他に5名の教授により構成されている。合格者及び補欠者は、委員会から提出された原案に基づき教授会の議を経て決定される。入試委員会における入試実務はマニュアルに沿って行われており、これまでのところ問題は生じていない。

入学者の受け入れに当たっては、学業成績と人間性のバランスに優れた学生を選抜することを基本方針とし、以下の複数の選抜方式を採用している。

①指定校推薦入試では、本学独自の基準に基づき選定した高等学校から学校長推薦を受けた受験生について、出身高等学校からの調査書、あらかじめ提出させた志願書及び面接試験

をそれぞれ点数化して評価することにより、選抜の公正を期している。特に、入学後の授業についていける学力についての評価を行うために理数系科目に重点をおいて評価している。また、志願書に関しては入試委員が、面接試験では2名の教員がそれぞれ評価して、学力試験では測れない思考・展開・表現能力・人間性等の潜在的知的能力を評価している。

②公募推薦入試では、学業成績について本学独自の基準を設け、それに合致し出身学校長の推薦を受けた受験生について、出身高等学校からの調査書、あらかじめ提出させた志願書、小論文及び面接試験をそれぞれ点数化して評価することにより、選抜の公正を期している。小論文については、科学的視点から物事を捉えることができる能力を測るため問題を工夫している。調査書、志願書、面接については①に準じて実施している。

③一般選抜入試では、入学後の授業についていける能力を測ることを目的に、英語、数学、化学を課している。答案は初年度よりすべてマークシート方式で実施し、広く知識を問う問題を出題している。なお、平成21年度からは、幅広いバックグラウンドを持つ人材を受け入れることを目標として、理科受験科目の見直しを行い、従来の「化学」のみから、「物理」「生物」を選択受験科目として加え、計3科目の中から1科目を選択して受験できるように変更した。

表-2 薬学部薬学科の入試状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
薬学部	志願者	516	202	125	194	146
	合格者	349	138	102	140	132
	入学者 (A)	212	86	55	93	103
	入学定員 (B)	200	200	200	140	140
	A/B×100	106.0	43.0	27.5	66.4	73.6

### 【点検・評価、長所・問題点】

大学独自に、高校訪問、進学相談会、大学説明会及びオープンキャンパスを開催して本学の宣伝を行うとともに、新聞や受験雑誌並びに電車・バスへの広告の掲載、テレビ放映などのメディアを通じて広報活動を行っている。本学部の受験生は福島県、宮城県が過半数を占めており、その他の東北四県からの受験生も多いので、そこで、東北六県を中心とした高校訪問を実施している。なお、本学部の入学生は、東北出身者が過半数を占めるとはいえ、九州から北海道まで全国に広がっていること、また歯学部では中部以西出身者が半数を占めることを考え合わせると、本学の理念である幅広い人間性を身に付ける教育を行ううえでよい

環境となってきたと評価できる。

一般選抜試験は、平成 19 年度まで学力試験のみで実施してきた関係で、受験生の基礎学力を直接評価できる点では優れているものの、薬剤師になるという強い意志や意欲を測ることができないという問題点があった。そこで、平成 20 年度は面接試験を同時に実施し、学力と併せて評価を行うこととした。しかし、受験生にこの意図が十分に伝わらなかったのか、受験生には負担増と映り受験者数減少の一因となった可能性がある。そこで、平成 21 年度からは再度学力試験のみで選抜を実施することとした。その際、科学に興味のある学生を幅広く募集して薬剤師として育てるために、理科受験科目の見直しを図り、従来の「化学」だけでなく、「物理」「生物」を選択受験科目として加えた。一般入試での理科受験科目の変更に伴い、実際に受験にあたって選択した科目以外の理科科目あるいは高校で未受講の理科科目において基礎学力のばらつきが心配されるので、それぞれに対応した基礎講座を充実させることとした。これらの対応は、入学生の学力を大学での講義受講可能なレベルまで引き上げるという点で評価できる。

推薦入試では、出身学校長の推薦と本人の受験意志による、より薬剤師になる意欲の強い学生を選抜できる可能性が高いことが期待されている。現在までのところ、推薦入試合格者の入学後成績はおおむね良好である。なお、推薦入試合格者に関しては入学決定後、入学までの期間が数か月にわたるため、その間の意欲と学力の維持を目的とし、平成 18 年から希望者に対して、大学独自の入学前教育として理科 3 科目（基礎物理、生物、化学）から 2 科目を選ぶ方法で実施しており、受講率は、毎年 90%以上である。また、平成 21 年度からは基礎計算を新たに加えて理数系四科目からの選択制としている。これは、薬学部において理科科目と同様に重要な基礎計算力の向上を図る目的である。入学前教育には項目ごとの小テストが実施されており、その結果の詳細を全教員に示し、教育指導に役立てている。本学の入学前教育については、受講生に対するアンケート調査による評価も良好であり、今後も継続する予定である。これら一連の取り組みは早期に入学が決定する推薦入学生の学習に対するモチベーションを維持し、大学における学習への取り組みの導入として評価できる。

平成 18 年以降の入学生では、選抜試験の結果や高校調査書の履修科目調査の結果から、理科 3 科目（物理、生物、化学）の学力のばらつきが懸念された。そこで、入学式直後に 3 科目の基礎学力試験（高校修了程度の基礎試験）を実施し、その成績に基づいて、受講科目の選択指導を行っている。現在、通常の物理学、生物学に加えて、それぞれ基礎講座が開講されて、基礎学力試験の成績不良者または高校時の当該科目未履修者に受講を勧めている。なお、化学については、平成 21 年度より化学演習を新たに開講して薬学教育の中で重要な位置を占める化学の基礎学力向上を図っているところである。これらの一連の理科科目に対する導入教育は、入学生の学習への取り組みに対する支援策として評価できる。

### 【将来の改善に向けた方策】

近年における薬科大学・薬学部の過剰な設立及び18歳人口の減少を受けて、薬学部学生募集を取り巻く環境は厳しさを増している。薬剤師としての資質に富む学生をより多く入学させるために、以下の項目を実施する。

- ①薬学部の地域貢献をより明らかにするために、薬剤師会と共催する生涯教育講座を継続的に開催する。
- ②高大連携講座や中学校へのいわゆる「出前授業」などを積極的に実施するとともに、広報活動を行い、地域の科学力の向上に貢献する。
- ③本学部の社会貢献の一つに研究成果の公表がある。社会的に意義のある研究を奨励し、それらを適切な方法で発表する。
- ④教育機関としての質の高さをアピールするために、学生教育に有効な教授法を行っている教員を積極的に高大連携講座の講師として派遣し、本学部の教育力を社会に示す。
- ⑤入学試験の方式を問わず、入学生の学力の確保が重要な課題である。現在、実施している入学前教育、入学後の導入教育（基礎理科科目の開講）について、実効性についてさらに詳細な評価を行う必要がある。その結果をもとにして開講時期、講義方法等を含めて総合的に再検討を加えて、より効果の認められる教育体制を作る。

## 8. 教育・研究のための人的体制

### 【到達目標】

本学薬学部は、「薬学部設置認可申請書」に記載したように、「教育基本法」並びに「学校教育法」に基づき、「広く知識を養うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与すること」を目的としている。この目的を達成するために薬学部の教員組織を構築し、さらに大講座制（学科目制）を採用し、人間性の形成、医療人としての倫理観、使命感を涵養することを重視する基礎教育科目と薬剤師として必要な高度な専門知識、技術を習得させる専門教育科目に分類し、各々専任教員が中心となって教育することにしている。これらが本学部の教育研究の基本方針であり、到達目標である。

### 【現状説明】

薬学部は、平成18年「大学設置基準」等の改正が行われたのを受け、組織的な教務の合理的な遂行を目指し、助教の位置付け、選抜評価などを行うとともに、現在さらなる教員組織

の見直しを検討しているが、本年度に最初の卒業生を出すまでは、教員及び組織は、申請どおりである。現在の教員は、教授 17 名（男 16 名、女 1 名）、准教授 5 名（男 5 名）、講師 7 名（男 5 名、女 2 名）、助教 2 名（男 2 名）及び助手 5 名（男 3 名、女 2 名）で構成されている。さらに、兼任教員として本学歯学部教授 6 名、准教授 3 名、講師 1 名も薬学部の教育を補佐している。

また、必要に応じ、非常勤講師も教育研究の補佐・補充のために採用されているが、非常勤講師は、教科主任及び学生部長の推薦により、資格審査委員会の審査を経て教授会にて決定している。現在、本学部には、選択科目を中心にして 43 名の非常勤講師がいる。

表-37 平成 17-22 年度 著書・学術論文発表件数

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	著書	学術論文										
教授 (17 人)	15	20	4	46	6	21	2	12	1	37	6	23
准教授 (5 人)	0	15	1	21	4	13	3	7	0	2	2	7
講師 (7 人)	3	3	1	10	5	7	5	2	2	25	1	13
助教 (2 人)											0	2
助手 (5 人)	0	6	0	11	0	26	0	20	1	11	0	3

### 【点検・評価、長所・問題点】

薬学部の専任教員の年齢構成をみると、講師以上の教員は、61 歳以上が 6 名（21%）、51～60 歳が 14 名（48%）、41～50 歳が 7 名（24%）、40 歳以下が 2 名（7%）となっている。このような構成は、新設学部としてやむを得ない面もあるが、高年齢層が多く、順次教員の低年齢化を図る必要がある。

平成 17 年 7 月の「学校教育法」の改正、平成 18 年 3 月の「大学設置基準」等の改正から大学教員の教育研究上の組織、教科名称等の変更及び導入は、本薬学部では、まだ実施されていないのでこれら改正事項の平成 22 年 4 月実施に向けて検討中であり、決定が待たれる。

薬学部は、大講座制（学科目制）を採用しており、科目主任を中心に科目の講義内容の調整、理解度の把握などが図られている。また、カリキュラム委員会は、その内容を検討し、本学の教育目標に合致した教育が実施されるように調整するとともに、人的要員についても

検討している。

研究体制は、薬学部では大講座制（学科目制）を採っており、各教員（講師以上）には研究室と、原則として教員 2 人に一つの共同実験室が与えられている。研究費は、年額 50 万円/個人が支給されている。一方で、教員間の共同研究が行われ、「共同研究検討委員会」の決定を受け、教授会の承認を経て、総額 1,000 万円の共同研究費が配分されている。また、大型機器の導入については、教員からの購入申請を教授会に諮り、その決定により別枠で予算申請し、購入されている。各教員の研究についての評価は、「共同研究検討委員会」で行われているが、研究内容や学会等への報告などは、今後適切な方法でとりまとめ、公表することになっている。

## 9. 社会貢献

### 【到達目標】

- ・ 本学の教育研究活動の成果を、より積極的に地域社会に還元できるように努める。
- ・ 本学が有する様々な施設を可能な限り地域社会へ開放し、社会との文化交流の場として活用する。

### (1) 奥羽大学公開講座

#### 【現状説明】

本学では、平成元年に「奥羽大学公開講座規程」が制定され、平成 16 年度までは文学部が主体となって公開講座を開設してきた。平成 17 年からは薬学部と歯学部が連携し、広く一般社会における薬学・歯学の理解を深めるテーマで開催している。また平成 15 年より「福島県高等教育協議会」に加盟し、福島県内の他の高等教育機関と地域連携推進ネットワークを構築し、活動している。本組織は平成 21 年度にアカデミア・コンソーシアムふくしまに改組され、活動の幅を広げている。

また薬学部独自の活動として、薬草園の公開並びに科学実験を実施している。薬草園は常時一般に公開しているが、年 1 回「薬草園見学会」を実施している。一方中高生対象に「科学実験」を年一回午前と午後の二部制で実施している。さらに平成 22 年度からの薬局・病院実務実習に備えての認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ並びに講習会を本学で開催するとともに他地域での開催にもタスクホースとして協力をしている。

#### ① 奥羽大学公開講座

平成 17 年度より開催された奥羽大学公開講座を下記に示した。

・ 平成 17 年度 テーマ「お口と体の健康」

第 1 回 平成 17 年 9 月 24 日(土)

「歯科疾患と全身の関係」 高橋和裕 歯学部教授

「くすりのききめを科学する」 小池勇一 薬学部教授

第 2 回 平成 17 年 10 月 1 日(土)

「歯周病の原因と予防」 鈴木史彦 歯学部講師

「高血圧とくすり」 高田芳伸 薬学部教授

第 3 回 平成 17 年 10 月 15 日(土)

「口臭と口腔乾燥症」 中江次郎 歯学部講師

「糖尿病とくすり」 衛藤雅昭 薬学部教授

第 4 回 平成 17 年 10 月 22 日(土)

「睡眠時無呼吸症候群」 高田 訓 歯学部助教授

「健康食品とくすり」 上野明道 薬学部教授

・ 平成 18 年度 テーマ「高齢社会を健康に過ごすために」

第 1 回 平成 18 年 8 月 26 日(土)

「歯科からみた高齢者の健康とは」 鎌田政善 歯学部教授

「高齢者とクスリの効き目」 東海林徹 薬学部教授

第 2 回 平成 18 年 9 月 9 日(土)

「嘔むことと認知症」 山森徹雄 歯学部助教授

「メタボリックシンドロームと老化」 石幡 明 薬学部教授

第 3 回 平成 18 年 9 月 30 日(土)

「お口からはじめる老化防止」 宗形芳英 歯学部助教授

「老化防止の薬はできるか？」 曾根孝範 薬学部教授

第 4 回 平成 18 年 10 月 14 日(土)

「食事を美味しく食べるために」 佐藤 純 歯学部助教授

「ボケを防止するために」 荒井裕一郎 薬学部教授

・ 平成 19 年度 テーマ「奥羽大学健康宣言 2007」

第 1 回 平成 19 年 8 月 25 日(土)

「潜在能力を発揮させるマウスガード」 高田 訓 歯学部教授

「男性不妊症治療の現状と将来」 押尾 茂 薬学部教授

第 2 回 平成 19 年 9 月 8 日(土)

「福島近県の薬用・食用植物と有毒植物」 永井正博 薬学部教授

「福島近県を起源とする伝統薬（漢方を含む）とその構成生薬」

藤井祐一 薬学部准教授

《講座終了後「薬用植物園」見学》

第3回 平成19年9月29日(日)

「歯並びと健康」 福井和徳 歯学部教授

「骨粗しょう症」 浜田節男 歯学部教授

第4回 平成19年10月13日(土)

「かむことと健康」 鈴木康生 歯学部教授

「健康は良き自然環境から」 野沢幸平 薬学部教授

・平成20年度 テーマ「生活に潤いを!心と頭脳に栄養を!」

第1回 平成20年7月26日

「虫歯の皇太子—光源氏の栄華を支えたもの—」 加藤幸一 歯学部教授

「ハイテク英語教材でネイティブの発音に近づこう!」

伊東頼位 薬学部講師

第2回 平成20年8月24日

「フランス・ナビ—君はフランスという国を知っていますか?—」

藤井史郎 歯学部助教授

「私は誰—知れば知るほど面白い免疫の不思議—」

山下俊之 薬学部准教授

第3回 平成20年9月6日

「痛いところに手が届くカユミの話」 野島浩史 薬学部教授

「もうギョウザは大丈夫?」 押尾 茂 薬学部教授

第4回 平成20年10月11日

「よりよいコミュニケーションづくり—自分自身をアニメキャラでCHECK—」

車田文雄 歯学部准教授

「パフォーマンス学—「笑声」で好感度アップ—」

吉田いくよ 歯学部非常勤講師

・平成21年度 テーマ「歯科医学と健康について考えてみませんか」

第1回 平成21年9月19日(土)

「怖い歯周病」 高橋慶壮 歯学部教授

「感染症から身を守るには」 堀江 均 薬学部教授

第2回 平成21年9月26日(土)

「歯はなぜ2回しか生えてこないの?」 横瀬敏志 歯学部教授

「神経幹細胞」 小谷政晴 薬学部教授

第3回 平成21年10月3日(土)

「よく噛んでサクセスフルエイジング」 清野和夫 歯学部教授

「体の必要な場所に薬を運ぶ」	柏木良友 薬学部教授
第4回 平成21年10月10日(土)	
「命を脅かす細菌と命を助ける細菌」	清浦有祐 歯学部教授
「ジェネリック医薬品について知ろう」	多田 均 薬学部教授

・平成22年度 テーマ「心と身体の健康を考える」

以下の4回の公開講座を開催した。

- 平成22年9月18日(土)
  - 「不思議な光」 横瀬敏志 歯学部教授
  - ーレーザー光線が歯をなおすー
  - 「痛みとは難だろう」 米原典史 薬学部教授
  - ー生体の不思議なカラクリー
- 平成22年9月25日(土)
  - 「口の健康と生活習慣病」 廣瀬公治 歯学部教授
  - 「薬物乱用の怖さと麻薬の有用性」 早坂正孝 薬学部教授
- 平成22年10月2日(土)
  - 「うつ病」
  - ー悩まない生き方を考えるー 清野和夫 歯学部教授
  - 「薬と身体」
  - ースポーツとドーピング(薬物乱用防止に向けて)ー 宇佐見則行 薬学部准教授
- 平成22年10月9日(土)
  - 「歯から健康, だから禁煙」 瀬川 洋 歯学部准教授
  - 「りんごをかじらなくても歯ぐきから出血していませんか？」
  - 大島 光宏 薬学部教授

②薬草園見学会

平成21年7月31日(金) 藤井祐一 薬学部教授

③中学生・高校生のための科学実験講座

平成21年8月6日(木) 柏木良友 薬学部教授  
 平成22年8月6日(金) 柏木良友 薬学部教授・小野哲也 助手  
 山岸丈洋 薬学部准教授・金原淳 助手

④小・中・高生のための薬剤師体験講座

平成22年8月6日(金) 倉本敬二 薬学部准教授・波多江崇 講師  
 金子俊幸 講師・深谷朋美 助手・渡辺由香 助手

## 【点検・評価、長所・問題点】

公開講座や薬草園見学会への市民の参加状況は平均して 30 名とあまり実施回による変動はなく、「健康」に興味をもつ 60 代参加者が多い。本学は、できるだけ地元の要望を聞き、受け入れ、期待に応えるよう努力している。その姿勢は評価されて良い。毎回公開講座に期待して参加を続ける人もいる点は評価できる。

## 【将来の改善に向けた方策】

社会に開かれた大学として、地域市民の公開講座の時期や内容についてアンケート調査を実施し、時期や内容を見直す。そのほかにも大学施設並びに人的資源を有効活用して、より多くの参加者が見込まれるテーマを開拓、実施する。

## (2) 教育研究の成果の社会への還元状況

### 【現状説明】

「薬学部公開セミナー」などのセミナーを開き、平成 22 年からの薬局・病院長期実務実習に備えて、保険調剤薬局薬剤師、病院薬剤師に対して医薬情報を提供し、関係者の研修と交流の場としている。今までに行われたセミナーの内容は、次のとおりである。

- ・ 抗がん剤の取り扱いに関する安全対策セミナー

講師 Dr. Luci A. Power 米国カリフォルニア大学メディカルセンター薬剤部長、National Institute for Occupational Safety and Health (NIOSH) 「抗がん剤取り扱いガイドライン」作成委員

受講者 保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

開催日時・場所 平成 18 年 6 月 14 日(水) 17:00～18:30 第 2 講義棟

- ・ 薬学部公開セミナー「ゲノム情報に基づくクスの適正投与について」

講師 東 純一 先生 大阪大学大学院薬学研究科 教授

受講者 保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

開催日時・場所 平成 18 年 10 月 11 日(水) 18:00～19:00 5 号館

- ・ 薬学部公開セミナー「ガン分子標的治療研究の最前線」

講師 河野 通明 先生 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 教授

受講者 保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

開催日時・場所 平成 19 年 5 月 16 日(水) 18:00～19:00 5 号館

- ・ 薬学部公開セミナー「病院薬剤師は今」

講師 幸田幸直先生 筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授

受講者 保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

開催日時・場所 平成 19 年 10 月 3 日(水) 17:00～18:30 5号館

- ・薬学部公開セミナー「動き出した薬学教育6年制-モデル・コアカリキュラムと長期実務実習の目ざすもの-」

講師 木内祐二先生 昭和大学薬学部病態生理学 教授

受講者 保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

開催日時・場所 平成 19 年 10 月 24 日(水) 17:00～18:30 5号館

平成 20 年度

「奥羽大学卒後研修」を開き、平成 22 年度からの薬局・病院の実務実習に備えて、薬局薬剤師、病院薬剤師に対して医薬情報を提供し、関係者の交流の場としている。今年度開催した卒後研修は以下のとおりである。

- ・第 1 回奥羽大学薬学部卒後研修

共催者 奥羽大学薬学部、福島県薬剤師会

開催日時・場所 平成 20 年 5 月 10 日 9:00～20:30 奥羽大学薬学部 513 講義室

受講者 薬局薬剤師

- ・福島県高等教育協議会シンポジウム

講演 堀江 均「食品を介した感染症」

主催者 福島県高等教育協議会

開催日時・場所 平成 20 年 11 月 29 日 13:30～16:30 郡山女子大学

受講者 一般市民

### 【点検・評価、長所・問題点】

平成 22 年からの薬局・病院長期実務実習に向け、タイムリーな話題を本学薬学部から保険調剤薬局薬剤師会、病院薬剤師に対して提供する必要がある。本学教員と現場の薬剤師との交流の場にもなるので、今後の実務実習が円滑に進めるためにも積極的に取り組む必要がある。

### 【将来の改善にむけた方策】

今後多くの方策を考える必要があるが、その一つとして、保険薬局薬剤師、病院薬剤師と本学卒業生に向けた生涯研修の開催を企画する。平成 23 年度からは「卒後教育研修」(いわゆるリカレント)を対象を卒業生に限定せず開始する予定である。

### (3)大学の施設・設備の社会への解放や社会との共同利用の状況とその有効性

#### 【現状説明】

東北地区の実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ開催に場所を提供している。また薬局薬剤師、病院薬剤師との知識交流の場として研修会を開催している。

- ・第13回福島県薬剤師研究発表  
主 催 者：福島県薬剤師会、病院薬剤師会  
開催日時/場所：平成18年10月22日(日) 10:00～16:30 第2講義棟  
受 講 者：保険薬局薬剤師、病院薬剤師
- ・第6回日韓合同注射薬臨床情報学シンポジウム イン郡山  
主 催 者：日本注射薬臨床情報学会  
開催日時/場所：平成19年4月21(土)、22日(日) 第2講義棟  
受 講 者：日本、韓国病院薬剤師
- ・第62回医薬品相互作用研究会シンポジウム  
「薬・薬・薬」連携6年制実務実習-薬局・病院薬局・大学を繋ぐ-  
開催日時/場所：平成19年5月26(土)、27日(日) 第2講義棟  
主 催 者：医薬品相互作用研究会  
受 講 者：東北6県、関東圏保険薬局薬剤師、病院薬剤師
- ・機能性材料・製造プロセス研究会  
開催日時/場所：平成19年6月20日(水) 12:00～18:00 第1講義棟  
主 催 者：財団法人郡山地域テクノポリス推進機構  
受 講 者：大学教員、近隣企業研究者・開発担当者
- ・第10回東北地区認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ  
主催者 福島県薬剤師会、福島県病院薬剤師会、奥羽大学薬学部、日本薬剤師研修センター、病院・薬局実務実習東北地区調整機構  
開催日時・場所平成20年6月21、22日 5号館  
受講者 東北地区薬局薬剤師、病院薬剤師、大学教員
- ・第15回東北地区認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ  
主催者 福島県薬剤師会、福島県病院薬剤師会、奥羽大学薬学部、日本薬剤師研修センター、病院・薬局実務実習東北地区調整機構  
開催日時・場所平成21年3月14、15日 5号館  
受講者 東北地区薬局薬剤師、病院薬剤師、大学教員
- ・平成22年度日本薬学図書館協議会研究集会  
主催者 日本薬学図書館協議会  
開催日時 平成22年9月2、3日 場所 本学図書館、第3講義棟  
参加者 製薬企業図書室職員、薬学部を有する大学の図書館職員 他
- ・第17回福島県薬剤師研究発表  
主 催 者：福島県薬剤師会、病院薬剤師会  
開催日時/場所：平成22年10月24日(日) 10:00～16:30 第2講義棟  
受 講 者：保険薬局薬剤師、病院薬剤師
- ・第49回日本薬学会東北支部大会  
主催者 日本薬学会東北支部、共催 東北病院薬剤師会  
開催日時 平成22年10月24日(日) 場所 本学第2、3講義棟

- 参加者 東北地区薬局薬剤師、病院薬剤師、大学教員・25
- ・第25回東北地区認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ  
主催者 福島県薬剤師会、福島県病院薬剤師会、奥羽大学薬学部、日本薬剤師研修センター、病院・薬局実務実習東北地区調整機構  
開催日時・場所平成22年11月6、7日 薬学部棟  
受講者 東北地区薬局薬剤師、病院薬剤師、大学教員
  - ・第2回機能性材料・製造プロセス研究会  
開催日時/場所:平成22年11月5日(金) 12:00~18:00 薬学部実習棟 他  
主催者:財団法人郡山地域テクノポリス推進機構  
受講者:大学教員、近隣企業研究者・開発担当者

### 【点検・評価、長所・問題点】

薬剤師を対象とした実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ、あるいは研修会を本学で開催するという試みは、本学教員と現場の薬剤師との交流の場にもなり評価でき、今後も継続すべきである。

### 【将来の改善に向けた方策】

薬剤師教育に必要なシンポジウムを本学で開催するためには、東北薬剤師会、病院薬剤師会あるいは全国規模の積極的なアプローチが必要である。今後、地域の薬剤師の質向上のため、本学を会場とした薬学教育に関する研修会を福島県薬剤師会、病院薬剤師会と協力して開催することを計画し実行する必要がある。

## 10. 学生生活

学生生活への配慮

### 【到達目標】

- ・学生が学業に専念できる環境（ハード、ソフトの両面）を整備する。
- ・クラブ活動や課外活動を援助し、学生同士の友情を育み、学生生活が充実したものになるよう環境を整備する。
- ・就職活動を積極的に支援し、学生が安心して活動できるように環境を整備する。

## 【現状説明】

### ①奨学金制度

学生の就学に対する経済的な支援策として奨学金制度が設けられている。本学では、大学独自の奨学金に加え、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金の3種類が設けられている。

#### 1) 奥羽大学影山晴川育英奨学金

「奥羽大学影山晴川育英奨学金規程」に基づき、学長を含む推薦委員会により推薦された学生に与えられる。奥羽大学影山晴川育英奨学金には、入学式において与えられるもの（給付額 50 万円）と第 3 学年に与えられるもの（給付額 20 万円とメダル）の2種類がある。入学式で奨学金を与えられた薬学部学生は、平成 22 年度該当者なしであった。また、第 3 学年で与えられた学生も、平成 22 年度は該当者なしであった。

奥羽大学影山晴川育英奨学金は、成績、人物ともに優秀な者に与えられ、褒賞金あるいは報奨金としての性格を有しており、学生の勉学に対する意欲向上に寄与している。

#### 2) 日本学生支援機構奨学金

出願者の中から「日本学生支援機構奨学規程」及び「奨学生推薦基準」に基づき、学生部長、学事部学生課職員が選考を行い推薦される。平成 22 年度は、薬学部 248 名が奨学金を受給している。

日本学生支援機構の奨学金は、日本経済の大きな変化に伴い経済的理由により就学が困難な優れた学生等に対して与えられ、学生が安心して大学での教育を受けられる環境の構築を目指すものであり、教育の機会均等に大きく貢献している。現状では、希望者全員が第一種奨学金、第二種奨学金のいずれかの奨学金を受給できる状況となっている。

#### 3) 地方自治体奨学金

地方自治体より貸与される奨学金で、平成 22 年度は 3 名がこれを受けている。

### ②生活相談等

本学には薬学部・歯学部共通のカウンセリング室が設置されており、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが、学生の自己発見や問題解決を援助している。また、薬学部では、各学年を複数のクラスに分割し、各クラスに担任（薬学部教員）を配置し、個々の学生の学業を含む生活全般についてのきめ細やかな相談や指導を行っている。また、薬学部全教員が一週間の中で学生の相談に対応できる時間（オフィスアワー）を設定し、その時間内であればクラス担任とは関係なく、学生は自由に希望する教員と学生生活全般について相談できる体制が構築されている。特に薬学共用試験を控えた第 4 学年にはアドバイザー制度（薬学部教員が各学年小人数（4～6 名）を受け持つ）により、早期に問題を抱える学生を発見し、指導を行える体制を整えた。5 学年からは特別実習（卒業論文）を行うために研究室ごとに配属され、各研究室の指導教員が研究活動を通じて配属学生の生活全般につ

いてのきめ細やかな指導を行っている。平成 22 年度における一研究室への学生配属数は、5～6 名である。

生活相談（学業の悩み、将来の方針、対人関係の問題、精神的な悩み、経済問題、住居問題など）のためにカウンセリング室に訪れた学生の延べ数は、平成 22 年度 23 名（1 年生 12 名、2 年生 4 名、3 年生 1 名、4 年生 4 名、5 年生 2 名）であった。カウンセリングを行った延べ回数は、平成 22 年度 243 回（1 年生 138 回、2 年生 50 回、3 年生 1 回、4 年生 5 回、5 年生 2 回）であった。こうした数値から、カウンセリングが学生間に周知され、信頼されていることがうかがえる。また、学生が抱える日常的な問題は、クラス担任あるいは配属された研究室の指導教員を中心に解決が図られている。

個々の学生にはそれぞれ個性があり、各学生の人格を尊重しながら問題を事前に発見し、大きな問題となる前にその芽を摘み取るようなきめ細やかな対応が必要である。そのためクラス担任制度や研究室配属制度は、小人数の学生を日常的に見守ることができるので有効と判断される。しかし、こうした教員はカウンセリングの専門家ではないため、精神的な問題などに対して専門的に対応することは難しい。そこで、カウンセラーとクラス担任あるいは研究室指導教員間の密な連携が重要となっている。

### ③健康管理

1) 歯学部附属病院には、内科、外科、歯科の診療室があり、学生の日常の健康相談に応じるとともに、病気や怪我などの手当てを行っている。

#### 2) 定期健康診断

疾病の早期発見を目的として、「学校保健法」の定めにより定期健康診断（毎年 4 月）を薬学部全学生に義務付け、実施している。

#### 3) 感染症対策

薬学部では、6 年制教育第 4 学年が実務実習に備えて HBs 抗原抗体検査を実施した。それ以外に具体的な対策は行っていない。

### ④保険制度

父兄会の負担により、薬学部全学生が（財）内外学生センターが運営する「学生教育研究災害傷害保険」に加入している。この保険は、正課中、学校行事中、インターンシップなどを含めた課外活動中、または通学中に不慮の事故により傷害を受けた場合、保険金の給付が受けられるものである。薬学部全学生が加入している。こうした保険制度への加入は、学生が安心して勉学や課外活動に取り組む環境の構築に大いに貢献している。

### ⑤就職指導

平成 21 年 3 月に最初の卒業生を輩出した薬学部における就職活動は、薬学部教員からなる就職委員会が学事部学生課の就職担当職員と連携しながら行ってきた。就職指導とし

ては、外部講師を招いた就職ガイダンスの開催、就職セミナーの開催、郡山市商工会議所を通じたインターンシップへの参加、就職関係資料を集めたブース・掲示板の設置、『奥羽大学ニュース』『就職の手引き』などの編集・配布が行われている。

企業への就職を目指したカリキュラムの編成やインターンシップの充実、義務付けられている病院実習や薬局実習を通じた就職活動など、大学と学生が一体となった積極的な取り組みが求められている。

## ⑥課外活動

学生の課外活動を通じて、自主性を涵養し、豊かな学生生活を送るとともに、大学の発展に寄与することを目的として、「学友会」が設置されている。現在、「学友会」には、体育会系クラブ 21 団体、文化系クラブ 6 団体が加入しており、この他に同好会 4 団体があり、各団体に対して教員（准教授、講師）が顧問として指導、支援を行っている。

「学友会」は、会費及び父兄会からの助成金を基に運営され、実務は学生代表の手にゆだねられている。春季、秋季の 2 回の定期総会において予算が審議され、会計報告が行われており、学生の自己啓発に大いに貢献している。

薬学部・歯学部合同で毎年 10 月に開催される「奥羽祭」は、教職員及び地域一般市民が参加して開かれ、大学全体及び大学と地域社会の連携意識の高揚に貢献している。特に、著名芸能人を招いたアトラクションには大勢の地域住民が参集し学生とともに楽しんでいる。

課外活動は、学生同士の連絡を深め友情を育むとともに、学生生活に彩りを添え、社会性を身に付ける意味で非常に意義深い。さらに、薬剤師国家試験に向けた対策が中心となっている大学での生活の中で、課外活動は生活に潤いと変化を与え、気持ちのリフレッシュを図るとともに、歯学部学生との交流の場として有用なものとなっている。しかし、近年このような団体の中での活動より、個人もしくは小グループでの活動を好む傾向が強く、学友会活動の沈滞化傾向がある。

この他に、「郡山市ふれあい科学館」などが募集するボランティア活動などに参加する学生もおり、社会への積極的な参画として注目するとともに、積極的に推奨していくべきであろう。

## ⑦交通安全講習会

本学は人口約 33 万の郡山市に位置しているが、大学周辺の道路及び公共交通機関の状況から自家用車を通学的手段として用いる学生が多い。そのため本学では、車両を有する学生が自動車で通学する場合、大学に届け出て許可を得ることを義務付けるとともに、毎年 6 月に大学が開催する交通安全講習会（平成 22 年 6 月 3 日）を受講すること、通学のために学内の駐車場を利用する場合は「車両運転通学許可証」を提出し、許可を受けることを義務付けている。

交通安全講習会では、近隣の警察署より係官を招いて講演を依頼しており、臨場感にあふれた話は、交通事故の現状認識と交通安全に対する受講者の意識を向上させるうえで大いに役立つものとなっている。しかし、地域住民の自家用自動車の利用が増える一方で、公共交通手段（バス）は経済的な問題から運行本数を減らす傾向にあり、その結果、車による通学や自転車による通学が増える傾向にある。学生が巻き込まれる大きな交通事故が起きる可能性もあり、それを未然に防ぐため、自転車通学の学生を含めた交通安全対策、さらに郡山市・地域住民の協力を含めた総合的な安全対策が課題となっている。

#### ⑧薬物乱用防止

平成 22 年度「ダメ。ゼッタイ。」国連決議による「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知と、国民 1 人 1 人の薬物乱用問題に対する意識を高めることによって、薬物乱用防止に資することを目的として、平成 22 年 6 月 26 日（土）に郡山駅前広場にて 6.26 ヤング街頭「薬物乱用防止」キャンペーンが行われた。本学からは薬学部 6 名（1 年生 3 名、4 年生 3 名）がヤングボランティアとして参加した。薬物乱用の危険性は身近にあり、特に違法性については、薬剤師の欠格事項に関連していることから、薬学部生として薬物乱用防止のための啓蒙活動に役立つものとなった。

#### ⑨セクシャル・ハラスメント防止

近年、セクシャル・ハラスメント防止が社会的な課題として大きく取り上げられている。「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、その規程に則り「セクシャル・ハラスメント防止委員会」を設置し、構成メンバーが対応に当たっている。

#### ⑩ハラスメント防止

本学では、全ての構成員の人格を尊重し、公正で安全な環境における教育・研究・修学及び就業を保障するための、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントが生じた場合の対応を定めた「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、その規程に基づいた「奥羽大学ハラスメント防止委員会」を設置し対応に当たっている。

#### ⑪個人情報保護

近年、個人情報の漏洩が社会的な問題となっている。大学には、学生の成績等を含め多くの個人情報がある。そうした個人情報に対して、本学では「奥羽大学個人情報保護に関する規程」を定め、学生の個人情報の保護と取り扱いに対する配慮が図られている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

学生が学業に専念できるようにするための経済的な支援策や各種クラブ活動などは、現状

でも十分整備されている。また、就職についても、第一期卒業生を送り出す6年前から教員・学生を対象に取り組みをはじめており、十分評価できるものとなっている。さらに、ハラスメントや個人情報保護への対応や、学生に対するメンタルケアについても、教員全員で取り組んでおり、現状において、大きな問題点はないと評価できる。ただし、まだ実績としては6年間であり、今後継続的に内容評価を行い、学生の意見を聞くなど一層の改善が必要であろう。今後の問題点としては、大学の周辺の状況を考慮した食堂の整備や小人数でゼミを行うゼミ室使用時間の延長など、きめ細かな点における整備が求められる。

### 【将来の改善に向けた方策】

学生が安心して就学に取り組む環境を一層整備するために今後、以下のような取り組みを行っていく。

#### ①奨学金制度の充実

近年の社会情勢から、経済的な事情により就学を断念せざるを得ない事態に陥る学生が増加することが予想される。学生の将来を考え、このような学生を可能な限り救済することも大学の責務と認識し、奨学金制度の充実を図る。

#### ②個々の学生に対するケア

変化のスピードが加速する現代社会において、いろいろな問題を抱えた学生に対してきめ細やかな対応が求められる。こうした学生に対して、次のような対応を行う。

- 1) クラス担任制度、アドバイザー制度や講義を行う各教員の目を通した日常的なケアを通じて、早期に問題を抱える学生を発見し、専門的なケアが受けられる体制を作る。
- 2) 教員のオフィスアワー、配属された研究室における指導教員を中心とした日常的なケア、カウンセリング室での専門的なケアをお互いに連携させながら、個々の学生に最適のケアができる体制を構築していく。

#### ③家試験対策及び実務実習後の進路指導

平成23年度から実施される新薬剤師国家試験に対して、カリキュラムの工夫や配属研究室を通じた個別指導を一層充実させ、学生の学習意欲と基礎学力の向上を図る。また、義務となっている実務実習を円滑に進めるために、薬学部全教員が協力して受け入れ先の確保と実習時のフォローを行う。さらに、就職に当たっては学生部委員会、就職委員会そして学事部学生課就職担当職員が密接に連携しながら、就職セミナーの開催や企業との懇談会、インターンシップの充実などの取り組みを進める。

#### ④「奥羽祭」への取り組み

本学の理念に基づき、学生は教職員と一体となって明確なコンセプトを持ち、それを本学のメッセージとして広く学外に向けて発信できるように、また地域社会・住民との交流の場として大学全体で取り組んでいく。

#### ⑤学友会組織の拡充と活動の活発化

学友会の原点に立ち返り、組織の拡充を図るとともに、多くの学生が参加するような環境づくりを行う。

## 1 1 . 薬学部教員の業績評価報告

### (1)これまでの自己点検・自己評価の経緯

本学部では学生のアンケートを基にした各科目の「授業の自己評価報告書」を毎年行い、公表してきた。一方、歯学部では平成17年度に「歯学部教員評価委員会」が発足、教員の「教育・研究・診療」の3項目について評価を実施し、各教員に対してその結果を通知し、フィードバックを行った。平成18年度に、まず「教員の評価システム」を構築し、恒常的に教員の自己点検・評価を実施できるような体制作りが始まり、教員の業績評価（教育・研究・診療・学内運営活動・社会貢献）が可能となり、平成19年2月6日に「教員の総合的業績評価実施基準」が歯学部教授会で承認され、以降の活動が進められてきた。

薬学部においては創設5年目の平成21年度について「教員の業績評価」を実施する機運が高まり、先行する歯学部の基準を参考として、平成22年7月14日に「平成21年度薬学部教員業績評価報告書」を作成することが薬学部教授会で決定され、本年度も作成することとなった。

### (2) 薬学部教員の自己点検・評価について

#### 【到達目標】

これまでは「授業の自己評価報告書」に留まっていた自己評価を、「教育」という広い項目とし、さらに「研究」、「社会貢献」、「学内運営」の項目を加え、計4項目について自己点検・自己評価を行う。各評価項目について評価基準を整え、それに基づき自己評価を行っていく。評価結果は学部長の指名する評価委員により、客観的評価を加えて後、薬学部長が最終評価、総合評価を行う。このようにして得られた結果は本人にフィードバックされる。また、集計された結果は奥羽大学自己点検・自己評価報告書の中で公表していく。

## 【現状説明】

平成 22 年度に在籍した教員の中で、平成 23 年度も在籍している 37 名について業績評価を行った。評価項目は、①教育、②研究、③社会貢献、④学内運営の 4 項目とした。

### ①教員の業績自己点検・評価の方法

職位を①教授、②准教授、③講師、④助教、⑤助手の 5 つに区分し、5 段階評価した。

### ②授業の自己評価

学生による授業評価をもとに、各科目別の「授業の自己評価報告書」を作成した。

## 【点検・評価、長所・問題点】

教員の自己評価について、対象となる 37 名全員から協力が得られたことは評価できる。また、「自己点検・自己評価」は教員個々の基準で行われるため、実態とは異なった過大あるいは過小評価による誤差が生じる。これを最終評価の前に、学部長の指名した評価委員が中間評価を行うことにより、誤差をかなり是正できたと考えられる。

## 【将来の改善に向けた方策】

本学部では教員の業績自己評価は 2 回目であり、前年度の反省を踏まえて各評価項目の基準をある程度整えたものの、まだ十分ではなかった。今後、試行錯誤を繰り返しながら客観的に満足できる評価基準の整備が最も肝要と考えられる。

### a. 教育業績評価

#### 【現状説明】

評価項目については、先行している歯学部の教員業績評価を全面的に参考とした。

自己評価にあたっての評価項目、評価点は次のとおりとした。

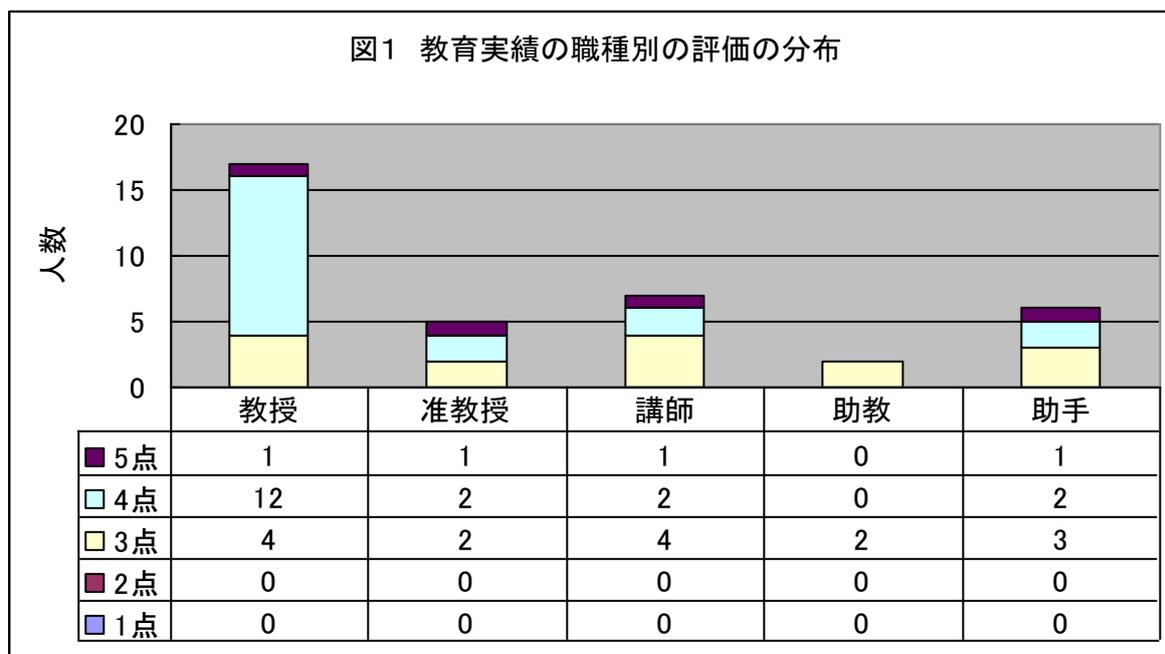
- ①担当科目の講義・演習・実習とコマ数（講義、実習・演習：4 点／1.5 時間）
- ②特別実習：60 点、③教材の作成：5 点／1 編、④共用試験 OSCE、CBT 担当者：3～9 点、
- ⑤FD 研修への参加：2 点／1 回、⑥試験監督：0.1 点／60 分、⑦早期体験：1 点／1 回、⑧学年主任：10 点、クラス担任：5 点、⑨課外活動顧問・課外活動引率・新入生オリエンテーション参加：1 点／1 項目

各項目について教員が評価点を算出し、その評価点を基に、次の記載を参考にして 5 段階の自己評価を行った。

5：きわめて高いレベルの活動が認められ、特に優れている。

- 4：水準を上回る高いレベルの活動が認められる。
- 3：平均レベル（水準に達している）の活動が認められる。
- 2：平均レベル以下（やや問題があり改善の余地がある）の活動である。
- 1：許容レベル以下（問題があり改善を要する）の活動である。

自己評価を基に、評価委員による評価、学部長による最終評価を行った。



**【点検・評価、長所・問題点】**

全教員が一致協力して教育を行っていることを考えると、十分妥当な結果が見られたと考えている。

**【将来の改善に向けた方策】**

本評価項目の選定、それぞれの評価項目の評価点について今後とも改善する必要がある。また、別途行っている学生のアンケートを基にした「授業の自己評価報告書」をここにどう取り入れるかが次年度以降の課題である。

**b. 研究業績評価**

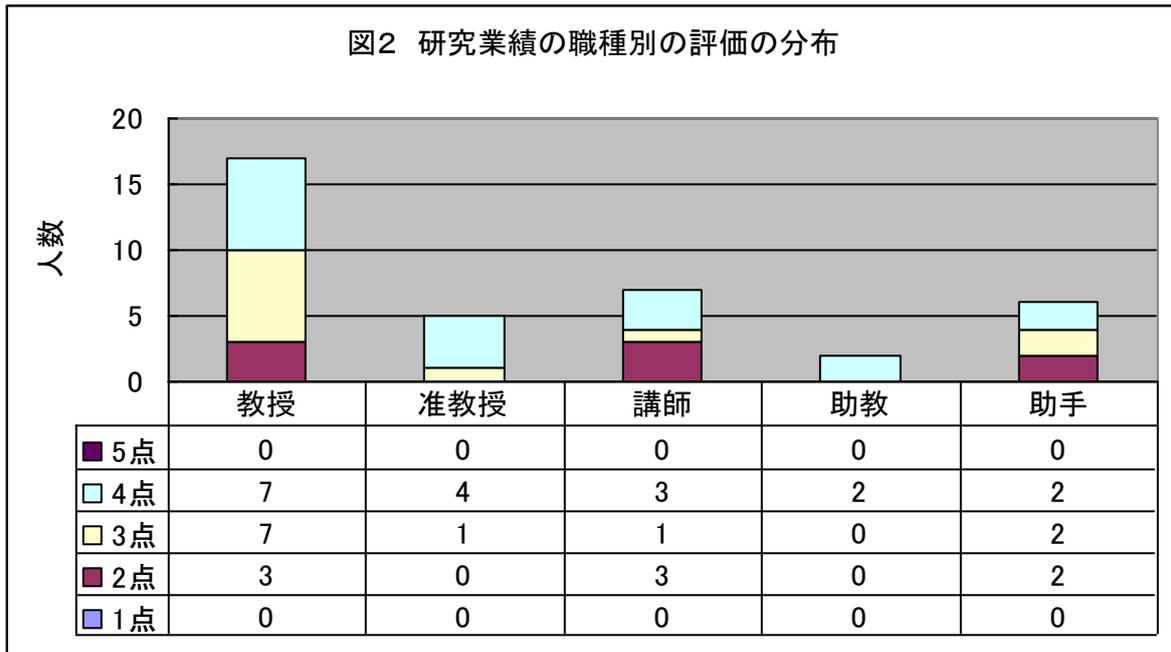
**【現状説明】**

研究は、教育と並んで教員の業績評価の重要な柱であるばかりでなく、教育の向上には不

可欠な基盤として位置づけられる。今回、別途「薬学部の研究業績集」をまとめているが、それと併せて研究業績評価を行った。

自己評価にあたっての評価項目、評価点は次のとおりとした。

1	著書	単著または単行本の編者	20/編
		共著者	5/編
2	総説・原著論文・症例報告		
	①英文誌	第一著者	25/編
		共著者	10/編
	Corresponding Author (第一及び共著と重複禁止)		20/編
	Impact Factor の年度合計 (IF 加算)		IF×10
	②邦文誌	第一著者	7/編
		共著者	3/編
	③学内誌、紀要 (報告書は除外)		
		第一著者	3/編
		共著者	1/編
3	学会発表		
	①国際学会	発表者	2/報
		共同発表者	1/報
		特別講演・シンポジスト	10/報
	②国内学会	発表者	1/報
		共同発表者	0.5/報
		特別講演・シンポジスト	5/報
4	外部資金獲得	研究代表者	30/採択
		研究分担者	10/採択
	支給額 200 万超 (加算)		20/採択
5	アワード		
		国際学会	100/受賞
		国内専門学会	50/受賞
	学会発表賞、優秀発表賞等 (発表者)		10/受賞
	学会発表賞、優秀発表賞等 (共同発表者)		5/受賞
6	科学研究費審査員		20



**【点検・評価、長所・問題点】**

前年度と比較してある程度改善は見られるものの、総合的に研究業績を見るとまだまだ不十分であると考えられる。この原因としては、研究組織体制が十分には形成されていないことが一因と考えられる。

**【将来の改善に向けた方策】**

十分な研究組織体制を形成するためには、教授1名に対して助手1名が配置されるよう、将来的に考える必要がある。

**c. 社会貢献評価**

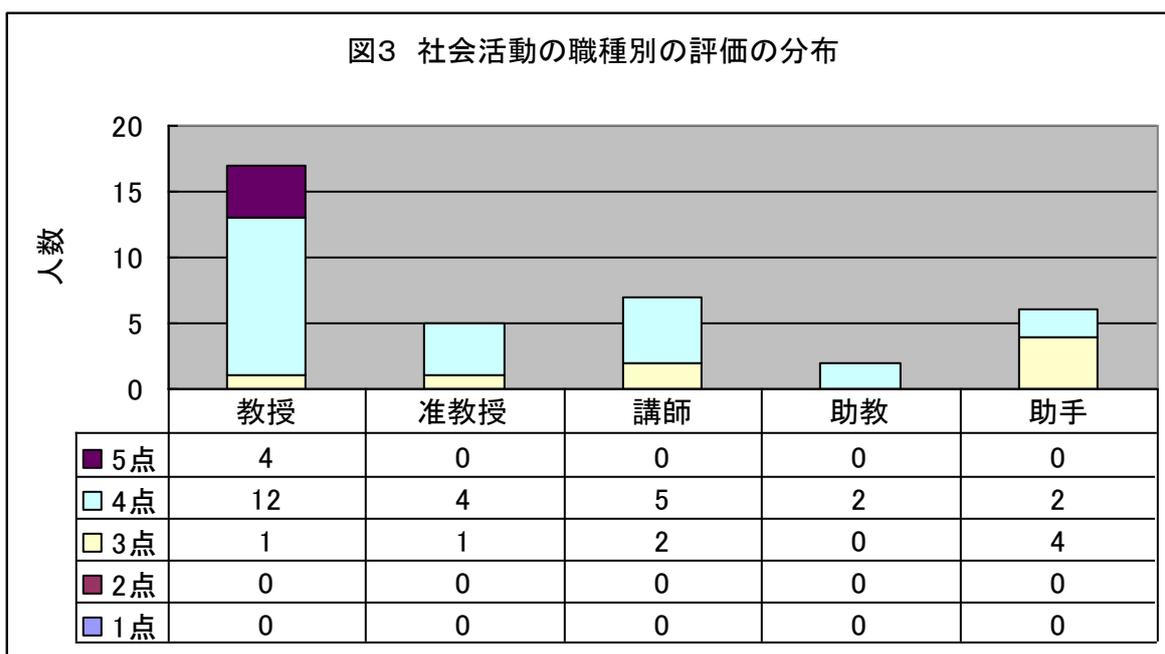
**【現状説明】**

大学に課された役割の一つに教育・研究活動に加えて、それらを基盤とした社会に対する貢献活動がある。

教員個人としての社会貢献は個人が属する研究分野の学会活動が中心であるが、他に地域保健、医療活動、公開講座の講師などがある。

自己評価にあたっての評価項目、評価点は次のとおりとした。

- ① 全国規模の学会活動  
 会長・理事長・幹事長：20 点/件、理事・幹事・監事：10 点/件、評議員：1 点/件、  
 学会委員：4 点/件、大会長：20 点/件、事務局長等：10 点/件、組織委員：5 点/件
- ② 国際学会の活動  
 学会役員：30 点/件、大会オーガナイザー：20 点/件、事務局長等：10 点/件、組織委員：5 点/件
- ③ 地方規模の学会活動  
 地方学会の長：10 点/件、地方学会委員：5 点/件、地方大会長：10 点/件、事務局長等：5 点/件、組織委員：3 点/件
- ④ 学術雑誌編集活動  
 編集委員長：50 点/件、編集委員：10 点/件、レフリー：20 点/件
- ⑤ 国・地方自治体における審議会等活動  
 国の審議会等の長：20 点/件、国の審議会等の委員：10 点/件、地方公共団体の審議会等の長：10 点/件、地方公共団体の審議会等の委員：5 点/件
- ⑥ 地域保健・医療等への貢献  
 辞令があったもの（タスクフォース等）：2 点/件、講演会等：1 点/回、保健医療活動（WS 参加等）：1 点/回
- ⑦ 国際交流への貢献  
 国家機関の専門家・委員等：10 点/件、地方公共団体の審議会等委員等：5 点/件、NPO・NGO・学内交流委員会での活動：1 点/件
- ⑧ その他の社会活動  
 公開講座：3 点/回、出張講義：3 点/回、講演会等：3 点/回、科学実験講座・薬用植物園見学会：3 点/回



## 【点検・評価、長所・問題点】

社会貢献活動は、学会活動（国際、全国、地方）、学術雑誌の編集・レフリー、国際交流、さらには地元あるいは大学で開催される公開講座など非常に多岐にわたる。これら以外にも幅広い社会貢献の可能性がある。これらを一元的に評価することは簡単ではない。また、職位、職種によっても社会活動は大きく影響を受けると考えられるが、十分妥当な結果が見られた。

## 【将来の改善に向けた方策】

教員個人の社会への貢献度を評価するためには、調査項目を見直し、拡充を図る必要がある。また、教員個人の進め方によっては、新たな社会貢献も十分可能であり、それら进行评估する体制が必要であろう。

### d. 学内の運営

#### 【現状説明】

組織の効率的な管理運営がなければ、研究は孤立し、教育は一貫した方向性が失われる。それゆえに、教員の学内の管理運営にかかわる業績も評価し、機能させる必要がある。

自己評価にあたっての評価項目、評価点は次のとおりとした。

① 大学運営に関する役職                      1) 薬学部長：100点、2) 学生部長：50点

② 薬学部運営に関する委員会

薬学部父兄会顧問：10点、副会長：7点、幹事5点

学生部委員会委員：10点、教授会幹事：幹事：5点、就職委員会（長：10点、員：5点）、薬用植物園運営委員会（長：10点、員：5点）、教育研修・講演会委員会（長：10点、員：5点）、教育研究業績出版委員会（長：10点、員：5点）、中央機器管理委員会（長：10点、員：5点）、入試委員会（長：10点、員：5点）、入学試験面接業務（委員：5点）、入学試験試験監督（委員：5点）、入学試験問題作成委員（長：10点、員：5点）、教育資格審査委員会（長：10点、員：5点）、共同研究費配分審査委員会（長：10点、員：5点）、新カリキュラム策定委員会（長：10点、員：5点）、自己点検・自己評価委員会（長：10点、員：5点）、実務実習連絡協議会（長：10点、員：5点）、危険物取り扱い主任：主任：10点、毒物劇物取り扱い主任：主任：10点

### ③大学運営に関する委員会

自己点検・自己評価委員会（長：10点、員：5点）、図書委員会（長：10点、員：5点）、セクシュアル・ハラスメント防止委員会（長：10点、員：5点）、学報委員会（長：10点、員：5点）、動物実験委員会（長：10点、員：5点）、動物実験研究施設運営委員会（長：10点、員：5点）、放射線安全委員会（長：10点、員：5点）、組換えDNA実験安全委員会（長：10点、員：5点）、電子顕微鏡研究施設運営委員会（長：10点、員：5点）、車両管理委員会（長：10点、員：5点）、情報セキュリティ委員会（長：10点、員：5点）、情報ネットワーク委員会（長：10点、員：5点）、奥羽大学倫理審査委員会（長：10点、員：5点）、図書館部門評価委員会委員（委員：5点）、ハラスメント防止委員会（長：10点、員：5点）、公開講座運営委員会（長：10点、員：5点）、廃棄物処理委員会（長：10点、員：5点）、オープンキャンパス・模擬授業（3点/回）、実習体験（3点/回）、広報活動等（3点/回）

### ④ 附属病院関連

薬局：薬局長：30点、薬剤師：10点、医科外来：医師：30点

### ⑤ 対外活動

日本薬学会薬学部広報委員（委員：5点）

日本私立薬科大学協会 教務部長会（委員：5点）、学生部長会（委員：5点）、日本私立薬科大学協会 薬剤師国家試験問題検討委員会 基礎薬学部会（委員：5点）、医療薬学部会（委員：5点）、衛生薬学部会（委員：5点）、薬事関係法規・薬事関係制度（委員：5点）

有限責任中間法人 薬学教育協議会（社員：5点）

薬学教育協議会 有機化学系教科検討委員会（委員：5点）

薬学教育協議会 生薬学・天然物化学教科検討委員会（委員：5点）

薬学教育協議会 物理化学系教科担当教員会議（委員：5点）

薬学教育協議会 分析化学系教科検討委員会（委員：5点）

薬学教育協議会 臨床科目担当教員会議（委員：5点）

薬学教育協議会 臨床化学関連教科担当教員会議（委員：5点）

薬学教育協議会 薬理学関連教科担当教員会議（委員：5点）

薬学教育協議会 薬剤学教科検討委員会（委員：5点）

薬学教育協議会 実務実習教科担当教員会議（委員：5点）

薬学教育協議会

ヒューマニティ・コミュニケーション教科担当教員会議（委員：5点）

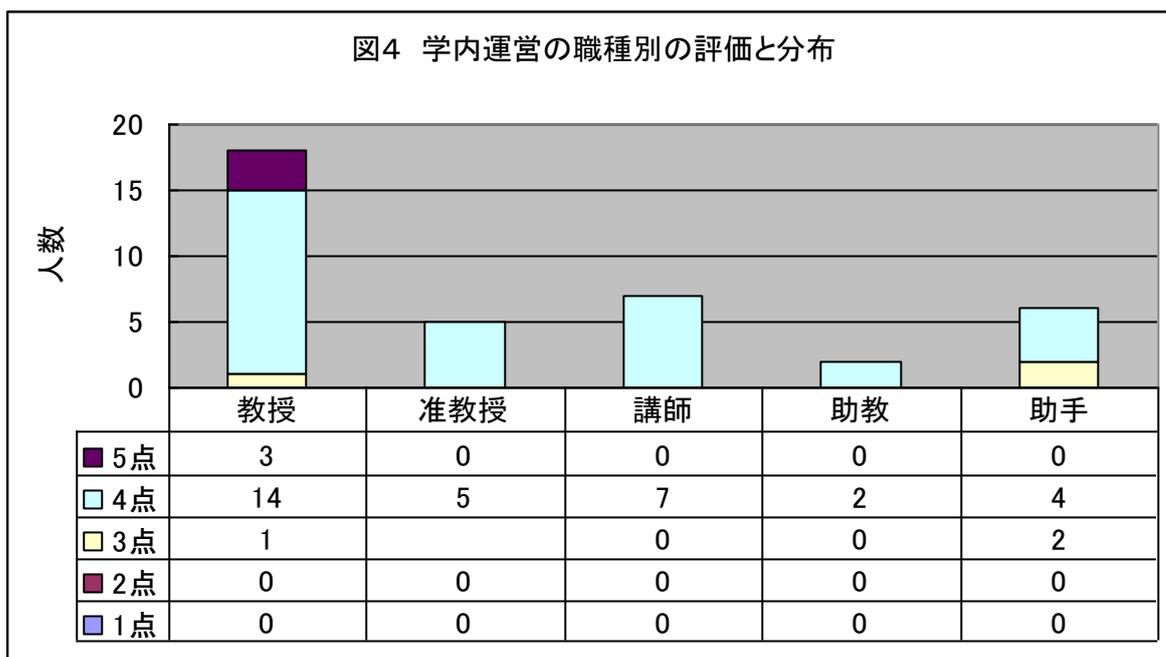
薬学教育協議会 薬学と社会教科担当教員会議（委員：5点）

薬学教育協議会 病態検査関連教科検討委員会（委員：5点）

薬学教育協議会 衛生化学・公衆衛生学教科検討委員会（委員：5点）

薬学教育協議会 放射薬学教育検討協議会（委員：5点）

薬学教育協議会 日本薬局方教科検討委員会（委員:5点）  
 薬学教育協議会 微生物学教科担当教員会議（委員:5点）  
 日本薬学会東北支部幹事（幹事:5点）、日本薬学会代議員（代議員:5点）  
 日本薬学会薬学教育改革大学人会議 CBT 問題委員会 問題精選作業メンバー  
 「生物系薬学」分野（委員:5点）  
 「薬と疾病（薬理系）」分野（委員:5点）  
 「薬学と社会」分野（委員:5点）  
 東北地区病院・薬局実務実習調整機構（大学）  
 WS 企画運営委員会委員（委員:5点）、大学間運営委員会委員（委員:5点）  
 薬学共用試験センター委員  
 CBT 実施委員会大学委員（委員:5点）  
 システム検討委員会大学委員（委員:5点）  
 OSCE 実施委員会大学委員（委員:5点）  
 広報委員会大学委員（委員:5点）



**【点検・評価、長所・問題点】**

学内運営において、教授が主体となることはやむを得ないことであるが、薬学部の全教員が一致協力して学内運営にあたっていることから、全教員が概ね高評価を得ている。

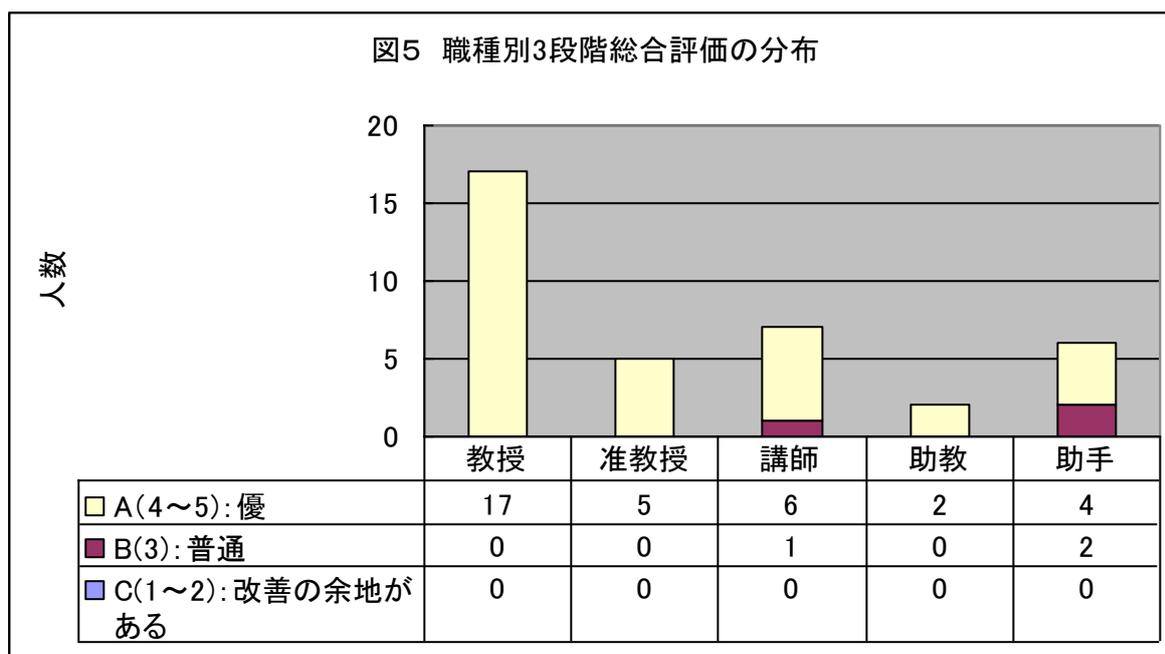
## 【将来の改善に向けた方策】

業績評価を開始して2回目であり、評価項目、評価点とも不十分と思われる。今後、回数を重ねつつ、よりよい評価方法の確立を目指してゆきたい。

### e. 教員の業績総合評価

#### 【現状説明】

教員評価は、各教員が教育・研究・社会貢献・管理運営に関する活動状況を自己点検して、所定の基準に従って各自が総合評価して課題の摘出と改善を図り、大学の使命・目的の達成に役立てることを目的としている。実施結果については、教授、准教授、講師、助教、助手の職位別にして点検項目ごとにまとめ、評価結果の分布を公開するとともに、「個人情報保護法」に基づき個人のデータは非公開とした。



#### ① 評価結果の通知

薬学部長は平成23年7月1日に総合業績評価結果を各項目の評価とともに、書面にて教員個人宛に通知した。

#### ② 異議の申し立て

- ・被評価者から、評価結果に対する異議を申し立てる制度を設けた。
- ・異議の申し立ては、評価結果の通知日から6日以内に書面にて薬学部長に申し出る。

- ・薬学部長は、被評価者から評価結果に対する異議の申し立てがあった時は、必要に応じて被評価者からの意見を聴取する。学部長は評価委員長とともに審議する。

## V. 図書館自己点検・評価報告

## 1. 図書館の理念・使命と目標

### (1) 理念・使命

本学図書館は、本学の理念・目的を支えるための基盤的な施設として、図書・雑誌・その他の媒体等から成る学術情報を広く収集、組織化し、これを効果的に提供するとともに、文献情報その他の情報サービスを行い、新たなる「知」の創出を側面より支援する。また、国内外からのニーズにも対応し、かつ地域社会との連携と協力を深めつつ、もって社会の発展に貢献することを理念・使命とする。

この理念・使命に基づく目標は次のとおりである。

### (2) 目標

#### a. 収集

図書・雑誌等を計画的、系統的に収集する。その際、学術専門書のほかに人間形成に必要な教養書の収集も行う。

また電子ジャーナルや e-book 等、電子媒体資料についても一層の充実を図り、教育、研究面からのニーズに応じていく。

#### b. 利用者サービス

貸出、閲覧、レファレンスサービスを含む情報サービス、情報リテラシー教育など各種の利用者サービスを行い、利用者の便益を有効なものとする。

#### c. 環境整備

快適な利用環境を整備するとともに、電子的図書館機能の充実を図る。

#### d. 「学術情報機関リポジトリ」の構築を推進する。

#### e. 他機関との連携・協力を行い、学術情報提供機能の強化に努める。

#### f. 地域住民への情報支援サービスを推進する。

## 2. 図書館の沿革と概況

本館は、本学の前身である「東北歯科大学」が創立した昭和 47 年 4 月を嚆矢とする。当初は、病院棟 1 階に本館を設け、一般教養図書 8,810 冊、専門図書 21,219 冊、雑誌 363 種をもってスタートした。しかし、図書館として用意された本館は壁面の湧水多湿に悩まされ、除湿器の設置をもってしても図書の保全是困難であったため、翌 48 年 3 月には病院棟 5 階へ移転せざるを得なくなり、併せて進学棟校舎に分室を設置した。

昭和 51 年 9 月、中央棟の完成に伴い、その 1、2 階を現在の本館として移転、進学棟分室を閉鎖した。

平成元年 4 月、文学部開設と同時に校名を「奥羽大学」と変更した。ここに本館は、

自然科学系と人文科学系の専門書を擁する新たな学術図書館へと踏み出すこととなった。昭和 48 年 5 月に東北地区大学図書館協議会、同年 6 月に東北地区医学図書館協議会、昭和 53 年 10 月に日本医学図書館協会、平成 2 年 3 月に私立大学図書館協会、さらに平成 17 年 11 月に日本薬学図書館協議会に加盟し、対外的な図書館活動が、一層促進されることとなった。

一方、文学部関係（平成 19 年 3 月廃止）の蔵書増加に伴い、書庫狭隘対策として、平成 5 年以降毎年小規模ながら書架の増設を行ってきた。平成 10 年には大規模な改修工事を行い、書架 7,473 段、総延長 6,725.7m の増設を行った。この改修工事では、1、2 階の出入口を、内部階段を設置することによって 1 ヶ所にまとめ、管理システムの効率化を図った。

さらに平成 16 年 4 月、薬学部新設に伴い、設置準備用の図書・雑誌等の購入を行い、また図書館拡張工事と書架増連工事（電動書架 18,000 冊、固定書架 17,100 冊）を図り、収容能力 224,000 冊となった。

業務の機械化・情報サービス等については昭和 55 年 2 月、「JOIS」オンライン公衆回線端末機を導入設置し、「JICST」の文献検索サービスを開始した。昭和 57 年 11 月「DIALOG」導入、平成 7 年 6 月学術情報センター接続、以後「Medline」、「医学中央雑誌」等各種のデータベースの利用が可能となった。図書館管理システムについては、平成 3 年から「NEW 図書Ⅱ」を使用したが、平成 5 年には「情報館」にバージョンアップを図り、カウンター業務、発注・受入処理、資料組織化、利用者管理等図書館業務のトータルシステムが完備し、平成 9 年 6 月には約 18 万冊の図書データ遡及入力を完了した。

さらに、今日の情報通信技術の発展を視野に入れ、平成 12 年にインターネット接続端末を設置し、利用者が自由に各種の情報検索を行えるようにした。また、図書館のホームページも開設した。

職員数については、現在図書館長総括のもとに、専任職員 6 名が業務に専念している。また、本学図書館に関する重要事項を審議し、かつ業務の円滑な運営を図ることを目的として、歯学部、薬学部の教員若干名をもって図書委員会が構成され、奥羽大学図書委員会規則に基づいて活動を行っている。

### 3. 図書等の収集と体系的整備

#### 【現状説明】

#### ① 図書収集と選書

図書購入希望者は、各学部に配分された図書予算の範囲内において、館長に図書購入申請書を提出し、図書委員会の議を経て決定している。図書予算とは別途枠の個人研究費で購入する分については、教員各自の責任において執行され、図書館資料とし

て一元的に組織化と管理を行っている。

学習図書は、講義要綱やカリキュラムを参考として、教員、図書館職員が随時選書を行い、また学生からの希望図書は授業との関連を勘案して購入している。

## ②雑誌収集方針と見直し

雑誌の収集方針は、言うまでもなく本学の学部構成と密接に関連している。歯学部、薬学部を中心とした自然科学系と、一般教養とその周辺分野が収集の対象となる。学術雑誌の継続、新規、中止等の見直しについては、年1回各学部、講座等を対象としたアンケート調査を行い、図書委員会の議を経て決定している。最近における雑誌費高騰（特に外国雑誌）が予算を圧迫している現状にかんがみ、選択を厳選せざるを得ないのが現状である。

また電子ジャーナルについても、その利用効率、冊子体との調整を図りながら、随時タイトル数の増加に努めている。

## ③図書館資料数並びに資料購入費

平成23年3月31日現在の蔵書総数は238,104冊である。過去5年間の蔵書増加の推移を見ると、平成18年度3,281冊、平成19年度2,662冊、平成20年度2,730冊、平成21年度2,788冊、平成22年度2,145冊、である。

### 1)年間受入冊数

(冊)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
専門図書受入冊数	2,446	1,734	1,677	1,527	1,398
一般図書受入冊数	835	928	1,053	1,261	747
合計 (B/N含む)	3,281	2,662	2,730	2,788	2,145

### 2)総所蔵冊数

(冊)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般教養 関係図書	和書	59,979	60,773	61,658	90,376	91,028
	洋書	25,397	25,531	25,699	43,233	43,328
専門教育 関係図書	和書	78,556	79,458	80,475	53,705	54,495
	洋書	63,847	64,679	65,339	48,645	49,253
合計		227,779	230,441	233,171	235,959	238,104

※平成18年度に廃止となった文学部関係専門図書は平成21年度に一般図書に振り替えた。

3) 図書・バックナンバー別所蔵冊数 (冊)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
単行書	和書	107,234	108,382	109,698	111,138	112,049
	洋書	44,559	44,631	44,670	44,757	44,793
バックナンバー	和書	31,301	31,849	32,435	32,943	33,474
	洋書	44,685	45,579	46,368	47,121	47,788
合計		227,779	230,441	233,171	235,959	238,104

※バックナンバーを製本した場合、冊数単位として集計してある。

4) 学科別所蔵冊数 (冊)

	歯学		医学		薬学	
	和	洋	和	洋	和	洋
図 書	10,886	4,939	16,896	8,737	4,358	2,615
バックナンバー	4,825	5,142	17,088	26,659	442	1,161
	一般				合計	
	和	洋			和	洋
図 書	79,909	28,502			112,049	44,793
バックナンバー	11,119	14,826			33,474	47,788

5) 雑誌所蔵種類数 (種類)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
継続受入 種類数	和雑誌	540	468	455	453	490
	洋雑誌	257	233	206	213	199
合計		797	701	661	666	689
所 蔵 種類数	和雑誌	1,061	1,065	1,066	1,069	1,136
	洋雑誌	1,235	1,237	1,243	1,250	1,253
合計		2,296	2,302	2,308	2,319	2,389

6) その他の資料所蔵数 (視聴覚資料) (点)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
16 ミリ映画フィルム		10	10	10	10	10
スライド		148	148	148	148	148
録音	カセット	417	417	417	417	417
テープ	オープンリール	7	7	7	7	7

ビデオテープ	1,798	1,800	1,800	1,800	1,800
レーザーディスク	44	44	44	44	44
コンパクトディスク	85	85	85	86	86
CD-ROM	139	155	168	180	184
フロッピーディスク	8	8	8	8	8
DVD	266	276	280	324	344
DVD-ROM	4	4	4	4	13
その他	32	28	28	28	28
合計	2,958	2,982	2,999	3,056	3,089

## 7) 資料購入費

(千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
図書	和書	6,589	4,138	4,927	4,715	3,588
	洋書	2,653	1,667	728	1,272	534
計		9,242	5,805	5,655	5,987	4,122
雑誌	和書	3,253	3,208	2,962	3,004	2,910
	洋書	37,411	46,460	45,795	43,932	42,830
計		40,664	49,668	48,757	46,936	45,740
バックナンバー		0	0	0	0	160
電子媒体		3,943	6,593	6,641	6,401	6,398
視聴覚		1,115	104	97	1,337	476
その他(新聞ほか)		3,228	3,224	3,452	3,607	3,693
合計		58,192	65,394	64,602	64,268	60,589

### 【点検・評価、長所・問題点】

#### ① 図書収集と選書

- ・収集方針の成文化は必ずしも必要条件であるとは言えないが、収集のポリシーは明確にしておく必要がある。言うまでもなく歯学関係、薬学関係並びに一般教育を含む教養図書が中心となる。(文学部は平成 18 年度をもって廃止)
- ・歯学部、薬学部の教育内容に即応した図書・雑誌等の配備は不可欠である。一方、刊年の古くなった医学・生命系図書の配置をどうするか。利用効率、空間スペース等の関係から利用の実態調査を行い、利用頻度の低下した資料の別置により、新たに確保した書架スペースに新しい刊行年の図書を配架することが望まれる。
- ・蔵書構成の一般的な印象として、新しい出版年の図書並びに教養的な図書の不足が目につく。教養図書や学生用参考図書について、その選書と予算措置について検討する。
- ・学生の希望図書も歓迎したい。また、見計らい図書を利用者に公開し、購入希望を聴

取するのも一方法と思われる。

- ・歯学部、薬学部の『授業概要』に掲載された参考書等を積極的に購入し、授業に結びつけている点は評価できる。

## ②雑誌収集方針と見直し

- ・定期的に年1回の教員アンケート調査を基本として選択している。特に歯学部、薬学部を有する本学図書館においては、雑誌は最も重要な情報源となるため、学問分野間のバランスを欠くことがないように全般的な見直しと調整を図る必要がある。  
雑誌は教員のみならず、学生指導においても欠くことのできない媒体である。さらなる種類数の増加が望まれる。
- ・電子ジャーナルについても、そのメリット、デメリット、冊子体との関係等を勘案し、順次タイトルの増加を図る。

## ③図書館資料数並びに資料購入費

- ・平成22年度までの総所蔵冊数は238,104冊、雑誌所蔵種類数は2,389種類（うち継続受入は689種類）であるが、この数字が他の大学図書館、特に本学と同規模同類の図書館と比較した場合、如何なる位置にあるかを見ておくことは、図書館の評価を考える上で重要な指標となる。  
当然のことながら、本学の歴史は浅いということも考慮に入れる必要があるが、概して出版年の新しい図書の購入が不足している反面、本学歯学部が発足した当時に用意された刊年の古い医歯学系の図書がそのまま書架空間を占めていることは非効率である。
- ・雑誌所蔵種類の多寡は、特に歯学部、薬学部を有する本学にとって研究上の生命線ともなるもので、他の医歯薬学系の図書館との比較を試み、水準の高い図書館の数値を目標として、向上を図る努力が望まれる。
- ・資料購入費については、その経年推移をみると大きな変動は見られないが、今後は増えるであろう電子媒体に要する経費については注目しておく必要がある。
- ・特筆すべきは、外国雑誌費が毎年10数パーセントの値上がりを余儀無くされている点である。予算は例年並みという状況の中でどのように雑誌の選択をしていくかは難問である。より充実した研究、教育活動が展開できるよう、予算の枠組みや増額について検討すべきであろう。
- ・本学図書館は開設以来、図書館資料を廃棄したことがない。  
しかし資料にも「資料」としての寿命は存在する。特に自然科学系の場合は、5年を経過すると急速に利用頻度は減少すると言われている。  
資料の廃棄は「利用」と「財産管理」の両面から検討する必要はあるが、まずその前に廃棄の方針・基準を示す必要がある。「図書館資料廃棄規則」の制定が望まれる。

## 【将来の改善に向けた方策】

- ・資料の廃棄について、かねてからの検討事項でもある「図書館資料廃棄規則」を制定する。
- ・本学図書館で利用できる情報検索用の大型データベースには SciFinder や医中誌があるが、ほかに必要とするデータベースにはどんなものがあるかの利用調査を行い、必要に応じてその導入を推進する。
- ・教養的な図書の購入予算枠を設定し、学生の読書の向上に期待したい。

## 4. 施設・設備の整備状況

### 【現状説明】

#### ①面積・スペース

本館の用途別面積は次のとおりである。

(㎡)				
総面積	事務室(含館長室)	閲覧室	書庫	サービススペース
2,635	247	618	1,280	490

#### ②資料収容能力

本館の収容可能冊数は 224,000 冊である。

(書架棚段数 8,942 段、1 段 25 冊収容として計算)

#### ③機器・備品の設備状況 (主なるもの)

##### 1) 通信機器

NTT FAX J302N 1 台

##### 2) パソコン・ワープロ

FUJITSU PRIMERGY TX120 S2 1 台

FUJITSU FMV-D5290 7 台

FUJITSU FMV Desktop C620 4 台

FUJITSU FMV Desktop C630 2 台

NEC PCMA86T/CFLTDG8 1 台

NEC PCMY25XRZ66J8F 1 台

Macintosh eMAC 1 台

HP Compaq dx6100ST 1 台

	SONY VAI0 PCG-GPT 55F/B	1 台
	TOSHIBA dinabook Satellite J60	1 台
	NEC Valuestar PC-VL35080	1 台
	Macintosh eBOOK G4	1 台
3)	プリンター	
	EPSON LP-8900	1 台
	Canon PIXUSiP4700	2 台
	EPSON PM-720C	1 台
	Canon PIXUSiP4200	1 台
	Canon PIXUS455i	1 台
	Canon PIXUSiP3300	3 台
	Canon PIXUSiP3500	2 台
4)	複写機	
	富士 XEROX DC1250 (コイン式)	1 台
	富士 XEROX DC250 (カード式)	1 台
5)	タイプライター	
	欧文タイプライター (IBM 電動)	1 台
6)	スライド映写機	
	シンガーカラメイト 3300J	2 台
	エルモ A33 スライド映写機	1 台
7)	入退館ゲートシステム	1 基
8)	その他	
	オーディオブース	6 台
	カセットテープレコーダー	1 台
	CD ラジカセ	3 台
	VHS ビデオデッキ	2 台
	U マチック	1 台
	マイクロリーダー	1 台
	マイクロリーダープリンター	1 台
	バーコードリーダー Welcat Touch7-USB	1 台
	ハンディーターミナル DENSO BHT-300B	2 台

#### ④閲覧座席数・書庫スペース

本館の閲覧座席数は 231 席である。図書館の沿革の項でも述べた通り、書庫狭隘化に伴う対策として、書架の増設は毎年小規模ながら行ってきた。平成 10 年と平成 16 年に大規模な改修工事を行い、224,000 冊の収容が可能となった。現在の所蔵冊数 238,104 冊は、計算上は収容能力をオーバーしているが、収容可能冊数の積算を書架 1 段 25 冊として、かなりの余裕をもたせた計算となっているためである。

閲覧座席数 231 席は、学生入学定員 1,512 人（含大学院生 72 人）の 15.3%に相当するため、大学図書館としての基準はクリアしている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

#### ①面積・スペース

- ・全体的に手狭の感がある。特に雑誌架コーナーの空間スペースが狭い。
- ・インターネット端末利用者の増大にかんがみ、PC 設置場所、視聴覚ブース、コピー機等の位置について、これでよいかどうか検討する必要がある。
- ・少人数による討論・学習を行うセミナー室が皆無である。図書館資料を使ってセミナーが行える程度の室の確保が望まれる。
- ・受付カウンターが階段の真下にあり、粉塵の面でよい作業環境とは言えない。受付カウンターの位置について検討する必要がある。

#### ②資料収容能力

- ・ここ数年間の余裕はみられるものの、年間約 2,000～3,000 冊前後で増加を勘案すると、早晚書庫のパンクは明らかである。対策案として、閲覧機の配置を再検討することにより空間を設けて、書架の増設を図る。また、図書分室の設置、研究室への分散等が考えられる。
- ・資料の廃棄、電子媒体資料の活用等も検討すべきであろう。

#### ③機器・備品の設備状況

- ・PC の台数が適正かどうか検討する。
- ・案内板が少ない。PC で検索しても書架上の位置関係が分かりにくい。書架の配置図ほか必要とする案内板の設置が望まれる。

#### ④閲覧座席数・書庫スペース

- ・通常年における図書等の増加を考えると、書庫スペースの拡充は必須である。
- ・閲覧座席数は基準値に達しているものの、1 階閲覧室と 2 階閲覧室のバランスに問題はないか、検討する。

## 【将来の改善に向けた方策】

書架スペースの狭隘化対策としての書庫の増設は、建設並びに財政的な問題に関連してくる問題のため早急な実現は困難であるが、一つの案として図書館に隣接している書庫等の部屋を改築して書庫の拡張を図る。

一方、図書館とは距離的に離れた場所に設置する分散方式は上策とは言えないが、場合によってはこの方式を採用することも検討する。

## 5. 利用者へのサービス

### 【現状説明】

#### ①開館状況

##### 1)年間開館日数

過去5年間の本館開館日数と、全国大学図書館平均開館日数は次のとおりである。  
(日)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
本館開館日数	278	276	273	271	258
全国平均開館日数	269	268	270	未集計	未集計

※全国平均開館日数は、文部科学省の学術情報基盤実態調査による。

※平成23年3月12日～3月31日は東日本大震災のため休館。

##### 2)時間外開館時間数

開館時間は平日午前9時から午後7時まで、土曜日は午前9時から午後4時までである。

時間外開館とは、午後5時以降の開館時間を示しており、平成14年度以降実施している。  
(時間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
時間外開館時間数	432	721	454	449	428

#### ②閲覧・貸出サービス

過去5年間の閲覧・貸出サービスの現状は次のとおりである。

##### 1)入館者数(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総入館者数	64,467	67,631	61,536	49,806	49,221
1日平均入館者数	232	245	225	184	191

## 2) 館外貸出

(人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
貸出利用者数	3,393	3,175	3,637	3,766	3,810
貸出利用冊数	6,095	5,651	6,389	6,559	6,379
1 日平均利用者数	12	12	13	14	15
1 日平均利用冊数	23	20	23	25	25

## 3) 館外貸出利用者内訳

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	人数	冊数								
歯学部学生	891	1,396	1,006	1,564	1,417	2,122	1,679	2,465	1,864	2,719
文学部学生	124	233								
薬学部学生	505	750	494	700	485	687	467	708	481	780
大学院生	279	696	265	592	393	908	313	801	216	623
研修生	253	360	188	282	125	205	75	99	293	378
歯学部教員	819	1,701	870	1,889	935	1,916	827	1,782	611	1,289
文学部教員	164	260								
薬学部教員	193	441	141	339	131	331	110	260	91	195
職員	148	222	195	257	126	173	272	394	213	307
卒業生	6	16	12	24	24	44	12	25	16	33
学外者	11	20	4	4	1	3	11	25	25	55
合計	3,393	6,095	3,175	5,651	3,637	6,389	3,766	6,559	3,810	6,379

※文学部は平成 19 年度以降廃止。

## 4) 平成 22 年度貸出図書ランキング ベスト 20

順位	回数	請求記号	著者名	書名	出版者
1 位	51 回	497.6 Sh33	相馬邦道 他編集	歯科矯正学	医歯薬出版
2 位	42 回	497.4 Sh58	戸田忠夫 他編	歯内治療学	医歯薬出版
3 位	39 回	497.4 H97	平井義人 編集代表	保存修復学	医歯薬出版
4 位	34 回	497.4 R45	吉江弘正 他編	臨床歯周病学	医歯薬出版

5位	31回	497.1 Ko45	駒美和子編 加藤和英編	マッチングの達人 2009 歯科医師臨床研修マッチング対策	達人の会
6位	27回	497.2 Sh33	石田甫他編	歯科薬理学	医歯薬出版
7位	26回	497.1 L62	リーフゴット著	リーフゴット歯科学のための 解剖学	西村書店
8位	23回	497.1 N68	麻布デンタル アカデミー編	基礎 歯科医師国家試験参考 書 New Text 2010-1	麻布プレス
8位	23回	497.1 N68	麻布デンタル アカデミー編	衛生 歯科医師国家試験参考 書 New Text 2010-2	麻布プレス
10位	21回	497.1 Si1	日比野靖著	歯科理工学サイドリーダー	学建書院
10位	21回	497.4 H64	平井順著 高橋慶壮著	臨床歯内療法学 JH エンドシステムを用いて	クインテッセンス出版
12位	20回	497.1 Ki59	森本俊文編 山田好秋編	基礎歯科生理学	医歯薬出版
12位	20回	497.5 Ko11	小倉英夫編 高橋英和編	コア歯科理工学	医歯薬出版
12位	20回	497.1 N68	麻布デンタル アカデミー編	外科・放射 歯科医師国家試 験参考書 New Text 2010-6	麻布プレス
15位	19回	497.3 Ko45	白砂兼光編 古郷幹彦編	口腔外科学	医歯薬出版
16位	18回	497.4 Sh96	赤坂守人 他編	小児歯科学	医歯薬出版
16位	18回	497.1 C27	達人の会	CBTの達人(別冊写真付) Computer based testing	達人の会
18位	17回	497.4 E59	高橋慶壮 編著	エンド・ペリオ病変の臨床	医歯薬出版
18位	17回	499.1 Ko11	薬学セミナー 編	生物系薬学	薬学セミナー
20位	16回	497.3 H99	野間弘康 他編	標準口腔外科学 第3版	医学書院
20位	16回	497.4 Ka62	戸田忠夫 他編集	歯内治療臨床ヒント集	クインテッセンス出版

※複本のある資料は合計回数とした。

### ③各種の情報サービス

過去5年間の各種情報サービスは次のとおりである。

#### 1) 文献複写

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
学内	件数	17,584	12,782	9,501	8,463	819
	枚数	87,917	76,692	57,003	50,714	4,813
学外	件数	560	514	423	449	377
	枚数	2,257	2,140	1,755	1,896	1,475
総件数		18,144	13,296	9,924	8,912	1,196
総枚数		90,174	78,832	58,758	52,610	6,288

※学外は相互利用サービスを含む。

#### 2) インターネット利用件数

(件)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教員	542	446	457	309	90
大学院生	1,934	1,098	520	381	615
学生	1,708	2,050	1,864	960	1,018
その他	2	5	21	1	193
合計	4,186	3,599	2,862	1,651	1,916

#### 3) 「私の選んだ5冊」・「学生時代に読んでおきたい本」

学生の一般的な教養や読書意欲を高めるため平成12年度から、専任教員に「私の選んだ5冊」「学生時代に読んでおきたい本」というテーマのもとに、幅広い立場から教養としての図書を推薦してもらい、その結果を小冊子にして学生に配布している。そこで取り上げられた図書は、館内入り口付近に特別のコーナーを設け陳列し、閲読・貸出の便を図っている。

#### 4) 企画展示「蒲生明展」

大正10年、郡山・田村地方では最初の薬剤師となった蒲生明さん（明治29—昭和45）の約60年にわたる日記帳や調剤で使用した薬研などの器具類を紹介する「郷土が生んだ漢方医薬の開拓者 蒲生明展」は平成22年9月1日から9月30日まで図書館2階閲覧室で開催した。蒲生明さんが独学で使用した図書類はバックナンバー一室に「蒲生明文庫」として保存されている。また、その図書目録も完備している。

### ④図書館利用者教育、広報活動

#### 1) 新入生全員を対象として、入学時のオリエンテーションの中で図書館の総合利用案

内を行っている。口頭説明のほか、図書館作成のリーフレット「図書館利用のしおり」を配布している。

2) 文献検索の利用案内として、希望者には文献検索の説明を行っている。

3) 本学ホームページの中で図書館の利用案内を行っている。

#### ⑤相互利用サービス、他の図書館の利用

1) 受付 (件)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
現物		5	3	8	1	3
複写	件数	560	514	423	449	377
	枚数	2,257	2,140	1,755	1,896	1,475
謝絶		31	29	16	14	12
合計		596	546	447	464	392

2) 依頼 (件)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
現物		13	2	4	4	0
複写		495	456	410	410	283
海外利用		1	1	0	0	0
謝絶		2	0	4	2	1
合計		511	459	418	416	284

3) 他の図書館の利用

福島県内大学図書館間相互協力協定書により、加盟館間相互の図書館利用の便を図っている。利用対象者は加盟館（大学・短大の図書館 13 館）と参加館（公立図書館 19 館）間における図書館及び研究者。相互利用の範囲は閲覧、複写、館外貸出、参考業務とし、利用条件、利用方法は利用受入館の定めるところによる。

また他の大学図書館の利用を希望する者には、本学図書館長名による「利用願い」を発行しているので、利用時にこれを利用受入館に提示することになっている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

①開館状況（年間開館日数、時間外開館時間数）

- ・年間開館日数は、過去数年間を通してほぼ 275 日と一定しており、全国平均 270 日（平成 20 年度学術情報基盤実態調査）を上回っていることは評価できる。むしろ問題は時間外開館にある。つまり閉館時間を何時にするかである。

- ・歯、薬の両学部とも実験系の学部であるため、実習、会議、授業、臨床等が終了してから利用は困難である。したがって午後 8 時あるいは午後 9 時までの延長を望む声がある。
- ・学生からは、テスト時だけでもよいから短期間の開館時間の延長希望の声が聞かれる。
- ・サービス時間の拡大と人員（職員）配置の問題は表裏の関係にあるので十分に検討する必要がある。
- ・夜間の無人開館（図書館員の居ない状態）、あるいは学生アルバイトを配置したらどうかという意見もある。

#### ②閲覧・貸出サービス

- ・本学大学院の学位論文の集中管理とその閲覧を容易にする必要がある。
- ・視聴覚資料の購入と利用の実態が明らかになっていないので、利用の促進を含めて再検討する。
- ・地域における学術的な拠点となり得るよう、地域住民への開放、貴重な資料の展示公開等を検討する。
- ・利用される資料の「閲覧回転率」や利用頻度数、貸出数等統計手法によるサービス表価方法を参考として、閲覧・貸出サービスの分析を図り、利用の向上を目指すことが望まれる。

#### ③各種の情報サービス

- ・情報検索用として、海外の有力データベース、例えば OCLC First Search、BL inside Web、ProQuest など、また歯学・薬学関係の専門的なデータベース例えばメディカルオンラインなどの導入について検討する。無料の各種データベース、サイトについても、その案内を図書館の情報サービスの一環として行うことが望まれる。
- ・レファレンスサービスとは何かという図書館利用の入口部分のところが利用者には十分理解されていない感がある。利用者教育との関連においてその PR に取り組む必要がある。
- ・「私が選んだ 5 冊」は平成 15 年度で中断しているが、平成 20 年度に「学生時代に読んでおきたい本」として復活した点は評価できる。
- ・文献複写と著作権との関係について、利用者に認識を深めてもらうため、複写申込の記入を励行するよう指導する。
- ・コピー機が少ないという利用者の声がある。  
プリペイドカードなどで手続きを簡便にする方法も検討する。

#### ④図書館利用者教育、広報活動

- ・図書館の利用案内は、入学時における図書館利用の総合案内だけでは不十分であり 2 年生以上の学生に対しても、「文献利用指導」(Bibliographic instruction) と

いう形で、きめ細かく行うことが望まれる。また、大学院生や臨床研修医、教員をも対象として実施することが望まれる。

- ・本館のホームページに、広報の一環として図書館利用案内を掲示しているが、情報サービスの拡大という視点でさらなる充実が望まれる。

電子ジャーナルやデータベースの利用法については、特に力を入れる必要がある。

#### ⑤相互利用サービス、他の図書館の利用

- ・全国の大学図書館にとって、図書館の一般開放は当面する課題となっている。その根拠には resource sharing という共通認識がある。昨今は紹介状を持参すれば他の図書館が利用できるという、いわば制限的利用の形態から、「身分証明書」だけでの入館方法へと変わりつつある。既に国立系の大学図書館では、「身分証明書」だけでの他大学図書館への入館制度は制度として定着している。
- ・東北地区の大学図書館間では、平成 14 年度に東北地区大学図書館間相互利用手続き申し合わせを行った（東北地区大学図書館協議会の総会）。その骨子は、(i) 来館利用の際の持参資料については、従来必要とした「利用依頼書・閲覧許可願」等に代わり、所属大学発行の「身分証明書」「学生証」等の本人確認が可能なものの提示により利用を可能とすること。(ii) 各大学それぞれの事情があり、また確実に資料を入手するためにも事前連絡は必要と思われるが急な来館についても、受入館はできるだけのサービスを行うこと。(iii) 相互利用を円滑に行うため、各館は所属する研究者、学生に対して相互利用手続きに関する十分な利用者教育を行うこと等である。

本学においても、この基本路線に同調し、他大学研究者、学生への開放に向けて努力することが要請されている。

#### 【将来の改善に向けた方策】

- ・全国の医歯薬系図書館の開館時間は、文系図書館に比べ概して長時間の傾向にあり、閉館時刻は 19 時以降が多い。本学図書館は 19 時をもって閉館時間としているが（土曜日は 16 時）、さらなる延長については、図書館隣接の学習室が 21 時まで開放している点を考慮に入れて、アンケート調査などを実施して検討したい。
- ・情報検索の各種データベースの利用の仕方やサイト紹介などの情報リテラシー教育の充実を図る。ガイダンスを含めた利用者教育は、メニュー内容を整理すればかなりの改善は可能である。
- ・図書館のホームページの主たる項目である利用案内、OPAC、学内専用ページ、情報検索ポータル、オンラインレファレンスなどのメニューの充実を図る。
- ・レファレンスサービス、レフェラルサービス、情報検索サービスなどがより十分に提供できるよう、スタッフの職場内、職場外の研修機会を増やす。

## 6. 図書館の社会的貢献

### 【現状説明】

#### ①福島県内大学図書館間相互利用協定

福島県内大学図書館間相互協力協定書により、加盟館間相互の図書館利用の便を図っている。利用対象者は加盟館（大学・短大の図書館 13 館）と参加館（公立図書館 19 館）間における図書館及び研究者。相互利用の範囲は閲覧、複写、館外貸出、参考業務とし、利用条件、利用方法は利用受入館の定めるところによる。

相互利用を希望する研究者は、あらかじめ所属する図書館長に申請し、「福島県内大学図書館間共通利用証」の交付を受け、利用時にこれを利用受入館に提示することになっている。

#### ②地域住民の利用

地域住民から本学図書館資料の利用申請が行われた場合、特に支障がない限り図書館長はこれを許可する。

#### ③平成 22 年度日本薬学図書館協議会研究集会

日本薬学図書館協議会主催、日本医学図書館協会協賛による平成 22 年度の研究集会が 9 月 2 日（木）・3 日（金）、本学第 3 講義棟と薬学部棟を会場として開催された。

全国の薬学部のある大学図書館職員や企業の関係者など 47 名が出席した。テーマは「魅力ある薬学図書館の創出をめざして～医療従事者の期待に答えるために」。電子資料の活用を図るリンクリゾルバの導入事例や、各図書館の問題点を探るグループ討議、本学薬学部の上野道明教授、倉本敬二准教授の講演などもあり、参加者相互の研鑽を深めた。

### 【点検・評価、長所・問題点】

- ・地域住民への開放は未だ十分とは言えない。福島県内大学図書館間相互協力協定書により制限的開放は実施しているが、地域住民への PR は特に行っていない。オンラインにより各図書館の蔵書が検索できる昨今、大学図書館は貴重な情報資源となる。地域住民へ一般開放している先達館の事例を参考とし、閲覧のみならず館外貸出も含めた地域住民への開放について、その実行案を検討する。

## 【将来の改善に向けた方策】

本学図書館資料の利用を目的として来館する利用者には、その閲覧を許可しているが、今後、館外貸出やレファレンスサービス等を含めた利用サービスの拡大を推進する。また、本学の公開講座受講者には優先的に開放して、大学図書館としての社会貢献の一翼を担っていく。

## 7. 電子的図書館機能の整備・学術情報へのアクセス

### 【現状説明】

平成 7 年 8 月	学術情報センター接続
平成 12 年 9 月	インターネット接続
平成 13 年 8 月	図書館システム用サーバー入れ替え、新 CAT/ILL 対応ソフト入れ替え
平成 14 年 8 月	ブックディテクション機種変更
平成 18 年 10 月	図書館コンピュータを学内 LAN に接続
平成 22 年 3 月	図書館システム用サーバー入れ替え、ソフト入れ替え

### ①電子的図書館機能の整備

1) パーソナルコンピュータ（平成 23 年 3 月現在）業務用 12 台、利用者用 8 台。

### 2) 目録所在情報の電子化

平成 14 年 11 月公開開始、全所蔵冊数 238, 104 冊(平成 23 年 3 月現在)の目録情報入力完了。以降随時入力。

### 3) 稼働中のシステムとその内容

現在、図書館システムは、株)ブレインテックの「情報館 v6」を導入し、日々の図書館業務をトータルにサポートしている。基本機能は次のとおりである。

貸出管理	貸出・返却・閲覧・予約処理、督促、オフラインカウンター
収書管理	発注・受入
利用者管理	利用者登録・更新・削除、利用者情報一括処理、利用者情報取込
目録	書誌登録・更新・削除、書誌統合、所蔵登録・更新・削除、所蔵一括処理、NACSIS-CAT アップ&ダウンロード
資料検索	総合管理用検索、利用者検索 (OPAC)、Web 検索 (WebOPAC)

雑誌管理	契約管理、タイトル管理、各号管理、クレーム処理 精算処理、製本管理
予算・会計	予算登録・更新・削除、予実算紹介、支払明細作成、 年間会計表
統計	利用統計、蔵書統計、奉仕統計
蔵書管理	蔵書点検、除籍処理
図書館設定	カレンダー設定、貸出種別設定
OPAC	前方、部分、あいまい検索に対応状況・お知らせ参照

また、インターネットにより本館のホームページを公開し、図書館利用案内、蔵書検索等情報発信を行っている。

## ②学術情報へのアクセス

### 1) 図書館のホームページ 平成 12 年 3 月開設

提供サービスの内訳

目録所在情報 (OPAC)

図書館利用情報

二次情報データベース

オンラインジャーナル

### 2) 「奥羽大学歯学誌」の電子化 (国立情報学研究所の電子化支援事業に参加) 30 巻 1 号 (平成 15 年 3 月) ～35 巻 2 号 (平成 20 年 6 月)

### 3) 主なる電子資料、外部データベース

医学中央雑誌 (Web 版) 平成 13 年 11 月～

NICHIGAI/WEB「雑誌記事索引ファイル」平成 13 年 12 月～平成 20 年 11 月

SciFinder Scholar (CAS, 化学情報協会扱) 平成 18 年 10 月～

電子ジャーナル (196 種類) +相当数のオープンジャーナル

### 4) 共同分担目録事業への参加

全国大学図書館総合目録形成への一翼を担うものとして、国立情報学研究所共同分担目録事業に参加しており、本館所蔵データの同研究所へのアップロードを行っている。

### 5) 他大学図書館等との相互協力

他大学図書館等との相互協力により、文献複写、相互貸借、職員研修会等を積極的に行っている。相互貸借の現状については、(5)利用者へのサービス⑤相互利用

サービスを参照されたい。現在、相互協力を行うことを主目的として加盟している団体は次のとおりである。

日本図書館協会  
私立大学図書館協会  
日本医学図書館協会  
東北地区大学図書館協議会  
東北地区医学図書館協議会  
福島県内大学図書館連絡協議会  
福島県医療機関図書室協議会  
日本薬学図書館協議会  
日本薬学図書館協議会 北海道・東北地区部会

### 【点検・評価、長所・問題点】

#### ①電子的図書館機能の整備

- ・インターネット利用者が増加している現状にかんがみ、常時インターネット利用可能なPCの台数の増設が必要である。
- ・情報環境の整備に合わせて、利用者支援（利用者教育）を、さらに進める。
- ・教職員へのメールアドレスが配布され、学内でのメール利用が容易になったので、図書館の詳細な案内情報や蔵書検索などの電子メール化を促進する。
- ・図書購入依頼、文献複写申込、貸出・予約状況（いずれも学内者限定）等もオンラインによるサービスの実施が望まれる。
- ・より高度な情報サービスが提供できるように、スタッフの知識と技量の向上が望まれる。職員の研修を促進する。

#### ②学術情報へのアクセス

- ・ホームページの充実を図る。ホームページ上で電子ジャーナル（学内者限定）、各種学術情報へのリンク、各種データベースへのアクセスができるようにする。
- ・e-レファレンスブックや情報検索用の主要なデータベースの増加を図る。高額費用を要するものは、外部資金の導入などを検討する。
- ・将来的に学内資料（例えば貴重図書、学位論文、紀要類など）や公開講座、講義などを電子化し、Web上で閲覧できるようにすることが望まれる。「学術機関リポジトリ」の構築を推進する。

## 【将来の改善に向けた方策】

- ・ 図書館資料の電子化は今後ますます加速され、その利用と環境の整備は急務である。まずソフトとしての電子ジャーナルの種類数の増加に努める。有料ジャーナルは、日本医学図書館協会、日本薬学図書館協議会等のコンソーシアムを援用して経費の節減に努め、また、フリーのジャーナルを発掘してその利用促進を図る。
- ・ 学内資料の電子化、貴重書等の電子化を志向する機関リポジトリの構築は、近い将来の実現に向けて検討を進める。

## 8. 図書委員会

当委員会は「奥羽大学図書委員会規則」に基づき本学図書館に関する重要な事項を審議し、かつ業務の円滑な運営を図ることを目的としている。構成は館長・教授会の推薦により学長から委嘱された委員（歯学部3名、薬学部3名）と館長（委員長）から成り、会議には図書館職員も出席している。

第1回委員会は、奥羽大学発足後の平成元年5月24日に歯学部と文学部との合同で行われたが、以後平成5年度までは学部ごとに月1回の割合で行われた。平成6年度からは学部ごとの委員会が一本化され、さらに平成11年度からは原則として2ヶ月に1回の開催となって現在に至っている。

当委員会での審議事項は、

- ① 本館の重要な企画に関すること。
- ② 本館の諸規定の改廃に関すること。
- ③ 本館の予算に関すること。
- ④ 図書の購入、廃棄及び寄贈図書に関すること。
- ⑤ 備付図書ならびに貴重図書に関すること。
- ⑥ その他本館の運営に関すること。

となっている。

## 9. 東日本大震災による図書館被害状況

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分ころ、東日本で発生した巨大地震（M9.0 震度 7）による図書館の被害状況は次のとおりである。

### ①書架

#### 1) 書架の傾斜

（列）

	小	中	大	計
1 階	4 (5.0%)	15 (18.8%)	0 (0.0%)	19 (23.8%)
2 階	8 (10.0%)	39 (48.8%)	8 (10.0%)	55 (68.8%)
計	12 (15.0%)	54 (67.6%)	8 (10.0%)	74 (92.6%)

※ほとんどの書架は傾斜。（小）はわずかな傾き、（中）はやや傾き、（大）は相当の傾きで、（中）と（大）は転倒の恐れがある。

#### 2) 転倒・将棋倒し

1 階 雑誌架（床置き、頭つき処置なし）6 列全て転倒・将棋倒し。

2 階 複式 5 連×3 列（総記関係図書）将棋倒し、倒壊（3.7%）。

2 階 複式 5 連×3 列（医・歯学関係図書）将棋倒し、転倒（3.7%）。

※1 階の雑誌架はすべて将棋倒し。破損（一部ベースを除く）なし。

※2 階の総記関係図書コーナーの書架は破損甚大のため撤去し、倉庫に保管しておいた書架（中古品）を組み立てた。

#### 3) バックナンバー室

電動書架の傾き、電動スイッチの不具合。

※バックナンバー室の資料を利用する人は、カウンターに申し出ることにした。

### ②図書の落下

1 階 収蔵図書約 52,000 冊のうち 6,500 冊が書架から落下散乱（12.5%）。

新着雑誌の全ての雑誌（700 種類）が落下散乱。

視聴覚室の資料全て落下散乱。

2 階 収蔵図書約 106,000 冊のうち 31,000 冊が書架から落下散乱（29.2%）

館長室の壁面固定書架から約 80%の図書（約 600 冊）が落下散乱。

※1、2 階とも、水濡れ図書を除いて全ての落下図書を所定の書架に配架した。

### ③水濡れ図書

2 階天井の水道管パイプの破損により、約 2 時間にわたり大量の水が 2 階から 1 階へと流れ出た。

1) 水濡れした冊数

1 階	238 冊+ $\alpha$	主に文庫本、文学関係図書
2 階	1,607 冊+ $\alpha$	主に人文・社会科学関係、薬学関係図書
計	1,845 冊+ $\alpha$	

※水濡れした図書のうち、破損甚大で使用不能は、約 100 冊。

水濡れ図書は自然乾燥を待って、順次配架。

表紙の曲がった図書は修復、使用不能図書は別置。

④柱・壁クラック

特に大きなクラックは 2 階に 4 ヶ所。

⑤備品の故障

コピー機 1 台（事務室内）。

パソコン 2 台。

⑥玄関、建物の外側

浄化槽の陥没。

壁のタイル落下、ヒビ割れは随所。

⑦開館

3 月 12 日（土）から 3 月 31 日（木）までの 16 日間を臨時休館とした。4 月 1 日（金）2 階の人文・社会・自然科学関係エリアを立ち入り禁止区域に指定し、その他のエリアは利用可として開館した。

統計表 平成 23 年 3 月 31 日現在

※ ただし、教員数、職員数、学生数等は平成 23 年 5 月 1 日現在とする。

1 :	教員数	289	人
2 :	職員数	135	人
3 :	学部学生数	1,061	人
4 :	大学院生・専攻生・聴講生	67	人
5 :	臨床研修医	51	人
6 :	図書館職員数（職員のみ）	6	人
	（内司書）	4	人
	図書館職員 1 人当り学生数	177	人
7 :	施設	2,635	m <sup>2</sup>
8 :	蔵書数	238,104	冊
	学生 1 人当り蔵書数	224	冊
	図書館職員 1 人当り蔵書数	39,684	冊
	参考図書所蔵数	12,732	冊
	開架冊数	238,104	冊
	（開架率）	100	%
9 :	年間図書受入冊数	2,145	冊
	学生 1 人当り図書受入冊数	2.0	冊
	図書館職員 1 人当り図書受入冊数	357.5	冊
10 :	雑誌所蔵種類数	2,389	種
11 :	年間雑誌受入種類数	689	種
12 :	視聴覚資料所蔵数	3,056	点
	視聴覚資料年間受入数	30	点
	視聴覚機器台数	9	台
13 :	コンピュータ端末台数	21	台
	（内利用者用）	8	台
14 :	サービス状況（平成 22 年度）		
	開館日数	258	日
	館外貸出冊数	6,379	冊
	文献複写（件数）	1,196	件
	（枚数）	6,288	枚

## VI. 事務局自己点検・自己評価報告

## 1. 大学の沿革

1972. 02 学校法人東北歯科大学（入学定員 120 名）設置認可  
    . 04 東北歯科大学開学（附属病院棟、進学棟、講義棟、軽食喫茶棟落成）  
        東北歯科大学第 1 回入学式  
    . 07 附属病院診療開始 厚生施設「無垢苑」開苑  
    . 10 校章制定  
    . 12 第 1 回創立記念日（12 月 16 日）
1973. 09 記念講堂落成  
    . 10 東北歯科大学学会発足・東北歯科大学父兄会発足
1974. 09 基礎医学研究棟落成  
    . 11 校旗・校歌制定
1975. 09 体育館落成  
    . 10 韓国慶熙大学と姉妹校締結
1976. 09 中央棟（図書館）落成 テニスコート（3 面）開場
1977. 09 実験動物舎落成  
    . 11 慰霊碑建立開眼式
1978. 03 第 1 回卒業式
1982. 05 創立 10 周年記念式挙行
1983. 04 武道館、クラブ棟落成
1984. 05 創立記念銅像「躍進」除幕式
1986. 03 大学院歯学研究科博士課程（入学定員 19 名）設置認可  
    . 04 大学院第 1 回入学式
1987. 04 歯学部入学定員の変更（120 名より 100 名に削減）認可
1988. 12 文学部（英語英文学科、フランス語フランス文学科、日本語日本文学科）設置認可  
    学校法人東北歯科大学を学校法人晴川学舎に名称変更認可  
    東北歯科大学を奥羽大学に名称変更認可（'89 年 4 月 1 日より）
1989. 03 文学部棟落成
1989. 04 奥羽大学第 1 回入学式 校章、校旗、校歌の変更  
    . 06 米国ロマリンド大学と姉妹校締結  
    . 10 慰霊碑菩提寺に移設  
    . 12 創立者影山四郎銅像除幕式
1990. 02 文学部司書課程認定  
    . 03 テニスコート移転増設（6 面）立体駐車場落成

- 文学部教職課程認定
- . 04 大学院歯学研究科第1回学位記授与式
- 1991. 04 文学部入学定員の変更（200名から350名に増員‘99年迄の期限付）  
認可
- . 09 解剖学棟落成
- 1992. 03 食堂棟（メモリー）落成  
軽食喫茶を学生売店（グッディーズ）にして移設
- 1993. 03 文学部第1期生卒業式
- 1994. 05 奥羽大学文学会発足
- 1996. 04 第2講義棟落成
- 1997. 03 フランス国立パシフィック大学および太平洋国際交流センターと本学  
文学部の三者協定に調印
- 1998. 04 動物実験研究施設建設（実験動物舎撤廃）
- . 12 大学院歯学研究科収容定員の変更認可  
（76名から72名に削減、‘99年4月1日より）
- 1999. 04 文学部開設10周年記念像「秋ふたり」除幕式
- . 07 文学部の期間を付した入学定員の廃止に伴う収容定員数の変更  
（800名から1,100名に増員）認可
- . 08 中国遼寧大学と姉妹校締結
- . 10 文学部教職課程認定
- 2000. 02 進学棟と記念講堂太陽光発電システム設置
- . 04 研修棟落成
- 2001. 02 第2講義棟と記念講堂太陽光発電システム設置
- 2003. 08 文学部学生募集停止
- 2004. 07 文学部棟を薬学部棟に、進学棟を薬学部実習棟にするための全面改修工事
- 2004. 11 薬学部（薬学科）設置認可 薬用植物園新設
- 2005. 04 薬学部（薬学科）開設
- . 07 薬学部修業年限延長に係る学則変更届出
- . 09 奥羽大学収容定員の変更（1,400名から1,800名に増員）認可
- 2007. 03 文学部廃止
- . 05 第3講義棟落成
- 2008. 04 薬学部収容定員に係る学則変更届出  
（200名から140名に削減‘09年4月1日より）
- 2009. 04 薬学部収容定員数の変更届出（1200名から840名に削減）
- 2010. 03 大学基準協会の基準適合認定

## 2. 理念・目的

### 【現状説明】

①大学の理念・目的については、「学校法人晴川学舎寄附行為」と「奥羽大学学則」に、次のように明示している。

#### ○学校法人晴川学舎寄附行為第3条（目的）

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

#### ○奥羽大学学則第1条（目的）

奥羽大学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与することとし、

————— 後 略 —————。

### ②大学の教育目標

人間性というのは、人誰しもが生まれながらにして、豊かにあるいは十分に備えているものではなく、自己の体験・自己の心の痛みを通して、初めて学びとるもの、さらに、常より多くを学び、常に心してこれを育成すべきものであることも明らかである。本学では学生在学中に可能な限り“礼儀正しさ”を各人に備えさせてやりたいと思っている。礼儀は時と場所に応じて様々にその形を変え得るものであるが、その精神、その本質は、「人間関係における他者の尊重」であり、優れて人間的な行為として、取るべき一つの姿、相手の心を傷つけまいとする思いやりの表現である。大言すれば、一国文化の象徴的側面でもある。こうした“礼儀正しさ”は場所を問わずに求められるものであるが、特に教室においてそうであって欲しいと思う。伸びやかで活気がある中にも、教える者、共に学ぶ者への心遣いを忘れない「礼儀正しい教室風景」はまた、「美しい教室風景」でもある。何故ならば、礼儀正しさは、常に美しさを伴うものだからである。事実、伸びやかで礼儀正しい挙措動作ほど、その人を、殊に若い人ほど美しく見せ、その人への好感を誘うものはないと思う。

グローバル化、情報の多様化と高度化が日々進んでいる我が国の社会においては、分別ある高度の専門知識と技能のほかに、思いやりのあるコミュニケーション能力を備えた人材の育成に心懸けることが望まれる。

### 【点検・評価、長所・問題点】

本学来訪者から言われることであるが、「何時、何処を歩いてもゴミの落ちていないキレイな学校ですね」という言葉を頂戴している。また、「本学の卒業生は病院でも歯科医師会でも礼儀正しく素直だ」という評価を受けている。

本学の「理念・目的」については、「規程」等を含み理事長や学長が入学式や卒業式あるいは職員採用時に必ず話し、「教育目標」については学部長、附属病院長、学生部長、学年主任から新入生オリエンテーションや年度始めのガイダンスや登院式などの機会に説明している。このほか奥羽大学のパンフレットや冊子やホームページを通して広く社会に発信している。

大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的及び、周知の方法については適切である。

### 【将来の改善に向けた方策】

「理念・目的」を如何に具体化し実行したかが、教育機関としての社会に対する務めであり責任である。そのために本学では年次ごとにカリキュラムを見直し、どの教科をどの教員が担当した方がより効果的であるかなどのほかに、広く教員を公募して適切な教員を任用配置するなどのことを進めている。周知方法とその有効性については改善できるか否かを常に検討し、改善できるものについては改善していく。

## 3. 事務組織

### 【到達目標】

教学組織と学生の連携を図り、日常的に支援体制を整えておく。

#### (1) 事務組織の構成と人員配置

### 【現状説明】

事務局は「学校法人晴川学舎」と「奥羽大学」の事務を処理するために置かれており、事務組織（平成22年5月1日現在）は、事務局長の下に7部13課から成っている（「学校法人晴川学舎事務組織規程」）。現在、有期職員を含め総務部31人、財務部4人、学事部（歯学部担当・薬学部担当）20人、図書館事務部6人、歯学部附属病院事務部20人、看護部41人の人員を配置している。

事務局長は、事務組織規定並びに就業規則の定めに従って所属員を統括し、所属部長は事務局長の命を受け事務分掌に則り職務を掌握し遂行している。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

事務組織内の連携は、総務部と財務部と学事部がオープンフロアとして配置された「総合事務局」として機能し、教務、学生生活、入試など学生に対するきめ細かいサービスや業務の効率化、情報の共有という面から見て適切である。

#### 【将来の改善に向けた方策】

事務組織は、大学全体の運営活動において欠かせないものである。よりいっそうの学生サービスと教育研究支援に対応し、社会の要請に応えるため、高度な IT スキルなど、専門性の高い技能を身に付けた職員を養成していく。

### (2) 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

#### 【現状説明】

事務局は現行の人員で生産性と機能性の向上を図るため、折りに触れて既存業務の見直し、人的配置の再構築によって、ムダ・ムラを削減し個人当りの稼働率の育成に努力している。より専門性を高めるためには、「自分で考える」という姿勢を身に付けてもらうことが肝要であることに加え、一人ひとりの専門的知識や能力を啓発させるために、ある程度の自主性を尊重しながら責任のある仕事を一任できるように心掛けている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

自主性や責任分担制を尊重するあまり、パソコン相手にただ黙々と仕事を進める機会が多くあれば個人の興味や関心に偏る危険性が高く、やがては感性やバランスがおかしくなり、独りよがりの判断で仕事が進み組織内の連携や全体の士気や機能低下に陥り組織としての力が発揮できなくなる可能性がある。

#### 【将来の改善に向けた方策】

教学に関する事務を更に効率的に処理するために、今後、特に高度な IT スキル（人事管理システム・文書ファイリングシステム等）や業務スキルを有する職員を養成する。

### (3)大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

#### 【現状説明】

教学組織として学部教授会、大学院研究科委員会がある。各学部・研究科独自の教学上の課題だけでなく全学的な合意を必要とする課題についても審議・決定される。この過程において事務組織は、全般の事務業務を行っている。大学運営における教育研究上の施策は、事務組織と教学組織が一体化しなければ機能しない体制になっている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

学事部職員は、教授会をはじめとする多くの各種委員会にも出席して、教学組織との連絡調整に常時随伴して学内運営が円滑に行われており適切である。

#### 【将来の改善に向けた方策】

事務組織と教学組織のそれぞれが独自性を保ちながら、大学運営に適切な方策を絶えず工夫してゆく。

### (4)教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

#### 【現状説明】

学部の教授会、学生部委員会、各種委員会には教学事務を担当する学事部長、課長が必ず加わり、協力して企画、立案に当たっている。教育課程の編成、学生募集、入学試験、入学式、卒業式、学生への説明会、父兄会の開催などで学事部が補助的な役割を担っている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

学事部職員が、教授会に出席するほか、多くの各種委員会に出席していることで、教学との連絡調整が図られ、学内運営は円滑に行われている。

### (5)学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

#### 【現状説明】

本学の運営協議会や学部長会や教授会の審議によって意思決定が行われた事項等については、事務局が速やかに教育職員をはじめとする職員全員に伝達している。また、事項内容によっては、学生と保護者にも知らせている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

本学的意思決定を伝達するシステムは適切に運営されている。

### 【将来の改善に向けた方策】

学内の意思決定・伝達システムの中で事務局の役割を明確にし、恒常的に自己点検・評価を行い、優秀な人材の確保と効率的な事務組織の構築に努める。

## (6) 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

### 【現状説明】

本学における国際交流の状況については、現在、本学歯学部学生と韓国「慶熙大学」の学生との間でスポーツの交流試合を行っており、その実施については学事部職員が担当している。薬学部においては、一時短期海外語学研修を検討していたが、現在保留としている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

交流に伴う事務を適切に処理している。

### 【将来の改善に向けた方策】

本学の教育研究と関連する外国の大学・研究所等との交流を積極的に推進する。

## (7) 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

### 【現状説明】

大学運営を経営面から支える事務組織として、運営目標と健全な財政基盤を確立するために財務部が予算を編成し、予算執行が適切かつ効率的に行われているかを監事と公認会計士を交えて点検し、大学の経済的経営面に関することについてまとめて法人に報告し、指示を受けている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

事務局財務部は大学運営を経営面から支える組織として適切に機能している。

## 【将来の改善に向けた方策】

少子化のあおりを受けて今後さらに厳しさを増す私学環境の中で、部門を問わず経営的視点で物事を認識することが求められる。教職員が常に経営的視点を持って勤務することに努める。

## (8) 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

### 【現状説明】

大学院歯学研究科は、個別の存在ではなく大学歯学部の特長性をより研究する存在としての意味合いが強いことから、事務組織は歯学研究科についても大学歯学部の事務に準じた取り扱いを行ってきた。大学院歯学研究科運営委員会及び大学院研究科委員会には、学事部職員が出席協力して企画・立案に協力している。入学試験や入学式、学位授与式などの学校行事においても事務上の役割を果たしている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

円滑に業務を行っていることは適切である。

## (9) 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

### 【現状説明】

総務部では、各部長をはじめ、課長以下の職員に対し職務を遂行する上で必要な研修会に積極的に参加するよう促している。これまでに民間が主催する私学経営に関する事務研修会（私学経営研究会ほか）や文科省が私学を対象として行う事務研修会、「日本私立大学協会東北支部主催事務研修会」「私立歯科大学協会主催教務研修会」「東北地区大学等学生指導職員研修会」「GAKUEN ユーザー研修会」をはじめ、多くの研修会に参加してきた。

### 【点検・評価、長所・問題点】

事務職員にとって必要と認められる研修については、積極的に参加することを促すほか、研修結果について「復命書」にまとめ報告していることは適切である。

## 【将来の改善に向けた方策】

大学の事務の業務に関係する内容の研修、または自己啓発の推進となる研修について事務職員各々の研修会参加希望を募るなどして、組織的なSDも重要になる。

また、教員と職員のFD・SD合同研修会ワークショップを企画していく。

## 4. 施設・設備

### 【到達目標】

- ・ 本学の教育目標を達成するために、必要な施設・設備を整備する。
- ・ 施設・設備の管理体制を整備し、学生と教職員が施設・設備を効率的に利用できるようにする。

### (1) 大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

#### 【現状説明】

本学の校地等面積は、208,192 m<sup>2</sup>である。そのうち運動場面積は25,967 m<sup>2</sup>、全天候型テニスコート6面3,914 m<sup>2</sup>、駐車場（構内700台・附属病院前200台）、薬用植物園は8,753.09 m<sup>2</sup>である。校舎としては、中央棟、基礎医学研究棟、附属病院、薬学部棟、薬学部実習棟、第1講義棟、第2講義棟、第3講義棟、解剖学棟、動物実験研究棟があり、その他記念講堂、体育館、武道館、クラブ棟、研修棟、福利厚生施設及び宿舎等を含め、建物面積は56,327.75 m<sup>2</sup>である。これらの詳細を表に示すと次のとおりである。

施設名	室名	数	面積 (m <sup>2</sup> )	施工 (年)	備考
中央棟	講義室 (歯学部)	4室	6,844.37	昭和51年	○実習室 実習シミュレーション装置41台・デントシム8台・AV機器・モニターTV・技工実習台130台・モニターTV30台・TVスタジオ室(映像送出システム)がある。 ○図書館 電動棚(複式6連53台、単式6台)を備えている。
	演習室	1室			
	実習室	2室			
	図書館	1・2階			

基礎医学 研究棟	教授室	8室	5,292.87	昭和49年	○実習室 AV機器(モニターTV10台)を備えている。
	研究室	24室			
	演習室	3室			
	実習室	3室			
	準備室	6室			
附属病院	教授室	17室	14,241.96	昭和47年	○臨床講義室 大型ビデオプロジェクター・ VHSビデオデッキ・スライド・ OHC等のAV機器を備え、歯科医学 の臨床実習に活用している
	研究室	28室			
	演習室	5室			
	デモ室	1室			
	臨床講義室	1室			
	歯科診療室	5室			
	技工部・学生技工部	各4室			
	病棟	8室/20床			
	ナースステーション	1室			
	オペ室(準備室を含む)	3室			
	内科・外科診療室	各1室			
	放射性同位元素共同研究施設	1室			
薬学部棟	講義室(歯学部・薬学部共用)	11室	5,731.55	平成元年	○視聴覚教室 プロジェクター・VHSビデオデッキ・OHC等のAV機器を備えている。 ○CALL教室 パソコン60台を配備 ○中講義室 書画カメラ・パソコン端子・DVD・ビデオ等を設置し、いずれもプロジェクターにより投影ができる。 ○情報処理実習室 パソコン60台を配備 ○自習室 パソコン32台を設置し学生に開放
	演習室	2室			
	視聴覚教室	1室			
	CALL教室	1室			
	中講義室	1室			
	情報処理実習室	1室			
	自習室	1室			
	研究室	32室			
	非常勤講師室	1室			
	実験室(薬学部専用)	17室			
薬学部 実習棟	実習室	11室	4,714.85	昭和47年	○実習室 カメラ・書画カメラ・DVD・ビデオ等を設置し、いずれもプロジェクターにより投影ができる。また、実習の様子を記録したマルチメデ
	準備室	7室			
	実験室	4室			
	研究室	16室			

	助手室	2室			イア実習が実現し、その利用頻度は極めて高い。
第1講義棟	講義室	3室	1,343.99	昭和47年	
	研修室	2室			
第2講義棟	講義室（歯学部・薬学部共用）	2室	1,489.51	平成8年	スライディングウォールで2分割に仕切ることができる。 AVラックに大型プロジェクター・VHSビデオデッキ・スライド・パソコン端子・OHC等、AV機器を各1台ずつ備えている。
第3講義棟	講義室（歯学部・薬学部共用）	7室	2,366.69	平成19年	○講義室 DVD・CD・VHS・パソコン端子・書画カメラ等のAV機器が設置されており、いずれもプロジェクターにより投影ができる。
	教員控室	2室			
解剖学棟	教授室	1室	964.70	平成3年	
	研究室	2室			
	実習室	1室			
動物実験 研究棟	飼育室	11室	688.73	平成10年	
	実験室	6室			
	手術室	2室			
記念講堂	事務室	1室	6159.34	昭和48年	○客席 収容人数1206名のうち固定椅子が738個、移動椅子が468個あり、移動椅子を撤去すればオープンスペースになる。
	受電室	1室			
	空調機械室	1室			
	倉庫	3室			
	ホール	1室			
	音響室	1室			
	照明室	1室			
体育館	研究室	1室	25.20	昭和50年	○アリーナ バスケットボールコート2面・ハンドボールコート1面・バドミントンコート6面・バレーボールコート2面・テニスコート2面・フ
	アリーナ	1面	1,544.84		
	トレーニングルーム	1室	66.20		
	ミーティングルーム	1室			
	更衣室	2室			

	温水シャワー室	2室			ットサルコート1面がそれぞれ確保できる面積である。
武道館	武道場	1室	571.72	昭和58年	50畳1面
クラブ棟	ミーティングルーム	1室	70.00	昭和58年	○部室・茶室を含む
	部室	15室	522.00		
	温水シャワー	2室			
研修棟	茶室	2室	118.82	平成12年	
福利厚生施設	客室	11室	956.99	昭和47年 開苑	毎分2500湧出の泉源を有し、64畳の大広間を含め11部屋、収容人数45名です。
	大広間	1室			
	浴室	3室			
	露天風呂	1室			
宿舎	富田	3室	102.79	昭和49年	2階建て
	開成	2室	78.49	昭和49年	マンション
	細沼	3室	40.22	昭和52年	2階建て
運動場	グラウンド	1面	25,967.00		

情報化・国際化に対応した教育・研究設備については、平成17年度開設の薬学部を設置した情報処理機器LANに加え、歯学部と薬学部及び事務局を光ファイバーで結ぶ学内LANを増設して教育・研究を充実させた。平成19年度には、附属病院の2階・3階・4階の診療室の施設・設備の整備充実を図るため改修工事を行い、93台のユニット等設備の取替更新をした。平成20年度には、附属病院4階の病棟・口腔外科改修及びユニット等の取替更新をした。平成21年度には中央棟6階の講義室2部屋の中央に可動式パーテーションを取り付けて、間仕切れば4部屋として使用出来るように改修をした。

### 【点検・評価、長所・問題点】

校地・校舎面積、施設・設備は「大学設置基準」を上回っている。年数経過による施設と設備の老朽化や劣化に対する対策について、本学は教育機関に使用する施設設備の安全性とその継続性を常に保ち続けることに腐心して、順次、建物は改修改築工事を施工して構築物補強強化維持に努めてきた。同様に、設備は取替更新を行ってきた。施設設備の整備状況については、それぞれの有資格職員が常駐し管理していることも含めて、適切である。

## (2)教育の用に供する情報処理器などの配備状況

### 【現状説明】

#### ①本学情報システムのインフラ概要

情報システムは、クライアント・サーバー方式で構築されており、各教員研究室、教室、図書館、事務室等のパソコンとサーバー間は幹線に光ケーブルを配し、学内 LAN を構築して、教育業務の用に供している。

##### ・インターネット情報

大学紹介、研究活動情報、図書館情報、公開講座（高大連携公開講座を含む）案内など大学の主要な情報をホームページに掲載。学内外とのメール交換。

#### ②事務局システム

・履修管理・非常勤講師管理・学生管理（学生証発行管理、各証明書発行管理、就職先管理、保健衛生管理、学籍簿管理）・備品・消耗品管理

#### ③情報システム運用上の管理体制

・本学の情報システムの円滑な運用を図るため、学内に「情報セキュリティ委員会」「情報ネットワーク委員会」を設置している。

#### ④セキュリティ対策

- ・コンピュータ・ウィルス感染事故対策を実施し、その結果を各ユーザーに配信している。
- ・危機管理マニュアル「コンピュータ・ウィルス感染事故対策マニュアル」を作成し、職員に配信している。
- ・認証されたコンピュータのみが学内 LAN に接続でき、さらにウィルス対策ソフトをインストールしたコンピュータのみを接続するよう各ユーザーに促している。
- ・ファイヤーウォールによる不正データの進入ブロックやメール・データのチェックによりウィルス付メールの侵入をブロックしている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

教育上必要な情報処理機器が配備されて適切である。また、セキュリティ対策も適切に行っている。

### (3) キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

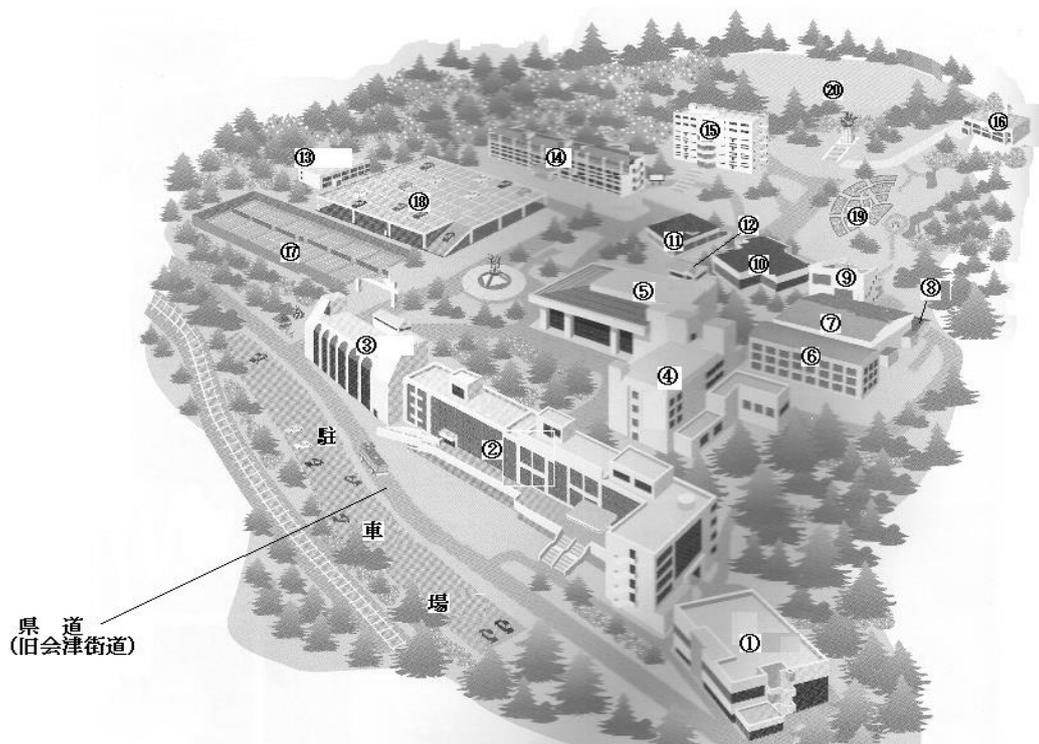
「学生のための生活の場」の整備状況

大学周辺の「環境」への配慮の状況

#### 【現状説明】

学生生活を送る上での環境ならびに施設は図のように整備しています。

- ① 第1講義棟
- ② 附属病院
- ③ 基礎医学研究棟
- ④ 中央棟
- ⑤ 記念講堂
- ⑥ 第3講義棟
- ⑦ 体育館
- ⑧ 武道館
- ⑨ 第2講義棟
- ⑩ カフェテリア
- ⑪ 売店
- ⑫ 研修棟
- ⑬ クラブ棟
- ⑭ 薬学実習棟
- ⑮ 薬学部棟
- ⑯ 解剖学棟
- ⑰ テニスコート
- ⑱ 立体駐車場
- ⑳ 薬用植物園



福利厚生施設「無垢苑」は、「磐梯朝日国立公園」の観光基地として著名な「磐梯熱海温泉」にあり、敷地面積 4,270.03 m<sup>2</sup>、建物床面積 956.99 m<sup>2</sup>。施設には、64 畳の大広間を含め部屋数 11 部屋を擁し、収容人員は 45 名である。敷地内には、摂氏 43 度、毎分 250 リットル湧出の泉源を有し、室内風呂及び露天風呂が備わっている。学生及びその保護者、教職員が保養目的や学内の会議及びセミナーに利用できるようになっている。

本学への通勤・通学には路線バスのほかに車・バイク・自転車利用されている。これらすべて駐車・駐輪スペースを構内に確保している。大学敷地に隣接するのは、住宅地とショッピングモールなどがあり便利な住環境を形成している。

キャンパス周囲には、野外灯を設備して防犯対策に努めるなど近隣住宅地の環境の保全に配慮している。このほか警備員により大学周辺の巡回も行っている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

学生生活を送る上での環境設備は十分に整備され、校舎施設はすべてバリアフリー化が図られており適切である。

#### (4) 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

##### 【現状説明】

多くの地域住民が利用する附属病院には、利用者が円滑に利用できるようにスロープ・自動ドアが設置してある。中央棟は、図書館等の利用を踏まえスロープ・自動ドア・多目的トイレ等を設置している。

薬学部棟についてもスロープ・自動ドア・多目的トイレ等を設置している。薬学実習棟には、施設の利用の利便性及び安全性を向上するためにエレベーター、多目的トイレが設置している。

第3講義棟は、郡山市が提唱する「景観づくり、人にやさしいまちづくり条例」に適合しており、エレベーター・多目的トイレを備えている。さらに、エネルギーの使用の合理化を促進するために高効率空調機を設置し、記念講堂と第2講義棟と薬学実習棟の3棟に太陽光発電を設置して省エネルギー対策を実施している。

##### 【点検・評価、長所・問題点】

校舎施設はすべてバリアフリー化の推進が図られており適切である。

#### (5) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

##### 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

##### 【現状説明】

施設・建物の保守・点検・整備、空調施設の日常運転・点検・管理、電気設備・ガス器具の安全点検は管理課技術職員が実施している。加えて電気設備は年1回の法定定期点検の実施、ガス器具はガス会社の保安要員による定期的巡回検査を実施している。

大学敷地全域にわたる除草及び施肥管理、樹木の定期的剪定及び消毒は、環境整備課が実施している。

防火・防災は、消防計画を作成し消防署に報告し、本学で防火管理組織及び自衛消防組織により消防訓練を実施している。また、消防施設は年2回の法定定期点検を実施している。

電話は、電話会社との保守契約により点検を実施している。

施設の清掃及びゴミ回収は外部清掃業者に委託し、産業廃棄物は、収集運搬業者及び処理業者と契約を締結し処理している。施設の衛生消毒は月1回外部業者に点検、実施を依頼している。

給排水の衛生面は、受水槽、高架水槽の年1回清掃及び水質分析を実施し、毎年保健衛生協会の検査を受けている。浄化槽の維持管理及び排水分析は、毎月業者に委託して

それぞれ実施している。

不慮の災害、学外者による犯罪行為、学内関係者による不注意などから生じる施設・設備の損壊を未然に防止するため、機械警備システムによる監視と警備員がキャンパス周辺と建物内巡回監視をしている。また、休日・夜間の大学緊急連絡網の整備により非常時の連絡体制は整っている。

省エネルギーの観点から照明及び空調設備の稼働時間の制御は、中央集中制御による一括管理システムと個別に手動管理するシステムが混在している。

省エネルギー対策として、230kwの太陽光発電システムを設置したことにより、月平均13,720kwの電力を受電設備へ供給し、冷房時には氷蓄熱式空調システムを設置して省エネルギー対策をしている。

研究施設・設備の運営に関しては、施設ごとに委員会を設置して、維持・管理を実施している。

DNA 実験室に対しては実験安全委員会を設置し、安全主任者が委員長となり、研究者のほか、微生物・疫学・免疫学研究者、人文科学・社会科学研究者、健康管理者及び事務職員を加えて組織し、運営と維持・管理に当たっている。

動物実験研究施設では、動物実験委員会を設置して動物実験指針の適正運用を監視し、動物実験研究施設運営委員会が実質面の運営と維持・管理に務めている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

施設・設備の保守点検、安全管理、防災に関するマニュアルの再点検と整備を常に行っており、危機管理に万全を期すように努力していることは適切である。

ボイラーやエレベーター設備には、設置後30年を経過し老朽化・劣化が著しくなったため、安全維持を考慮しボイラー2基入れ換えとエレベーターのリニューアルを行った。

平成20年度に「奥羽大学廃棄物処理規程」「奥羽大学有害廃液取扱規程」を整備し、分別ゴミ回収を徹底し廃棄物処理体制の強化を進めていることは適切である。

### 【将来の改善に向けた方策】

- ・老朽化・劣化が懸念される施設・設備については、平成22年度までに年次計画の下に安全体制と設備維持を実施すること。
- ・災害時の対策として「災害対策マニュアル（地震対策）」（仮）を作成し全教職員及び学生に配付し、避難場所、備蓄倉庫、屋外非常放送設備の設置を示す。
- ・災害時には患者、付添い者、近隣の住民がキャンパスに避難することが想定されるので、対策を検討する。

## 5. 管理運営

### 【到達目標】

- ・ 学校法人理事会と大学の教学組織は、職能分担して連携協力関係を維持する。
- ・ 学長は、校務を掌り所属職員を統督する。
- ・ 学部長は、学部運営責任者として学部教員を統括し、学部の教育と研究の推進に積極的に役割を果たす。
- ・ 研究科長は、大学院歯学研究科の運営について学長に協力し大学院教員を統括し、教育に資する研究の推進と研究者の育成に努める。
- ・ 学部教授会と研究科委員会は、教育課程と教員人事等の審議組織としての役割を果たす。

### (1) 学部教授会の役割とその活動の適切性

#### 【現状説明】

学生の教育、学生生活全般、教員の教育研究における管理運営は、教授会、学生部委員会並びに各種委員会が担っている。教学に関する事項については、学生部委員会及び各種委員会が教授会に提案し、教授会が審議したうえで学部長及び学長が決定している。

- ・ 歯学部教授会の役割については、以下のように定めている。

#### ○「奥羽大学歯学部教授会規程」

第6条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、進級、卒業、休学、復学、転学、退学等に関する事項
- (2) 教育課程及び授業に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項
- (5) 学友会、父兄会に関する事項
- (6) 専攻生、聴講生、委託生の入学、退学に関する事項
- (7) 学則及びその他の規程の制定、改廃に関する事項
- (8) 学長の選考委員の選出に関する事項
- (9) 学部長、附属病院長の推薦に関する事項
- (10) 教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤教育職員等の候補者選考並びに退職に関する事項
- (11) 名誉教授及び客員教授の推薦に関する事項
- (12) 学長及び学部長の諮問に関する事項又は教授会において必要と認める事項
- (13) 前号のうち、特に好ましくない不測の事態が発生したとき、調査及び対応にあたる教授を適宜選出し、臨時に委員会を構成するなどして、事態の解決に努めなければならない。

- ・薬学部教授会の役割については、以下のように定めている。

#### ○「奥羽大学薬学部教授会規程」

第6条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業、休学、復学、転学、退学等に関する事項
- (2) 教育課程及び卒業に関する事項
- (3) 単位の取得及び試験に関する事項
- (4) 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項
- (5) 学友会、父兄会に関する事項
- (6) 学則及びその他の規程の制定、変更並びに廃止に関する事項
- (7) 学長の選考委員の選出に関する事項
- (8) 学部長の推薦に関する事項
- (9) 教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤教育職員等の候補者の選考並びに退職に関する事項
- (10) 名誉教授及び客員教授の推薦に関する事項
- (11) 学長及び学部長の諮問に関する事項又は教授会において必要と認めた事項
- (12) 前号のうち、特に好ましくない不測の事態が発生したとき、調査及び対応にあたる教授を適宜選出し、臨時に委員会を構成する等して、事態の解決に努めなければならない。

教授会は毎月2回開催し、決定事項は速やかに教員に通知している。緊急の場合には曜日、時間を問わず教授会を招集することになっている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

学部教授会は「学則」第15、16、17、18条並びに「奥羽大学歯学部教授会規程」「奥羽大学薬学部教授会規程」に基づいて、順調に運営されており適切である。

#### (2)学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

##### 【現状説明】

学部長の職責は「学則」第14条に「学部の校務を掌理する」と規定している。

- ・学部教授会を統括し、学部の管理と運営に当たる。

これらの責務を有する学部長と学部教授会との間の連携協力及び機能分担は、以下の体制のもとに行われている。

- ・学部執行体制
  - 学部長は、機能的学部運営を行うため学生部長と協力して学年主任とクラス担任を

選任する。任命された教員は、学部教授会等が開催される前にその審議案件についての協議を行い、教授会議題を学部長に提出する。

- 教育課程などの運営と執行に関して、学部長が選任した委員による教務・カリキュラム、データベース(DB)の委員会で、教授会に諮られる原案を作成・立案し教授会で審議している。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

学部教授会と学部長との間の連携協力と機能分担は適切に行われている。

### (3) 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

#### 【現状説明】

本学には、全学的審議機関として大学運営協議会があり、「奥羽大学運営協議会規程」に基づいて設置されている。その構成員は、各学部の教授又は准教授の中から学長が指名する者 2 名のほかに、附属病院長が指名する附属病院の診療科長若干名、事務局長、各部長、事務長の計 12～16 名となっている。協議会は事務局長が招集し、重要な審議結果については、理事長、学長又は常務理事会に具申することになっている。

#### 【点検・評価、長所・問題点】

各学部及び歯学部附属病院の管理運営上の問題については、理事長、学長及び常務理事会に上申され、円滑な運営の推進が図られており適切である。

### (4) 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

#### 【現状説明】

大学院研究科委員会の役割については、以下のように定めている。

#### ○奥羽大学大学院学則

##### 第 12 章 大学院研究科委員会

第 37 条 大学院に大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会の構成は学長、歯学部長、研究科長及び第 5 条に定める各専攻科目の主任をもって組織し、必要あるときは研究科委員会の決定により専攻科目の他の教員を加えることができる。

第 38 条 研究科委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院教員の選考に関する事項
- (2) 研究指導及び授業科目に関する事項
- (3) 入学、転学、退学及び除籍に関する事項
- (4) 賞罰に関する事項
- (5) 試験及び履修単位に関する事項
- (6) 学位論文の審査及び諮問に関する事項
- (7) その他研究科に関する重要な事項

第 39 条 研究科委員会委員長は、研究科長がその任に当たり会務を統理する。

第 40 条 研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第 41 条 研究科委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

2 議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

### 第 13 章 大学院運営委員会

第 42 条 本大学院の管理、運営のため大学院運営委員会を置く。大学院運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学 長
- (2) 歯学部長
- (3) 研究科長
- (4) 研究科の専攻科目主任若干名

2 前項第 4 号の委員は、研究科委員会がこれを選出する。

第 43 条 前条第 1 項第 4 号の規定する委員の任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

第 44 条 大学院運営委員会は学長の諮問に応じ次の事項を審議する。

- (1) 大学院に関する重要な規則の制定改廃に関すること。
- (2) 大学院の予算の方針に関すること。
- (3) 大学院学生の定員に関すること。
- (4) 大学院と歯学部その他の機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他大学院の運営に関する重要なこと。

第 45 条 大学院運営委員会は必要に応じ学長が招集し、その議長となる。

第 46 条 本学則に定めるもののほか、大学院運営委員会運営等につき必要な事項は大学院運営委員会が定める。

研究科委員会は、毎月第 3 水曜日に開催している。

運営委員会は、毎月 1 回の研究科委員会に先立って定期的で開催している。研究科委員会における報告事項や審議事項についてあらかじめ協議を行い、その円滑な運営を図って

いる。

### 【点検・評価、長所・問題点】

研究科委員会は、「奥羽大学大学院学則」に基づき、必要事項を処理しており、運営委員会は、研究科委員会に諮る大学院学則改正、学位規程改正、カリキュラム作成、学位論文審査委員の選出方法の改善、社会人特別選抜制度導入に向けた議案など数多くを策定し、有効に実施してきていることは適切である。

#### (5) 大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

##### 【現状説明】【点検・評価、長所・問題点】

大学院の研究科委員会と運営委員会は、学部教授会とは別に行われているが、研究科委員会のメンバーの多くが歯学部教授会のメンバーでもあることから、歯学部との協議・調整が必要な時は、円滑に対応している。

#### (6) 学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

##### 【現状説明】

#### ○学校法人晴川学舎寄付行為施行細則

第1条 奥羽大学の学長等の選任又は解任並びにその他必要事項については、この細則の定めるところによる。

第2条 奥羽大学の学長を選任する場合は、次の各号に掲げる者をもって組織する候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において候補者を選定し、理事会に推せんする。

(1) 理事長

(2) 理事の中から理事長が指名した者 3人

(3) 評議員の中から理事長が指名した者 2人

(4) 大学院研究科委員会において選任した者 2人

(5) 教授会において選任した者 各2人

2 選考委員会は、理事長が招集し、議長となる。

3 理事会は、選考委員会から推せんされた学長候補者につき審議決定し、理事長が任命する。

4 学長の解任は、あらかじめ教授会の意見を聴き、理事会が決定し、理事長が解任する。

5 学長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 第3項の決定は、評議員会に報告する。

第3条 奥羽大学の次の者の選任及び解任は、あらかじめ教授会の意見を聴き  
理事会が決定し、理事長が任命又は解任する。

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 学部長      | (3) 図書館長 |
| (2) 病院長、副病院長 | (4) 学生部長 |

2 奥羽大学の次の者の選任及び解任は、あらかじめ大学院研究科委員会の意見を聴き、理事会が決定し、理事長が任命又は解任する。

- (1) 大学院研究科長

### 【点検・評価、長所・問題点】

規程に基づいて適切な手続きを踏まえ、適正に選任されている。

### (7)学長権限の内容とその行使の適切性

#### 【現状説明】【点検・評価、長所・問題点】

学長の職務権限については、「学校教育法」第92条第1項第3号に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定されており、本学「学則」第14条に（1）学長 校務を掌り、所属職員を統督すると規定している。学長はこの規定に基づいて大学運営を適切に進めている。

### (8)学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

#### 【現状説明】

学部長の職務権限については、「学則」第14条に（2）学部長 学部の校務を掌理する、と規定している。大学院研究科委員会は、研究科長が委員長となって招集しその議長となると規定しており、研究科長は大学院全般について責任をもって諸活動を円滑に遂行している。

#### ○奥羽大学学則

（教授会の招集）

第16条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長は、当該学部教授会構成員の3分の1以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

（教授会の定足数）

第17条 教授会は、構成員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議決を要する場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決める。

## ○奥羽大学大学院学則

第 39 条 研究科委員会委員長は、研究科長がその任に当たり会務を統理する。

第 40 条 研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

### 【点検・評価、長所・問題点】

学部長は、教授会をはじめとして諸会議で規程に基づいて権限を行使しており適切である。

大学院研究科長も規定に基づいて、大学院の諸活動の取りまとめ役としての責務を果たしており、権限を適切に行使している。

### (9) 学長補佐体制の構成と活動の適切性

#### 【現状説明】

学部長、大学院研究科長、附属病院長、図書館長及び事務局長と事務局各部長が、それぞれの担当する部署の業務に関して学長を補佐している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

大学業務すべて規程に基づいて行われており適切である。

### (10) 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

#### 【現状説明】

本学を設置する「学校法人晴川学舎」の管理運営は、理事会及び評議員会が担っている。本法人の管理運営組織は、「学校法人晴川学舎寄附行為」により、理事長と理事 11 名(学長を含む)、監事 2 名及び評議員 31 名で構成(平成 20 年 6 月 1 日現在)している。常勤の理事の中から必要に応じ学事、財務、総務及び校友に関する業務を分掌する常任理事を委嘱している。理事長と常勤の理事で常務理事会を組織し、法人業務の連絡調整を行い、意思決定プロセスとして確立されている。決定事項の運用は、教授会や研究科委員会、あるいは事務局によって理事会との調整の上で実施している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

大学と法人理事会は、互いに連携しながら大学の意思決定を行っており適切である。

### 【将来の改善に向けた方策】

職員は理事会決定事項をより理解し業務の遂行に精進すること。

## (11) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性 9

### 【現状説明】

大学運営協議会は、本学及び歯学部附属病院の管理・運営の適正化を図り、教育と研究と診療が円滑に運営できるように、随時開催している。また、重要な審議事項については、理事長、学長又は常務理事会に具申して意見を聴き、意思決定をしている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

教授会と大学運営協議会は、互いに連携しながら適切に運営している。また、大学運営協議会と法人理事会との連携も適切である。

### 【将来の改善に向けた方策】

連携をさらに深めること。

## (12) 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

### 【現状説明】・【点検・評価、長所・問題点】

学校法人理事会と教学組織との調整は、法人理事を兼任している学長に委ねられている。法人理事会は、教授会等の教学組織の決定を尊重しており、教学組織と法人理事会との連携協力関係は適切である。

### 【将来の改善に向けた方策】

大学をとりまく環境が厳しい中で、教学組織と法人理事会の連携・協力を密にしておくこと。

### (13) 関連法令等および学内規程の遵守

#### 【現状説明】・【点検・評価、長所・問題点】

文部科学省、厚生労働省、福島県などの行政機関はもとより、関係諸機関から発出される法令等については遵守している。それらに關係する学内諸規程も整備して遵守し、適切に大学は運営している。

### (14) 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

#### 【現状説明】・【点検・評価、長所・問題点】

個人情報の保護を目的とした「奥羽大学個人情報保護に関する規程」を平成 17 年に定め、個人情報の適正な取得、利用、管理及び保存を図り、個人の権利利益やプライバシーの保護に資している。

また、「個人情報保護委員会」を設置し、個人情報にかかわる諸問題に対処できる審査体制を敷いていることは適切である。

#### 【将来の改善に向けた方策】

本学の各部署において「個人情報保護に関するガイドライン」を作成すること。

## 6. 財務

#### 【到達目標】

学生定員の確保を図り、均衡ある健全な財務体質を維持し続ける。

### (1) 中・長期的な財務計画の策定およびその内容

#### 【現状説明】

中・長期的財政計画と将来計画については毎年、決算後に「財務の健全性」を分析し評価することとし、日本私立学校振興・共済事業団で刊行している「今日の私学財政」の指標（全国私立大学の平均数値）と比較した経年比率分析表を作成している。またその比率分析表を基に「自己資金の蓄積力」「財政の耐久性」「財務構造の柔軟性」「資金調達と運用のバランス」などの評価と分析を行い、当該年度の決算の数値を基礎とした以後 5 年間のシミュレーションを展開している。

平成 19 年度以降の財政計画は、平成 16 年度に薬学部設置申請（当時は 4 年制度）に伴い計画をした消費収支予算決算総括表（平成 16 年度から平成 20 年度までの予算額）を政策により薬学部が 6 年制度に改まったことから、この完成年度（平成 23 年度）まで延長したシミュレーションの平成 22 年度までを決算額に改め、その履行状況を踏まえて本学の総合的将来計画に変更が必要であるか検討を加えたものである。

消費収支予算決算総括表での平成 16 年度から平成 22 年度まで 7 年間における予算額の履行状況は、収入の面では、総額で 41,300 万減収し、各年の収入率が予算に対して平成 16 年度 108.7%、平成 17 年度 103.7%、平成 18 年度 104.4%、にアップしたが、以降の平成 19 年度 96.6%、平成 20 年度 94.1%、平成 21 年度 95.7%、平成 22 年度 90.5%と収入率が下回った。それに対し、支出の面では、予算に対する消費支出の執行率が平成 16 年度 101.1%、平成 17 年度 97.5%、平成 18 年度 99.5%、平成 19 年度 100%、平成 20 年度 94.5%、平成 21 年度 87.8%、平成 22 年度 89.9%と平成 16 年度を除き同率か執行率が下回り、7 ヶ年で 145,500 万円の執行額が下回った。このことから、中期財政計画（平成 16 年度から平成 22 年度まで 7 年間）は予算額を収入が 41.300 万円下回り、支出が大きく抑制され 145,500 万円下回った状況で進行した。よって、平成 22 年度で翌年度に繰り越される消費収支は、執行額が抑制されたために第 2 号基本金組入れの計画予定額を除き 42,922 万円の収入超過となった。

ただし、平成 21 年度から歯学部・薬学部ともに入学定員の確保が出来ず総定員を下回り、帰属収入が減少している現状である。それに対して支出面において予算執行が抑制されたことで収入超過になっており、支出面の抑制には限界があるので、このままでは平成 23 年度以降は支出超過に陥り財政の悪化と繋がる。については、学生の定員確保が喫緊の課題である。

### 【点検・評価、長所・問題点】

歯学部は平成 20 年度募集定員 96 人の確保はできたが、薬学部は入学定員 200 人のところ 55 人（充足率 27.5%）と大きく定員割れが生じることとなった。薬学部は平成 21 年度から入学定員を 200 人から 140 人に変更するとともに授業料を 180 万円から 150 万円に入学金を 60 万円から 20 万円に引き下げて入学定員の確保を図った。その結果、入学充足率が平成 21 年度 66.4%、平成 22 年度 73.6%と少しずつ回復している。歯学部は平成 21 年度の入学生が 53 人（入学充足率 55.2%）と減少し、更に平成 22 年度は入学生 32 人（入学充足率 33.3%）と減少した。将来の財政の安定を図るためには、入学定員を満たす学生確保が絶対条件であることから、本学にとって大きな問題となった。私立大学を取り巻く環境は、全入時代といわれて非常に厳しく平成 22 年度入学状況では 4 割以上の大学が定員割れを起こしているという現況下にある。本学の入学定員充足率は、最悪の状態であり、学生確保の対策が喫緊の課題であると言える。

## 【将来の改善に向けた方策】

学生確保問題には、全学をあげて全精力をもって対処しているところである。定員確保が非常に厳しい現実である。平成 22 年度の新入学生を受け入れた後、緊急に学生確保対策委員会を立ち上げ、現状分析と今後の取り組みの検討（歯学部の入学定員及び学生生徒等納付金の見直しを含む）を行い、改善・改革に取り組み努めている。

## (2)教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

### 【現状説明】

1) 本学の教育研究予算は、実習費予算と研究費予算に区分されている。

実習費予算は、歯学部の基礎実習、模型実習、臨床実習、一般教養課程の実習及び薬学部の実習からなっている。各実習担当責任者から提出された平成 22 年度の予算要求は、学部の審査を経た後に予算査定を受け、理事会で決定され、歯学部の基礎実習に 1,296 万円、模型実習に 3,579 万円、臨床実習に 6,588 万円、一般教養課程の実習に 120 万円が配分され、また薬学部実習に 13,828 万円の配分が行われている。

①研究予算は、学部研究予算と大学院研究予算に区分されている。

1) 学部の研究予算は、研究者個人に配分される個人研究費と個人研究費では賄いきれない大型研究用設備等の研究費並びに電子顕微鏡研究施設等に配分される共同研究施設研究費及び共同研究費に区分している。

2) 大学院研究予算は、大学院生を受け入れている各大学院教員に、その大学院生が納付する授業料の 70%を配分している。その他、外部講師の招聘に伴う費用等を大学院研究科の審査を経て予算査定で認められたものを計上している。

3) 共同研究施設研究費は、電子顕微鏡研究施設・放射性同位元素共同研究施設・動物実験施設・組換え DNA 実験共同研究施設等の各施設長から提出された予算要求を、予算査定を経て理事会決定後平成 22 年度に 2,898 万円の配分が行なわれている。

共同研究費は、総額 1,000 万円で共同研究の代表者から予算請求が提出され、審査委員会の審査を経て予算査定の結果、配分される。

その他、外部機関から教員が受納する奨学研究等の研究費は、受納額の 90%を受納する教員に配分している。

4) 個人研究費は、講座制を採っている歯学部と学科目制を採っている薬学部では配分予算額は異なるが、一人当たりがほぼ同額の配分となっている。歯学部は、個人研究費として教授、准教授に各 40 万円、講師に 30 万円を配布するほか、講座研究費として主任教授に一講座あたり約 165 万円を配分している。薬学部は教授、准教授

に各 50 万円と、講師に 40 万円を配分するほか、助手の研究費（薬学部長の裁量により執行）を予算化している。大型研究用設備等の研究費は、各研究者から提出された予算要求を、学部審査を経て、予算査定で認められたもので、平成 22 年度は 571 万円が配分された。

### 【点検・評価、長所・問題点】

予算の要求から配分については、教育研究の目的を達成するため、各実習責任者や研究者が目標を設定して予算要求されており、実習と研究が十分実施できるように配慮した査定が行なわれた配分となっている。

### 【将来の改善に向けた方策】

予算は各部署が執行計画を作成し、効率的な執行に取り組んでいるが予算の執行計画の一部に潤沢な計画が見受けられるので、検討の必要がある。その他、科学研究費や奨学研究費の獲得を奨励して研究活動の活性化に務めなくてはならない。

## (3) 文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

### 【現状説明】

○ 本学の文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況は次のとおりである。

#### 科研費・寄附金等の受入状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
科 研 費	16 件	14 件	15 件	13 件
	2,070 万円	2,307 万円	2,759 万円	1,334 万円
寄附金等	13 件	8 件	7 件	8 件
	1,126 万円	735 万円	485 万円	964 万円

- 資産の運用は、元本が保証された確実に効率的な運用を進めることから、日本国債と大口定期預金等で運用している。平成 22 年度の資金運用は、150 億円を日本国債で 100 億円を大口預金等で預託し、0.64%で運用し 1 億 6 千万円の資産運用収入を獲得した。

## 【点検・評価、長所・問題点】

平成 17 年度に薬学部が新設され、外部資金(寄附金)の受け入れが増えたが他大学の同学部と比較して、科研費や外部資金の受入は少ない。

資産運用収入は、ゼロ金利の解除から運用益がやや高まったほか、元本が保証され効率運用が図れる国債高を増やして収益を高めている。

## 【将来の改善に向けた方策】

文部科学省科学研究費や外部資金の獲得を奨励し、一層の増加を図り研究活動の活性化に努める必要がある。

資産運用は、これまでと同様に元本が保証される確実な預託で、効率運用を図らなければならない。また、高収益を得るために長期な期間の預託は、将来に大きなリスクを伴う危険がある。したがって、本学は5年以内の預託で高収益を得ることが出来る運用に努める。

## (4) 予算編成の適切性と執行ルールの明確性

### 【現状説明】

理事会で決定された予算額は、予算部署の責任者に査定後の予算額と配当額を確認の上、予算成立後に年額を配分している。予算部署の責任者は、配分された予算額を備えてある「予算差引簿」に継続した記録を行い十分な管理のもと、執行状況を把握し、その効果の分析をおこなっている。予算部署で検収した執行調書は、予算差引簿に記帳して財務部に提出される。提示された予算差引簿は、執行調書と検証して財務検証印が押印されるシステムになっている。また、個人研究費は、年度の当初に年額を指定口座に振込みを行なう。執行の報告については、前期(4月から9月まで)と後期(10月から3月まで)の二期に分けて精算するシステムになっている。したがって、各部署において予算執行(支出負担行為)され検収がすんだ調書は、月単位で予算差引簿と財務のコンピュータにより統一管理されることになっている。

財務部長は、予算差引簿における継続記録を検証して、四半期毎の執行実績と前年度実績と比較検討をした状況を理事長に報告する。また、第3四半期では、実績報告に加えて仮決算報告書を作成し、予算執行に伴う効果について分析した報告をしている。この当該年度の執行状況の分析と評価が、執行の効果と効率を高めるとともに、次年度の予算編成に繁栄されるようになっている。

## 【点検・評価、長所・問題点】

予算の配分と執行システムは、検収と確認が十分に行われる体系になっており、業務は正常に機能しており問題点はない。

## 【将来の改善に向けた方策】

将来、設備された学内 LAN を活用して伝票や予算差引簿をコンピュータで処理・管理できる体制を整え、各所属と財務の経理処理が一体的に処理できるシステム構築を図る必要がある。

### (5) 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

#### アカウントビリティを履行するシステムの導入状況

##### 【現状説明】

財務監査は、経理規程第 10 章の第 51 条から第 53 条に則り監事が毎年 2～3 回実施している。監事が作成した監査報告書は、理事会及び評議員会へ提出される。また、監事は毎回理事会、評議員会に出席している。

稟議及び会計関係書類等の監査資料は、経理規程をはじめ諸規程等に基づき各所属でチェック機能を果たすシステムが働き、整備されている。また、監事の要請のあった総ての帳票及び証拠書類等は、提示または提出して検証を受けている。

予算に関する基準規程第 11 条、第 12 条に基づき財務部長は、各所属が備え継続記録された予算差引簿の執行状況を取り纏め、四半期毎に実績を理事長に報告をしている。また、第 3 四半期には、実績報告書に加えて仮決算書を作成し、予算執行に伴う効果を分析した報告を行っている。

## 【点検・評価、長所・問題点】

事務組織規程、事務分掌規程、職務権限規程及び経理規程等を遵守し、書類の整備と履行状況が一般的に検証できる明確なシステム体制のもとで実践されている。

## 【将来の改善・改革に向けての方向】

設備された学内 LAN システムを活用して経理処理の一本化を図り、予算管理と執行状況をリアルタイムで管理できる体制にする。

## (6) 監査システムの運用の適切性

### 【現状説明】

財務監査は、経理規程第 10 章の第 51 条から第 53 条に則り監事が実施している。毎年 2～3 回の監査が実施されている。

監査の内容は、財産の管理状況及び予算執行状況並びに理事の業務執行状況について行われている。監事は外部監事の 2 名が置かれている。監事の選任にあたっては、学校法人の業務運営や財産状況を監査するに相応しい学識経験者として、理事会が推薦した会計事務所経営者と弁護士の 2 名を評議員会の同意を得て理事長が任命している。

監査は、中間監査と決算監査が毎年 2 回以上行なわれている。その際、財務担当理事から監事に定期的に学校法人の業務状況等の報告をするとともに、監事から要請された帳簿と証拠書類の総てを提示し突合を得て、誤謬や脱漏の防止が十分に図られているほか、財務比率等の検証を得て財政の健全性のチェックも併せて行われている。また、監事は理事会及び評議員会に毎回出席して運営状況を把握している。更に、公認会計士の監査に毎回立ち会っている。

### 【点検・評価、長所・問題点】

監事が公認会計士の監査に毎回立会うことは評価される。

### 【将来の改善・改革に向けての方向】

財務システムが内部監査機能を果たしている。

## (7) 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、項目毎の比率の適切性

### 【現状説明】

財務比率は、本学の「財政の健全性」について分析と評価をする観点から、毎年別表 1 のとおり日本私立学校振興・共済事業団で作成する財務比率比較表の全国大学法人の平均値と比較する消費収支計算書関係比率と貸借対照表関係比率を作成している。

平成 22 年度の「財務状況のゆとり」と「財政のつりあい」について、比較分析すると以下のとおりである。

消費収支計算書関係比率では、学生生徒等納付金比率は 78.4%で、全国大学法人平均（以下「全国平均」という。）72.7%と比較すると 5.7 ポイント高く、学生生徒等納付金収入の依存度がやや高くなっている。また、寄付金比率 0.1%（全国平均 2.5%）、補助金比率 6.9%（全国平均 12.9%）は全国平均に比べ低くなっている。支出の面から

みると本学の人件費比率 59.8%（全国平均 52.6%）と教育研究経費比率 36.3%（全国平均 30.9%）は全国平均より高く、管理経費比率 9.3%（全国平均 10.3%）はやや低くなっている。なお、消費収支比率 3380%（全国平均が 110.8%）は第 2 号基本金組入額 40 億円により高回ったものであり、これを除くと 104.3%であり全国平均を 6.5%下回っている。

なお、平成 22 年度学生生徒等納付金比率は、78.4%であり、平成 20 年度 73.2%、平成 21 年度 69.5%に比較し、少しずつ依存度が高回っている。

貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率が 95.8%（全国平均 86.8%）で財務構造の柔軟性が高いことが示されており、また、総負債比率も 4.2%（全国平均 13.2%）であり、財政面の安定性が高いことが証明されている。

更に、流動比率 1992.2%（全国平均 232.7%）も全国平均に比較して高く、資金の流動性があり、財政が安定している状況である。今後も、更に財務状況のゆとりと財政のつりあいがとれた健全な財務の構築に努めていきたい。

#### **【点検・評価、長所・問題点】**

総負債比率は全国平均に比べ 9 ポイント低く、財政の安定性が高いことは評価できる。しかし、平成 21 年度以降歯学部・薬学部ともに入学定員充足率が大幅に低くなっており、今後こうした状況が続くことになると財政比率の悪化に繋がる懸念される。

#### **【将来の改善に向けた方策】**

今後、入学定員の確保に努めるとともに学生生徒等納付金以外の収入、すなわち資産運用収入や事業収入の増加を図る必要がある。

## 7. 点検・評価

### 【到達目標】

適切な自己点検・評価を実施し、本学の目的達成に資する。

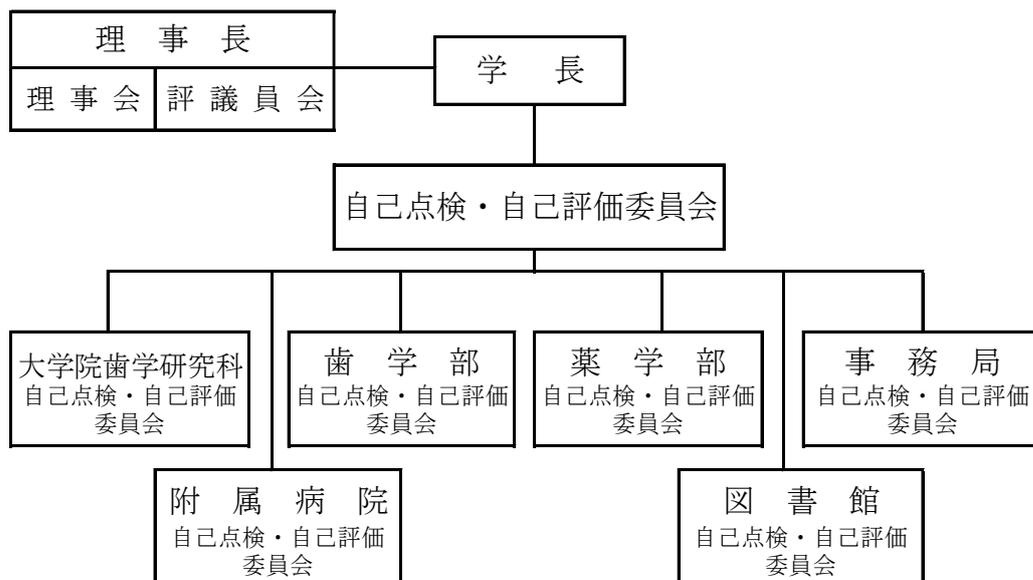
### (1) 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための  
制度システムの内容とその活動上の有効性

### 【現状説明】

本学では平成 16 年 4 月に奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程を制定し、平成 17 年 1 月に「奥羽大学歯学部 点検・評価報告書」を大学基準協会に提出するに至った。大学としての自己点検・自己評価を実施することは、大きな視野からの点検・評価もさることながら、部署ごとの点検・評価が全体の点検・評価を構成することに鑑み、本学全体の自己点検・自己評価を行う上の「奥羽大学自己点検・自己評価規程」と、本学の部署を、大学院、歯学部、薬学部、事務局、附属病院、図書館の 6 つとし、それぞれの部署の自己点検・自己評価委員会規程「奥羽大学大学院研究科自己点検・自己評価規程」「奥羽大学歯学部自己点検・自己評価規程」「奥羽大学薬学部自己点検・自己評価規程」「奥羽大学事務局自己点検・自己評価規程」「奥羽大学附属病院自己点検・自己評価規程」「奥羽大学図書館自己点検・自己評価規程」を平成 18 年 7 月に定め整備した。

### <奥羽大学自己点検・自己評価組織>



平成16年4月から認証評価制度が導入され、各大学は定期的に第三者評価を受けることを法的に義務付けられた。本学は、認証評価機関である「大学基準協会」から平成20年3月に「大学基準に適合している」との認定を受けたが、認定期間が2年間の平成22年3月までのため、再び「大学評価（認証評価）申請書」を作成し平成21年1月に提出、翌21年2月には申請受理の通知があった。評価の結果、平成22年3月12日付けにて同協会より「貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定期間は平成22年4月1日より7年間平成29年3月までとする」との通知を受けた。

## (2) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

### 【現状説明】

「2009(平成21年)年度「大学評価」申請用 点検・評価報告書」をホームページで公表している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

基準協会の基準に適合していると認定を受けて体制が整備されたことは適切である。

### 【将来の改善に向けた方策】

基準協会の認定評価・結果を踏まえ、各単位における改善を進めて問題点と課題の分析を十分に行うこと。

## 8. 情報公開・説明責任

### 【到達目標】

開かれた大学としての信頼と評価を得るために、可能な限り本学の情報を公開する。

## (1) 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

### 【現状説明】

本学は、公共性を有する法人として財務情報の公開を行い、常に関係者の理解と協力を得られるように財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書並びに監事による監査報告書を事務所に備え置き、利害関係者から閲覧の請求があった場合に対処できるシステムを整備している。

また、財務三表（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）については、本学

の広報誌「奥羽大学報」に主な事業の概要のほか、財務諸表の読み方や内容の解説を加えて掲載している。

#### **【点検・評価、長所・問題点】**

財務諸表の読み方や内容の解説を簡潔にし、内容の充実化を図るべきである。

#### **【将来の改善に向けた方策】**

今後、さらに公開の内容について検討し教職員、同窓会員、保護者等大学関係者から理解を得られるように改善をしていきたい。

### **(2) 情報公開請求への対応状況とその適切性**

#### **【現状説明】**

本学は、財務情報の公開の請求(閲覧を含む)があった場合に、利害関係者を対象に常に対処できるように関係書類を事務所の金庫に備えて、受け付け書類等システムの整備をしているが、現在までにその請求はなかった。

#### **【点検・評価、長所・問題点】**

本学の開設年度からの書類が整備されている。

#### **【将来の改善に向けた方策】**

今後も怠りなく整備に努める。

### **(3) 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性**

#### **【現状説明】**

平成18年7月1日「奥羽大学自己点検・自己評価規程」を定めた後は、評価結果について毎年度これをまとめ「奥羽大学自己点検評価報告書」として本学のホームページ上で公表している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

平成 18 年度から公表しているのは適切である。

#### (4) 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

##### 【現状説明】

平成 21（2009）年度に大学基準協会の認証評価を受け、評価の結果、本学は大学基準に適合していると認定されたが、この時の「大学評価」申請用、点検・評価報告書を本学のホームページ上で公表している。

さらに平成 22（2010）年度に実施した、自己点検・自己評価に係る外部評価委員会実地視察概要もホームページ上で公表している。

### 【点検・評価、長所・問題点】

規程にしたがって外部評価を実施し、その結果を公表していることは評価できる。